

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

妊娠を他者に知られたくない女性に対する

海外の法・制度に関する調査研究

報告書

平成31（2019）年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目次

第 I 章 調査研究の概要	1
1. 調査研究の背景と目的.....	1
2. 調査対象.....	2
3. 用語の定義.....	2
(1) 妊娠を他者に知られたくない女性.....	2
(2) 子どもの手放し.....	2
(3) 法に基づく施策・法制度に位置づけのない取組.....	3
4. 調査の手法.....	3
(1) 分野横断的文献レビュー.....	4
(2) 文献に基づく法制度・取組の調査.....	4
(3) 行政当局等への聞き取り調査.....	4
5. 体制.....	5
(1) 調査研究委員会の構成委員.....	5
(2) 調査研究事務局.....	5
(3) 調査研究委員会の開催状況.....	5
6. 調査結果の要約.....	6
第 II 章 分野横断的文献レビュー	7
1. 文献の選定.....	7
(1) 調査対象とする文献の範囲.....	7
(2) 文献を検索するデータベース.....	7
(3) 文献を検索するためのキーワード.....	7
(4) 文献の選定手順.....	7
(5) 文献の選定プロセス.....	9
(6) 最終的な文献リスト.....	11
2. 文献リストに基づくレビュー結果.....	16
(1) 先行研究が対象としている国・地域.....	16
(2) 先行研究における論点.....	17
3. まとめ.....	22
第 III 章 アメリカ	24
1. 概要.....	24
2. 妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度を取り巻く状況.....	24
(1) 法・制度の背景.....	24
(2) 国内世論.....	26
(3) 民間の取組み.....	27

3.	妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度	27
(1)	乳児避難所法の内容	27
(2)	乳児避難所法をめぐる主な論点	32
(3)	母子保健一般の施策	34
第 IV 章 イギリス		36
1.	概要	36
2.	妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度を取り巻く状況	36
(1)	社会・文化的背景	36
(2)	身分法における母子関係	39
(3)	法制度に位置づけのない取組	40
(4)	国連人権保障メカニズムによる勧告	40
3.	妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度	41
(1)	母子保健一般の施策	41
(2)	秘匿された妊娠（CP）及び否定された妊娠（DP）を対象とした施策	42
(3)	その他	49
(4)	その他イギリスの親子法及び CP・DP に関連しうる法律・規定	50
第 V 章 韓国		51
1.	概要	51
2.	妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度を取り巻く状況	52
(1)	法・制度の背景	52
(2)	国内世論	58
(3)	民間の取組み	62
3.	妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度	68
(1)	母子保健一般の施策	68
(2)	妊産婦支援拡大および秘密出産に関する特別法案	68
(3)	法・制度に対する評価	72
第 VI 章 ドイツ		75
1.	概要	75
2.	妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度を取り巻く状況	75
(1)	法・制度の歴史的背景	75
(2)	法制度に位置づけのない取組	77
(3)	法制度導入に至る議論の変遷	81
3.	妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度	83
(1)	内密出産制度	83
(2)	母子保健一般の施策	94
(3)	法・制度に対する評価	95

第 VII 章 フランス	104
1. 概要.....	104
2. 妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度をとりまく状況.....	105
(1) 法・制度の歴史的背景.....	105
(2) 主要なステークホルダー.....	110
(3) フランス民法における母子関係.....	111
(4) 匿名出産をめぐる判例、国連勧告等.....	111
<参考1> Odievre v France (42326/98) [2003] と Godelli v Italy (33783/09) [2013].....	112
<参考2> Kearns v France (35991/04) [2008].....	114
<参考3> 児童の権利に関する条約委員会勧告（抜粋）（事務局翻訳）.....	115
3. 妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度（内容）.....	117
(1) 匿名出産制度.....	117
(2) 母子保健一般の施策.....	122
<参考4> 民法（抜粋）.....	125
<参考5> 社会活動及び家族法典（CASF）（抜粋）（事務局翻訳）.....	126
<参考6> 養子及び国家後見子の出自へのアクセスに関する法律（ロイヤル法）（概要）（事務局作成）.....	128
4. 妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度（実施体制、政府認識、その他）.....	129
(1) 匿名出産制度及び母子保健一般の施策の実施体制.....	129
(2) 匿名出産制度の利用状況.....	132
(3) 匿名出産制度に関する政府の認識.....	135
(4) 最新の動向と世論.....	137
第 VIII 章 まとめ	140
1. 各国における法制度・取組のまとめ.....	140
(1) アメリカ.....	140
(2) イギリス.....	141
(3) 韓国.....	142
(4) ドイツ.....	142
(5) フランス.....	143
2. 総括.....	144
参考資料	146
1. 韓国の状況（姜委員ご提供資料）.....	146
2. ドイツの状況（バウアー委員ご提供資料）.....	155

第I章 調査研究の概要

1. 調査研究の背景と目的

0日児・0か月児に対する遺棄や身体的虐待は、現在の日本でも深刻な社会問題である。遺棄・虐待の主な背景の一つには、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」があるといわれている。つまり、思いがけない妊娠をした女性が、経済的困窮やメンタルヘルス上の問題、周囲のサポートを得られないこと等により、妊娠の継続や出産・養育に関して非常に困難な状況（以下、「危機的状況」という。）に陥り、子どもの養育態度を適切に選択できず、遺棄や虐待を行ってしまう場合があると考えられる。

これを踏まえ、厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第14次報告）」（2018年8月）では、児童遺棄・虐待の防止策の一つとして、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」をした女性に対する妊娠期からの養育支援を挙げている。国の法制度や政策もまた、同様の認識から、児童虐待の防止に女性への支援という観点を取り入れている。平成28年に一部改正された児童福祉法等においては、児童虐待の発生予防及び早期把握と必要な支援の提供を目的として、母子健康包括支援センターの設置等により危機的状況にある女性に対する妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援等が強化された。こうした行政の支援体制によって、多くの女性が出産や子どもの養育態度を適切に選択できるようになることが期待される。

他方で、危機的状況にある女性の中には、家族・知人、行政、医療機関等、女性をとりまく様々な他者に妊娠を知られたくないという思いを持つ女性（以下「妊娠を他者に知られたくない女性」という。）もいると思われる。このような女性の場合、妊娠の継続や出産・養育に関する各種支援制度へのアクセスを避けがちであるために、母子の生命・健康の損失や児童遺棄・虐待のリスクが特に高くなることが予想される。

同様の問題は、先進国を含め諸外国でも古くから存在し、各国はそれぞれの法制度・取組により、母子の生命・健康の保護を図ってきた。しかし、法制度・取組のあり方は、各国の歴史や文化、政治的背景、関連法の仕組みなどの違いから、国によって様々である。例えば、フランスやドイツのように、女性への充実した支援の仕組みに加えて、匿名で出産や出生登録をすることを可能とする法制度を有する国もあれば、アメリカのように、出産後に子どもを匿名で引き渡すことを可能とする法制度を有する国もある。また、イギリス¹のように、主に女性への支援により、匿名での出産や引渡し自体を抑制することに焦点を当てている国もある。さらに韓国のように、匿名で子どもを託す行為や出産について、擁護派と反対派それぞれが主張し、整理しているさなかの国もある。アプローチは国により様々であるが、いずれも危機的状況にある女性に対して、母子の生命・健康の保護や、子どもの養育態度について適切な選択を促そうとするものである点で、共通している。

本事業は、諸外国（アメリカ、イギリス、韓国、ドイツ、フランス）における妊娠を他者に知られたくない女性を対象とした法制度・取組を把握・整理し、日本における議論の参考資料として提供するものである。各国の法制度・取組がどのような経緯で成立したのか、何に焦点を当てているのか、どのような効果が期待されているのか、といった点を国ごとに分析する。

¹ 本調査では断りが無い限り「イギリス」はイングランドとウェールズを意味する。

2. 調査対象

本調査研究の対象は、アメリカ、イギリス、韓国、ドイツ、フランスの計5か国における、妊娠を他者に知られたくない女性を対象とする法制度・取組である。

ただし、文献レビュー（第II章）においては、妊娠を他者に知られたくない女性をとりまく一般的な課題をよりの確に把握するため、上記5か国以外の海外先進国も調査対象に含めた。

3. 用語の定義

この報告書において使用する重要用語の定義は、以下のとおりである。

(1) 妊娠を他者に知られたくない女性

「予期しない／計画しない妊娠」²等をした女性は、妊娠の継続や子どもを産み育てることを前向きに受け止められないことがある。このような女性の中には、出産時の選択（出産するか人工妊娠中絶をするか、出産するとしたらどこで出産するか）や出産後の選択（自分で産み育てるのか、養子縁組をするか等）について、(i)家族・知人・行政・民間支援団体等からの支援を得ながら意思決定をする女性がいる一方、(ii)家族・知人、行政、医療機関等、様々な他者に妊娠を知られたくないという思いから、意思決定にあたり特に大きな困難を抱えている女性もいる。

本調査における「妊娠を他者に知られたくない女性」とは、主に(ii)の女性を指すものとする。ただし、(i)と(ii)は明確に区別することは難しいことに加え、(i)から(ii)へ、あるいは(ii)から(i)へ転じることもあることに留意すべきである。「予期しない妊娠／計画していない妊娠」等をした女性の多くは、出産時や出産後の選択に関し困難を抱えているのであり、家族・知人や行政その他から支援を得て意思決定をしたからといって、困難がなかったことを意味しない。また、初めは他者に知られたくないとの思いが強く、意思決定にあたり特に大きな困難を抱えていたとしても、のちに支援を受けることで困難が軽減されることもある。

なお、妊娠が予期・計画していたものであっても、その後に生じた事情により、妊娠の継続や出産・養育について前向きに受け止められず、妊娠を他者に知られたくないと考えるに至った女性もいる。本調査における「妊娠を他者に知られたくない女性」には、このような女性も含まれる。

(2) 子どもの手放し

アメリカの乳児避難所法、ドイツの内密出産制度、フランスの匿名出産制度など、一定の条件下で、子どもを養育しないことを前提とした出産または引渡しが法令上認められている国がある。一方で、イギリスや韓国のように、このような行為が常に刑法上の犯罪に該当する国もある。そのため、親が子どもを手放すことに関する用語・定義は国によって様々であり、統一的な用語と定義を設定しなければ、各国比較をすることが難しい。

² 厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果について（第13次報告）」では、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」について、「様々な事情により、妊婦やそのパートナーが、妊娠を継続することや子どもを産み育てることを前向きに受け止められず、支援を必要とする状況や状態にあること」と定義されている。

Browne ら (2012)³は、欧州連合 (EU) 域内における子どもの手放し (child abandonment) の現状と防止策について体系的に整理した。この文献において「子どもの手放し」には、「オープンな手放し (open abandonment)」と「秘密裏の手放し (secret abandonment)」の両方が含まれ、前者は「親としての責任を放棄し今後も養育しない意図をもって、誰かに分かる状態で子どもを手放すこと」、後者は「親としての責任を放棄し今後も養育しない意図をもって、誰にも知られずに子どもを手放すこと」と定義されている。

本調査では同文献を参考に、「子どもの手放し」を「親としての責任と権利を放棄し今後も養育しない意図をもって、誰かに分かる状態で、または誰にも知られずに子どもを手放すこと」と定義する。

(3) 法に基づく施策・法制度に位置づけのない取組

海外先進国における妊娠を他者に知られたくない女性を対象とした取組の中には、アメリカの乳児避難所法やドイツの内密出産制度、フランスの匿名出産制度のように、法令を根拠とする取組もあれば、韓国・ドイツのベビー・ボックスのように、法令に基づくものではないが、民間で広く実施されている取組もある。

本調査は、法に基づく施策（個人の権利義務を定める法、命令、法令に基づき実施される取組）と、法制度に位置づけのない取組（民間支援団体や教会で実施されているものなど、法に基づく施策以外の仕組み）の両方について、対象とする。

図表 I-1 本調査における用語の定義

用語	定義
妊娠を他者に知られたくない女性	家族・知人、行政、医療機関等、様々な他者に妊娠を他者に知られたくないという思いから、出産時や出産後に関する意思決定にあたり、特に大きな困難を抱えている女性
子どもの手放し	親としての責任と権利を放棄し今後も養育しない意図をもって、誰かに分かる状態で、または誰にも知られずに、子どもを手放すこと
法に基づく施策	個人の権利義務を定める法、命令、法令に基づき実施される取組
法制度に位置づけのない取組	民間支援団体や教会で実施されているものなど、法に基づく施策以外の仕組み

4. 調査の手法

本調査研究は、分野横断的文献レビュー、文献に基づく法制度・取組の調査、行政当局等への聞き取り調査、の三つの調査によって構成される。

³ Browne, K., Chou, S., & Whitfield, K. (2012). *Child abandonment and its prevention in Europe. The University of Nottingham, UK.*

(1) 分野横断的文献レビュー

分野横断的な文献レビューにより、妊娠を他者に知られたくない女性をめぐる論点について、諸外国ではどのような点が議論されているのかを整理し、問題の全体像を把握した。

手順としては、あらかじめ定めたキーワードにより、データベースで日本語・英語の先行研究を検索・スクリーニングし、残った文献から論点を整理した。具体的な手法は、第 II 章の冒頭で説明する。

(2) 文献に基づく法制度・取組の調査

分野横断的文献レビューで明らかになった、妊娠を他者に知られたくない女性をめぐる論点を踏まえつつ、アメリカ、イギリス、韓国、ドイツ、フランスの法制度・取組について調査した。

調査には、分野横断的レビューで作成した文献リストだけでなく、その他の学術論文、各国行政当局の作成したレポートやパンフレット、法令、判例、関係する民間支援団体のホームページなど、あらゆる文献を使用した。

調査の結果は、「行政当局等への聞き取り調査」の結果と合わせて、対象国ごとにまとめた。(第 III 章～第 VII 章)。これを一つのマトリクス表にまとめたものが「6. 調査研究の要約」である。

(3) 行政当局等への聞き取り調査

文献に基づく法制度・取組の調査結果のうち、次の項目について、対象国の関係行政機関等に対し、メールまたはインタビューによる聞き取り調査を行った。

- 文献のみでは情報が不足しており、追加情報がなければ分析ができない項目
 - 文献により一定の情報は収集できたが、さらに具体的な情報を追加することにより、より効果的な分析が見込まれる項目
 - 文献により収集した情報について、情報の正確性が疑われるため、確認が必要な項目
- 調査対象機関と調査方法は、以下のとおりである。

図表 I-2 行政当局等への聞き取り調査の対象と調査方法

国	調査対象機関名	調査方法
アメリカ	カリフォルニア州社会福祉局児童虐待防止室	メールによる照会
イギリス	保健社会福祉省、現地の研究者（御園生直美氏 ⁴ ）、実務者（助産師、保健師、産婦人科医）	メールによる照会
韓国	女性政策研究院、国家人権委員会、社会福祉法人愛欄院、NGO 国際子ども人権センター	姜委員と事務局職員による現地インタビュー調査
ドイツ	ドイツ連邦家族省（担当課長）	日本でのシンポジウム（2018年8月22日）の場における個別インタビュー調査

⁴ The Tavistock & Portman NHS, Associate member、白百合女子大学生涯発達研究教育センター研究員（発達心理学、臨床心理学）

フランス	個人的ルーツへのアクセスに関する国家諮問委員会（CNAOP）、パドカレ県児童社会扶助機関（ASE）	現地調査会社（KSM NEWS & RESEARCH ⁵ 義江真木子氏）を通じたインタビュー調査
------	---	---

5. 体制

本調査研究を実施するにあたり、有識者からなる調査研究委員会を設置し、調査研究方針の検討・実施・報告書のとりまとめ等のため、専門的助言を得るための会合を4回開催した。

(1) 調査研究委員会の構成委員

- ・ 姜 恩和 埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉子ども学科准教授
- ・ 田巻 帝子 新潟大学法学部教授
- 床谷 文雄 大阪大学大学院国際公共政策研究科・法学部教授
- ・ トビアス バウアー 熊本大学大学院人文社会科学部准教授
- ・ 吉田 一史美 日本大学生物資源科学部専任講師

※ ○は委員長

【オブザーバー】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 竹中 大剛 課長補佐
 佐々木 淳也 課長補佐
 島 玲志 児童福祉専門官

(2) 調査研究事務局

三菱UFJ リサーチ&コンサルティングが調査研究事業を遂行し、事務局が報告書を執筆・編集した。

家子 直幸 社会政策部 主任研究員
 近藤 碧 国際研究室 研究員
 松井 望 社会政策部 研究員
 矢野 麻美子 国際研究室 研究員

(3) 調査研究委員会の開催状況

日程	回数	主な検討事項
2018年8月8日	第1回	調査設計の確定
2018年10月11日	第2回	分野横断的文献レビューの経過報告 調査対象国に関する知見の共有
2018年12月6日	第3回	分野横断的文献レビューの結果報告 文献に基づく法制度・取組の調査の経過報告
2019年3月13日	第4回	文献に基づく法制度・取組の調査の結果報告 行政当局等への聞き取り調査の結果報告 最終報告書の検討

⁵ フランスパリ市を拠点とするリサーチ会社。

6. 調査結果の要約

	アメリカ	イギリス	韓国	ドイツ	フランス	
背景	歴史・文化等	○1999年、テキサス州において、公共トイレやごみ箱など安全でない場所での乳児遺棄事件に関する報道が増加するなど、乳児遺棄が社会問題化したことを受け、アメリカで初めて乳児避難所法を制定 ○2000年には16州、2002年には6州が乳児避難所法を制定 ○現在は全米50の全ての州、コロンビア地区、プエルトリコで乳児避難所法が制定されている	○2000年代、乳幼児の遺棄は毎年50～70件発生 ○政策としては、妊婦や若い母親などの女性への支援に重点を置いてきた	○儒教的価値観に基づく結婚規範や家族規範の影響が強く、ひとり親・未婚母への社会的理解や行政支援は限定的 ○朝鮮戦争後に始まった養子縁組は、養親が実子として出生届を出すのが慣例 ○2005年前後、少子化を背景に女性の権利保障が進展 ○2009年に民間のベビー・ボックスが初めて設置 ○2012年の養子縁組特例法改正で実親による出生届を義務化したところ、ベビー・ボックスへの預入れが急増 ○2018年に秘密出産特例法案が議員立法で上程	○18世紀初め、孤児院でベビー・ボックスの原型設置 ○1990年代後半から2000年頃、民間で、匿名による子供の委託の諸形態を展開 ○2009年、民間における匿名による子どもの委託の諸形態について、ドイツ法に違反する旨、ドイツ倫理審議会が見解・勧告。2011年、ドイツ青少年研究所が調査報告書で同趣旨の意見	○18世紀末には医療機関における匿名での出産を認める制度が存在 ○1993年、民法で匿名出産を規定 ○匿名出産で生まれた子供たちを中心とした出自を知る権利を求める運動等を受け、2002年、個人的ルーツへのアクセスに関する国家諮問委員会(CNAOP)創設
	人工妊娠中絶の条件等(ここでの妊娠週数の起算日は、最終月経の初日)	○人工妊娠中絶は常に政治における主要な論争の対象であり、保守的な風土を持つ州も多い ○条件は州法により異なるが、妊娠週数の規制は以下 ・「胎児が母体外生存可能性を備えた後」(通常、妊娠24～28週)を禁止:計18州(カリフォルニア州等) ・妊娠25週以降を禁止:計1州(バージニア州) ・妊娠20～24週以降を禁止:計24州(テキサス州等) ・胎児が母体外生存可能性を備える前の人工妊娠中絶を禁止する法を制定したが、裁判所から差止め:計8州(ルイジアナ州等)	○原則として禁止 ○妊娠24週目までは、2名の医師の同意があれば、母親の救命のため、母親の肉体的又は精神的健康を守るため、胎児異常又は社会的若しくは経済的理由により、中絶が可能 ○母親の生活や健康が深刻に脅かされている場合、又は胎児異常の重大なリスクがある場合は、期間に制限なし	○原則として禁止 ○母子保健法において、特定の遺伝的障害や母子感染症の可能性があることや、近親間や性被害による妊娠などに限り、堕胎罪に当たらない例外として認められる	○原則として禁止 ○妊婦が中絶の3日前までに妊娠葛藤相談所の助言を受けている場合は、妊娠14週まで中絶が可能 ○妊婦の生命に対する危険又は身体・精神上の重い障害の危険を避けるために必要な場合、強姦による妊娠の場合は、妊娠葛藤相談を経ずに中絶が可能	○「自由意志による中絶」は妊娠14週まで ○「医学的理由による妊娠中絶(2名の医師により、「女性の健康に重大な損失を与える」又は「診断の際に生まれてくる子どもに治癒不可能な特定疾患の可能性がある」と認められた場合)は期間に制限なし
取組の現状	妊娠を他者に知られたいくない女性に対する法・制度の名称等	○州によって名称が異なるが、総称としては「乳児避難所法」(Safe Haven Law) (例)カリフォルニア州:「安全な乳児引渡し法」(Safely Surrendered Baby Law)(2001年制定)	○各地域の地方児童保護委員会(LSCB)が「秘匿された妊娠(OP)」や「否定された妊娠(DP)」に関するガイドラインを作成(内容は互いに類似)	○未婚ひとり親家族福祉施設(根拠法はひとり親家族支援法、2018年改正)	○内密出産法(2014年5月1日施行)	○匿名出産制度(根拠法は、民法と、社会活動及び家族法典)
	匿名での出産	(以下は、2016年時点の情報) ○約16州およびコロンビア特別区では、親の匿名性を法令で保証 ○27州とプエルトリコでは、乳児避難所提供者は親を特定する情報の提供を求めることはできない ○15州では、親が自発的に提供する情報の守秘を保証	○可能とする法制度は存在しない	○可能とする法制度は存在しない	○国内すべての病院・婦人科において可能 ○妊婦健診や分娩費用を含む 出産前後の費用は国が負担	○疾病保険を扱う公立・民間の医療機関において可能 ○費用は医療機関が所在する県が負担
	匿名での出生登録	○州によって異なるが、カリフォルニア州では、乳児の引渡し時点で身元不明児童発見証明書が発行され、養子縁組が完了する時点で養親に対して出生証明書が発行される	○可能とする法制度は存在しない	○可能とする法制度は存在しない	○母の名前を仮名とする出生登録が可能(母の本名等は出自証明書に記載されるが、公的な身分登録には非掲載)	○父母の名前を記載しない出生登録が可能
	相談等の仕組み	○乳児避難所等に対する子どもの引渡しに当たり、事前相談の仕組みはない	○CP(事実上DPも含むことが多い)の女性に対しては、妊婦管理のほか、児童が要保護であるかの確認、助産師によるサービス、精神科によるチェック、子どもの死に関するレビュー等を実施	○施設では相談支援事業も行われている ○養子縁組機関による施設の運営は2011年改正により禁止された	○内密出産を希望する女性に対しては、2段階の事前相談を実施。(一般妊娠相談を実施後、なお内密出産を希望する場合のみ、第二段階の相談(内密出産制度の手続、子どもの出自を知る権利、養子縁組の手続等の説明)を実施)	○匿名出産を希望する女性に対し、県の児童社会扶助機関(ASE)が、子を養育するための国・自治体による資金援助制度や匿名出産の手続等について、事前に情報提供
	いったん手放した子どもの引取	○20州とコロンビア特別区では特定の期間中かつ親権の終了前、親の乳児返還請求が可能。5州は、父親が子どもの養育を申し出ることを認めている(2016年時点) ○カリフォルニア州では安全な引渡し場所への引渡しから14日以内に返還請求が可能	—	—	○母親は、自身の身元を開示し匿名性を放棄すれば、裁判所による養子縁組の決定が行われるまでの間は子どもを引き取ることが可能	○国家後見子として宣言が行われた日から2か月以内は、返還の申立てが可能
	子どもの権利保障	○本調査で特に対象としたカリフォルニア州の「安全な乳児引渡し法」においては、特に規定はない	○(CP・DPとの関係では)特に規定等はない	○(ひとり親家族支援法との関係では)特に規定等はない ○家族関係登録法では、子どもの出生登録がなされておらず、医療や教育に関する行政サービスが提供されていない場合はネグレクトとして罰金規定が適用される	○子どもは16歳に達すると、母親の身元情報の掲載された出自証明書の閲覧が可能 ○母親が身元情報の開示を拒否したい場合は、子どもが15歳に達した時点から反対の意思を表示することができる。 ○閲覧を拒否できるかの最終的な判断は、家庭裁判所が母親と子どもの双方の利益を衡量して、閲覧の可否を判断する。	○女性には子どもに対し、①自分の身元情報を封じ入れて厳封したもの、②自分の身元情報以外の子どもの出生に係る情報(厳封しない)のいずれかを残すことが可能。ただし、義務ではない ○上記情報は女性の発言どおりに記載(公的身分証書どおりの内容とは限らない) ○厳封された情報については、子どもからのアクセス請求があった場合、CNAOPが封書を開封して女性に連絡を取り、女性が承諾した場合のみ、子どもに開示 ○厳封されていない情報については、子どもからのアクセス請求があれば、CNAOPを介して開示
	法制度に位置づけのない取組	○2015年に乳児避難所法が制定されたインディアナ州を中心に3州で民間団体によるベビー・ボックス設置の取り組みがある	○特になし(民間でのベビー・ボックス等の設置は見られない)	○ベビー・ボックス(ソウル市及び隣接市の計2箇所)	○従前からある、民間での子どもの委託の諸制度(ベビー・クラブ、匿名出産、匿名の引渡し)も存続し利用されている	○特になし(民間でのベビー・ボックス等の設置は見られない)
母子保健一般の施策	○州によって異なる (例)カリフォルニア州では、保険未加入で低所得の女性向けのMedi-Calプログラムは妊娠中の女性に対し医療サービス(出生前ケア、分娩、出産、妊娠が困難な女性向けサービス等)を補償	○無料の処方箋発行、無料のミルク等食料品の給付、低所得者層の子育て支援のための税額控除、通院のための交通費支援等(CP・DPの女性に限らない)	○妊産婦にオンライン申請可能な医療費支援用パウチャー「国民幸福カード」を配布し、妊娠・出産関連の診療費のうち50万ウォンまでを支給	○周産期の女性一般に対する経済的支援制度の他、危機的状況にある妊婦に対する支援として、妊娠の継続や子どもの命の選択に葛藤している女性等に経済面で支援する基金がある。 ○全国の妊娠相談所において、妊娠・出産、家族計画、育児に関する幅広い相談支援を実施	○匿名出産の場合に限らず、フランスに住む全ての女性は、妊娠・出産にかかる医療費が免除される ○人工妊娠中絶は匿名かつ無料で可能	
備考(最近の動き等)	○乳児避難所法について乳児遺棄の犯罪減少に対する効果、中絶に反対する政治文化的効果、親へのケア、統計データ不足、父親の権利、子どもの権利等について多くの研究や議論がされている	○一般的に、妊娠を他者に知られたいくない女性の問題は、大きな課題として認識されていない傾向にある	○秘密出産特別法案は保健福祉委員会で多くの課題が指摘され、本会議での審議には至らず保留中 ○政府では、秘密出産制度は「長期的課題」との位置付け	○母親に対し16年間の匿名を許す内密出産制度については子どもの出自に関する権利の保障が十分でないという批判的意見もある他、内密出産で生まれた子どもの出自証明書の閲覧に対し今後どのような支援が必要かという点については引き続き議論がなされる予定	○女性にとつての「匿名性」と「守秘性」とを区別し、匿名出産制度の「守秘性」は維持しつつ、「匿名性」を廃止すべき(例えば、母親に対し出産時に身元情報を残すことを義務付け、成人に達した子どもから請求があった場合は、身元情報へのアクセスを認めるなど)とする意見もある(2011年の議員立法案等)	

第Ⅱ章 分野横断的文献レビュー

1. 文献の選定

(1) 調査対象とする文献の範囲

次の①～③を全て満たすものとした。

① 文献の内容

妊娠を他者に知られたくない女性のための法制度・取組について、その内容、成立背景、国内世論等を学術的に議論しているもの

② 文献が扱っている国・地域

アメリカ、イギリス、韓国、ドイツ、フランスを中心とする諸外国・地域を対象としたもの

③ 文献の公開時期

公開時期が1980年以降であるもの

(2) 文献を検索するデータベース

日本の文献については「国会図書館サーチ (NDL)」、「J-STAGE」、「CiNii」、「科学研究費助成事業データベース (KAKEN)」を使用した。

英語の文献については、幅広くジャーナルや書籍等を扱っており (JSTOR を含む)、また検索にあたり公開時期等の選定基準を設定できることから、オーストラリア国立大学 (Australian National University : ANU) が公開している図書館サーチ「SuperSearch」を使用した。

(3) 文献を検索するためのキーワード

(1)に該当する文献を検索するにあたり、図表 II-1 のキーワード群を使用して全 87 通りの検索をデータベース毎に実施した (国内研究:33 通り×4 データベース、海外研究:54 通り×1 データベース)。

(4) 文献の選定手順

(2)のデータベースで(3)のキーワード群により検索された文献について、まず、タイトルにより重複を除いた。

次に、タイトル及び抄録について、事務局 2 名が各々でスクリーニングを実施し、2 名とも「明らかに(1)に該当しない」と判断した文献を除外した。

残った文献について、全文を入手して確認し、(1)に合致すると判断したもののみを文献リストに残した。

最後に、上記手順では検索から漏れてしまう重要文献について、有識者からの助言等に基づきハンドサーチとして、文献リストに追加した。

図表 II-1 文献検索に用いたキーワード及びキーワードの組合せ合計数

キーワード① (検索語)			
	国内研究でのキーワード		海外研究でのキーワード
予期しない妊娠／計画していない妊娠をした女性のための支援	あ	予期 妊娠	A unexpected pregnancy
			B unexpected newborn
	い	計画 妊娠	C unplanned pregnancy
			D unplanned newborn
			E concealed pregnancy
	う	望まない妊娠	F unwanted pregnancy
			G unwanted newborn
キーワード数		3	7

キーワード② (統制語)			
	国内研究でのキーワード		海外研究でのキーワード
法・制度	ア	支援	a support
国内法との関係	イ	民法	b civil law
	ウ	家族法	c family law
	エ	養子	d adoption
	オ	刑	e criminal
成立背景	カ	立法	f legislator
	キ	制度	
国内世論	ク	世論	g opinion
	ケ	見解	
キーワード数	9	9	7

キーワード③ (検索語)			
	国内研究でのキーワード		海外研究でのキーワード
赤ちゃん避難所法	え	赤ちゃん避難所法	H safe haven law & infant
匿名出産	お	匿名出産	I anonymous birth
内密出産	か	内密出産	J confidential birth
	き	秘密出産	
赤ちゃんポスト	く	赤ちゃんポスト	K baby hatch
	け	ベビー ボックス	L baby box
キーワード数		6	5

	国内研究でのキーワード	海外研究でのキーワード
キーワード①×②	27	49
キーワード③	6	5
合計	33	54

(5) 文献の選定プロセス

(2)に示した 5 種類の電子検索データベースにおいて、(3)に示したキーワードで検索した結果、1,936 件の文献がヒットした（日本語 1,197 件、英語 739 件）。

図表 II-2 各データベースでヒットした文献の数

日本語文献

		キーワード①③ (検索語)	キーワード② (統制語)	ヒット数				
				NDL	J-STAGE	CiNii	KAKEN	
あ	ア	予期 妊娠	支援	2	160	9	35	
あ	イ	予期 妊娠	民法	2	9	0	1	
あ	ウ	予期 妊娠	家族法	0	4	0	0	
あ	エ	予期 妊娠	養子	1	18	3	5	
あ	オ	予期 妊娠	刑	0	20	0	1	
あ	カ	予期 妊娠	立法	0	9	0	1	
あ	キ	予期 妊娠	制度	1	98	1	8	
あ	ク	予期 妊娠	世論	0	6	0	0	
あ	ケ	予期 妊娠	見解	0	68	1	2	
い	ア	計画 妊娠	支援	25	1054	29	767	
い	イ	計画 妊娠	民法	0	95	0	16	
い	ウ	計画 妊娠	家族法	0	52	0	6	
い	エ	計画 妊娠	養子	0	75	0	32	
い	オ	計画 妊娠	刑	0	177	0	28	
い	カ	計画 妊娠	立法	0	149	0	22	
い	キ	計画 妊娠	制度	6	880	5	247	
い	ク	計画 妊娠	世論	0	116	0	8	
い	ケ	計画 妊娠	見解	0	367	2	49	
う	ア	望まない妊娠	支援	18	127	17	28	
う	イ	望まない妊娠	民法	0	10	0	1	
う	ウ	望まない妊娠	家族法	0	5	0	1	
う	エ	望まない妊娠	養子	0	20	1	4	
う	オ	望まない妊娠	刑	0	20	2	1	
う	カ	望まない妊娠	立法	0	14	0	0	
う	キ	望まない妊娠	制度	0	71	3	12	
う	ク	望まない妊娠	世論	0	17	0	0	
う	ケ	望まない妊娠	見解	0	39	1	2	
え	-	赤ちゃん避難所法	-	2	1	1	1	
お	-	匿名出産	-	25	7	20	9	
か	-	内密出産	-	7	3	5	6	
き	-	秘密出産	-	5	1	2	2	
く	-	赤ちゃんポスト	-	109	18	75	15	
け	-	ベビー ボックス	-	0	1	0	3	
				ヒット件数合計				1197
				重複除く				731

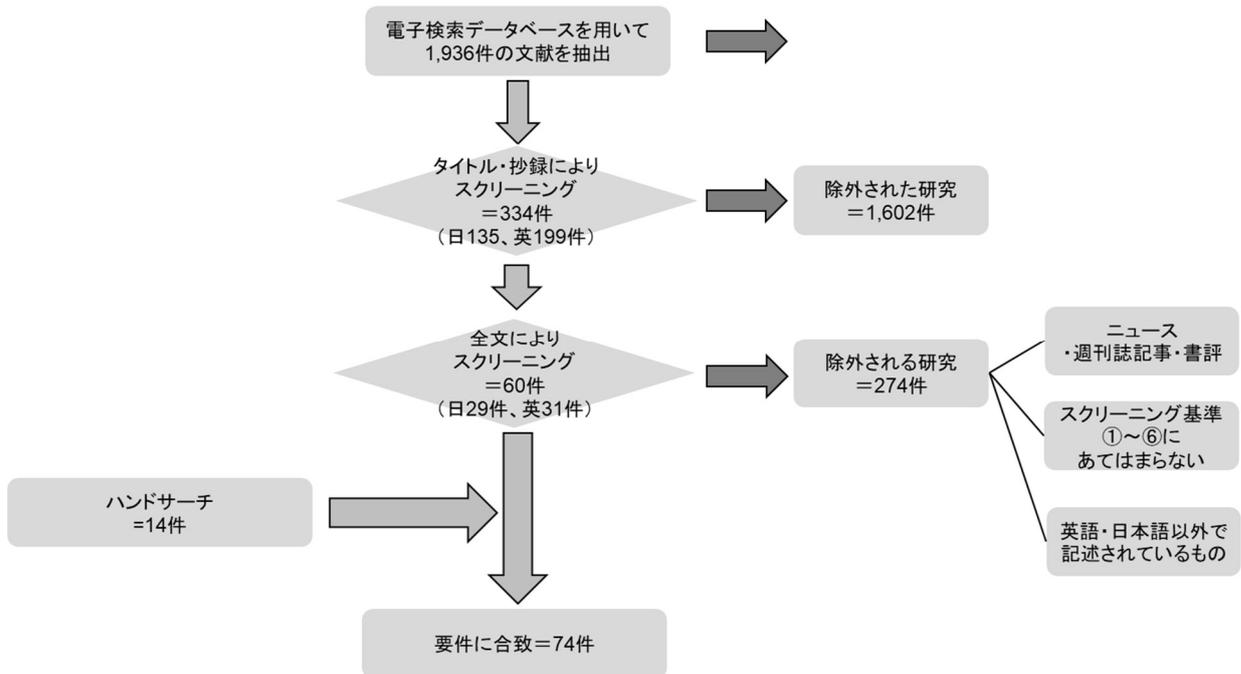
英語文献

		キーワード①③ (検索語)	キーワード② (統制語)	ヒット数 ANU
A	a	unexpected pregnancy	support	4
A	b	unexpected pregnancy	civil law	0
A	c	unexpected pregnancy	family law	0
A	d	unexpected pregnancy	adoption	1
A	e	unexpected pregnancy	criminal	0
A	f	unexpected pregnancy	legislat	0
A	g	unexpected pregnancy	opinion	0
B	a	unexpected newborn	support	2
B	b	unexpected newborn	civil law	0
B	c	unexpected newborn	family law	0
B	d	unexpected newborn	adoption	0
B	e	unexpected newborn	criminal	0
B	f	unexpected newborn	legislat	0
B	g	unexpected newborn	opinion	0
C	a	unplanned pregnancy	support	230
C	b	unplanned pregnancy	civil law	0
C	c	unplanned pregnancy	family law	1
C	d	unplanned pregnancy	adoption	29
C	e	unplanned pregnancy	criminal	12
C	f	unplanned pregnancy	legislat	0
C	g	unplanned pregnancy	opinion	33
D	a	unplanned newborn	support	0
D	b	unplanned newborn	civil law	0
D	c	unplanned newborn	family law	0
D	d	unplanned newborn	adoption	0
D	e	unplanned newborn	criminal	0
D	f	unplanned newborn	legislat	0
D	g	unplanned newborn	opinion	0
E	a	concealed pregnancy	support	0
E	b	concealed pregnancy	civil law	0
E	c	concealed pregnancy	family law	0
E	d	concealed pregnancy	adoption	0
E	e	concealed pregnancy	criminal	0
E	f	concealed pregnancy	legislat	0
E	g	concealed pregnancy	opinion	0
F	a	unwanted pregnancy	support	245
F	b	unwanted pregnancy	civil law	0
F	c	unwanted pregnancy	family law	0
F	d	unwanted pregnancy	adoption	47
F	e	unwanted pregnancy	criminal	25
F	f	unwanted pregnancy	legislat	0
F	g	unwanted pregnancy	opinion	52
G	a	unwanted newborn	support	2
G	b	unwanted newborn	civil law	1
G	c	unwanted newborn	family law	0
G	d	unwanted newborn	adoption	0
G	e	unwanted newborn	criminal	1
G	f	unwanted newborn	legislat	0
G	g	unwanted newborn	opinion	0
H	-	safe haven law & infant	-	19
I	-	anonymous birth	-	14
J	-	confidential birth	-	2
K	-	baby hatch	-	9
L	-	baby box	-	10
			ヒット件数合計	739
			重複除く	667

このうち、重複（538件）を除外した1,398件について、タイトルと抄録によるスクリーニングを行った結果、334件（日本語135件、英語199件）が残った。これらの文献について、全文を確認して、さらにスクリーニングを行った結果、60件（日本語29件、英語31件）が残った。

これに、キーワードではヒットしなかったものの、有識者からの助言等に基づき、事務局においてハンドサーチにより特定した文献14件（日本語7件、英語7件）を追加し、最終的に残った74件（日本語36件、英語38件）を本レビューの対象とした。

図表 II-3 文献の検索・選定フロー



(6) 最終的な文献リスト

選定プロセスを経て最終的に残った文献は、図表 II-4、II-5 のとおりである。

文献の内容について、類似するものごとにコーディングを行った結果、最終的に7つのテーマ（①妊娠中の女性の心理、②子どもの手放しの選択に影響する要因、③子どもの手放しを可能とする法制度・取組、④③が形成された背景（歴史、政治等）、⑤③の効果検証と評価、⑥女性への周産期支援、⑦子どもの権利）に大別された（詳細は2(2)を参照。）。以下図表において、各文献の「コーディング」の欄に、該当するテーマの番号を示した。

図表 II-4 文献リスト（日本語）

No.	文献	対象		テーマ・領域	コーディング
		国	法制度・取組	概要	
1	井上たか子(2012)『フランス女性はなぜ結婚しないで子どもを産むのか』勁草書房	フランス		フランスの家族法制度やひとり親家族の事情、社会制度などについて概観したもの	③⑥
2	柿本佳美(2008)「子どもへの権利」は「子どもの権利」に優越するか：フランスにおける「自分のルーツを知る権利」『医療・生命と倫理・社会』7, 86-98.	フランス	匿名出産	2000年代の匿名出産と生殖補助医療をめぐる出自を知る権利に関する動向をまとめたもの	⑦
3	柿本佳美(2017)「フランスにおける身体への自由としての人工妊娠中絶と社会的公正」『アジア・ジェンダー文化学研究』1, 51-60.	フランス		中絶をめぐる法制度の変遷をまとめたもの	③
4	柏木恭典(2017)「緊急下の母子への匿名支援：ドイツの赤ちゃんポストと内密出産の議論を踏まえて（特集 子どもをめぐる諸課題を考える：少子化問題を中心に）」『医療と社会 = Journal of health care and society』27(1), 135-148.	ドイツ	内密出産	ドイツにおけるこの新たな匿名での母子支援の歴史を振り返りながら、そこでどのような議論があったのかを可能な限り詳細に描いていく。とりわけ90年代から00年代のドイツの実践者と研究者双方の見解	③④
5	柏木恭典(2016)「虐待」に先立つ問い - 児童虐待と虐待死の差異に基づいて』『千葉経済大学短期大学部研究紀要』12, 1-11	ドイツ	ベビー・ボックス	子どもの虐待と育児放棄の関連性について、ドイツのベビーボックスと母子支援との関連を踏まえ、解明を試みたもの。児童保護のみならず女性への支援の必要性について提起している	②⑥
6	柏木恭典(2014)「シュテルニバルクの子育て支援と赤ちゃんポスト：ドイツにおける匿名の母子支援プロジェクト（特集 子育て支援）」『保育学研究』52(3), 391-401	ドイツ	ベビー・ボックス	ドイツで最初のベビー・ボックス・最初の匿名出産を設置した民間団体シュテルニバルクに焦点を当て、その思想的背景と同団体がもたらした新たな子育て支援の仕組みについて考察	③④
7	柏木恭典(2014)「マリア・ゲイス=ヴィットマンの教育思想と匿名出産 - ドイツにおける匿名支援と社会教育の関連について -」『千葉経済大学短期大学部研究紀要』10, 1-11	ドイツ	ベビー・ボックス	ベビーボックスと匿名出生について、社会教育との関連を踏まえ、教育的思想をもとに検証	③④
8	柏木恭典(2008)「赤ちゃんポスト」とコミュニティ：欧州におけるBabyklappeの地帯とその実態」『人文科学』13, 141-177	ドイツ	ベビー・ボックス	ベビーボックスに関する議論や歴史的背景、ドイツ社会の特殊性や課題について明らかにしたもの	
9	柏木恭典(2015)「シスター・モニカと緊急下の母子への匿名支援 - 入所型支援から通所型支援へ」『千葉経済大学短期大学部研究紀要』11, 11-24	ドイツ	匿名支援	ベビーボックスと同じ時代にして、緊急下の女性のために匿名の支援を開始した人物に焦点を当て、ドイツでの新たな匿名の母子支援の思想的背景を紐解くもの。なぜ彼女はベビーボックスという選択肢が既にあり、かつその存在の意義を見いだしながらも、ベビーボックスではない道を選んだのかについて検証	②③④
10	姜 恩和(2014)「2012年養子縁組特例法にみる韓国の養子制度の現状と課題：未婚母とその子どもの処遇を中心に」『社会福祉学』55 (1), 63-75.	韓国	ベビー・ボックス	韓国における子どもの出自を知る権利対未婚母のプライバシー保護の権利、及び家庭で育つ権利について分析	③⑤⑥⑦
11	姜恩和(2017)「予期せぬ妊娠をした女性の支援に関する考察 - 韓国の「未婚母子施設」を通して -」『人文学報 社会福祉学』31, 1-13.	韓国	ベビー・ボックス	韓国において出産時の最低限の短期保護から始まった未婚母施設が、実母の自立や子育て支援まで支援の範囲を広げてきた過程について分析	③⑥
12	栗林佳代(2015)「フランスの養子縁組制度：養子法の概要と現地調査による実務の実態」『佐賀大学経済論集』47(6), 1-53	フランス	匿名出産	匿名出産された子どもの養子縁組と出自を知る権利の保障に関する運用実態について、現地調査の結果をもとにまとめられたもの	③⑦
13	呉裁喜(1996)「韓国における保健福祉支援システムの現状と今後の課題：未婚の母とその子どもへの支援を中心に」『日本保健福祉学会誌』3(1), 45-53	韓国		未婚出産における問題及び未婚の母の実態を把握するとともに、保健福祉支援システムの現状と今後の課題	①⑥
14	小椋宗一郎(2007)「ドイツにおける「妊娠葛藤相談」について：義務づけられた相談をめぐる諸問題」『生命倫理』17(1), 207-215	ドイツ	妊婦支援	ドイツで義務づけられている「妊娠葛藤相談」について、相談現場に即した実務上の困難や課題を考察するとともに、生命保護と同時に妊娠した女性たちの援助へ向けた支援制度の意義について触れている	③⑥
15	三枝健治(2008)「アメリカにおける「赤ちゃん避難所法(Safe Haven Law)」(1)いよいよ赤ちゃんポストの是非を巡って」『早稲田法学』83(4), 65-108	米国	乳児避難所法	赤ちゃん避難所法(乳児避難所法)の概要と、同法の是非を巡って展開している議論の整理・分析	③④
16	阪本恭子(2015)「赤ちゃんポストの今後のあり方を見直す：日独の現状を比較しながら」『生命倫理』25(1), 78-86	ドイツ	内密出産	日本のこのよりの現状と課題を把握しつつ、ドイツにおけるベビー・ボックスに代わる代替策である内密出産制度について触れたもの	③④
17	阪本恭子(2008)「ドイツと日本における「赤ちゃんポスト」の現状と課題」『医学哲学医学倫理』(26), 21-29	ドイツ		ドイツと日本の制度の比較検証(匿名性確保における権利の調整、法体系化の仕組み、情報開示の在り方)	③⑦
18	阪本恭子(2006)「オーストリアにおける捨て子ボックスと匿名出産に関する2001年7月27日の法令」『医療・生命と倫理・社会』5(1-2), 38-44	オーストリア	ベビー・ボックス	オーストリアにおけるベビーボックスの合法化へ至る経過や議論、捨て子ボックスを用いた子どもの委託、または母親が匿名である出産に際しての匿名性保護や養子縁組の仕組みなどについて	③④⑥
19	鈴木博人(2014)「ドイツの秘密出産法：親子関係における匿名性の問題・再論」『法學新報』121(7-8), 163-212	ドイツ	匿名出産	ドイツの制度の概要、母子双方の福祉・権利の調整、匿名性の確保における利益の比較衡量にかかる検証	③④⑥⑦
20	高橋由紀子(2009)「ハンブルクの「捨て子の赤ちゃんプロジェクト」の援助を利用した女性たち-匿名出産とベビー・ボックス(赤ちゃんポスト)-」『帝京法学』26(1), 77-125	ドイツ	ベビー・ボックス	ドイツで初めてベビー・ボックスを設置した設置主体のシュテルニバルクと「捨て子の赤ちゃんプロジェクト」について概観した上で、「捨て子の赤ちゃんプロジェクト」中間報告書の訳文を通してプロジェクトの援助を受けた女性たちの実像および事情を理解し、法的課題の検討を試みたもの	①②③
21	田中通裕(2013)「＜研究ノート＞注釈・フランス家族法(10)」『法と政治』64(2), 486-469.	フランス	匿名出産	フランス家族法の逐条解説をしたもの	③
22	床谷文雄(2018)「ドイツにおける内密出産制度導入の意義と課題(1)」『阪大法学』68(1), 1-21	ドイツ	内密出産、ベビー・ボックス、匿名の引渡し	匿名の子どもの委託の諸形態、導入経緯、内密出産制度の法的問題、ベビー・ボックスのポストおよび匿名の子どもの引き渡しに関する効果検証について概説	③⑤

No.	文献	対象		テーマ・領域	コーディング
		国	法制度・取組	概要	
23	床谷文雄(2003)「匿名出産とBabyklappen: 生への権利と出自を知る権利」『阪大法学』53(3-4), 173-197	フランス ドイツ	フランスの匿名出産 ドイツのベビー・ボックス	フランスの匿名出産とドイツのBabyklappeについて法的形成プロセスと法制度の概観、国内外の論調や議論などについて研究したもの	③④
24	内藤裕史(2007)「フィレンツェの、捨て子養育院の赤ちゃんポスト」『日本医事新報』4335, 81-84	イタリア	ベビー・ボックス	イタリアのベビー・ボックスの経緯や概況について	③
25	中川良延(2013)「フランスの匿名出産と出自を知る権利: 欧州人権裁判所判決(二〇〇三年二月一三日・申立番号42326・98)の抄訳と解説」『新しい家族: 養子と里親制度の研究』56, 98-103	フランス	匿名出産	匿名出産と出自を知る権利との調整について、欧州人権条約第8条との観点での判例判決の解説	③④⑦
26	西希代子(2001)「母子関係成立に関する一考察: フランスにおける匿名出産を手がかりとして」『本郷法政紀要』10, 397-431	フランス	匿名出産	法的母子関係成立の判例、学説についての研究。また、匿名出産制度の変遷と概観、子の出自を知る権利についての議論	③④⑦
27	野辺陽子(2015)「韓国における養子の出自を知る権利」林浩康研究代表「国内外における養子縁組の現状と子どものウエルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究」平成27年度厚生労働科学研究	韓国		韓国の養子縁組における出自を知る権利の保障についてまとめたもの	⑦
28	パウアートピナス、多田光宏(2016)「赤ちゃんポストを再考する: 日独両国における母子救済の新たな取り組み」『平成25年度～平成27年度科学研究費助成事業「赤ちゃんポストに関する日独比較研究」研究成果報告書(課題番号25500007)』	ドイツ	内密出産 ベビー・ボックス	日本とドイツの匿名の子どもの委託の諸制度について、法学や倫理学・福祉学の観点から動向や議論、法制度の概要をまとめ	③④
29	パウアートピナス(2011)「ドイツにおける赤ちゃんポスト及び匿名出産をめぐる現下の議論にみられるキリスト教諸教会と同福祉事業団の立場」『熊本大学社会文化研究』9, 39-55	ドイツ	ベビー・ボックス、匿名出産	ベビー・ボックスと匿名出産に対する反対の立場や法的・倫理的問題の検証	④
30	羽生香織(2015)「親の複数性と多元性をめぐるフランス法の今」『比較家族史研究』29, 99-112	フランス		フランス法の観点から、親はだれかについて、血縁上の親、法律上の親、事実上の親の3種の親の相互関係について概観したもの。捨て子や嬰兒殺しを回避するために、母の認知という仕組みがあることが言及されている	③
31	林浩康ほか(2014)『国内外における養子縁組の現状と子どものウエルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究』平成26年度厚生労働科学研究	欧州 北米 韓国		養子縁組に関する相談支援制度についてまとめたもの。フランスは匿名出産制度についても言及がある	③
32	淵上恭子(2015)「韓国キリスト教界のプロライフ運動: 中絶の代案と子棄て是非」『宗教研究』88別冊, 449-450	韓国	ベビー・ボックス	「ベビー・ボックス」の是非をめぐる白熱した議論に触れつつ、中絶反対と胎児の生命守護を唱える韓国のキリスト教界のプロライフ運動との関連で「ベビー・ボックス」を概観したもの	③④
33	三野村京子(2016)「イギリスにおける1918年母子福祉法と「未婚の母」(第444回例会報告)」『比較都市史研究』3(1), 38-39	イギリス		イギリスにおいて母子福祉法が支援の対象に当時の社会規範から外れた「未婚の母」も含めたことの意味を考察したもの。地方やヴォランティア組織がそれぞれ独自に取り組んでいた母子福祉を国家的な課題として浮かび上がらせ、そのなかで「未婚の母」は社会的弱者として可視化されるに至った	⑥
34	三輪和宏(2015)「フランスにおける児童虐待防止制度」『レファレンス』775, 81-108.	フランス		周産期にある女性への支援、養子縁組、虐待防止等を行う行政機関の活動についてまとめたもの	③
35	渡辺富久子(2014)「ドイツにおける秘密出産の制度化: 匿名出産及び赤ちゃんポストの経験を踏まえて」『外国の立法: 立法情報・翻訳・解説』260, 65-71	ドイツ		望まない妊娠・出産をした女性のための従来の公的制度、匿名出産及びベビー・ボックスといった民間部門の実践、内密出産の制度の概観	③
36	吉田一史美(2017)「米国のInfant Safe Haven Laws: 新生児の生命保護をめぐる政策とその課題」『立命館人間科学研究』36, 33-42	アメリカ	乳児避難所法	制度の概観や歴史的背景、議論や利用実績などについて概観	③④⑤ ⑥⑦

図表 II-5 文献リスト (英語)

No.	文献	対象		テーマ・領域	コーディング
		国	法制度・取組	概要	
1	Appell, A.R. (2002). Safe havens to abandon babies, part I: The law. <i>Adoption Quarterly</i> , 5(4), 59-69.	アメリカ	乳児避難所法	各州の乳児避難所法につき、①刑事責任の免除の範囲、② 嬰兒の月齢、③制度の広報について、比較を行ったもの	③
2	Appell, A.R. (2002). Safe havens to abandon babies, part II: The fit. <i>Adoption Quarterly</i> , 6(1), 61-69.	アメリカ	乳児避難所法	嬰兒殺のリスク要因分析と乳児避難所法の課題を議論したもの。刑法上の違法性阻却と匿名性の保護は評価できるが、制度周知が必要であること等を指摘している	②③
3	Bartels, L. (2012). Safe haven laws, baby hatches and anonymous hospital birth: examining infant abandonment, neonaticide and infanticide in Australia. <i>Criminal Law Journal</i> , 36(1), 19-37.	オーストラリア、世界各国	児童保護法	オーストラリア社会におけるアメリカの乳児避難所法、ベビー・ボックス、フランスの匿名出産の有用性を議論したもの	②③⑤
4	Blažek, R., & Prokeínová, M. (2017). How to provide a legal safe harbor for mothers of unwanted newborns. <i>Issues in law & medicine</i> , 32(1), 53-70.	カナダ	ベビー・ボックス	望まれずして生まれた子どもの問題を刑法の観点から議論したもの。世界各国はベビー・ボックスの利用促進に向けた共通見解を模索するべきであると指摘している	③
5	Bortoli, L.D., Coles, J., & Dolan, M. (2013). A review of maternal neonaticide: A need for further research supporting evidence-based prevention in Australia. <i>Child Abuse Review</i> , 22(5), 327-339.	オーストラリア		先行研究から嬰兒殺のリスク要因を整理し、オーストラリアに乳児避難所法を導入すべきかを検証したもの。国際的に、嬰兒殺のリスク要因分析が不十分であることを指摘している	②③
6	Browne, K., Chou, S., & Whitfield, K. (2012). <i>Child abandonment and its prevention in Europe</i> . The University of Nottingham, UK.	欧州		EU諸国のchild abandonmentとその防止策について体系的に整理したもの	①②③ ④⑤⑥ ⑦
7	Bruce, L. (2016). Unmet needs, unwanted persons: A call for expansion of safe haven laws. <i>Hastings Center Report</i> , 46(5), 7-8.	アメリカ	乳児避難所法	嬰兒殺の根本的原因である妊娠の否定・秘匿といった問題への対応、周産期の心理的・医療的ケアの充実化等が重要であるとしたうえで、乳児避難所法ではこれらの観点が欠如していることを批判している	③⑤
8	Callus, T. (2004). Tempered hope? A qualified right to know one's genetic origin: <i>Odièvre v France</i> . <i>The Modern Law Review</i> , 67(4), 658-669.	フランス	乳児避難所法	<i>Odièvre v France</i> の判例等に基づき、匿名出産における出自を知る権利について整理したもの	⑤⑦
9	Coodley, L. (2009). Nebraska safe haven laws: A feminist historical analysis. <i>Pediatric nursing</i> , 35(1), 60-63.	アメリカ	乳児避難所法	乳児避難所法は避妊・中絶の非推奨と同様、アメリカの“culture of life”の一環として設けられたにもかかわらず、他方でアメリカにおいては、困難な状況にある女性や子どもに対する福祉サービスの充実化が伴っていないことを、フェミニズムの立場から批判している	④
10	Dreyer, S.E. (2002). Texas' safe haven legislation: is anonymous, legalized abandonment a viable solution to newborn discardment and death? <i>Texas Journal of Women and the Law</i> , 12(1), 167.	アメリカ	乳児避難所法	法律の制定経緯、学説を整理したもの。乳児避難所法は施行されたばかりで見直すべき点多いとしながらも、母子の生命を保護するための実行可能な解決策であると評価している	④
11	Fortin, J. (2011). Children's Right to Know Their Origins - Too Far, Too Fast?. <i>Child and Family Law Quarterly</i> , 21(3), 336-355.	欧州		出自を知る権利に関する法的解釈を整理したもの	⑦
12	Freeman, M., & Margaria, A. (2012). Who and what is a mother? Maternity, responsibility and liberty. <i>Theoretical Inquiries in Law</i> , 13(1), 153-178.	イギリス フランス		母親とは何か、女性は母親になることを放棄できるのかという問題提起をしつつ、フランスの匿名出産について、出自を知る権利との関係も踏まえて議論したもの。さらに、イギリスの法制度が女性の権利や出自を知る権利にどうアプローチしているのかを議論している	②③④ ⑦
13	Friedman, S.H., & Resnick, P.J. (2009). Neonaticide: Phenomenology and considerations for prevention. <i>International Journal of Law and Psychiatry</i> , 32(1), 43-47.	アメリカ 欧州	アメリカ: 乳児避難所法 欧州: 匿名出産	嬰兒殺を犯す母親の特徴について先行研究から分析し、嬰兒殺への法的アプローチとしての乳児避難所法と匿名出産を論じたもの。嬰兒殺を犯すのは、経済的に困窮している比較的若年で未婚の女性であるとし、性教育と避妊手段の確保の必要を主張している	①②③
14	Gray, J.B. (2014) Social support communication in unplanned pregnancy: Support types, messages, sources, and timing. <i>Journal of Health Communication</i> , 19(10), 1196-1211.	アメリカ		望まない妊娠をした女性への社会支援について、多様な側面(求める支援の類型と実際に提供される支援の類型、支援の資源、各段階において有用だった支援の類型、有用な支援コミュニケーション戦略)を明らかにすべく、オンラインでの半構造サーベイに基づき、内容分析を実施したもの	①⑥
15	Gray, J.B. (2014). The social support process in unplanned pregnancy. <i>Journal of Communication in Healthcare</i> , 7(2), 137-146.	アメリカ		望まない妊娠に対するコミュニケーションを通じたソーシャルサポートについて検討するため、望まない妊娠をした女子大学生を対象にサーベイを行ったもの	①⑥

No.	文献	対象		テーマ・領域	コーディング
		国	法制度・取組	概要	
16	Gray, J.B. (2015). "It has been a long journey from first knowing": Narratives of unplanned pregnancy. <i>Journal of Health Communication</i> , 20(6), 736-742.	アメリカ		望まない妊娠を続ける人と終わらせる人の違いを、ナラティブ・アプローチで分析したもの。	①⑥
17	Grylli, C., Brockington, I., Fiala, C., Huscsava, M., Waldhoer, T., & Klier, C.M. (2016). Anonymous birth law saves babies—optimization, sustainability and public awareness. <i>Archives of Women's Mental Health</i> , 19(2), 291-297.	オーストラリア	ベビー・ボックス	匿名出産により産婦死が減少するかどうかについて、1975-2012年の産婦死件数と、2000-2012年の匿名出産件数(ベビー・ボックス含む)を用いて、統計分析したもの。匿名出産(ベビー・ボックス含む)により、産婦死は統計学的に有意に減少していると結論づけた。	⑤
18	Gustavsson, N.S., & MacEachron, A.E. (2011). Lessons from Nebraska. <i>Social Work</i> , 56(2), 181-184.	アメリカ	乳児避難所法	法の効果が実証されていないこと、子どもの出自を知る権利が保障されていないこと等の問題点を挙げるとともに、預けられた子どもの心理的ケアを含む児童福祉システムの強化の必要性を説いている。	⑦
19	Hammond, M., Miller, M.K., & Griffin, T. (2010). Safe haven laws as crime control theater. <i>Child Abuse & Neglect</i> , 34(7), 545-552.	アメリカ	乳児避難所法	乳児避難所法はCrime Control Theatre(効果ではなく見かけを重視した公共政策)に過ぎない旨を論じたもの。	③⑤
20	Herman-Giddens, M.E., Smith, J.B., Mittal, M., Carlson, M., & Butts, J.D. (2003). Newborns killed or left to die by a parent: A population-based study. <i>JAMA</i> , 289(11), 1425-1429.	アメリカ	乳児避難所法	1985-2000年のノースカロライナ州における産婦死に関するデータを用いて、産婦死におよぶ親の特徴を分析したうえで、乳児避難所法によってどのくらい産婦死が防げるかは分からないと述べる。一方で、制度の周知の必要性を指摘している。	②③⑤
21	Kopels, S. (2012). Safe haven laws and school social work. <i>School Social Work Journal</i> , 36(2), 27-43.	アメリカ	乳児避難所法	対象となる子どもの月齢、利用できる親の条件、違法性阻却の範囲等について、州ごとの規定を比較したもの。また、十代の親はなぜ産婦死を遺棄したり傷つけたりするのか、ソーシャルワーカーはどのような支援をすべきかについても論じている。	③⑥
22	Krüger, P. (2015). Prevalence and phenomenology of neonaticide in Switzerland 1980-2010: A retrospective study. <i>Violence and Victims</i> , 30(2), 194-207.	スイス		スイスにおける産婦死の傾向について分析したもの。	②
23	Kunkel, K.A. (2007). Safe-haven laws focus on abandoned newborns and their mothers. <i>Journal of Pediatric Nursing</i> , 22(5), 397-401.	アメリカ	乳児避難所法	制定経緯、効果的活用の障害、看護師が周知活動に果たす役割について論じたもの。	③④
24	Lefaucheur, N. (2004). The French Tradition' of Anonymous birth: the lines of argument. <i>International Journal of Law, Policy and the Family</i> , 18(3), 319-342.	フランス・ドイツ	匿名出産	フランスの匿名出産制度の歴史(18世紀末～)と国内議論を整理したもの。	③④
25	Margaria, A. (2014). Anonymous birth. <i>The International Journal of Children's Rights</i> , 22(3), 552-580.	イタリア	匿名出産	子どもの出自を知る権利の保障は、子どもだけでなく、女性にとっても重要な場合があること等を論じたもの。	⑦
26	Marshall, J. (2012). Concealed birth, adoption and human rights law: being wary of seeking to open windows into people's souls. <i>The Cambridge Law Journal</i> , 71, 325-354.	イギリス		イギリスにおいて、他者に知られずに子どもを出産することは、稀ではあるが発生している。女性が子どもを手放す権利と子どもの権利について、イギリスの裁判所及び欧州人権裁判所の判例をもとに議論したもの。	③⑦
27	Maxson, P., & Miranda, M.L. (2011). Pregnancy intention, demographic differences, and psychosocial health. <i>Journal of Women's Health</i> , 20(8), 1215-1223.	アメリカ		望んだ妊娠、ミスタイムな妊娠、望まない妊娠について、人口学的特性と心理状態を医療記録からコーホート分析したもの。	①
28	Michelson, J. (2007). What women want when faced with an unplanned pregnancy. <i>Sexual Health</i> , 4(4), 297.	オーストラリア		望まない妊娠をした女性が求める、意思決定に当たっての心理的サポートやカウンセリング、情報提供について、オンライン・サーベイにより分析したもの。	①②
29	Tighe SM & Lalor J. (2016). Concealed pregnancy: a concept analysis. <i>Journal of advanced nursing</i> , 72(1), 50-61.			「内密にされた妊娠」の定義について、コンセプト・アナリシスを行ったもの。	①
30	Oaks, L. (2015) <i>Giving Up Baby: Safe Haven Laws, Motherhood, and Reproductive Justice</i> . NYU Press.	アメリカ	乳児避難所法	乳児避難所法がアメリカの中絶をめぐる政治的・宗教的議論を補強するものであることや、匿名で子どもを預けようとする女性が「悪い」母親というステレオタイプが存在することについて、フェミニズム的観点から論じたもの。	④
31	Pruitt, S.L. (2008) The Number of Illegally Abandoned and Legally Surrendered Newborns in the State of Texas, Estimated From News Stories, 1996-2006. <i>Child Maltreatment</i> , 13(1), 89-93.	アメリカ	乳児避難所法	1996-2006年の新聞記事から、遺棄または合法的に預けられた新生児の人口学的特徴を分析したもの。法の施行後も新生児数は遺棄され続けていることを指摘している。	③⑤

No.	文献	対象		テーマ・領域	
		国	法制度・取組	概要	コーディング
32	Riley, L. (2006) Neonaticide: A Grounded Theory Study. <i>Journal of Human Behavior in the Social Environment</i> , 12(4),1-42.	アメリカ		望まない妊娠から嬰兒殺に至るまでの女性の心理的なプロセスについて、アメリカの受刑者に半構造インタビューを行い、グラウンデッド・セオリーを構築したもの	①②
33	Sanger, C. (2006) Infant Safe Haven Laws: Legislating in the Culture of Life. <i>Columbia Law Review</i> , 106(4), 753-829.	アメリカ	乳児避難所法	乳児避難所の実効性について論じたもの	②③⑤
34	Simmonds, C. (2013) An Unbalanced Scale: Anonymous Birth and the European Court of Human Rights. <i>The Cambridge Law Journal</i> , 72(2), 263-266.	イタリア	匿名出産	欧州各国、特にイタリアの匿名出産制度の適法性等について論じたもの	③
35	Tighe SM, Lalor J. (2016) Concealed pregnancy and newborn abandonment: a contemporary 21st century is-sue. Part 1. <i>Pract Midwife</i> , 19(6):12-15.			「秘匿された妊娠」のリスク要因と傾向について先行研究を整理したもの	①
36	Villeneuve-Gokalp, C., & Jacobs, A. (2011). Women who Give Birth "Secretly" in France, 2007-2009. <i>Population</i> , 66(1), 131-168.	フランス	匿名出産	CNAOPの担当者に対し、2007-2009にアンケート調査を実施し、匿名出産の利用者の特徴や、その後の親子関係について分析したもの	①②③ ⑤⑦
37	Willenbacher, B. (2004) Legal Transfer of French Traditions? German and Austrian Initiatives to Introduce Anonymous Birth. <i>International Journal of Law, Policy and the Family</i> . 18(3), 343-354.	フランス・ドイツ・オーストリア	匿名出産	フランスの匿名出産制度がなぜドイツとオーストリアで失敗したかを論じたもの	②③④
38	Taylor, E. & Taylor, P. (2017) <i>The International Survey of Family Law: 2017 Edition</i> , International Society of Family Law.	世界各国		世界各国の家族法の現状と改正の動きについてまとめたもの。韓国の最近の法改正についても報告されている	③

2. 文献リストに基づくレビュー結果

(1) 先行研究が対象としている国・地域

選定した74件の文献が対象としている国については、アメリカ(20件)、ドイツ(18件)、フランス(15件)が最も多かった。他に、韓国(6件)、イギリス(3件)、オーストラリア(3件)、イタリア(3件)、オーストリア(3件)、カナダとスイスが各1件あったほか、欧州全体について取り上げたものが4件、欧州以外を含む多数の国・地域について扱ったものが2件あった(複数の国・地域を取り扱った文献を含むため、括弧内の合計値は74件にならない。以下同様。)

言語別に見ると、日本語文献では、ドイツ(16件)、フランス(10件)、韓国(6件)の順で多いのに対し、英語文献では、アメリカ(19件)、フランス(5件)の順で多く、ドイツが2件、韓国は0件であった。ドイツと韓国においては、妊娠を他者に知られなくない女性に対する法制度・取組に関する議論は国内でのものが中心であり、英語で国外に発信される機会が少ないものと考えられる。

ドイツを対象とした文献では、ベビー・ボックス(9件)、内密出産(4件)、匿名出産(3件)、匿名の引渡し(2件)を対象としたものが多く、アメリカについて乳児避難所法(Infant Safe Haven Laws)(16件)、韓国についてはベビー・ボックス(3件)についてのものが多かった。また、イタリアは匿名出産(3件)、オーストリアはベビー・ボックス(2件)について扱われていた。その他、ドイツの妊婦支援制度、イギリスの秘匿された妊娠等に関する文献があった。

(2) 先行研究における論点

74 件の文献の内容を精査した結果、以下 7 つのテーマに大別された（二つ以上のテーマを持つ文献を含むため、括弧内の合計値は 74 件にならない。）。

- ① 妊娠中の女性の心理（13 件）
- ② 子どもの手放しの選択に影響する要因（16 件）
- ③ 子どもの手放しを可能とする法制度・取組（50 件）
- ④ ③が形成された背景（歴史、政治等）（23 件）
- ⑤ ③の効果検証と評価（13 件）
- ⑥ 女性への周産期支援（15 件）
- ⑦ 子どもの権利（17 件）

以下、上記 7 つのテーマごとにレビュー結果をまとめる。

① 妊娠中の女性の心理

妊娠中の女性の心理を扱った文献は 13 件であった。子どもを希望していなかったのに妊娠した女性について、その心理状態はどのようなものか、また、女性はどのような理由から、どのような形で妊娠を隠すのか、といった議論があった。

- Tighe と Lalor（2016）は、先行研究をもとに行った概念分析の結果から、「秘匿された妊娠」に至る女性は、妊娠を自覚した後、妊娠に対する他者の反応への恐怖心、社会的規範・期待に照らし自分の妊娠がどう受け止められるかという懸念、文化・人間関係・経済状況・宗教等の文脈、子どもを育てるのに必要な支援やメカニズムの欠如といった要因の影響を受ける傾向があると述べている。
- Maxson と Miranda（2011）は、病院に訪れた妊婦へのインタビュー調査の結果と医療記録から、希望どおりの妊娠（wanted pregnancy）、予定よりも早いタイミングでの妊娠（mistimed pregnancy: MP）、希望していなかった妊娠（unwanted pregnancy: UP）における心理状態を比較した。その結果、MP と UP は年齢等の属性が類似しているにもかかわらず、UPの方が鬱状態・ストレスが深刻で、自己評価が低いことを指摘している。

② 子どもの手放しの選択に影響する要因

子どもの手放しなどの選択に影響する要因を扱った文献は 16 件であった。子どもの手放しの背景に共通要因がある可能性を指摘するものと、ケースバイケースであることを指摘するものがあった。

i. 子どもの手放し全般について

- Browne ら（2012）は、欧州の親が子どもの手放しをする背景について、そのような親を特定できるケース自体が少ないため判断は難しいとしながらも、先行研究の中には、貧困・経済的困難、メンタルヘルスの不調、避妊へのアクセスにまつわる問題、社会的排除、教育レベルの低さ等を挙げているものがあることを述べている。
- 高橋（2009）もまた、ハンブルクの匿名出産及びベビー・ボックスの利用者について、子どもの手放しを決断する女性は、自分で養育する決断をする女性に比べ、経済的困難、教育レベルの低さといった特徴が見られることに触れている。

ii. 匿名出産について

- Villeneuve-Gokalp と Jacobs (2011) はフランスの匿名出産に関し、行政機関へのアンケート調査から、匿名出産をした女性の特徴を分析したところ、年齢、経済的自立度、就労状況、同居家族といった要素について、多様なケースがあったことを指摘している。

iii. 嬰兒殺について

- Friedman と Resnick (2009) は、アメリカや欧州で嬰兒殺を犯した女性について、先行研究から、貧困、比較的若年、パートナーがおらず、産前ケアを受けられていないといった特徴があると述べている。
- Bortoli ら (2013) もまた、嬰兒殺をした女性には、無職で学校にも行っておらず、子どもの父親との関係が断絶されている等の特徴があったと述べている。
- 他方、Bartels (2012) は、嬰兒殺をした女性について、若くて貧しく、パートナーを持たない女性が多い、とは言えない、とするフランスの研究を引用しつつ、オーストラリアにおいても、家族・友人・職場の人間関係に問題なく、活発で学歴も比較的高い女性が、嬰兒殺や遺棄をしたケースがあったことに言及している。
- また、出産時の環境がその後の子どもへの態度に影響を与える可能性も指摘されている。Riley (2006) は、アメリカで嬰兒殺をした女性に対するインタビュー調査を行い、孤立出産にともなう精神的ストレス等が、子どもを死なせてしまう結果につながり得ることを示している。

③ 匿名出産等を可能とする法制度・取組

日本語文献、英語文献とも、匿名出産等を可能とする法制度・取組を説明したものが多く、計 50 件あった。以下、文献で取り上げられていた各国の状況を概観する。なお、ここに記載する内容については、文献リスト上の文献から把握した情報に加え、インターネット上の各国政府ウェブサイトやニュース等を参照し、最新の情報を反映するように努めた。

i. 欧州（イギリス除く）

欧州においては、古くからあるベビー・ボックス及び匿名出産の伝統を受け継ぐ制度が、子どもの出自を知る権利との調整を行いつつ、現在でも存在している。

- ドイツでは、従前から民間の取組として、ベビー・ボックス、匿名出産、匿名の引渡し（手渡し）の 3 種類が存在していた。これに加え、2014 年に成立した内密出産法により、妊娠相談から匿名での出産と出生登録、養子縁組、女性へのアフターケア、子どもの出自を知る権利に至るまでを保障している。また、同法の制定に合わせ、妊娠葛藤法・民法・身分登録法・国籍法等の関係法律が改正された。
- オーストリアでは 2001 年から、ベビー・ボックスと匿名出産が合法と認められることとなった。ただし、これらが正当化されるのは、母親及び（または）子どもの健康・生活が危機的な困窮状況にあると認められる場合に限る、とされている（2001 年 7 月 28 日ベビー・ボックスと匿名出産に関する法務省令）。
- フランスでは、20 世紀初めから匿名出産の制度を有していたが、1993 年に民法上、匿名出産制度が規定された。女性は病院で出産する際、自己の身分を明かさないことが可能で、さらに、子どもの出生証明書上、母親の身分を明らかにしないことも可能である。
- イタリアでは、2006 年に民間組織により現行のベビー・ボックスの設置が始まった。また、1983

年制定の法律上、女性は匿名で子どもを出生登録できる。

- このほか、スイス、ベルギー、ポルトガル、ハンガリー等でも、ベビー・ボックスが民間組織により設置・運用されている。また、匿名出産については、ルクセンブルクでも制度化されている。

ii. 北米

- アメリカでは、各州で乳児避難所法が制定されており、親または親の代理人が匿名のまま、子どもの危険、遺棄、放置などに対する刑事責任や訴追を免れつつ、子どもを赤ちゃん避難所に引き渡すことが可能となっている。
- カナダでは、嬰兒を含め 10 歳未満の子どもを、遺棄または生命・健康に危険が生じるおそれのある状態に置いた場合、刑罰の対象となる¹。民間では、2010 年からベビー・ボックス (angel cradle) が設置・運用されている。なお、ベビー・ボックスの利用自体は、刑罰の対象にはならない²。

iii. イギリス・オーストラリア

- イギリスでは、妊娠を他者に知られたくない女性に関しては、「秘匿された妊娠」(CP : Concealed Pregnancy) または「否定された妊娠」(DP : Denied Pregnancy) の問題として各自治体が対処方針を示している。なお、匿名での出産・出生登録は認められていない。また、生後 2 年未満の子どもを遺棄する行為は刑罰の対象となり、ベビー・ボックスの設置・運用も法的に困難と言われている。
- オーストラリアでは、州により異なる刑法を有し、それぞれ犯罪の構成要件や罰則が異なるが、いずれの州においても、子どもの遺棄は刑罰の対象となる。例えば、ニューサウスウェールズ州 (シドニー市が所在) やクイーンズランド州の刑法では、7 歳未満の子どもを生命・健康に危険を与え得る状態で遺棄する行為について、犯罪である旨明記されている。なお、いずれの州でも、乳児避難所法やベビー・ボックスの導入には至っていない³。

iv. 韓国

- 韓国では、匿名での出産・出生登録は認められていない。2009 年 12 月に、ソウル市内の教会にベビー・ボックスが設置され、現在は国内 2 か所で運用されている。なお、韓国政府はベビー・ボックスの適法性について立場を明確にはしていないが、過去、ベビー・ボックスに子どもを託した両親が児童福祉法違反 (児童虐待・遺棄) で起訴されたケースもある。

④ ③が形成された背景 (歴史、政治等)

子どもの手放しを可能とする法制度等が形成された背景を扱った文献は 24 件であった。主には、20 世紀以降の人工妊娠中絶・避妊の規制、女性の権利擁護・支援および母子の生命・健康の保障に関

¹ ただし、実際に訴追されることは少ないと言われる。(CBC. (2017 年 11 月 7 日) “Should parents who abandon their babies be spared prosecution?”,

<https://www.cbc.ca/news/canada/nova-scotia/abandoned-baby-laws-1.4381571> (2019 年 1 月 5 日))

² バンクーバー警察の見解によれば、ベビー・ボックスに子どもを引き渡すことが即座に「危険な状態での遺棄」と見なされるわけではなく、虐待等の形跡が見られる場合等を除き、利用した女性は刑事訴追を受けない。(CBC (2013 年 5 月 7 日) “The revival of 'baby boxes' for unwanted infants?”,<https://www.cbc.ca/news/canada/the-revival-of-baby-boxes-for-unwanted-infants-1.1357615> (2019 年 1 月 5 日))

³ 南オーストラリア州では 2011 年に乳児避難所法案が議会に提出されたが、成立に至らなかった。

する社会運動や政治的経緯について整理されていた。

- Lefaucheur (2004) と柿本 (2008) は 20 世紀半ばのフランスについて、Coodley (2009)、Oaks (2015)、Sanger (2006) はアメリカについて、淵上 (2015) は韓国について、人工妊娠中絶・避妊の規制をめぐる政治的または宗教的議論の中で、人工妊娠中絶・避妊の代替手段として、出産後に子どもを匿名で手放せる仕組みが整備された側面を論じている。
- Lefaucheur (2004)、Freeman と Margaria (2012) および Willenbacher (2004) は、フランスでは、女性の身体・生殖に関する権利を広く認める文化が形成され、政治的にも影響を与えてきたことを論じている。また、Freeman と Margaria (2012) と Willenbacher (2004) は、それぞれイギリス、ドイツ・オーストリアをフランスと比較し、ドイツ・オーストリアやイギリスではフランスと異なり、女性が母にならないという選択肢を認める文化がない点を指摘し、この差異も各国の家族法体系に影響を与えたことを論じている。
- 床谷 (2013) は、ドイツでの匿名出産をめぐる主な議論の一つとして、母子の生命の保護があったことに触れている。また、Dreyer (2002) と Kunkel (2007) は、アメリカでは嬰兒殺や子どもの遺棄の防止策として、乳児避難所法が整備されたことを論じている。

⑤ ③の効果検証と評価

法制度・取組の意図する目的を果たしているかの効果検証を行った文献は 13 件あったが、そのほとんどはアメリカの乳児避難所法に関するものである。

- Herman-Giddens ら (2003)、Sanger (2006)、Pruitt (2008) は、アメリカの乳児避難所法に効果があるかについて、検証に必要なデータが不十分であることや、多様な要素が影響し合っていることなどから、判断が難しいことを指摘している。また、Hammond ら (2010) は、乳児避難所法について、犯罪事例の一般化や成功事例による正当化等により、効果があるように見せた公共政策 (Crime Control Theatre) に過ぎないと批判している。
- Bartels (2012) は、妊娠を否定 (denial)・隠匿 (conceal) している女性の場合、人工妊娠中絶や養子縁組、乳児避難所法といった手段について調べる行為に至らないだろうから、これらの手段は子どもの手放しや嬰兒殺を抑制することにつながる可能性があると指摘している。また、Bruce (2016) も、アメリカの乳児避難所法は、根本的原因である妊娠の否定・秘匿に対応できていないと批判している。
- 一方、Grylli ら (2016) は、オーストリアにおける 1975-2012 の嬰兒殺件数と、2000-2012 年の匿名出産件数 (ベビー・ボックス含む) を統計分析し、匿名出産やベビー・ボックスにより、嬰兒殺が減少したと結論付けている。

⑥ 女性への周産期支援

妊娠を他者に知られたくない女性への周産期支援の重要性を論じた文献は、15 件あった。

i. 総論

- Browne ら (2012) は、親は子どもが要らないからではなく、受けられる支援が限られているために子どもの手放しをしてしまう可能性があることを指摘し、支援の在り方が子どもの手放しの意思決定に影響を与えることを論じている。
- 呉 (1996) や姜 (2017) は、韓国の未婚母について、未婚母の自立や子育て等の支援体制の

充実が、本人の養育意思の実現につながることを指摘している。

- 柏木（2015）は、ドイツの通所型母子支援を紹介しつつ、妊娠を誰にも言えず苦しんでいる女性のための相談体制の充実化（相談窓口の設置、医療機関や行政機関への同行等）の重要性を指摘している。

ii. 心理的支援

- 具体的な支援の内容として、Bruce（2016）は、妊娠を否定・秘匿する女性に対しては、围産期の心理的・医療的ケアを充実させることが重要であると指摘している。
- また、Gray（2015）は、アンケート調査の結果から、女性が出産時・出産後にどのような選択肢があるのかを理解し、主体的に意思決定できるよう支援することが、より健康的な結果につながると論じている。

⑦ 子どもの権利

子どもの権利について扱った文献は 17 件あった。

欧州においては、欧州人権裁判所が欧州人権条約第 2 条について、自己の出自に関する情報へのアクセスを求める利益の根拠であると解しており、フランスの匿名出産は第 2 条に違反しないが（*Odievre v France* (42326/98)[2003]）、イタリアの匿名出産は違反する（*Godelli v Italy* (33783/09)[2012]）と判示された経緯がある。また、児童の権利に関する条約加盟国については、同条約委員会から、条約第 7 条で保障する出自を知る権利を確保できていないと批判されている国がある（フランス、オーストリア、ルクセンブルク等）。

こうした背景から、特に欧州を対象とした文献で、女性の匿名性保護と子どもの出自を知る権利の調整を扱ったものが多かった。

- Callus（2004）はフランスについて、鈴木（2014）はドイツについて女性の権利と子どもの権利のバランスがどのように調整されてきたかを整理している。
- 他方、Freeman と Margaria（2012）および Marshall（2012）は、イギリスにおいては特に妊婦の自己決定権が重視されており、子どもの出自を知る権利との調整という議論になりにくかった可能性を示唆している。

欧州以外の文献については、以下のとおりである。

- Gustavsson と MacEachron（2011）は、アメリカの乳児避難所法について、親に関する情報を収集・保管する仕組みがないため、子どもの出自を知る権利が保障されていないと批判している。
- 姜（2014）は、韓国の出生届の運用において、子どもの出自を知る権利が保障されていないという批判から 2012 年養子縁組特例法が制定された経緯を紹介している。

なお、出自に関する情報の子どもへの開示について、女性の視点からも議論されるべきことを指摘する文献もあった。

- Margaria（2014）はイタリアの匿名出産制度について、女性がのちに子どもと接触する機会を失うことは、子ども側だけでなく、女性側にとってもストレスを伴うものであることを論じている。
- 吉田（2017, p.40）もまた、「出産女性と出生児の関係性における恒久的な匿名性は当事者である母子へ様々な重圧を強いる」と指摘している。

3. まとめ

文献レビューの結果を踏まえ、「妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度」をめぐる海外先進国の議論について、簡単にまとめる。

○ 妊娠を他者に知られたくない女性が養育態度を決めるまでのプロセス

妊娠を他者に知られたくない女性が養育態度を決めるまでのプロセスについて、以下のように整理される。

- 予期しない／計画しない妊娠等をした女性の中には、経済的困難を抱えていたり、頼ることのできる家族やパートナーがいなかったりと、生まれてきた子どもへの養育態度を決めるにあたり、特に困難な状況にある女性がいる。
- このような女性は、妊娠に対する周囲の不理解や偏見、養育のための支援の欠如といった様々な要因の影響を受け、妊娠を誰にも言えず隠してしまうことがある。
- そして、他者に相談しないまま、ますます精神的に不安定な状態に陥り、適切な周産期ケアにアクセスすることができず、母子双方の健康を損なうリスクが高くなる。
- また、子どもが無事に生まれた場合でも、他者に相談できないという困難な状況の中では、子どもへの適切な養育態度を選択できないリスクも高い。

このように、予期しない／計画しない妊娠等をした女性は、妊娠前から出産後に至るまで多くのリスク要因に晒され、妊娠中の心理状態の不安定化も相まって、出産時に生命・健康の観点から安全でない状況に至ることがある。また、これら出産に至るまでの経緯の影響を受け、出産した子どもへの養育態度を適切に選択できないことがある。

○ 妊娠を他者に知られたくない女性への介入

海外先進国においては、妊娠を他者に知られたくない女性が子どもの手放しをすることができるよう、国ごとに様々な仕組みがとられている。

- フランスでは、匿名での出産を認める法制度が存在する。
- ドイツでは、内密出産制度に加え、法制度には位置づけのない取組として、匿名で子どもを託すベビー・ボックス等も運用されている。
- アメリカでは、匿名で子どもを乳幼児避難所に引き渡すことを認める法制度が存在する。
- 韓国では現在、民間におけるベビー・ボックスの運用があるのみだが、匿名での出産を認める法制定を目指す動きもある。
- イギリスでは、妊娠を他者に知られたくない女性に関しては、「秘匿された妊娠」(CP : Concealed Pregnancy) または「否定された妊娠」(DP : Denied Pregnancy) の問題として各自治体が対処方針を示している。

また、近年では多くの国で、女性に匿名での出産や引渡しを認めるにあたり、子どもの出自を知る権利の確保を考慮し、女性の身元に関する情報等を残すべきという議論が高まっている。加えて、子どもに出自を知らせることは、子どものみならず女性自身の将来にとっても望ましいという議論もある。

他方、多くの国では、周産期支援の充実化により、妊娠を他者に知られたくない女性の抱えるリスクを軽減するとともに、自分や子どものために適切な選択をすることができるようにしようとする努

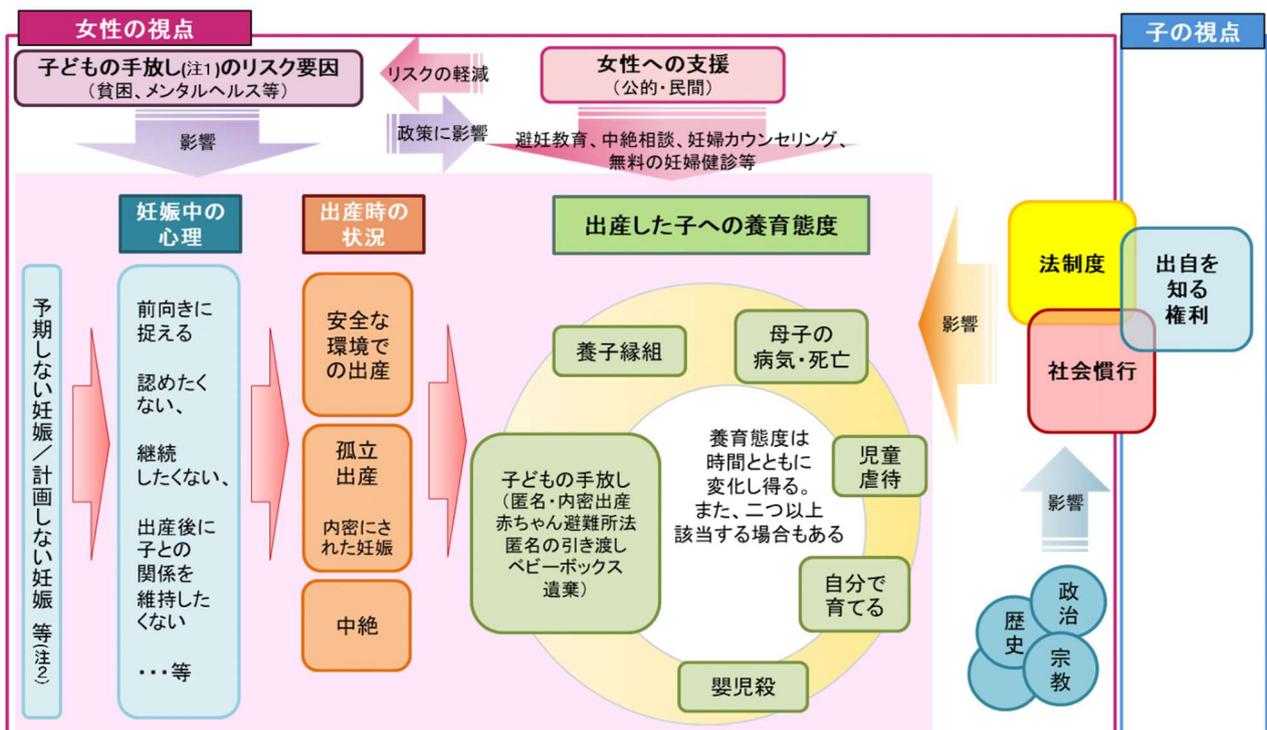
力がなされている。避妊教育、妊娠中の心理的・医療的ケアや相談体制、出産後に子どもを養育するための支援制度を充実させることにより、女性は自分と子どもにとってよい結果につながる選択をすることが可能となる。

このように、海外先進国では、それぞれの歴史・文化・宗教・政治的背景を踏まえ、異なる法制度・取組（社会慣行）を有している。法制度・取組により保障される女性と子どもの権利の具体的な内容は、当然ながら国によって差がある。しかし、どの国においても、女性が晒されているリスク要因を軽減すべく、女性への周産期支援に力を入れている。妊娠を他者に知られたくない女性の子どもに対する養育態度の決定は、こうした法制度・取組や周産期支援のあり方にも大きな影響を受ける。なお、子どもの手放しをするための法制度・取組が子どもの遺棄や嬰兒殺の防止に与える効果については、肯定的な評価と否定的な評価のいずれも存在している状況である。

以上の考察に基づき、妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度をめぐる議論について、図表 II-6 のように整理した。同図に示したポイントは、本調査研究の対象5か国において、国により重きが置かれている部分に差はあるものの、共通してあてはまる。

第 III 章以降では、これらのポイントを踏まえ、各国の法制度・取組を詳細に整理する。

図表 II-6 妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度をめぐる議論の全体像



(注 1) 「子どもの手放し」の定義は、「親としての責任と権利を放棄し今後も養育しない意図をもって、誰かに分かる状態で、または誰にも知られずに子どもを手放すこと」とする。

(注 2) 予期・計画していた妊娠であっても、リスク要因の影響により、出産・養育に関して困難な状況に陥る場合もある。

注：分野横断的文献レビューの結果をもとに事務局が作成

第 III 章 アメリカ

1. 概要

本稿においては、アメリカ国内全般における乳児避難所法の特徴と主な論点、民間の取組の概要を捉える。アメリカの法制度は州により異なるが、ここでは特にカリフォルニア州に着目し、同州における乳児避難所法である *Safely Surrendered Baby Law*（以下「SSB 法」）制定の経緯や関連法改正の動向、州による妊婦に対する公的サービスの概要、SSB 法制定後の州内世論の動向、主要アクターの変化、乳児遺棄件数減少における SSB 法の効果を検証する。

カリフォルニア州は、人口が 4000 万人程（2018 年：アメリカ合衆国国勢調査局）と非常に多く、また、同州は毎年 SSB 法に関する情報公開を積極的に行っており、比較的情報が得られやすいことから、アメリカの代表事例の一つとして選定した。なお、アメリカの中では人工妊娠中絶について比較的可成りな政策をとる傾向があり、SSB 法にもその傾向が表れている。

2. 妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度を取り巻く状況

(1) 法・制度の背景

① 社会・文化・政治的背景¹

アメリカで、親または親の代理人が匿名のまま、乳児の危険、遺棄、放置などに対する刑事責任や訴追を免れつつ乳児を乳児避難所に引き渡すことを可能とする「乳児避難所法」(*Safe Haven Law*) が初めて制定されたのは 1999 年、テキサス州においてであり、ブッシュ州知事署名による（テキサス州での法名は *Baby Moses Law*）。当時のテキサス州では、公共トイレやごみ箱など安全でない場所での乳児遺棄事件に関する報道が増加し、社会問題化した乳児遺棄への対処の必要性があった。テキサス州においては、1998 年には子どもの遺棄が 80 件以上、そのうちゴミ箱に遺棄され死体となって発見されたケースが 50 件程あったという。Dreyer (2002)によれば、子どもの遺棄はテキサス州のみの特異なものではなく、アメリカ全土において統計的にその数は増加していたという。全土的な統計は不十分ではあるが、毎年生まれる新生児 400 万人のうちの 100 から 350 児が遺棄されていると当時の報道では一般的に推測されていた。米国保健社会福祉省が実施した報道記事に基づく非公式の調査では、1991 年の報道では 65 件の遺棄事件があり 8 件が死亡に至った。1998 年の報道では 105 件に増加し、そのうち 33 件が死亡に至った。なお、これらの統計は、報道されていない遺棄事件を含まないので、全体の数はこれを上回るものである²。

このような状況の中、テキサス州で制定された *Baby Moses Law* は、乳児が保護され、養育者が見つかるまで医療ケアが提供される適切な場所で子どもを引き渡すインセンティブを、危機的状況にあ

¹ ここでの内容は、特段の注記がない限り、次の文献を参照して記載したものである。

Child Welfare Information Gateway. "Infant Safe Haven laws" <https://www.childwelfare.gov/pubPDFs/safehaven.pdf> (2018 年 11 月 23 日)

三枝健治 (2008) 「アメリカにおける「赤ちゃん避難所法 (Safe Haven Law)」(一) : いわゆる赤ちゃんポストの是非を巡って」『早稲田法学』83(4), 65-108

² Dreyer, S.E. (2002). Texas' safe haven legislation: is anonymous, legalized abandonment a viable solution to newborn discardment and death? *Texas Journal of Women and the Law*, 12(1), 167.

る母親に与えている。三枝（2008）は、同法は子どもを引き渡す行為に対して刑事免責を与え、匿名性を保証することで、あえて「子捨て」を促して、乳児の生命や身体の安全を確保するものであり、その基本思想を端的に言えば、「赤ちゃんを殺さないで。どうぞ捨ててください。」というものと述べている³。Bruce（2016）は、同法律は困難にある母親が乳児を遺棄したり、中絶したりするよりも、善意の見知らぬ人に引き渡すことを許可する方がよいという立法者の考えを反映しており、親権を早期に停止し、事前に承認された里親家庭への早期養子縁組を可能にしていると述べている⁴。

また、テキサス州は後述するように、人工妊娠中絶について保守的な政策をとる傾向にある。同州において歴史的に中絶を巡る激しい政治的議論が行われてきたことも、乳児避難所法を成立させる重要な背景の一つであったと思われる。

人工妊娠中絶の規制については、アメリカでは1973年に連邦最高裁判所が、各州が法で規制できる範囲を判示している（ロウ判決）。この判決によれば、各州は、胎児が母体外生存可能性（子宮の外で生存できる可能性）を備えた後（ケースにより差があるが、一般的に妊娠24週から28週といわれる）については、母体の生命又は健康を保護するのに必要な場合を除き、人工妊娠中絶を禁止することができる。逆に言えば、州法において、胎児が母体外生存可能性を備えていない期間の中絶を禁止することは、認められない。しかしながら、アメリカには人工妊娠中絶をタブー視する州も多く、ロウ判決の後も、人工妊娠中絶を完全に禁止するなど、上記判決に反する州法を制定する州も見られる。こうした州法は、連邦最高裁判所又は州裁判所から違憲無効として差止命令を受けることもある⁵。

テキサス州の法律では妊娠22週以降の人工妊娠中絶を禁じており、この規制自体は違憲無効とされていない。しかし、2013年に人工妊娠中絶を行う病院に対し厳しい認定基準を課した州法を制定し、2016年に連邦最高裁判所から違憲判決を受ける（*Whole Woman's Health v. Hellerstedt, Commissioner, Texas Department of State Health Services, Et Al.* 579 U.S. (2016)）など、最近でも人工妊娠中絶に対する保守的な姿勢がうかがえる。

テキサス州における乳児避難所法の制定以来、全米で続々と同様の制度が制定され、2000年に16州、2001年に17州、2002年に6州が制定している。現在では、全米50の全ての州、コロンビア地区、プエルトリコで乳児避難所法が制定されている。

³ 三枝健治（2008）「アメリカにおける「赤ちゃん避難所法（Safe Haven Law）」（一）：いわゆる赤ちゃんポストの是非を巡って」『早稲田法学』83(4), p.70

⁴ Bruce L. (2016). *Unmet Needs, Unwanted Persons: A Call for Expansion of Safe Haven Laws. Hastings Center Report*, 46(5), 7-8.

⁵ 人工妊娠中絶の条件は州によって異なるが、対象となる妊娠週数の条件のみに着目すると、2019年1月現在の各州の状況は以下のとおりである。（Guttmacher Institute. “State Bans on Abortion Throughout Pregnancy”, <https://www.guttmacher.org/state-policy/explore/state-policies-later-abortion-s> (2019年3月29日))

「胎児が独立生存可能性を備えた後」の人工妊娠中絶を禁止：計18州（カリフォルニア州等）

妊娠25週の人工妊娠中絶を禁止：計1州（バージニア州）

妊娠24週以降の人工妊娠中絶を禁止：計5州（フロリダ州等）

妊娠22週以降の人工妊娠中絶を禁止：計17州（テキサス州等）

妊娠20週以降の人工妊娠中絶を禁止：計2州（ミシシッピ州等）

なお、胎児が独立生存可能性を備える前の人工妊娠中絶を禁止する法を制定したが、裁判所から差止命令を受けているものは、計8州ある。（ルイジアナ州、ユタ州、アイオワ州、ノースダコタ州など。）

② その他関連法の改正

乳児避難所法の制定に伴い、関連法も改正がされるのが通常である。本稿では乳児避難所法の調査対象州としてカリフォルニア州を調査するため、同州を例に記載する。カリフォルニア州では乳児避難所法に該当する SSB 法が 2001 年に制定されたが、それに関連する法令及び同法律の制定に伴い改正された法令は以下の通りである。刑法の改正の他に、乳児避難所認定機関や避難所職員の保護に関すること、寄付のための基金の設立、性教育において SSB 法を扱うことの義務化等、SSB 法制定に関連して幅広い法改正がなされていることが分かる。

図表 III-1 SSB 法制定に伴う関連法の改正

SSB 関連法規
<ul style="list-style-type: none"> ● 健康と安全法 (Health and Safety Code) セクション 1255.7 (2010 年改正) ● 刑法 (Penal Code) セクション 271.5 (2007 年改正)
SSB 関連法案
<ul style="list-style-type: none"> ● 議案 (Assembly Bill) 1048 – SSB 法改正 – 安全に乳児を放棄できる避難所を認定できる機関を拡大し、SSB 施設職員の保護を拡大し、SSB 事業の成功に関する年次 CDSS 報告書の議会への提出を要求する。(2010 年制定) ● 議案 (Assembly Bill) 1983 – SSB 基金 – カリフォルニア州の所得税様式での寄付のために SSB 基金を設立する。(2010 年制定) ● 議案 (Assembly Bill) 2817 – 性教育コースの内容と SSB 法 – 公立学校で SSB 法に関する助言を学生にすることを義務付けた。(2002 年制定) ● 上院議案 (Senate Bill) 139 – SSB 法改正 – 乳児の安全な引渡し場所 (safe surrender sites) を再定義した。(2003 年制定) ● 上院議案 (Senate Bill) 116 – SSB 法改正 – SSB 法を恒久法とした。(2005 年制定) ● 上院議案 (Senate Bill) 1368 – SSB 法を制定した。(2000 年制定)

(資料) California Department of Social Services, Office of Child Abuse Prevention. “SSB Related Statues and Legislation” <http://www.cdss.ca.gov/inforesources/OCAP/Safely-Surrendered-Baby/Legislation> (2019 年 2 月 17 日)

(2) 国内世論

① 主要なステークホルダーの動向

乳児避難所法の制定により、乳児避難所に指定された病院や消防署等は乳児避難所としての整備をすることとなる。カリフォルニアの SSB 法の場合は、カリフォルニア州の全ての病院と消防署は安全な引渡し場所 (Safe Surrender Sites) となることが義務付けられたため、同法の制定により、これら機関は安全な引渡し場所としての体制整備が求められた。

カリフォルニア州の SSB 法による制度について、カリフォルニア州社会サービス局児童虐待防止室へ照会したところ、SSB 法に基づくプログラムについて、同法制定以来、一般市民からは肯定的な反応を得ているとのことである。事件数の正確性に関する疑問が指摘されてはいるものの、プログラム実施以来、乳児避難所以外の場所に遺棄された乳児の数は大幅に減少したとのことである (2002 年に

は 25 人であったのが、2017 年には 1 人のみ)。実際、引き渡された乳児数の減少は後述のカリフォルニア州における SSB 法に関する統計でもみてとることができる。

② 国連人権保障制度による勧告

国連人権理事会による普遍的・定期的レビュー (Universal Periodic Review) や特別報告者 (Special Rapporteur) による、米国の乳児避難所法に関する言及は見当たらなかった。

(3) 民間の取り組み⁶

米国内では、乳児避難所法の制定以前から、民間において乳児遺棄の問題に取り組む運動が行われていた。アラバマ州では 1998 年の 2 件の乳児遺棄事件を受けて、同地域テレビ局リポーターが、地方検事、ソーシャルワーカー、病院経営者等の協力を受けて、生後 3 日以内の乳児で虐待されていなければ匿名で預けても起訴を免れるとする「A Secret Safe Place for Newborns」という事業を実施していた。1999 年には、ペンシルヴァニア州において看護師が、乳児遺棄の事件をきっかけに、自宅に目印をつけ、毛布を敷き詰めたかごを設置する「Baskets for Babies」という運動を開始し、同州では 608 世帯が参加している。さらに同州では乳児避難所法を制定する 2003 年までの間、19 の病院が「A Hand to Hold」というボランティア事業に参加し、乳児避難所を提供するネットワークを組成していた。

2015 年に乳児避難所法が制定されたインディアナ州を中心に、「セーフヘイブン・ベビーボックス (Safe Haven Baby Boxes)」（2014 年設立）という非営利団体がベビー・ボックスの設置を進めている。同団体の調査では女性の中には完全な匿名性を望み、乳児を消防署や病院のドア前に放置して去るものもいるという。ベビー・ボックスはそのような女性に、乳児避難所の外で乳児を手放すことを可能とする⁷。現在、同団体により、インディアナ州で 6 か所、オハイオ州で 2 か所、アリゾナ州で 5 か所⁸にベビー・ボックスが設置された。また、同団体は無料の電話相談窓口を設け、妊娠中や出産後の女性の相談に応じたり、乳児の養子縁組やベビー・ボックスへの手放しを補助したりしている。

ベビー・ボックスの取り組みに対しては批判的な見方もある。インディアナ州保健省は欧州の調査結果を参照した上で、ベビー・ボックスの利用は必ずしも安全でなく、乳児の遺棄や死亡を減少させることにはならないとして、ベビー・ボックスを利用する代わりに乳児避難所法の周知に取り組むべき、と 2015 年に報告している⁹。

3. 妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度

(1) 乳児避難所法の内容

乳児避難所法はアメリカ 50 州で施行されているが、法の規定内容は州によって異なる部分がある。ここでは、まず、アメリカ全土における乳児避難所法を概観したのち、本稿で特に調査対象としてい

⁶ 吉田一史美 (2017) 「米国の Infant Safe Haven Laws : 新生児の生命保護をめぐる政策とその課題」『立命館人間科学研究』36, 33-42.

⁷ Safe Haven Baby Box. <http://www.safehavenbabyboxes.com/home.html> (2019 年 3 月 23 日)

⁸ アリゾナ州では乳児の引き出し (baby drawer) と呼ばれる。

⁹ Indiana State Department of Health (2015) . <https://www.documentcloud.org/documents/27003-02-HEA-1016-Report-ISDH.html> (2019 年 3 月 23 日)

るカリフォルニア州の SSB 法について紹介する。

① アメリカ全土における乳児避難所法の概要¹⁰

i. 目的と特色

乳児避難所法の目的は、犯罪行為となる遺棄を防ぎうる代替方法を親に提供することにより、乳児を危険から保護することである。また、三枝（2008）によれば、同法の目的は出産直後で精神状態が不安定な状況にある母親による嬰兒殺を防ぐことであり、乳児の生命と身体の安全には出産直後の数日が非常に重要と考えているという。そのため同法は通常、非常に若い乳児を対象を限定している。例えば 11 州とプエルトリコでは、生後 72 時間以内の乳児のみ乳児避難所への引渡しが可能である。19 州では生後 1 か月以内の乳児までを対象としている。最長ではノースダコタ州で生後 1 年までの乳児の引渡しが可能である（2016 年時点）。

大概の乳児避難所法においては、両親のどちらでも乳児を避難所に引き渡すことができる。4 つの州とプエルトリコでは、母親のみが乳児を引渡すことができる¹¹。11 の州では、親から依頼された代理人も乳児の引渡しが可能とする（2016 年時点）。

親が養育を断念した乳児が、安全や福祉のために必要な応急ケアを提供する人たちに引き渡されるように、乳児避難所法では親が乳児を引き渡せる避難所として病院、緊急医療サービス提供者、保健ケア施設、消防署、警察署の警察官、教会等が指定されている。また、三枝（2008）によれば、乳児避難所を乳児引渡し先の病院等の施設自体と考える場所型と、それら施設内の職員等とする人型に大別できるという。

乳児避難所の提供者は、乳児の引渡しを受けた場合、当該乳児を緊急に監護し、必要とする医療ケアを直ちに提供する必要がある。14 州及びコロンビア特別区（2016 年時点）では、乳児避難所が病院ではない場合、乳児はできるだけ早急に病院に搬送されなければならないとする。また、避難所の提供者は乳児が引き渡された乳児避難所の位置する地域の児童福祉局に通知をしなければならない。

ii. 免責と匿名性

43 州およびコロンビア特別区では、乳児避難所法は、引き渡された乳児を保護した避難所提供者による重大な放置の証拠がない限り、その保護の間に起こりうるいかなる責任からも提供者を保護している。約 16 州およびコロンビア特別区では、親または親の代理人の匿名性が明示的に法令で保証されている。27 州とプエルトリコでは、乳児避難所提供者は親又はその代理人に個人を特定する情報の提供を求めることはできない。さらに 15 の州は、親が自発的に提供する情報の守秘を保証している。しかしジョージア州では匿名性の保証は否定されている¹²。

¹⁰ Child Welfare Information Gateway (2016). "Infant Safe Haven laws"

<https://www.childwelfare.gov/pubPDFs/safehaven.pdf> (2018 年 11 月 23 日)

三枝健治 (2008) 「アメリカにおける「赤ちゃん避難所法 (Safe Haven Law)」(一) : いわゆる赤ちゃんポストの是非を巡って」『早稲田法学』83(4), 65-108.

¹¹ 三枝 (2008) によれば、同法の目的は出産直後に精神不安定な状態にある母親による乳幼児殺しを防ぐことであるため、子どもの手放しの主体を母親に限定して規定されている場合があるという。三枝健治 (2008) 「アメリカにおける「赤ちゃん避難所法 (Safe Haven Law)」(一) : いわゆる赤ちゃんポストの是非を巡って」『早稲田法学』83(4), 65-108.

¹² いずれも 2016 年時点。

匿名性の保証の他に、大概の州は、乳児を安全に引き渡した親を、刑事責任から免責している。この刑事免責については、三枝（2008）によれば、違法性阻却の抗弁（affirmative defense）として認めるタイプと、適法化ないし訴追免除（doesn't constitute violation of law/no prosecution）として認めるタイプがあるという。前者の場合は、免責事由についての証明責任が、子どもの引渡しを行う者（被告人）に課される。後者であれば、訴追する検察側が免責事由の不存在について証明責任を負う。16州では、遺棄、置き去り、乳児への危険等、乳児に対する犯罪について親又はその代理人が訴追された場合に、安全な乳児の引渡しは積極的抗弁となるとされており、前者のタイプといえる。34州とコロンビア特別区、プエルトリコは乳児避難所へ乳児を引き渡した親を訴追しないとしており、後者のタイプといえる¹³。

乳児虐待や懈怠の証拠がある場合、多くの州では匿名性と免責特権は失われる。これは三枝（2008）によれば、乳児避難所法は乳児の生命だけでなく、身体の安全の確保も目的とするので、虐待等による負傷がない状態で子どもが引き渡されることを免責の要件としているからである。なお、虐待の不存在が明示に規定されていなくとも、虐待・遺棄自体は刑罰が科せられるため、免責は与えられない。

iii. 親権の扱い

乳児避難所の提供者が地域の児童福祉局に乳児の引受けを通知すると、地方当局は当該児を引き渡された子どもとみなす。地方当局は施設に乳児を預け、出生時の両親の親権の終了を裁判所に申請する義務を負う。当該児が施設に入所する前に、14の州とコロンビア特別区（2016年時点）では、当局が地域の法執行機関に対し、当該児が行方不明の子どもとして届けられていないか確認を要請する。

iv. 親等への返還

20州とコロンビア特別区では親が特定の期間中かつ親権の終了前である場合、親が乳児の返還を求めることを認めている。5州は、引渡しに関与していない父親が子どもの養育を申し出ることを認めている。18州とプエルトリコでは、乳児避難所への乳児の引渡しは親権の放棄とみなされ、子どもの養子縁組において父親の同意は不要とされている（2016年時点）。

② カリフォルニア州における SSB 法

i. 概要¹⁴

カリフォルニア州では、2001年に前述のSSB法が制定された。生後72時間以内の乳児に限り安全な引渡し場所への子どもの引渡しが可能とされる。子どもの引渡しができるのは親又は監護権を法的に有するその他の者である。

安全な引渡し場所とされるのは、地域の郡管理委員会（County Board of Supervisors）が決定する公営又は民間の病院、指定された消防署、その他施設である。カリフォルニア州社会サービス局が安全な引渡し場所の所在を公に知らせる。

安全な引渡し場所の提供者は乳児を保護して受け入れ、機密コードが付された足首ブレスレットを乳児に装着させ、親には子の返還を求める時のためにそのコピーを渡す。安全な引渡し場所で乳児を保護する者は、乳児を引き受けてから48時間以内に、児童保護サービスか児童福祉を提供する郡の機関に、当該児の引き受けや健康状態について知らせなければならない

¹³ いずれも2016年時点。

¹⁴ State of California. "Safely Surrendered Baby" <http://www.cdss.ca.gov/inforesources/Safely-Surrendered-Baby> (2018年11月23日)

ii. 免責について

刑事や民事における免責も規定されている。まず、乳児を安全な引渡し場所で引渡した親は当該乳児に対するいかなる刑事責任も負わない。乳児を引きうけた安全な引渡し場所またはその職員も、乳児が生後 72 時間以内か、引渡した親が当該児の法的な親権者であるか否かに関わらず、乳児を引き受けたこと、そして乳児を世話することにより生じる民事、刑事、又は行政的な責任を負わない。もつとも医療過誤等含め、人身傷害や不当な死亡についての免責を意味するものではない。

任意的に、対価なく、誠実に、生後 72 時間以内の乳児の安全な引渡しを支援した者は、その作為又は不作為の結果として生じる傷害や死について責任を負わない。ただし、この免責は重大な過失、無謀、意図的な違法行為となる作為や不作為については適用されない。

安全な引渡し場所で乳児を引き渡した者は、その引渡し、加護の失敗、又は放棄について訴追されない。医療情報アンケートにより取得された、子どもを引き渡す親または個人を識別する情報は機密情報であり、児童保護サービスや郡の機関による開示請求の対象から除外される。

iii. 親権の扱い

親権については、乳児の引渡しの通知を受けて、児童保護サービス (Child Protective Services)¹⁵ が当該児の親権を臨時で担う。そして事件の状況を直ちに調査し、乳児のための扶養の申請をする。臨時の親権が開始されてから 24 時間以内に、児童保護サービスは、引き渡した親や個人に関する個人識別情報を除く、全ての知りうる乳児に関する個人識別情報を、失踪児童情報センター (California Missing Children Clearinghouse) と犯罪情報センター (National Crime Information Center) に報告する。

iv. 親等への返還

仮に、扶養申請の前に、乳児を引渡した親や個人が安全な引渡し場所に乳児の返還を要請した場合、安全な引渡し場所は当該親や個人に乳児を返還するか、又は当該児への虐待や放置について安全な引渡し場所の職員が認識している場合若しくは合理的な疑いを抱いている場合は児童保護サービスに連絡をする。扶養申請後、安全な引渡し場所への引渡しから 14 日以内に親又は個人が乳児の返還を求めた場合、児童福祉機関は、当該親、個人の身分を確認し、身辺情報、親としての能力を評価し、少年裁判所に扶養の申立てを却下し乳児の返還を命じることを求める。

v. 乳児の法的地位と養子縁組プロセス

安全な引渡し場所に引き渡された乳児の法的地位とその後の養子縁組プロセスについて、カリフォルニア州社会サービス局児童虐待防止室へ照会したところ、以下の回答が得られた。乳児が引き渡された場合、出生証明書の代わりに身元不明児童発見証明書 (Certificate of Finding for an Unknown Child) が発行される。当該児は養子縁組を希望する里親が預かるが、里親家族が見つかるまで一時的な里親宅に預けられることもある。養子縁組の手続は通常 6 か月から 12 か月かかるが、養子縁組手続が完了する時点で養親に対して子どもの出生証明書が発行される。SSB 法において実親は匿名である権利を有するため、子どもに関する文書の中には実親の身分情報は一切記載されない。

vi. SSB 法利用状況

SSB 法の利用件数について、カリフォルニア州が下記の表のとおり統計を公表している。これによれば、2001 年から 2017 年の間に、931 人の乳児が SSB 法により安全に引き渡された。これに対し、

¹⁵ 児童虐待や育児放棄の通報について対応するアメリカの政府機関。

安全な引渡し場所以外へ遺棄された子どもは175人である。SSB法が2001年に制定されて以来、安全な引渡し場所以外に遺棄された子どもの数は減少傾向にあり、2001年には20件であったのに対し、2010年以降は（2013年を除き）毎年5件以下となっており、約80%減少している¹⁶。もっとも、安全な引き渡し又は遺棄された子どもの合計が2001年には22件であったのに対し、2017年には89件と約4倍となっていることに加え、遺棄の統計については、事件の発覚が困難であることもあり、事件数の正確性に対する疑問や、SSB法の施行前後を比較した統計がない、などの指摘があるため注意が必要である¹⁷。

図表 III-2 カリフォルニア州におけるSSB法に関連する統計

年	返還請求	安全な引渡し件数	遺棄件数	遺棄生存件数	遺棄死亡件数
2001	0	2	20	7	13
2002	0	17	25	13	12
2003	0	25	13	5	8
2004	1	33	19	7	12
2005	0	52	11	4	7
2006	0	65	26	10	16
2007	1	47	8	4	4
2008	0	61	12	3	9
2009	1	57	8	2	6
2010	5	71	5	2	3
2011	2	48	5	1	4
2012	4	72	3	0	3
2013	2	62	6	2	4
2014	0	74	5	4	2
2015	7	83	5	5	0
2016	5	74	3	3	0
2017	5	88	1	1	0
計	33	931	175	73	103

（資料）カリフォルニア州社会サービス局資料に基づき事務局作成
 (<https://www.cdss.ca.gov/inforesources/OCAP/Safely-Surrendered-Baby/Data>, accessed Nov 26, 2018)

¹⁶ State of California. “SSB Data” <https://www.cdss.ca.gov/inforesources/OCAP/Safely-Surrendered-Baby/Data> (2018年11月23日)

¹⁷ 吉田一史美 (2017) 「米国の Infant Safe Haven Laws : 新生児の生命保護をめぐる政策とその課題」『立命館人間科学研究』36, 33-42.

(2) 乳児避難所法をめぐる主な論点

乳児避難所法をめぐるのは、制定期後から多くの研究や議論がなされている。制定期からの時系列的变化をみると、制定初期の段階では、乳児遺棄の犯罪の減少にどれほど効果があるか、という直接的な効果について議論がなされた。その後、その効果は犯罪に関するものから、それに加えて中絶に反対する政治文化的な効果が着目され、現在では多様な関連アクターの問題として、乳児の引渡しを行う親へのカウンセリング等のケアが不十分である問題、統計的データ不足の問題、父親の権利や引き渡された子どものケアの問題、医療現場の体制不備等について議論が進展している。

① 乳児避難所法の効果¹⁸

乳児避難所法について、引き渡された子どもの生命と身体の安全を守るという目的は、利用者が匿名であるがためにその効果を実証する手段が乏しいとの指摘がある。実際に、州や連邦レベルで乳児避難所の利用状況に関する包括的なモニタリングや統計は作成されておらず、効果が疑問視されている。同法の効果について言及する論考を以下時系列的に概括する。

まず、Deoudes (2003) は乳児避難所法による制度の利用という選択肢そのものがなければ、利用者の大多数は通常の養子縁組の手続をするであろうし、そうでない者であっても、匿名性が保証されるなら、病院で出産して乳児をそこで手放すことを望むはずと指摘する。

Herman-Giddens, Mittal, Butts (2003) は、1985年から2000年のノースカロライナ州における乳幼児殺に関するデータを用いて、法律の効果検証を行った。これによれば同州では毎年10万人の新生児のうち、少なくとも2.1人が、通常母親によって、殺されるか遺棄されていたが、乳児避難所法によってこれらの遺棄や殺害を回避することができるのかは不明である¹⁹。

Pertman と Deoudes (2008) は乳児避難所法の制定により必ずしも乳児の遺棄や殺害が減少したとはいえないと指摘する。また、子どもを引き渡し親へのカウンセリングがされないため、同法の効果を確認できていないとして、その影響力について懐疑的な見解を示している。

Mueller と Sherr (2009) は、乳児避難所法が意図した効果を達成しているかは不明であるとする。避難所に乳児を引渡した母親の動機についての詳細情報は限られるが、起訴の恐れと匿名性への願望が最も重要な動機ではないようである。安全でない遺棄事件の統計データは、乳児避難所法の導入以前にはどの州でも収集されておらず、新規のデータ収集手続きも開始されていないことがその有効性の評価を妨げている。また、乳児避難所法は代替養育を認めずに、子どもの引渡しを奨励し、父親の権利を否定し、隠れた出産を促進し、家系に関する理解を妨げ、法的な利益を損なっているという懸念がある。また、手放された子どもへの心理的な影響は判明していない。

Bruce (2016) は乳児殺の根本的原因である妊娠の否定・秘匿といった問題へ対処すること、及び周産期の心理的・医療的ケアを充実化すること等が本来は重要であるとしたうえで、乳児避難所法ではこれらの観点が欠如しているとして批判する²⁰。

¹⁸ 吉田一史美 (2017) 「米国の Infant Safe Haven Laws : 新生児の生命保護をめぐる政策とその課題」『立命館人間科学研究』36, 33-42.

¹⁹ Herman-Giddens, M.E., Smith, J.B., Mittal, M., Carlson, M., & Butts, J.D.(2003). Newborns killed or left to die by a parent: A population-based study. *JAMA*, 289(11), 1425-1429.

²⁰ Bruce, L. (2016). Unmet needs, unwanted persons: A call for expansion of safe haven laws. *Hastings Center Report*, 46(5), 7-8.

② 養子縁組を巡る論争との関係²¹

乳児避難所法が乳児を引き渡す親の匿名性を保証している点について、養子縁組の当事者からの批判もある。アメリカでは、多くの州で養子の出生・縁組に関する記録の閲覧は禁止されている。これに対する養子・生母双方からの、記録開示を求める運動と生親と養子の再会を目指す運動が1960年代から始まり、現在も継続している。同活動を実施する養子の権利団体である **Bastard Nation** は、乳児避難所法は親の匿名性を保証するために養子のアイデンティティを失わせ、親の権利と正当な手続きを否定し、長い時間をかけて取り組まれてきた養子縁組における運動や実践を否定するものであるとして強く非難している。

これとは対照的であるが、全米養子縁組協議会（**National Council for Adoption**）の元代表兼最高責任者の **William Pierce** 氏は、養子縁組の際の親のプライバシー権の消失に長年反対しており、乳児避難所法は親の記録開示を求める当事者運動に直接的に対抗するものと肯定的に評価し、同法を支持している。

三枝（2008）が指摘するように、結局、この乳児避難所法の匿名性の問題は、子どもにとっては自を知る権利、子どもの引渡しに関与していない父親との関係では親の権利主張の機会保障の問題、子どもを引渡した母親にとってはプライバシーの権利と子どもの取戻しの可能性の担保という問題を抱えているものであり、乳児避難所法が及ぼす影響について、いかに別途で対策を講じて調整するかを検討が求められているといえる²²。

③ クライム・コントロール・シアター²³

1963年に発表された家庭内での児童虐待に関する論文をきっかけに全ての州で制定された児童虐待関連法、1994年の性犯罪者の再犯による少女殺害事件を契機に制定されたニュージャージー州の性犯罪者情報公開法（ミーガン法）、1996年の少女殺害事件の契機に児童誘拐及び児童行方不明事件が起きた際にメディアを通じてのアンバー・アラート（**Amber Alert**）と呼ばれる緊急事態宣言（警報）の開始等は「モラル・パニック」を経験して立法されたものであるとする見方がある。Zgoba（2004）は、乳児避難所法もその一連であり同様に、1990年代に米国が経験した新生児の遺棄・殺害事件の報道が加熱したことにより、モラル・パニックが引き起こされた中で、立法の連鎖が実現したと指摘する。

このような事態を、Hammond et al.（2010）は「クライム・コントロール・シアター」（**Crime Control Theater**）であると批判する。乳児避難所法は多様な犯罪のケースの高度な一般化であり、モラルについての両義性を否定しており、稀少な成功例をもとに正当化し、犯罪抑止の責任を一般大衆に訴える点で、クライム・コントロール・シアターとなりうる政策であるとして批判している²⁴。そして乳

²¹ 吉田一史美（2017）「米国の **Infant Safe Haven Laws**：新生児の生命保護をめぐる政策とその課題」『立命館人間科学研究』36, 33-42.

²² 三枝健治（2008）「アメリカにおける「赤ちゃん避難所法（**Safe Haven Law**）」（一）：いわゆる赤ちゃんポストの是非を巡って」『早稲田法学』83(4): 65-108.

²³ 吉田一史美（2017）「米国の **Infant Safe Haven Laws**：新生児の生命保護をめぐる政策とその課題」『立命館人間科学研究』36, 33-42.

²⁴ Hammond, M., Miller, M.K., & Griffin, T(2010). Safe haven laws as crime control theater. *Child Abuse & Neglect*. 34(7), 545-552.

児避難所法の利用者は、そもそも本当に乳児を遺棄、殺害するような状況、人物であったのか、同法がなければ通常の養子縁組を行ったのではないか、など検討が必要とする。

④ 人工妊娠中絶を巡る議論²⁵

乳児避難所法の立法は人工妊娠中絶を巡る政治的論争の一環であるという指摘もある。1973年の中絶する権利を母親のプライバシー権として認めたロウ判決²⁶以来、米国では中絶は激しい論争のテーマであり、大統領選挙を含め、政治における重要な争点となっている。共和党のブッシュ知事の任期中に、乳児避難所法を米国で最初に制定したテキサス州は、中絶について最も保守的な州の一つである。その後2000年の選挙に勝利したブッシュ大統領の政権下、乳児避難所法は全米の各州で続々と制定されていった。Sanger (2006) は乳児避難所法の立法過程を調査し、同法は中絶を巡る政治的議論が同法を短時間で立法化させたとは指摘する。また、乳児避難所法は乳児遺棄の状況にそれほどの影響を与えていないとする。同法は、政治的文化の文脈でより理解ができるものであり、ロウ判決に逆行し、胎児の生命を保護しようとするもので、生命尊重文化の促進を図るという政治的目標に合致する。そのため、同法の主な成果は犯罪の減少ではなく、むしろ政治文化的なものだとする²⁷。

⑤ 母性と父性の規範に関わる批判²⁸

乳児避難所法を母性と父性の規範という面から批判する議論もある。Oaks (2015) は、「リプロダクティブ・ジャスティス」という観点から次のように指摘する。すなわち、乳児避難所法を支持する運動は、社会的に周縁の女性を悪い母親としてステレオタイプ化させ、これまで養子縁組の議論を巡り確立されてきた、妊娠・出産期の支援の重要性や出産直後の養子縁組の同意の無効性、生親と養子の長期にわたる心理的関係性などの規範の外部で、妊娠と出産に悩む女性を支援しうる他の介入の可能性を除去するものだと批判する。また、乳児避難所法は匿名で子どもを引き渡す母親に対してスティグマを背負わせるものであるとする。さらに乳児避難所法から疎外される父親に関して、父親が抱く罪悪感、喪失感、トラウマなど、養子縁組の研究において既に議論されてきた問題が指摘されている。

(3) 母子保健一般の施策

最後に、乳児避難所法から離れ、全ての妊婦が利用可能な母子保健一般の施策について紹介する。カリフォルニア州では、妊娠中の女性が利用できる一般の保健サービスについては、次のようなものがある。まず、保険未加入の女性が利用できるプログラムとして、Medi-Cal プログラムがある。Medi-Cal プログラムは公的な健康保険プログラムで、低所得者に必要な健康ケアサービスを提供す

²⁵ 吉田一史美 (2017) 「米国の Infant Safe Haven Laws : 新生児の生命保護をめぐる政策とその課題」『立命館人間科学研究』36, 33-42.

²⁶ 1971年と1972年に、米国の連邦最高裁で公判が開かれたロウ対ウェイド訴訟は、1875年以来母体の生命救済以外の理由での中絶を禁じてきたテキサス州法の違憲性を問うものであり、同判決は女性が中絶を選ぶ権利を憲法に保障されたプライバシー権として容認した。(吉田一史美 (2017) 「米国の Infant Safe Haven Laws : 新生児の生命保護をめぐる政策とその課題」『立命館人間科学研究』36, 33-42.)

²⁷ Sanger, C. (2006) Infant Safe Haven Laws: Legislating in the Culture of Life. *Columbia Law Review*. 106(4), 753-829.

²⁸ 吉田一史美 (2017) 「米国の Infant Safe Haven Laws : 新生児の生命保護をめぐる政策とその課題」『立命館人間科学研究』36, 33-42.

る。そのうち、妊娠中の女性向けのサービスは以下の通りである。

図表 III-3 妊娠中の女性に対する Medi-Cal プログラムの概要

妊娠女性の推定適格者 (Presumptive Eligibility for Pregnant Women)	妊娠中で Medi-Cal の対象となる可能性がある低所得の女性を、即時に、かつ一時的に補償する。継続して Medi-Cal に申請する間、補償を最大 60 日間受けることができる。また、出生前ケア及び妊娠中の損失に関連するケア、ならびに歯科サービスが受けられる。分娩や出産、その他入院費用は含まれない。
フルスコープの Medi-Cal (Full-scope Medi-Cal)	適格のある女性に無料で医療上必要なあらゆる医療サービス、予防サービスおよび歯科サービスを補償する。全額を補償する Medi-Cal の対象となるには、米国市民であるか、十分な入国資格を保有していなければならない。
妊娠に関連する Medi-Cal	フルスコープの Medi-Cal の対象とならない妊婦に必要な全ての医学的に必要とされる妊娠関連サービスを補償する。出生前ケア、分娩、出産、出産後ケア、家族計画サービス、妊娠中の損失に関するケア、及び妊娠が困難な状態に対するサービスが含まれる。デンタルケアとメンタルヘルスサービスも含まれる。
Medi-Cal Access Program (MCAP)	MCAP は国籍や出入国ステータスにかかわらず、自己負担金、控除対象外、または共同保険なしで、妊娠中の女性に低コストで包括的な補償を提供する。MCAP に参加するためには、12 か月以上、月賦で年間世帯収入の 1.5% の料金支払いが必要である。MCAP による妊娠および産後の補償の終了後は、その時点での世帯規模、収入、出入国ステータスに応じて、カリフォルニア対象健康保険又は Medi-Cal へ移行できる。

(資料) 次の資料に基づき事務局作成

California Department of Health Care Service. <https://www.dhcs.ca.gov/services/medi-cal/Pages/default.aspx> (2019 年 3 月 2 日)

Covered California. <https://www.coveredca.com/individuals-and-families/getting-covered/pregnant-women/> (2019 年 3 月 2 日)

また、世帯収入が高く Medi-Cal の対象とならない女性については、毎月の保険料および自己負担費用を削減する税額控除付のカリフォルニア対象健康保険 (Covered California health plan)²⁹を利用できる。

なお、「安全な引渡し場所」に乳児を引き渡した母親に対して、アフターケアサービス等を行っているか、カリフォルニア州社会サービス局児童虐待室に照会したところ、そのようなサービスは母親の匿名性を害することになるため、行っていないとの回答であった。子どもを引き渡した母親は匿名性を保護され、引渡し後は、サービスの提供等を目的とした接触が行われることはない。

²⁹ カリフォルニア州における健康保険マーケットプレイス (health insurance Marketplace)。個人や企業が補助金を受給して健康保険を購入することができるオンラインマーケット。

第IV章 イギリス

1. 概要

イギリスでは、毎年発生している乳幼児の遺棄事件については、秘匿された妊娠（CP）・否定された妊娠（DP）をしている女性をめぐる諸問題を防止するという観点から、CPおよびDPへの対処方針が地方自治体レベルで示されてきた。

CPおよびDPへの対処方針については、各地域の地方児童保護委員会（LSCB）や各病院において、ガイドラインが設けられている。国家レベルの統一ガイドラインはないものの、全国的に概ね統一された内容となっている。

本章では、イギリスにおいても乳幼児遺棄の問題が存在すること、それへの対策としては、遺棄自体に焦点を当てるよりも、どちらかといえば女性への支援に重点を置いてきたことについて述べたうえで、母子保健一般の施策と、CP・DPへの対処ガイドラインについて説明する。

2. 妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度を取り巻く状況

本節では、イギリスにおける子どもの手放しの現状と、妊娠を他者に知られたくない女性を含む女性支援のあり方について、紹介する。

(1) 社会・文化的背景

① 乳幼児遺棄及び出産の隠匿の状況

i. 「乳幼児遺棄」の定義

イギリスにおいて乳幼児遺棄（abandoning a baby）という場合、1861年対人犯罪法（Offences Against the Person Act 1861）で犯罪とされる「2歳未満の子どもの遺棄」（abandonment of a child under the age of two years）または「出産の隠匿」（concealment of birth）がある。

○2歳未満子どもの遺棄：

イギリスにおいては、生後2年未満の子どもについて、生命に危険が生じるおそれ又は健康が永久的に損なわれるおそれのある状態で、不法に遺棄（unlawfully abandon or expose）する行為は、1861年対人犯罪法27条で刑罰の対象とされている。

○出産の隠匿：

出産した女性が、出産の隠匿を目的として、出生した子どもの遺体を秘密裏に処分することは、子どもの死が出生前であるか後であるかにかかわらず、刑罰の対象とされている（1861年対人犯罪法60条）。

ii. 「乳幼児遺棄」の統計

乳幼児遺棄に関係する統計としては一貫した正確な統計はなく、全体像を把握するのは難しいといわれる¹。しかし、MullerとSherr（2009）²は、以下2つの統計を組み合わせることによって、一定の傾向を捉えた。

¹ Sherr, L., Mueller, J., & Fox, Z. (2009). Abandoned babies in the UK a review utilizing media reports. *Child: Care, Health and Development*, 35(3), 419-430.

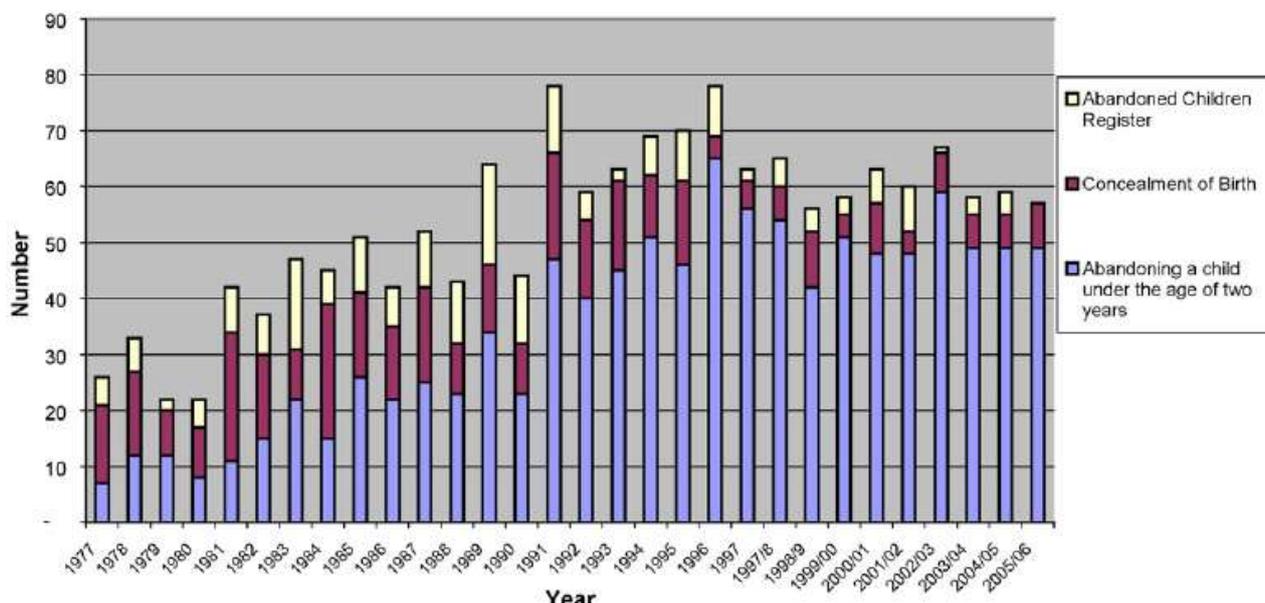
○国家統計局（Office of National Statistics）による棄児登録（Abandoned Baby Register）：
遺棄された乳幼児のうち、両親がその後明らかになっていない事件のみを記録している。

○内務省犯罪統計記録（Home Office Recorded Crime Statistics）による統計：

親が有罪判決を受けた事件のみ記録しており、乳幼児の遺棄と、それ以上の年齢の子どもの遺棄を加えた統計となっている。なお、これら有罪判決のうち、乳幼児遺棄に該当する件数を把握することはできない。また、起訴されていない事件は含まれていないので、注意が必要である。

これら2つの統計を加えると、下表の通りであり、乳幼児遺棄のより正確な総数が把握できる（ただし、両親が判明したが起訴されていない事件と、生後2年目以降で遺棄されたため登録されていない事件については除かれている。）。これによれば乳幼児遺棄は1970年代後半から1990年代にかけて増加し、2000年以降は毎年50件～70件程発生していることが分かる。

図表 IV-1 遺棄された乳幼児の登録（Abandoned Children Register）及び国家犯罪統計（National Crime Statistics）に基づく毎年の乳幼児遺棄数（1977~2006年）



（資料）Mueller, J., & Sherr, L. (2009). "Abandoned babies and absent policies". *Health Policy*, 93(2), p.160, Figure1.

また、Mullerら（2009）³は、1998年から2005年までに発生した乳幼児遺棄124件のうち、77%が新生児遺棄、23%が生後1週間から2年までの子どもの遺棄であったと述べている。同研究によれば、2歳未満の子どもの遺棄は年平均50件、出産の隠匿は年平均7件起きていたとのことである。

このようなイギリスの乳幼児遺棄の状況について、Browneら（2012）⁴は、EUの他の加盟国に比べると極端に件数が少ないと評している。こうした状況もあってか、イギリスにおいては2で詳述す

² Mueller, J., & Sherr, L. (2009). Abandoned babies and absent policies. *Health Policy*, 93(2), 157-164.

³ Sherr, L., Mueller, J., & Fox, Z. (2009). Abandoned babies in the UK a review utilizing media reports. *Child: Care, Health and Development*, 35(3), 419-430.

⁴ Browne, K., Chou, S., & Whitfield, K. (2012). *Child abandonment and its prevention in Europe*. The University of Nottingham, UK.

るように、乳幼児遺棄そのものに焦点を当てたガイドライン等は設けられていないようである。なお、以前は孤児養育院が存在していたが、最後の施設は 1954 年に閉鎖された。

② 女性への支援を重んじる風潮

イギリスにおいては乳幼児遺棄の対策そのものを政策課題とするよりは、妊婦や若い母親といった女性側への支援と乳児死亡率を減らすことに重きがおかれているものと見受けられる。

i. 国内世論

国内世論に目を向けると、たとえばメディアの乳幼児遺棄事件に関する報道の焦点は、遺棄された子ども側よりも、緊急の医療措置を必要としている母親側に置かれているという⁵。そのため、刑法の適用よりも、母親が判明した場合、その母親への支援が話題となる。

ii. 人工妊娠中絶

イギリスにおける人工妊娠中絶の状況をみると、アメリカや韓国等に比べれば、女性が人工妊娠中絶を選択しやすい環境にあると見受けられる。

人工妊娠中絶は基本的には、1861 年対人犯罪法 58 条、59 条にて犯罪とされるが、1967 年妊娠法 (the Abortion Act of 1967) は、以下の場合、女性と医療従事者を免責 (違法性阻却) する。2 名の医師の署名がある限り、妊娠 24 週目までは、母親の救命のため、母親の肉体的又は精神的健康を守るため、胎児異常、又は社会的若しくは経済的理由により、人工妊娠中絶ができる⁶。母親の生活や健康が深刻に脅かされている場合、又は胎児異常の重大なリスクがある場合は、人工妊娠中絶できる期間に制限はない (1 条 (1))⁷。人工妊娠中絶は NHS 病院又は認可を受けたクリニックでのみ可能であり、無料である⁸。

保健社会福祉省 (Department of Health & Social Care) によれば、2017 年時点で、イングランドとウェールズの居住者において人工妊娠中絶の件数が増える傾向にあり、19 万 2900 件の人工妊娠中絶があり、前年から 4% の増加で、2008 年以来、最多の件数である。過去 10 年の間に、25 歳未満 (特に 20 歳未満) の女性の人工妊娠中絶率は減少している一方で、30 歳以上の女性の人工妊娠中絶率が増加している。人工妊娠中絶をする女性のうち 38% は以前に人工妊娠中絶経験がある。1969 年から 2017 年までの 15 歳から 44 歳までの女性 1000 人の人工妊娠中絶率の推移は以下表の通りである。人工妊娠中絶率については、1970 年以降、増加傾向にあることがわかる。

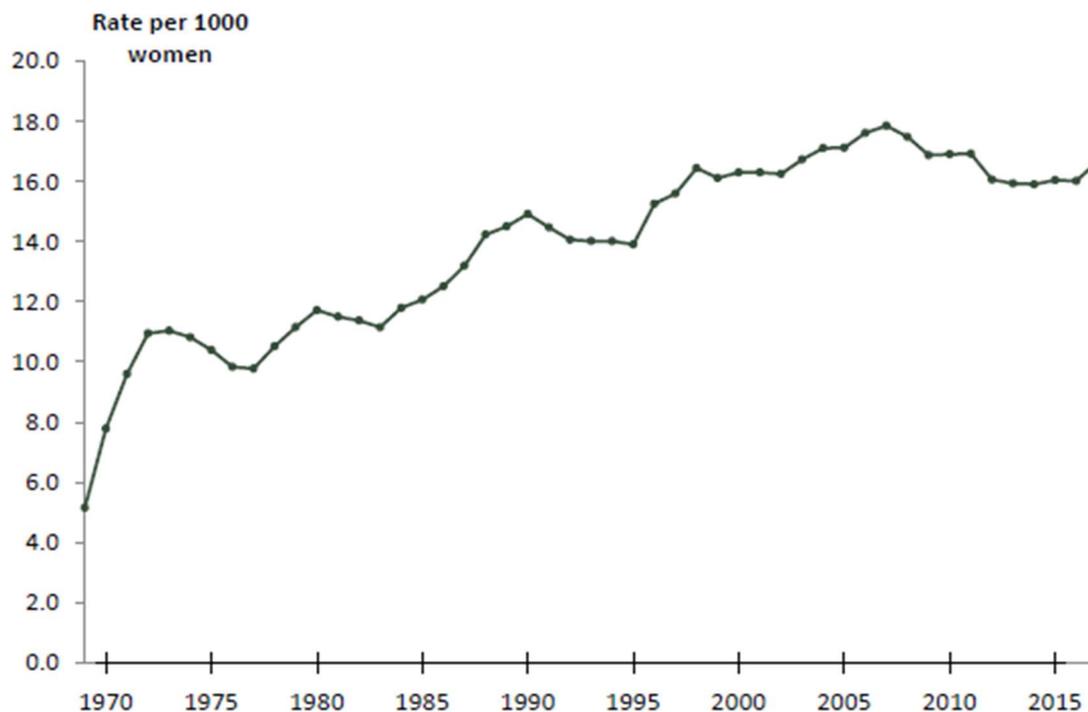
⁵ Freeman, M. and Margaria, A. (2012). Who and What Is a Mother? Maternity, Responsibility and Liberty. *Theoretical Inquiries in Law*, 13(1), pp.153-178.

⁶ 現地の助産師の回答によれば、妊娠の起算点は日本と同様、最後の月経の最初の日からである。これに 280 日 (40 週間) を足した日にちが出産予定日とされる。

⁷ 現地 NHS の助産師・産婦人科医の回答によれば、妊娠後期で出産間際であっても、胎児に重篤な異常がある場合は、中絶できるとのことである。もっとも、NHS では胎児異常を調べるエコーを 20 週前後に妊婦全員にオファーするため、医学的理由での中絶がよく行われるのは妊娠 20 週前後とのことである。24 週以降に中絶をする場合として考えられるのは、海外からの患者で自国で中絶ができずイギリスに来て行う場合、母体に妊娠を継続することができない重篤な問題が起こった場合、20 週目のエコーで問題がわかり、それを受け入れて産もうと一度は決断したものの、後に意見が変わった場合、出産を受け入れた後に他の問題が見つかった場合、エコーの結果、胎内手術ができる見通しで行ったが失敗したというような場合、とのことである。

⁸ NHS. "Overview: Abortion" <https://www.nhs.uk/conditions/abortion/> (2019 年 3 月 3 日)

図表 IV-2 15歳から44歳までの女性1000人当たりの人工妊娠中絶率推移（1969年～2017年）



（資料） Department of Health & Social Care. (2018) . *Abortion Statistics, England and Wales: 2017*, p.6, Figure 1. https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/763174/2017-abortion-statistics-for-england-and-wales-revised.pdf（2019年3月3日）

イギリスにおける人工妊娠中絶について、法律上は人工妊娠中絶を「医療化」しているが、実際は要求に応じて人工妊娠中絶がなされているのであり、ここで考慮されるのは女性の利益であって子どもの利益ではないとの一部指摘もある⁹。

(2) 身分法における母子関係

Freeman と Margaria (2012)の研究は、イギリスの匿名出産の禁止とその背景となるイギリスの法制度と公の文化について考察している。概要は以下の通りである。イギリスの法体系はコモン・ロー（判例法）であるが、コモン・ローの国においては、母子関係は認知によらず、分娩の事実によって判断される。また、政策的に、女性は妊娠期間中も母親として扱われる¹⁰。このように、イギリスでは母子関係の成立は母親の選択によるものではなく、むしろ生物学的な結果である。出産をする女性には法的に母親であることを否定できず、出産を支援する者には母親の名前を出生証明書に記載する義務がある。母親は出産後6週間は子どもを養子に出すことはできず、代理出産の場合でも、出産し

⁹ Freeman, M. and Margaria, A. (2012). Who and What Is a Mother? Maternity, Responsibility and Liberty. *Theoretical Inquiries in Law*, 13(1), 153-178.

¹⁰ Freeman, M. and Margaria, A. (2012). Who and What Is a Mother? Maternity, Responsibility and Liberty. *Theoretical Inquiries in Law*, 13(1), 153-178.

た母が母親とされ、これを変更するには依頼人は養子縁組命令 (adoption order) 又は親であることの命令 (parental order) を得る必要がある。

なお、イギリスでは匿名出産は認められていない。たとえ母親が母であることを拒否しても、上記の判例法に従い、母親の詳細は出生証明書に記載される。

(3) 法制度に位置づけのない取組

イギリスでは、匿名での出産や引渡しを可能とする仕組みは、法に基づくものとしては存在しない。また、法制度に位置づけのない取組としても、存在していないと見受けられる。

前述のとおり、イギリスでは生後2年未満の子どもの遺棄は犯罪とされており、他のヨーロッパの国々で見られるようなベビー・ボックスの設置は、法的に難しいと言われている。2013年にエディンバラで公園のベンチに女の新生児が遺棄されていた事件を受けて、ベビー・ボックスをイギリスでも設置すべきとする運動も実施された。「捨て子 (A Foundling)」という名のキャンペーン団体を運営する、過去に捨て子であった当事者である Lofthouse 氏は、イギリスの法律を改正してベビー・ボックスを合法化すべきとする。

これに対し、ベビー・ボックス設置に反対する意見として、心無い父親や、売春婦の監督者が母親に望まない子どもを捨てるよう圧力をかけるためにベビー・ボックスが使用される懸念があるとする。心理学者の Browne 教授は、ベビー・ボックスが女性の権利を擁護するものであるのか、利用する母親は本当に同意をしているのか、疑問視する。そしてベビー・ボックスは匿名であるため、女性へのカウンセリングの機会を喪失させ、母親と子どもに危害と危険を創出するものだとする¹¹。

さらにイギリスに滞在する研究者や助産師、保健師に同課題について国内世論や運動、政府政策について照会したところ、概ねよく分からないという回答であった。新生児遺棄やベビー・ボックスについて世間の課題認識は低いように見受けられる。

なお、保健社会福祉省にベビー・ボックスの動向について照会したものの、イングランドにおいては2歳未満の乳幼児の遺棄は1861年対人犯罪法27条で犯罪とされるため、ベビー・ボックスの設置は違法であり法的に困難である、との回答であった。イギリスではベビー・ボックスの実際の設置例も見受けられず、一般に、イギリスではベビー・ボックスは存在していないと考えられている。

(4) 国連人権保障メカニズムによる勧告

イギリスの妊娠を他者に知られたくない女性に対する法制度に関しては、国際的議論の焦点になっているという事実は特に確認できなかった。なお、国連による人権保障制度からの勧告として、子どもの権利委員会 (Convention on the Rights of the Child: CRC) は第5回定期報告の総括所見

(CRC/C/GBR/CO/5) にて、青少年の健康の問題として、10代の子どもの妊娠は安定して減少傾向にあると述べていた。もともと、10代の妊娠率は他の欧州連合 (EU) 諸国の平均よりも未だ高く、より恵まれない地域はさらに高いと指摘している¹²。

¹¹ BBC. "Call for 'baby boxes' for abandoned newborns" April 2013 <https://www.bbc.com/news/uk-scotland-22123366> (2018年11月24日)

¹² UN Document (CRC/C/GBR/CO/5), July 2016.

3. 妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度

1 で述べたとおり、イギリスにおいては、匿名での出産や引渡しを可能とする仕組みはない。また、乳幼児遺棄は少数とはいえ現在でも発生し続けているものの、遺棄自体に焦点を当てたガイドライン等は作成されていない。しかし、イギリスでは、妊婦や母親である女性を対象とした支援施策がとられており、妊娠を他者に知られたくない女性をめぐる問題については、このような支援施策の中で解決が図られているものと見受けられる。

本節では、イギリスにおける母子保健一般の関連施策と、「秘匿された妊娠（CP）」及び「否定された妊娠（DP）」への対策について述べる。

(1) 母子保健一般の施策

国による妊娠した女性一般に対する社会保障としては以下の制度がある。

図表 IV-3 妊婦を対象とした国家保険サービス

無料の処方箋と歯科治療	妊娠中及び子ども出産予定日から 12 ヶ月間、全ての処方箋と NHS による歯科治療は無料である。子どもは 16 歳まで無料で処方箋を得ることができる。
健康的スタート（Healthy Start）	特定の給付を受けている妊婦及び 18 歳未満の妊婦のための、無料のミルク、乳幼児調製粉乳、ビタミン、果物及び野菜。
税額控除（Tax credits）	児童税額控除（Child Tax Credit）は子どもを経済的に支援し、就労税額控除（Working Tax Credit）は賃金を引き上げることで低賃金の仕事に携わる人々を支援する。
法定出産手当（Statutory Maternity Pay）	出産の前後に休みをとるための、雇用主からの毎週の支払い。
出産手当（Maternity Allowance）	妊娠しているあるいは出産しているが、法定出産手当の資格がない場合、Jobcentre を通じて出産手当を取得しうる。
法定育児手当（Statutory Paternity Pay）	妻、パートナー（同性パートナー含む）、または民間パートナー（civil partner）が出産するか養子縁組をする場合、仕事を休み、パートナーを支援するために法定育児手当を請求できる。
法定養子縁組手当（Statutory Adoption Pay）	子どもを養子にした場合、休みをとるための雇用主からの毎週の支払い。
病院への交通費支援	状況に応じ、ヘルスケア交通費スキーム（the Healthcare Travel Costs Scheme）からの援助を得ることができる。

（資料）NHS, “Your pregnancy and baby guide,” <https://www.nhs.uk/conditions/pregnancy-and-baby/maternity-paternity-leave-benefits/>（2019 年 2 月 15 日）をもとに事務局作成

(2) 秘匿された妊娠 (CP) 及び否定された妊娠 (DP) を対象とした施策

① CP・DP の定義

後述の各地域における「地方児童保護委員会」(Local Safeguarding Children Board: LSCB) が CP や DP に関するガイドラインを作成しているが、そこで CP や DP は以下の通り説明されている。例えば West Sussex LSCB は CP について以下のように説明されている。

- CP とは妊娠を女性が気付いているが誰にも伝えていない場合、又は誰かに伝えてはいてもその事実を福祉団体や医療機関には隠している場合である。また、女性が全く妊娠に気が付いていない場合もある。内密にする行為は適切な専門家のケアや医療による支援を望まないという積極的な行為又は否定の現れでもある。
- 妊娠を秘匿していたことは妊娠後期や分娩中、出産後に明らかになる。出産は補助を受けないでなされるので、新生児と母親の福祉や長期的な影響においてさらなるリスクを生じさせる可能性がある。
- 出生しているか否かに関わらず、焦点は子どもに置かれるので、妊娠が遅くに発覚すると子どもの保護の問題が生じうる¹³。

Greater Manchester Safeguarding Partnership によれば、DP は、女性が妊娠について気付いていない又はその事実を受入れることができない場合とされる。身体の物理的な変化がないか、あるいは誤解されている可能性がある場合である。妊娠に気づいていても、妊娠していないかのように考え、感知し、振舞い続ける。女性が精神病、薬物乱用、又は子どもを失った経験の結果、妊娠を拒否する場合がある¹⁴。CP と DP の定義には違いがあるものの、実際は CP の用語のみで CP と DP 両方について言及している研究やガイドラインが多いように見受けられ、本稿も「CP」とのみいう場合も DP を含むものとする。

② CP・DP の要因

CP については、妊娠を隠す理由として多様な理由が考えられる。精神疾患(精神病、薬物乱用等)、妊娠が周囲から非難されることへの恐れ、ドメスティック・バイオレンスやレイプの被害者、近親相姦や婚外関係から等による予期しない/計画しない妊娠等がある。宗教的、文化的理由による非難や行政のソーシャルサービスにより子と引き離されることへの恐れ、医療の介入・関与を避けて自然な形で妊娠の継続・出産等を望むなどの理由もある。

CP に関する研究は CP 女性の特色を理解するために、特に CP と子殺しの関係や、CP と新生児遺棄について、宗教・文化的な規範などの背景事業に関して研究がされている。後述の「地方児童保護委員会」(Local Safeguarding Children Board: LSCB) は CP 又は DP が子どもの死亡又は重大な傷害の原因として特定された事件についてレビューを行っている。West Sussex LSCB による文献レビューによれば、主要な 35 の子どもが死亡した事件の報告書をレビューした研究 (Reder et al, 1993) では、母親が妊娠中に深刻な躊躇や拒絶があったこと、そして妊産婦ケアをほとんど、もしくは全く受

¹³ West Sussex LSCB (2007). "Concealed Pregnancy and Birth"

https://www.westsussex.gov.uk/media/3700/cs48_concealed_pregnancy.pdf (2019年3月22日)

¹⁴ Greater Manchester Safeguarding Partnership. "Greater Manchester Safeguarding Children Procedures Manual" http://greatermanchesterscb.proceduresonline.com/chapters/p_concealed_preg.html (2018年11月24日) なお、同資料は Bury LSCB (2012年) のガイドラインを参照し作成されている。

けていなかったことを示している。フォローアップ調査 (Reder, Duncan; 1999) では、児童が死亡した事件のうち、母親が妊娠していることを認識しておらず、妊産婦ケアを全く受けておらず、子どもを秘密裏に出産した事件グループを特定した。いくつかの研究 (Earl, 2000; Friedman S. M., 2005; Vallone, 2003) は、出産後 24 時間以内の親による子殺しと CP の確信的な結びつきを示した¹⁵。

CP の発生率に関する研究 (Nirmal, 2006; Wessel; 2002) によれば、CP は妊娠 2500 件に 1 件 (0.04%) 発生するという。なお、Friedman S. H. (2007) の研究では 0.26% であった。また、調査対象となった CP のうち、18 歳未満による CP は 40%、DP は 23% に過ぎなかった。

③ CP・DP がもたらすリスク

CP は幅広い結果を起こしうるとされている。CP は母親の意図に関わらず致命的な結果を起こしうる。

- 内密にすることは妊娠に対する迷い、未熟な対処法、断絶の傾向を意味するもので、胎児との繋がりや育児能力に重大な影響を起こしうる。
- 出産前のケアを受けないということは、母親と胎児の潜在的なリスクが感知されないことを意味する。
- 妊娠に気づいていない医療関係者から有害な薬品を処方されるなど、不適切なアドバイスを受けることもある。
- 妊娠中及び分娩中の胎児の健康と発育は観察されないため、胎児の異常が検出されていないこともある。
- 補助なしでの分娩は合併症が起こるなど、母親と胎児双方にとって危険である。
- 胎児の健康に必要なことを考慮する母親の意欲や能力の欠如や、出生後の子どもへの愛情の欠如は子どもに影響を及ぼす。
- アルコールや薬物誤用の結果 CP となる場合は、子宮内での胎児の健康や発育にリスクが生じる。
- 性的虐待のために妊娠が隠される場合や、父親が女性のパートナーではない場合など、父親が知られることへの恐れから CP となる場合は母親と胎児双方にリスクが生じる¹⁶。

なお、CP・DP と乳幼児遺棄との関係について、Mueller と Sherr (2009) は次のように述べている。乳幼児遺棄の原因については、乳幼児遺棄をする母親が表に出てくることは稀であるため、彼女達の乳幼児遺棄時及びその後の精神衛生について体系的な研究はなされていないという。しかし彼らは、乳幼児遺棄について、DP (Brezinka et al. 1994)、害を及ぼす恐怖 (Bonnet 1993)、そして精神疾患 (Spinelli 2004) と関わると推測している¹⁷。

¹⁵ West Sussex LSCB. "Concealed Pregnancy and Birth" 2007

https://www.westsussex.gov.uk/media/3700/cs48_concealed_pregnancy.pdf (2019 年 3 月 22 日)

¹⁶ West Sussex LSCB. "Concealed Pregnancy and Birth"

https://www.westsussex.gov.uk/media/3700/cs48_concealed_pregnancy.pdf (2019 年 3 月 22 日)

¹⁷ Mueller, J., & Sherr, L. (2009). "Abandoned babies and absent policies". *Health Policy*, 93(2), 157-164.

④ CP・DP が判明した場合の医療機関、行政の対応

i. CP・DP に関するガイドライン

CP については、イギリスでは、2004 年児童法にて、「すべての子どもたちがその潜在能力を十分に発揮して成長できるように、社会がその機会を保障するための改革が重要」という政府の意向が示された。そして 1989 年に設置された「地域子ども保護委員会」(Area Child Protection Committee) を「地方児童保護委員会」(Local Safeguarding Children Board: LSCB) として再編、強化し、他機関連携の拠点となっている¹⁸。

各地に設置されているこの LSCB の多くが、それぞれ CP・DP への対処に関するガイドラインを作成し、公表している。各ガイドラインの多くは他の LSCB のガイドラインを参照して作成されており、特に 2007 年の West Sussex SCB 作成のガイドラインが多く参照されており、内容も似たものとなっている。このように、イギリスでは各 LSCB や病院毎にガイドラインが制定されているが、その内容は、他の LSCB のガイドラインを参照しているため、全国的に比較的統一されたものとなっている。

なお、国家レベルでのガイドラインの存在について、保健社会福祉省に照会したところ、CP と DP に関する国家レベルのガイドラインは存在しておらず、CP や DP、ベビー・ボックスに関するガイドラインを作成するいかなる計画も認識していない、との回答であった。

例えば West Sussex LSCB によるガイドラインの構成・概要は以下の通りである。

図表 IV-4 West Sussex LSCB によるガイドラインの構成と概要¹⁹

構成	概要
1. 本ガイドの目的	本ガイドは CP に直面する専門家を対象とし、子どもの利益の保護と母親の福祉に注意を払うべきものとする。
2. 定義	CP に関する定義。
3. CP の要因	CP が起きる要因に関する主要な研究のレビュー。未成年の妊娠、スティグマ、恥、恐れ、性的虐待の隠避等を CP の要因として議論。
4. 国内、地域的背景	CP に関する国内または地域的な研究は希少であり CP の問題についての識別は特になされていない。その中で CP の発生率の研究やリスク指標の作成等の取り組みを紹介。
5. CP による影響	CP による子どもの致命的結果、胎児との繋がりや育児能力への影響、不適切な医療従事者の対応、補助なし分娩のリスク、アルコールや薬物誤用による胎児への影響等、幅広い影響が生じる。
6. リスクと保護に関わる問題	主産前ケアがないことによるリスク、胎児の健康と発達への影響、補助なし分娩の危険性、父性を明らかにすることへの恐れ等。

¹⁸ 櫻谷真理子 (2009) 「イギリスの児童保護の現状と課題：ビクトリア・クリンビエ、ベビーP 事件を基に」『立命館産業社会論集』451(1), 35-51.

¹⁹ West Sussex LSCB. "Concealed Pregnancy and Birth" 2007

https://www.westsussex.gov.uk/media/3700/cs48_concealed_pregnancy.pdf (2019 年 3 月 22 日)

7. CP の疑念がある場合	専門家がとるべき行動として、子どもと母親の守秘義務、情報の共有、効果的サービスの調整、調査等。
8. CP が発覚した場合	児童・若者サービス (CYPS) の設置と CP 事案に対する検査、保護者への期待の明確化、子どもの保護プロセスの活性化。
9. 教育機関の職員	教育現場の役割、子どもの身体的特徴や様子による CP の判明、早期支援、親との話し合い、多機関会議の開催、不登校児童と接する教育関係者の役割、CYPS への照会。
10. 医療機関の対応	助産師と産科サービス、学校の保健師、学校と家族の健康アドバイザー、GP と医療従事者、保健師の巡回指導、メンタルヘルスと障害者の専門家、その他保健専門家の役割。
11. 助産師と助産サービス	CYPS や警察への連絡、記録、精神医学的検査、戦略会議と新生児の退院等について。
12. 児童・若者サービス (Children and Young People's Services : CYPS)	16 歳未満の女兒の妊娠についての CYPS への紹介、犯罪の可能性と捜査、最初のアプローチ、親への連絡、妊娠検査、機密保持、性的虐待、薬物乱用の可能性等。
13. 警察	CYPS による子ども保護に関する問い合わせの通知、共同調査の検討、新生児の死亡、遺棄の場合の CYPS との共同捜査。
14. 他の LSCB 機関	若者や女性にサービスを提供する機関の、CP/DP のリスク指標やいかに対処すべきか知る必要性。
15. 将来の妊娠	CYPS の多機関戦略会議と CP の潜在的リスクに対処する計画の立案。
16. 法的な問題	胎児の権利の不存在、保護するための法的措置、緊急時の医学的介入の可能性、新生児保護のための法的措置。

なお、他の地域の LSCB も含めた各 LSCB のガイドラインの名称及び制定年は、以下のとおりである。

図表 IV-5 LSCB による CP・DP に関するガイドライン例

LSCB 名	制定年	ガイドライン名称	参照	掲載 URL
West Sussex LSCB	2007 年 (改訂 2009 年)	Child Protection Good Practice Guide: Concealed Pregnancy and Birth	Staffordshire LSCB	https://www.westsussex.gov.uk/media/3700/cs48_concealed_pregnancy.pdf
Staffordshire LSCB	不明 (2016 年改訂 (Ver.6))	Concealed Pregnancy and Birth	不明	https://www.staffsscb.org.uk/Professionals/Procedures/Section-Four/Section-Four-Docs/Section-4D-Concealed-Pregnancy-and-Birth

				docx
Suffolk SCB	2008 年 (2010 年、2015 年、2017 年改訂)	Multi-Agency Guidance on Safeguarding in Relation to Concealed or Denied Pregnancy	Bury LSCB と West Sussex LSCB (2017 年改訂にあたり)	http://www.suffolkscb.org.uk/assets/Working-with-Children/Policies-Guidance-and-Protocols/Concealed-Pregnancy/2017-07-17-Multi-Agency-Guidance-on-Safeguarding-in-Relation-to-Concealed-or-Denied-Pregnancy.pdf
Lewisham LSCB	2011	Concealed Pregnancy and Birth	West Sussex LSCB	https://www.lewisham.gov.uk/myservices/socialcare/children/keeping-children-safe/information-for-professionals/Documents/Lewisham%20concealed%20pregnancy%20protocol%20Final%20August%202010.pdf
Enfield SCB	不明 2014 年改訂	Concealed and or Un-Declared Pregnancy & Birth Guidance for Professionals	West Sussex LSCB	https://new.enfield.gov.uk/enfieldlscb/wp-content/uploads/2017/06/15._ESCB_Concealed_Pregnancy_Protocol_Final_July_2014.pdf
Northamptonshire SCB	不明 (2015 年改訂)	Concealed Pregnancies Practice Guidance	不明	http://www.northamptonshirescb.org.uk/health-professionals/safeguarding-topics/concealed-pregnancies/
South East Wales SCB	2015 (2016 年改訂)	Multi Agency Practice Guidance: Responding to Risk and Need For Unborn Babies Including Concealed Pregnancies	不明	https://www.sewsc.org.uk/fileadmin/sewsc/documents/regional/SEWSCB_Responding_to_Risk_and_Need_for_Unborn_Children_and_Concealed_Pregnancy_-_August_2015.pdf
Northumberland SCB	不明 (2016 年改訂)	1.4.6.1 Concealment and Denial of Pregnancy and Birth	West Sussex LSCB (2007)	http://northumberlandlscb.proceduresonline.com/chapters/p_concealment_preg.html
Cheshire East SCB	2018 年	Policy: Concealed	不明	www.cheshireeastlscb.org

		Pregnancy		uk/.../ce-concealed-pregnancy-policy.doc
Warrington SCB	2018 年	Warrington SCB Online Procedures Concealed Pregnancy	Cheshire East SCB	https://www.proceduresonline.com/pancheshire/warrington/p_concealed_pregnancy.html
Southend, Essex, and Thurrock SCB	2018 年	Presentation of Concealed, Denied or Late Booking in Pregnancy or Where a Woman or Young Person is known to have Concealed, Denied or Booked Late in Pregnancy Previously	不明	https://www.safeguardingsouthend.co.uk/children/downloads_66_2957797723.pdf
North East Lincolnshire SCB	不明	Concealed Pregnancy	West Sussex SCB Good Practice Guide	http://www.safernel.co.uk/wp-content/uploads/2018/02/concealed-pregnancy.pdf
Newcastle SCB	不明	1.5.8 Concealed Pregnancy	Bury SCB(2012)	http://newcastlescb.proceduresonline.com/chapters/p_conceal_pregn.html

このほか、下記のように、各病院（NHS Trust）もガイドラインを公表している例がある。ノッティンガム大学病院はガイドラインにおいてノッティンガム LSCB を参照しており、他の病院によるガイドラインもおよそ各地域の LSCB によるガイドラインを参考に作成していると推測される。

図表 IV-6 病院による CP に関するガイドライン例

病院名	制定年	ガイドライン名称	参照	掲載 URL
Royal Berkshire Hospital	2012 年 (2014 年、2017 年改訂)	Concealed pregnancy guideline (GL809)	不明	http://www.royalberkshire.nhs.uk/Downloads/GPs/GP%20protocols%20and%20guidelines/Maternity%20Guidelines%20and%20Policies/Social%20issues%20and%20Public%20Health/Concealed_pregnancy_V3.0_GL809.pdf
Nottingham University	2016 年 (2018 年)	Guideline for the management of women	Nottingham Children's	https://www.nuh.nhs.uk/download.cfm?ver=11357

Hospitals	年改訂)	who have concealed their pregnancy or who are presenting for antenatal care or to give birth that are booked to receive care elsewhere.	Safeguarding Board	
-----------	------	---	--------------------	--

ii. ガイドラインにおける CP・DP への対応方針

CP の場合、例えば Greater Manchester Safeguarding Partnership のガイドラインによれば、一般的に、CP であることが判明した場合に各関係機関に必要とされる対応として、児童や家族調査、要保護ケース (Child protection procedure) であるかの確認、助産師によるサービス、精神科によるチェック、子どもの死に関するレビューが必要となる。その他の関係機関として、保健師、養護教諭、医師・看護師・産婦人科医、緊急救命科スタッフ、精神科医、小児科医、薬物アルコール中毒ワーカー、等多数がある。各人がリスク確認の責任を負い、緊急時には警察への通報が必要とする²⁰。

CP が判明した場合、児童ソーシャルケア (Children's Social Care) 21による完全出生前検査を受けべきとされる。また必要に応じて、生まれる前の胎児の安全に対する懸念に対処するために召集される、初期児童保護 (出生前) 会議 (Initial Child Protection (Pre-Birth) Conference) の手続きを受けることができる。また、複数の機関 (精神医学を含む) による検査のため、助産師による児童ソーシャルケアや精神衛生機関への紹介状も必要である²²。

CP で補助なしで分娩又は出産となった母子のために取るべき行動として、Sussex Child Protection & Safeguarding Procedures によれば、そのような母子が病院に到着した場合、直ちに児童ソーシャルケアを紹介する。病院で戦略会議が開催され、関連する検査が実施されるまで、新生児を退院させてはならないとされる。同戦略会議は精神医学的評価も含めて考慮するものとされる。

児童ソーシャルケアが受け付けた CP により生まれた新生児の保護に関する情報は、警察に通知しなければならない。犯罪の可能性がある場合や子どもが深刻な危険に晒されている場合は、警察と児童ソーシャルケアの共同調査も検討される²³。

⑤ 10 代の妊娠・出産への対応

LSCB のガイドラインの項目に「教育機関の職員」や「児童・若者サービス (Children and Young People's Services : CYPS)」といったものが見られるように、イギリスでは CD・DP に関して 10 代

²⁰ Greater Manchester Safeguarding Partnership. "Greater Manchester Safeguarding Children Procedures Manual" http://greatermanchesterscb.proceduresonline.com/chapters/p_concealed_preg.html (2018 年 11 月 24 日)

²¹ いわゆる児童相談所に該当する福祉機関。

²² Greater Manchester Safeguarding Partnership. "Greater Manchester Safeguarding Children Procedures Manual" http://greatermanchesterscb.proceduresonline.com/chapters/p_concealed_preg.html (2018 年 11 月 24 日)

²³ Brighton & Hove, East Sussex and West Sussex Safeguarding Children Boards. "Sussex Child Protection & Safeguarding Procedures" <https://sussexchildprotection.procedures.org.uk/tklz/children-in-specific-circumstances/concealed-pregnancy> (2018 年 11 月 24 日)

の妊娠・出産が重要なテーマとされている。政府では予期していない妊娠の予防にフォーカスを置いており、地域での取組推進を促すために *Teenage pregnancy prevention framework* と呼ばれる多機関アプローチを進めている。

行政の施策として、NHS のウェブサイト²⁴では「10 代の妊娠の支援」に特化したページが設けられており、かかりつけ医ないし看護師、避妊・性医療クリニック、NHS 111（医療に関する電話相談窓口）といった相談先を紹介している。また、取り得る選択肢として、妊娠の継続と子どもの養育、人工妊娠中絶、妊娠の継続と養子縁組の 3 つを挙げているが、妊娠を継続すると決断した場合に利用できるサービスとして民間（チャリティ団体）の活動をウェブサイト上で紹介している。イギリスのチャリティ団体は性教育から出産支援まで幅広い役割を担っており、こうした団体が政策を補完していると考えられる²⁵。

このような取組により、イギリスの 10 代の妊娠は減少傾向がみられる。国家統計局の妊娠統計（イングランド及びウェールズ）²⁶では、1990 年から 2016 年にかけて全年齢における妊娠件数は 871,495 件から 863,106 件、千人（15～44 歳の女性）あたり妊娠率は 79.2 人から 77.3 人へと微減だったのに対し、16 歳未満では妊娠件数が 8,139 件から 2,821 件、千人（13～15 歳の女性）あたり妊娠率は 9.5 人から 3.1 人、18 歳未満では妊娠件数が 44,756 件から 18,086 件、千人（15～17 歳の女性）あたり妊娠率は 47.7 人から 18.9 人へと大きく減少した。

(3) その他

イギリスにおいては、前述のとおり、乳幼児遺棄そのものに焦点を当てたガイドラインは見当たらない。しかし、保健省によれば、一般的な取り扱いとしては、遺棄された乳幼児は数日間病院に観察のために保護され、必要な治療をされ、地域の社会サービス局による里親に委託され、養子となることである²⁷。

なお、Mueller と Sherr (2009) は、2007 年から 2008 年に、下記の主要なイギリスの機関に照会し、乳幼児遺棄に関する政策やガイドラインについて確認したが、イギリスでは国家や機関による乳幼児遺棄に関連した具体的な政策は存在していない、と結論づけている²⁸。なお、本事業の調査において、アップデートがないか以下の各機関のウェブサイトを調査したものの、乳幼児遺棄や CP・DP に関する政策やガイドラインは確認できず、2008 年以降の状況の変化は見受けられなかった。

- ・ 内務省（The Home Office）
- ・ 保健省（The Department of Health: DOH）²⁹

²⁴ NHS “Your pregnancy and baby guide”

<https://www.nhs.uk/conditions/pregnancy-and-baby/teenager-pregnant/>（2019 年 3 月 30 日）

²⁵ 大川聡子（2009）「10 代の出産をめぐる家族の調整：アメリカ、イギリス、日本の社会構造の比較を通して」『立命館産業社会論集』45(1), 207-228.

²⁶ Office for National Statistics “Conception Statistics, England and Wales”

<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/birthsdeathsandmarriages/conceptionandfertilityrates/datasets/conceptionstatisticsenglandandwalesreferencetables>（2019 年 3 月 30 日）

²⁷ Mueller, J., & Sherr, L. (2009). Abandoned babies and absent policies. *Health Policy*, 93(2), 157-164.

²⁸ Mueller, J., & Sherr, L. (2009). Abandoned babies and absent policies. *Health Policy*, 93(2), 157-164.

²⁹ 現在の保健社会福祉省（The Department of Health and Social Care）

- The Association of Chief Police Officers (ACPO).
- ロンドン市警察 (City of London Police) .
- 国家警察改善局 (National Policing Improvement Agency: NPIA)
- 助産師、産科医、婦人科医ロイヤルカレッジ (Royal College of Midwives, Obstetricians and Gynaecologists)

(4) その他イギリスの親子法及び CP・DP に関連しうる法律・規定

① 1989 年子ども法 (Children Act 1989)

1989 年子ども法は、実親や後見人 (guardian) が有する「親権」(parental responsibility) について規定する。

② 意思能力・胎児の保護

イギリスでは胎児の権利について規定した法律はなく、胎児の権利能力は否定されており、母親から独立した法的な権利主体とはみなされていない³⁰。

意思能力については、2005 年意思能力法 (Mental Capacity Act 2005) によれば通常誰しも意思能力があると法的に推定されているため、意思能力を欠くというためにはそれを立証することが必要とされる。そのため、未成年の妊婦であっても通常は意思能力があるとされており、それを否定するためには精神障害やろうばい状態 (impairment or disturbance) を立証する必要がある。なお、1985 年の Gillick 事件貴族院判決では、親の同意がない場合でも例外的な場合においては 16 歳未満の未成年者に対して避妊の助言や処置ができるとした保健省通達 (1980 年) の違法性が争われた。同判決は、16 歳未満の子どもでも、医師が提案する医療内容を十分に理解するだけの理解力と知性を示した場合は、当該子どもの治療行為への同意は有効としている (Gillick v West Norfolk and Wisbech Area Health Authority (1985) UKHL 7)³¹。

地方当局が胎児の「親権」(parental Responsibility) を取得する方法はなく、また地方当局は、母親が要保護者であっても、医療支援を受ける上でその意思に優越する権限を当局は持たない。

ただし、産科治療を含め、提案した医療に対しインフォームド・コンセントをする意思能力について懸念がある場合、妊婦の健康を守るために法的措置が取られることもある。この場合でも、意思能力法 (Mental Capacity Act 2005) によれば意思能力の存在は推定されるため、意思能力の不存在・不十分を主張する側 (地方当局側) がその証明責任を負う。母親が未成年であり法的命令の対象にある場合であっても、地方当局に胎児に対する権利を付与するものではなく、地方当局が医療支援について、妊婦の希望を覆せる権限を付与するものでもない³²。

³⁰ ただし、このことが、生まれる予定の子どもを保護する計画や、妊娠中及び出産後の危害から子どもを守るセーフガードの設置の妨げとなってしまうとされる。(Greater Manchester Safeguarding Partnership. "Greater Manchester Safeguarding Children Procedures Manual" http://greatermanchesterscb.proceduresonline.com/chapters/p_concealed_preg.html (2018 年 11 月 24 日))

³¹ 判例評釈については次を参照。家永登 (2016) 「同意能力を有しない未成年者に対する妊娠中絶が認められた事例—X (A Child)[2014]EWHC1871(Fam)」『専修法学論集』128, 283-306.

³² Greater Manchester Safeguarding Partnership. "Greater Manchester Safeguarding Children Procedures Manual" http://greatermanchesterscb.proceduresonline.com/chapters/p_concealed_preg.html (2018 年 11 月 24 日)

第V章 韓国

1. 概要

本章では、韓国における妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度を取り巻く状況を概観した上で、今般の検討状況を明らかにするため、先行研究及び韓国政府機関が発行している報告書等を収集・整理した。韓国では2009年に民間支援団体が独自に開始したベビー・ボックスに関する賛否の議論がある中で、2018年に「妊産婦支援拡大および秘密出産に関する特別法案」が国会に上程されるなど直近の動向が注視されている。そのため、文献調査に加え、本調査委員会の姜恩和委員にご協力いただき、NGO国際子ども人権センター、社会福祉法人愛欄院、国家人権委員会、女性政策研究院への現地訪問インタビューを実施し、可能な限り最新動向の情報収集に努めた。

儒教的価値観の影響が結婚規範や家族規範に色濃く反映されている韓国では、個人よりも家族に焦点が当てられ、とりわけ父系の血縁を重んじる考え方や制度があり、1990年頃まではひとり親家庭や未婚母に対する社会的理解や行政による支援が極めて限定的だった。特に未婚母は、子どもの養育者となりうる主体と政策的に位置づけられたのは2005年頃からとされ、人工妊娠中絶が原則禁止とされる中、養子縁組が未婚母の取りうる選択肢として重要な位置を占めてきた。養子縁組は朝鮮戦争後の民間支援団体の海外養子縁組事業が発端であるが、生みの母親が出生届を出さずに養子縁組同意書に署名し、養親が自宅で出産した実子として出生届を出すことが慣例とされていた。

未婚母をはじめ危機的妊娠をした女性の支援については、韓国では民間支援団体が行政施策に先んじて独自事業を開発し、それが社会的合意を得て制度化に至るケースが多い。未婚母支援は一部の民間支援団体で入所施設の運営とともに相談事業と養子縁組サービスが提供されていたが、1989年に母子家庭の母親が公的支援の対象として明確化されて以降、行政施策が拡充していく。韓国政府がひとり親や未婚母を子どもの養育主体と捉えて子育て支援や自立支援を重点化する方針へと家族政策を転換した背景には、少子化の急激な進行が社会問題として広く認識されたことが強く影響しており、戸籍制度や家父長的な戸主制の廃止なども含め、女性の権利保障に重点が置かれた。

この間、国連子どもの権利委員会の勧告や海外養子縁組当事者団体による批判活動により、子どもの権利保障も同時に追求する必要に迫られた政府は、2012年の養子縁組特例法改正により養子縁組を届出制から家庭裁判所の許可制とし、実親に出生届等の書類提出を求めるよう制度変更した。これは子どもの最善の利益を保証するものと評価される一方、実母のプライバシー保護が新たな課題として浮上する契機ともなり、実際、ベビー・ボックスへの相談件数が2013年から急増した。

そのため、2018年に議員立法で全4章・13条及び附則からなる「妊産婦支援拡大および秘密出産に関する特別法案」が国会へ上程されたが、保健福祉委員会での検討過程で相談機関の設置・運営や相談支援の内容、産前・産後の母子の保護や支援のあり方、秘密出産制度の要件や手続きなど、多くの課題が指摘され、本会議での審議には至っていない。政府は秘密出産制度を「長期的課題」と位置付け継続的に検討する姿勢を示しており、賛否両論がある中で、まずは社会的な合意形成が必要だとしている。また、未婚母やベビー・ボックス利用経験者の産前・産後の実態を把握した政府機関の調査研究をもとに、(未婚母に限らず)危機的妊娠をした女性の経済的困難と社会的孤立に対する支援をいかに図っていくかを包括的に検討する方針を示している。

2. 妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度を取り巻く状況

(1) 法・制度の背景

① 社会・文化・政治的背景

韓国のひとり親世帯は増加傾向にあり、1985年には約85万世帯だったが、2010年には約160万世帯（母子世帯約125万世帯、父子世帯約35万世帯）と、25年間で約75万世帯ほど増加した。2010年時点では、一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は9.2%であった。

ひとり親となった背景に関し、世帯主の婚姻状況は「死別」の割合が最も高いが（2005年時点で36.6%）、実数は50万件前後で推移していた。替わって割合が高まったのが「離婚」であり、全体の29.1%を占める。未婚母は1995年には約9万件だったが2005年には約13万件と、10年間で約4万件の増加となった。

図表 V-1 韓国の一般世帯におけるひとり親世帯の世帯主の婚姻状況の推移

年	合計	世帯主の婚姻状況				ひとり親世帯の割合 ¹	
		有配偶 ^{注1)}	死別 ²	離婚	未婚		
ひとり親世帯合計	1985	847,796 (100.0)	253,954 (30.3)	443,012 (52.3)	50,107 (5.9)	100,723 (11.9)	8.9
	1990	888,823 (100.0)	226,731 (25.5)	497,837 (56.0)	78,861 (8.9)	85,394 (9.6)	7.8
	1995	959,972 (100.0)	216,067 (22.5)	526,320 (54.8)	123,969 (12.9)	93,616 (9.8)	7.4
	2000	1,123,854 (100.0)	252,917 (22.5)	502,284 (44.7)	245,987 (21.9)	122,666 (10.9)	7.9
	2005	1,369,943 (100.0)	327,864 (23.9)	501,095 (36.6)	398,532 (29.1)	142,452 (10.4)	8.6
	2010	1,594,138	—	—	—	—	9.2
母と子のひとり親世帯	1995	787,574 (100.0)	165,401 (21.0)	458,298 (58.2)	72,889 (9.3)	90,986 (11.6)	6.1 (82.0) ^{注2)}
	2000	903,857 (100.0)	194,690 (21.5)	438,226 (48.5)	153,177 (16.9)	117,764 (13.0)	6.3 (80.4)
	2005	1,083,020 (100.0)	263,716 (24.4)	427,209 (39.4)	258,861 (23.9)	133,234 (12.3)	6.8 (79.1)
	2010	1,246,690	—	—	—	—	7.2 (78.2)
父と子のひとり親世帯	1995	172,398 (100.0)	50,666 (29.4)	68,022 (39.5)	51,080 (29.6)	2,630 (1.5)	1.3 (18.0) ^{注2)}
	2000	219,997 (100.0)	58,227 (26.5)	64,058 (29.1)	92,810 (42.2)	4,902 (2.2)	1.5 (19.6)
	2005	286,923 (100.0)	64,148 (22.4)	73,886 (25.8)	139,671 (48.7)	9,218 (3.2)	1.8 (20.9)
	2010	347,448	—	—	—	—	2.0 (21.8)

注1)：有配偶とは、別居、遺棄、家出、生死不明などの理由により実際にひとり親世帯になっている場合を指す。

注2)：ひとり親世帯を100.0とした場合の母と子どものひとり親世帯の割合と父と子どものひとり親世帯の割合。

(資料) 李環媛 (2012) 「韓国の家族の変化：ひとり親家族の実態と支援を中心に」『比較家族史研究』26, p.96, 表2

¹ 韓国では、ひとり親世帯の子どもについて、年齢に関する定義はない。

² 表中の「死別」には、日本でいう「寡婦」も含まれる。

韓国では儒教的価値観に基づく結婚規範や家族規範の影響が強く、「未婚」の状態子どもを産むことは「社会的逸脱」と捉えられる傾向にある。儒教的価値観では「孝」を最も重要な規範とし、個人よりも家族に焦点が当てられ、とりわけ父系を重んじるため、未婚母は社会的な立場が弱い。女性政策研究院が2010年に実施した調査でも、ひとり親家族が抱える問題として、経済的なものや子どもの養育・教育に関するもの等と並んで、社会的偏見による問題も指摘されている。

他方で、朝鮮戦争によって発生した孤児への対策として導入が図られた養子縁組では、1970年代末には未婚母の子どもが最も多くなり、1980年代以降は対象となる子どもの8割以上を未婚母の子どもが占めてきた。未婚母は子どもを育てることを前提としたカテゴリーとは社会的に捉えられておらず、「父系中心的な家族規範のもとでは、婚姻していない状態で母親と子どもだけで家族を築くことは容易でなく、産んだ女性が子どもを育てられず養子に託すことに対しては寛大」だとされている³。

このように、社会的逸脱とみられがちなひとり親や未婚母を対象とした法制度や政策的支援の整備が進んできた背景として、韓国社会では少子化が極めて重大な社会問題であるとの認識が広まっていることが指摘されている⁴。低水準が続いてきた合計特殊出生率は、2004年の1.16から翌2005年に急減して過去最低の1.08となった、いわゆる「1.08ショック」⁵を経た上で一時的に持ち直したものの、2018年にはついに1.00を下回り0.98になるとの政府発表（暫定数値）が示されている。この原因として、第一に人口学的要因（未婚・晩婚化、晩産化）、第二に社会経済的要因（若年層の雇用・生活不安定、養育・教育費負担、仕事と家庭の両立困難）があるとされており⁶、少子化対策の一環でひとり親世帯への支援拡充が図られている。

なお、韓国では母子保健法における人工妊娠中絶が堕胎罪に当たらない例外として認められているが、その適用は遺伝による感染症の可能性があることや、近親間や性被害による妊娠などに限られている。韓国キリスト教界の人工妊娠中絶反対運動もあり、これまでのところ基準緩和には至っておらず、政府は厳しく取締りを行っている。

② 戸籍制度の廃止

前項で述べたように、韓国社会は儒教的価値観に影響を受けて家族や父系が重視され、血縁意識、特に父系の血筋を継ぐことが重んじられてきた。このような文化的特性の象徴とみなされてきたのが戸籍制度であり、子どもは「戸」の単位に入るものと家族法で規定されてきた。戸籍制度は朝鮮戦後に新民法の一部として制定された家族法によるものであり、親族の範囲、戸主相続順位、財産相続、父親優先の親権といった、家父長制理念に基づく特徴（戸主制）を持つものだった。

このような戸主制を性差別的な内容だとして廃止を求めたのが、政治的影響力を持つ女性運動団体だった。韓国社会の市民運動は1987年の民主化を経て急速に量的・質的發展を遂げ、民主化の進展や改革の推進勢力として、今日まで立法や法改正に大きな影響力を有している。そのような中で、女性運動団体は1990年代後半以降に活発な戸主制廃止運動を展開し、戸主の継承や姓不変原則（再婚家庭や母子家庭の子どもであっても、実の父の姓を受け継がなければならない規定）といった戸主制

³ 姜恩和（2015）「私生子法と母子保護法を通じた日韓比較の試み：養子制度における未婚母の位置づけをめぐって」『社会イノベーション研究』10(2), 85-104.

⁴ 女性政策研究院へのインタビュー（2019年1月4日実施）より

⁵ 韓松花・相馬直子（2016）「韓国の少子化対策」『季刊家計経済研究』109, p.54

⁶ 韓松花・相馬直子（2016）「韓国の少子化対策」『季刊家計経済研究』109, 54-74.

関連条項の削除を求めた⁷。1997年の経済危機後に離婚が急増し、離婚家庭の子女の福祉に対する関心が高まっていたこととも相まって、儒教団体を中心とする保守派の対抗運動が激しくなる中、市民運動は「家族の民主化」「離婚家庭の子女の福利」を掲げて国民的・政治的理解を広げていった。2003年に誕生した盧武鉉政権が戸主制の廃止を表明したこと、国家人権委員会が戸主制は人権を侵害する制度であるとの意見書を憲法裁判所に提出したこと、2004年の国会議員選挙で与党が勝利したことを経て、2005年に改正民法が可決されることとなった。その結果、民法第781条第1項但し書きで「父母が婚姻届出を提出する際に母の姓と本貫（始祖の出身地）に従うことに合意した場合は、母の本貫と姓に従う」とされ、父性の原則が緩和された⁸。

改正民法の中では、戸主制及び戸籍制度の廃止をはじめとする家族法改正が行われ、2007年に定められた家族関係登録法では身分登録について、戸主を筆頭とする戸籍簿から個人別に編製される家族関係登録簿に変更された。また、同法では家庭裁判所の許可があった場合に実親子関係の断絶を伴う「親養子縁組」も創設され、女性の権利保障を推進する政府の家族政策を反映した制度改正として韓国社会で受け止められることとなった。

③ 関連する政府機関

保健福祉部は医療・ヘルスケア、社会保障、児童、高齢者、障害者など多岐にわたる事務を所管しており、調査研究も実施している。妊娠を他者に知られたくない女性に対する法制度に関しては、2017年度「児童遺棄予防・保護のための法及び制度改善研究」を委託研究として実施しており、同研究において、ベビー・ボックスに関する実態調査を行うとともに、諸外国調査として主にフランス・ドイツ・チェコ・アメリカ・日本の法制度や取組を紹介した上で、韓国国内でのベビー・ボックス擁護派と反対派それぞれの主張の論点整理を行っている。また、後述する「妊産婦支援拡大および秘密出産に関する特別法案」については、所管官庁として国会の保健福祉委員会に対応している。

女性家族部は家族・青少年業務を所管する行政機関で、2001年に女性部として発足し、2010年に保健福祉部から所管事務を移管されたことで現在の名称となった。女性政策の企画・統合、女性の権益増進など地位向上、及び青少年及び家族（一部、児童に関する事業を含む）に関する事務を扱っている。

女性政策研究院は1983年に設立された国立のシンクタンクで、女性や家族に関連する調査研究を実施しており、少子化・高齢化や女性差別などもカバーしている。妊娠を他者に知られたくない女性をテーマとした調査研究としては、2018年10月に公表された「妊娠期と出産後の未婚母支援政策」が挙げられる。この中では、危機的状況にある未婚母が直面している困難について、未婚母の実態調査に加えてベビー・ボックス利用者のインタビューも実施されているほか、現行の政策や今後の支援方策のあり方について詳しく論じられている。

⁷ 春木育美 (2007) 「政治的機会構造と韓国の市民運動：戸主制廃止運動を事例として」『ソシオロジ』 51(3), 75-89.

⁸ 姜恩和 (2015) 「私生子法と母子保護法を通じた日韓比較の試み：養子制度における未婚母の位置づけをめぐる」『社会イノベーション研究』 10(2), 85-104.

④ 養子縁組特例法の改正

i. 戦後期の慣例と初期的制度整備（～2011年）

韓国の現代の養子縁組制度は、朝鮮戦争後の混乱期に海外の民間援助団体が主導した海外養子縁組事業が発端とされ、1961年にはその根拠法として孤児養子縁組特例法が制定された。その後、1970年代の高度経済成長期以降は海外の民間援助団体が撤退する一方、養子縁組対象となる子どもが未婚母の子どもである割合が大きな割合を占める⁹ようになり、1976年に国内・海外の養子縁組を規定する養子縁組特例法が制定された。

ただし、この当時の養子縁組特例法では、戸籍法で婚外子の場合は母親が出生届を出すと言われていたものの、実態は出生届が出されずに生みの親が養子縁組同意書に署名をし、養親が自宅で出産した実子であるとして出生届を出すことが慣例となっていた。また、1995年には養子縁組促進および手続きに関する特例法の制定で国内養子縁組の活性化を図るとともに、1996年や1999年の養子縁組特例法施行規則の改正では、未婚母への養子縁組同意時に求められる罰則規定範囲の限定化や書類の簡素化が図られるなど、現状を追認する形の制度改正が行われた。

その一方、このような養子縁組の手続に対して、1991年の国連「児童の権利に関する条約」批准以降、子どもの権利の観点から問題が指摘されてきた。韓国の国家人権委員会¹⁰は、同条約の政府報告審査に際し、政府報告書を提出しているが、その結果として国連子どもの権利委員会から、「養子縁組に対する否定的な文化的伝統により、国内養子縁組が認可によらず行われることがありうることや、そのような養子縁組は子どもの最善の利益、あるいは子どもの見解を十分に考慮したものではないという懸念が表明」¹¹されるとともに、「社会的養護における施設養護の割合の高さを指摘し、里親委託の推進や家族再統合への支援を勧告」¹²した。

加えて同時期、それまで海外養子縁組で海外に渡った養子が国内に戻ってきて海外養子縁組批判を展開したことも、韓国社会に大きな影響を与えた。半世紀の間で海外養子となった人数はのべ16万人にのぼっていたが、1998年に成年に達した当事者による組織（社団法人海外養子縁組当事者連帯）が設立され、自らの困難な経験を語るとともに、海外養子縁組の撤廃を主張した。

ii. 養子縁組特例法の改正（2012年～）

このような潮流の中、養子縁組制度は2011年の養子縁組特例法の全文改正（2012年施行）により、子どもの最善の利益を保障することを打ち出した大幅な制度変更が行われた。まず、国内外の養子縁組はこれまでの届出制からすべて家庭裁判所の許可を得なければならなくなり、実親による出生届や養子縁組同意書等の書類提出が求められることになった。また、養子縁組児童・家族情報及び実親を探すために必要な統合データベースを構築・運営する中央養子縁組院が法律で定められ、養子の情報

⁹ 養子縁組の対象となった子どものうち未婚母の子どもが占める割合は、1981～85年に65.4%と半数を超えて以降、8割以上で推移している。姜恩和（2005）「韓国の養子制度に関する考察：家族規範と子どもの福祉」『社会福祉学』46(2), 29-41.

¹⁰ 韓国の国内法により権限を持ちながらも、国際人権法に基づき設置された国際機関として機能しており、国連と協力しながら、政府から独立して人権擁護のために活動している機関。

¹¹ 姜恩和（2010）「韓国の養子制度における親の同意規定に関する考察：未婚母と子どもの分離過程を中心に」『人文学報』424, 1-17

¹² 姜恩和・森口千晶（2016）「日本と韓国における養子制度の発展と児童福祉：社会的養護としての養子縁組を考える」『経済研究』67(1), 26-46.

アクセス権が保障されることになった¹³。他にも、養子縁組の同意について熟慮期間が設けられたこと、国内養子縁組の優先的な推進に関する条文が盛り込まれたこと等が改正の内容であった。

しかしながら、この改正により、実母のプライバシーを保護することが新たな課題として浮上した。法改正前は子どもが養親の実子として届けられるケースがほとんどであったが、改正後は子どもの出自を知る権利が重視され、実親による出生届が必須要件とされた。その結果、社会の偏見にさらされ子どもを自ら育てられないと考えた未婚母などが、実親による出生届出を避けて遺棄をするようになり、法施行後に養子縁組の対象となる子どもの数が減っている、との批判が起きている。これに対し改正法支持派は、未婚母への差別を是認することなく、子どもの出自を知る権利を保障したうえで未婚母のプライバシー保護を図るべきと主張している。このような経緯を経て、昨今ではベビー・ボックスの是非に関する議論が主要な争点となっている（後述）。

図表 V-2 韓国における児童福祉法制度の沿革（抜粋）

制定年	法制度名	内容
1961 (翌年施行)	児童福利法	要保護児童を対象とする初の包括的な児童福祉の法律。要保護児童の保護措置として施設保護と家庭養護を定め、施設保護は嬰兒施設あるいは育児施設における養護、家庭養護である委託保護には優良委託・無料委託・雇用委託（職場での雇用を斡旋）および養子縁組を定める。
1967	孤児養子縁組特例法施行令	特例法による養子縁組の斡旋を、国の許可を得た養子縁組斡旋機関に限定。
1976 (翌年施行)	養子縁組特例法	「孤児養子縁組特例法」を全文改正し、海外のみならず国内養子縁組にも適用範囲を拡大。縁組対象に施設保護児童も含め、民法の特例として初めて養子の姓の変更を認める。ただし、特例法においても縁組は届出によって成立し家裁の許可を必要としないため、実際には養親が虚偽の出生届を用いて養子を実施として届け出ることが慣例となった。そのため、2011年の民法改正までは、特例法国内養子の大多数は、実母の戸籍に出生が記録されず、養親の戸籍に実施として記載されたと推測される。
1981	児童福祉法	児童福利法を全文改正。法律の対象を要保護児童から全ての児童に拡大し、児童の保護・育成を国と自治体および保護者が共同で背負うことを定める。
1991	国連「児童の権利に関する条約」批准	日本よりも三年早く本条約を批准。
1995	養子縁組促進および手続きに関する特例法	「養子縁組特例法」を全文改正。国内養子縁組の活性化を目的として、養子縁組糧引退する養育手当や医療費の支援、事後ケアなどを導入する。
2000	「児童福祉法」全文改正	児童虐待問題の増加を受けて、被虐待児童の保護および児童の安全確保のための制度的支援を強化する。
2005	民法改正、親養子縁組制度の創設	戸主制度および戸籍制度が廃止され、戸籍法は「家族関係登録法」に全文改正される。民法の定める普通養子縁組に加えて、家庭裁判所の許可を必要とし、実親子関係の断絶を伴う「親養子縁組」を創設する。
2011 (翌年施行)	養子縁組特例法	「養子縁組促進および手続きに関する特例法」を全文改正。特例法養子縁組においては子どもの最善の利益を優先することを明記し、家庭裁判所による許可制とし、国内を海外養子縁組に優先することを定め、養子の出自を知る権利の保護のために、実親による出生届の提出を義務づける。本改正により、虚偽の出生届が困難になり、実母の戸籍に出生の事実が記載されることになった。
2012 (翌年施行)	民法改正	普通養子縁組についても未成年者については家庭裁判所による許可制を導入する。
2013	「ハーグ国際養子条約」署名	国連「児童の権利に関する条約」委員会から勧告を受けて署名、批准への準備を開始。

（資料）姜恩和・森口千晶（2016）「日本と韓国における養子制度の発展と児童福祉：社会的養護としての養子縁組を考える」『経済研究』67(1), 26-46.をもとに事務局作成

¹³ 養子になった者は、中央養子縁組院または養子縁組機関が保有している情報を要請することができ、中央養子縁組院または養子縁組機関長は実親の同意を得て情報を公開するものと定められた。

姜恩和（2014）「2012年養子縁組特例法にみる韓国の養子制度の現状と課題：未婚母とその子どもの処遇を中心に」『社会福祉学』55(1), 63-75.

⑤ その他関連法の改正¹⁴

韓国ではこれまで未婚母（子）施設が妊娠～出産～産後の支援における役割の大部分を担ってきたが、予期しない／計画していない妊娠をした未婚母への行政の施策は、1989年の母子福祉法の制定前後で2つに大別して捉えることができる。この2つの期間を通じて、行政施策としての実親支援は専ら短期間入所と出産支援、及び養子縁組につながる部分にフォーカスが置かれてきたが、2005年頃からは未婚母自身が子どもの養育をする主体になりうると捉え直し、その実現と実親の自立支援に重点をおく流れへと変化が生じている点に政策的転換が見て取れる。

i. 母子福祉法制定前（～1988年）

制定前の1970～1980年代は、淪落防止法に基づく婦人保護事業の一環として未婚母施設での各種サービスが提供され始めたが、行政施策としての支援は極めて限定的であり、民間の責任において主導されていた。

サービス内容としては、未婚母への検診や出産関連費用補助等の医療サービスと短期間の入所保護事業が中心だったが、1968年に未婚母相談を開始したのが韓国キリスト教養子会であったように、この時期は相談事業とセットで養子縁組サービスも提供されており、未婚母に親権放棄を促す相談が行われていたとみられている。1980年代には未婚母施設の数も漸増し、対象の特性に合わせた入所保護事業が行われるようになったが、そこでも未婚母は基本的に子どもを養育する可能性がある対象とは見られていなかった。

ii. 母子福祉法制定後（1989年～）

1989年に制定された母子福祉法では、それまで児童福祉法や生活保護法の一部として位置づけられてきた母子家庭の母親が、はじめて公的支援の対象として明確化された点で、それ以前とは大きく異なる。また、未婚母施設の位置付けが法律内で明文化され、それまで民間主導で事業内容が定められていたものが、妊娠・出産期に1年間入所でき、食事などの基本的な生活から分娩までを含めた医療サービスを提供するものと位置付けられた。

この時期、公的支援は量的・質的にも拡充が図られていく。2003年には退所後の自立支援居住施設としてグループホーム型の未婚母子共同生活型家庭が設置されたほか、少子高齢化に対する国の危機感の高まりもあり、2006年には母・父子福祉法の改正によって未婚母施設が未婚母子施設と改められた。さらに、2009年からは妊娠初期からの相談・情報提供・出産・養育時緊急支援等を包括的に担う未婚母父子拠点機関が設置され、経済的な自立にも焦点が当てられるなど、未婚母の入所保護事業にとどまらない、子どもの養育や産後の自立へも政策的支援が行われるようになっていった。

公的支援の対象範囲としても、2007年に母・父子福祉法が「ひとり親家族支援法」として改正され、未婚の親への子育て支援が強化されている。ひとり親家族支援法は、2011年の改正により養子縁組機関による施設の運営が禁じられた（2015年から施行）ことに加え、2018年の改正法は子どもを養育しない人への支援の根拠となることも明記された。そのため現在では、未婚以外の人でも未婚ひとり親家族福祉施設を利用できるようになっており、より幅広い対象に公的支援を提供しようとする政府の意図が読み取れる。

¹⁴ 姜恩和（2015）「予期せぬ妊娠をした女性の支援に関する考察：韓国の「未婚母子施設」を通して」『人文学報』499, 1-13.

(2) 国内世論

① 課題認識¹⁵

現地の関係者からは、少子化が深刻な状況であることは韓国社会での共通認識となっており、ひとり親や未婚母への支援もその一環とすることについて社会的合意が得られていると評価されていた。少子化への有効な対策が見つけられていない中、未婚母は社会として支援すべきカテゴリーであり、これまでスティグマによって自身での養育を断念してきた未婚母にも、自身で育てられるような環境を整備することが政策目標として共有されるに至っている。この点について、関係者からは「この10年間の変化は大きなもので、女性の人権や子どもの人権を議論する人が増えた」とされる。

この背景として、政府への国連の勧告があったことに加え、民間支援団体に寄付が集まることで、ベビー・ボックスや危機的妊娠をした女性の支援など、それまでになかった形の支援サービスが提供されるようになり、理解が進んだとされる。政府では未決定事項について明確な方針を打ち出しづらいが、民間が主導して社会にモデルを提示し、制度がついてくるということは韓国の児童福祉では一般的なこととされ（迷子、虐待への対応／等）、これを支える寄附金の規模も大きい。ただし、未婚母への社会的偏見はいまだに残っていると指摘もあり、政府が「養子縁組の日」を制定したことに関連づけて、民間支援団体がその翌日を「未婚母の日」として提唱するなど、引き続き国民的理解醸成のための活動が続けられている。

② 主要なステークホルダーの動向¹⁶

韓国では大統領の政策方針とメディアの報道姿勢が政策決定に大きな影響力を持つとされるが、前者については2017年5月に就任した文在寅大統領の夫人が未婚母支援の充実に強い関心を持っており、女性家族部の職員とともに未婚母子支援施設等の現場を視察・発信したり、青少年未婚母への対応について政府内の議論が活発になったりといった変化がみられる、ということである。

また、未婚母支援はメディアでも好意的に取り上げられることが多く、各種関係者への現地インタビューでは、社会の関心の高まりを実感していると回答があった。以前から人工妊娠中絶推進を訴えてきた女性運動団体の事業領域拡大に加え、近年では未婚母自身による当事者団体も地域単位で立ち上げられ始めている。

このような社会的認知の高まりもあって、結果として民間支援団体に届けられる寄付金も増加しており、行政施策や制度に先んじて法制度に位置づけない取組が進めやすい環境になっている。その一方で、養育費支給など経済的支援は徐々に整えられてきたが、ひとり親や未婚母が地域で養育を続けるために必要な地域の理解醸成や社会的包摂は十分とは言い難いとの指摘もあった。また、2012年養子縁組特例法改正を契機に子どもの遺棄が増加し、それに関連して2014年前後にベビー・ボックスが頻繁に報道されたが、極めて具体的かつ好意的な内容であり、小学生でも知っているほどの認知の高まりとなったものの、課題（子どもの出自を知る権利等）もあることに触れた報道は多くなかったとされる。

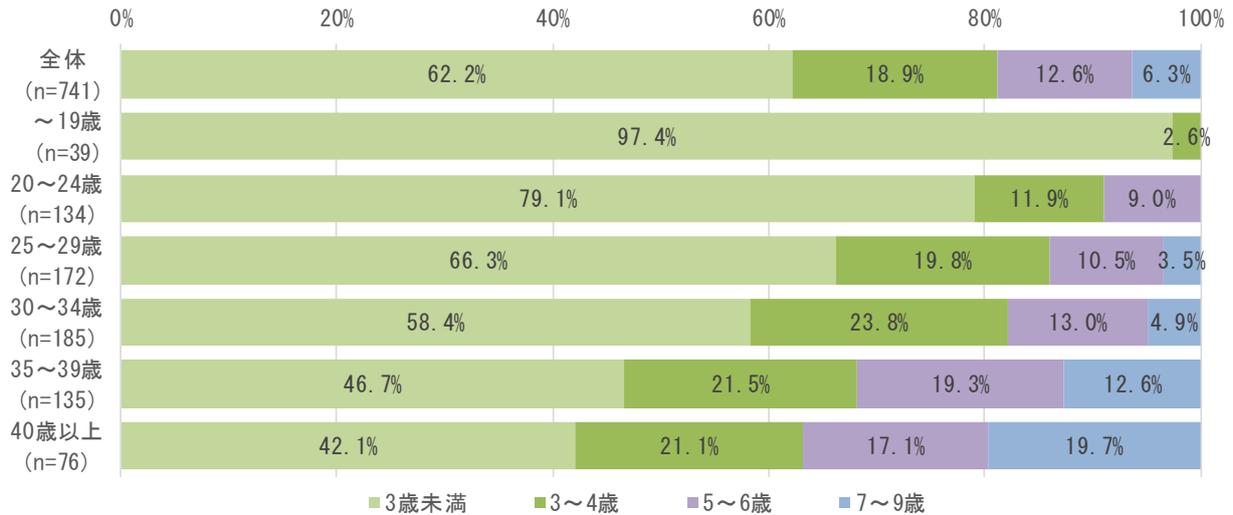
¹⁵ NGO 国際子ども人権センター及び社会福祉法人愛欄院へのインタビュー（2019年1月3日実施）より

¹⁶ NGO 国際子ども人権センター及び社会福祉法人愛欄院へのインタビュー（2019年1月3日実施）より

③ 未婚母実態調査¹⁷

ここでは、女性政策研究院が9歳以下の子どもを養育している未婚母を対象として2018年に実施したインターネット経由での実態調査から、特に着目すべき回答結果を抜粋した。この調査は未婚母（当事者）団体、全国の未婚母父子支援機関及び全国の未婚母子施設を通じて行われたもので、計741人の回答が得られている。回答者の子どもの年齢は「3歳未満」が62.2%、「3～4歳」が18.9%、「5～6歳」が12.6%、「7～9歳」が6.3%である。

図表 V-3 未婚母の年齢別 子どもの年齢



注：女性政策研究院（2018）『妊娠期と出産後の未婚母支援政策』にもとづき事務局作成

未婚母が妊娠期や出産後に相談した相手（図表V-4）は、全体で見ると「友人」との回答割合が59.4%と突出して高く、次いで「母親」（31.0%）、「未婚母施設関係者」（30.1%）、「未婚母の友人など」（27.8%）、「兄弟姉妹」（26.1%）と続いている。また、妊娠・出産支援の情報のために接触した機関（図表V-5）は「区役所」（70.2%）が最も高く、次いで「未婚母団体」（64.5%）、「ひとり親家族センター」（47.2%）、「健康家庭支援センター」（42.8%）である。

未婚母の妊娠期における養育態度（図表V-6）は、「自身での養育」が63.6%と最も高く、「人工妊娠中絶」を考慮した回答者は37.2%、「養子縁組」は25.4%となっているが、「子の父親に託す」は6.5%にとどまる。これを年齢別にみると、「自身での養育」は30代後半以上で高く、「養子縁組」は若年層で高い。また、10代では「ベビー・ボックス」が20.5%と、他の年齢層と比較して高くなっている。

女性政策研究院では、未婚母実態調査の結果を総括し、以下のように結んでいる。

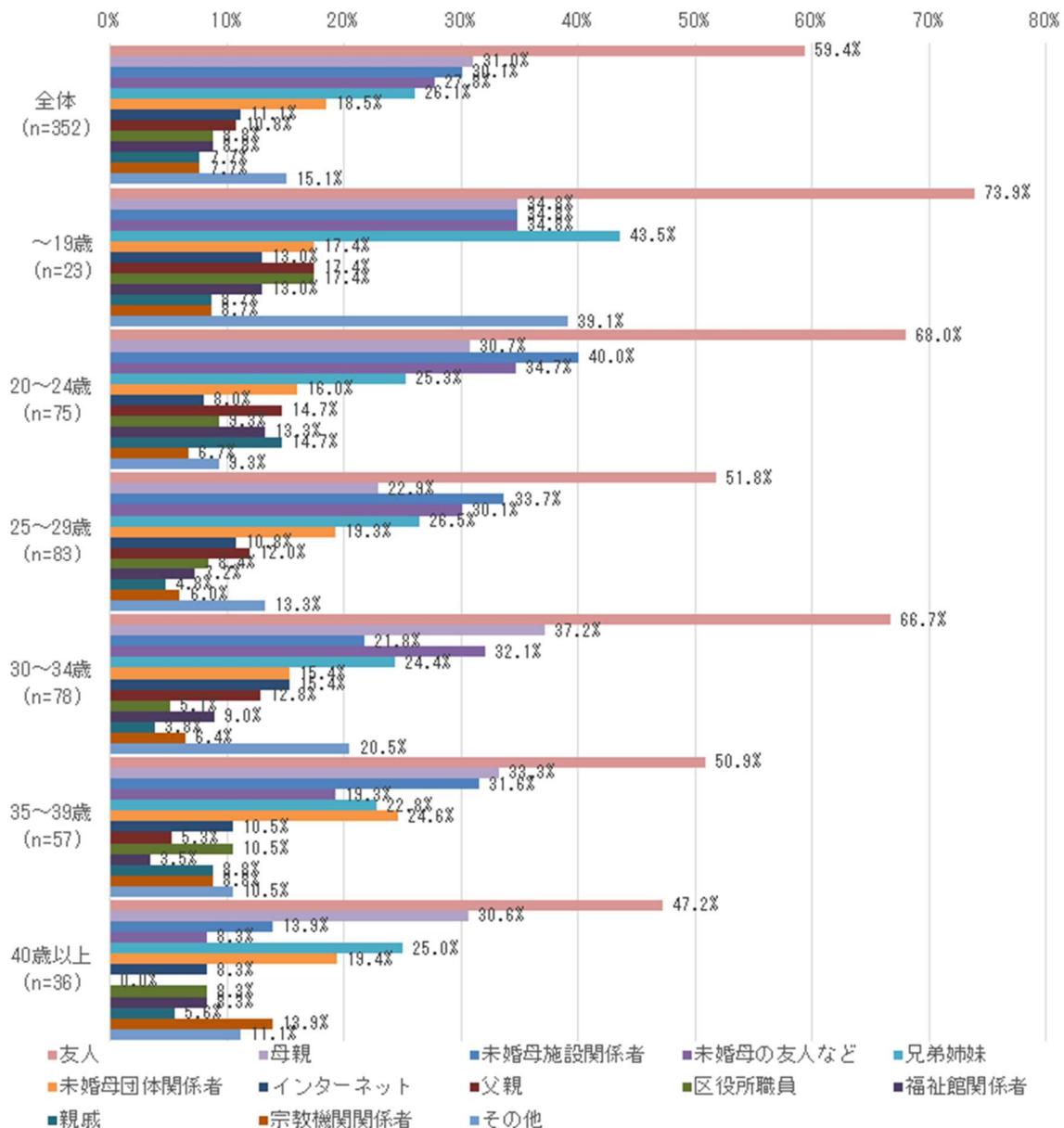
本実態調査を通して、妊娠期および出産後に未婚母がどのような困難状況におかれているかについてその実態を知ることができた。妊娠中期以降、職場や学業を中断し経済的にも厳しくなり、出産と子どもの養育に直面する。妊娠と出産の時期に他の女性と同じように経済活動は縮小するが、彼らは家族を含め周りの助けを得られないのである。

¹⁷ 女性政策研究院（2018）『妊娠期と出産後の未婚母支援政策』

最も重要な相手の男性との関係は、妊娠に気づいた時点で悪化し断絶している。未婚母の親は妊娠と出産に反対しながらも、支援する傾向が見受けられる。しかし、親がいないか、断絶している場合は極度の困難に陥ることになる。

妊娠期と出産後の未婚母が直面する経済的困難と社会的孤立は、妊産婦、胎児、新生児の健康に致命的な影響を及ぼすことになる。既婚女性と比べて未婚母の妊娠後の初診時期が遅く、新生児の平均体重が低いことが明らかになっている。従って、妊娠期から出産後にわたる医療サービスや健康管理の支援を十分に受けられるよう、関連政策の改善が喫緊の課題である。

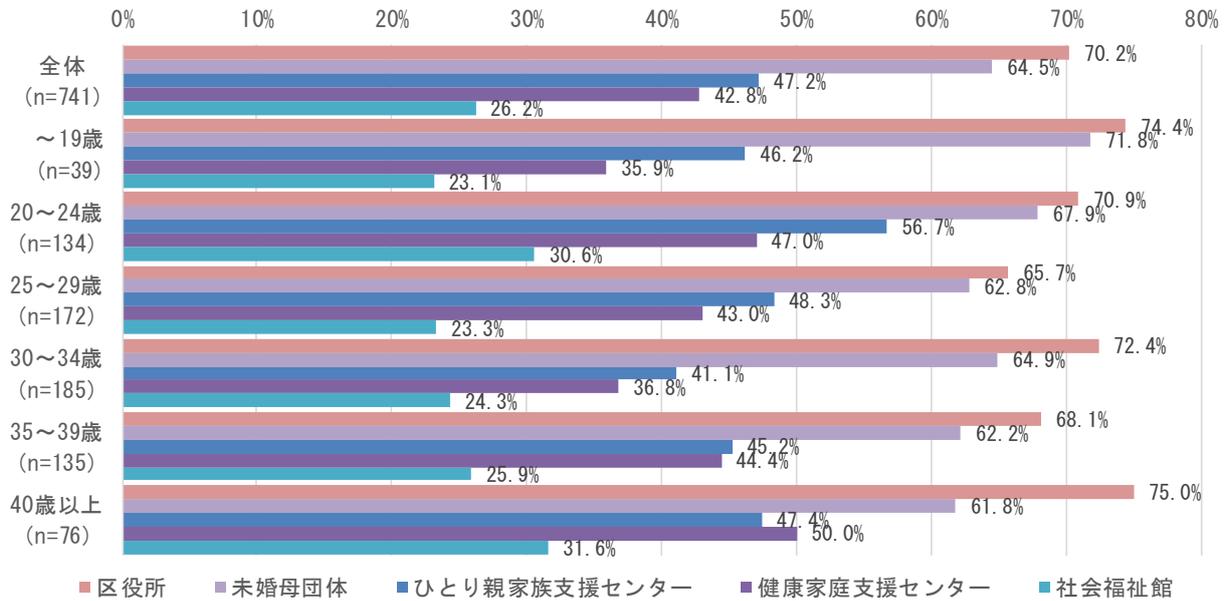
図表 V-4 未婚母の年齢別 妊娠期および出産後に相談した人（複数回答）¹⁸



注：女性政策研究院（2018）『妊娠期と出産後の未婚母支援政策』にもとづき事務局作成

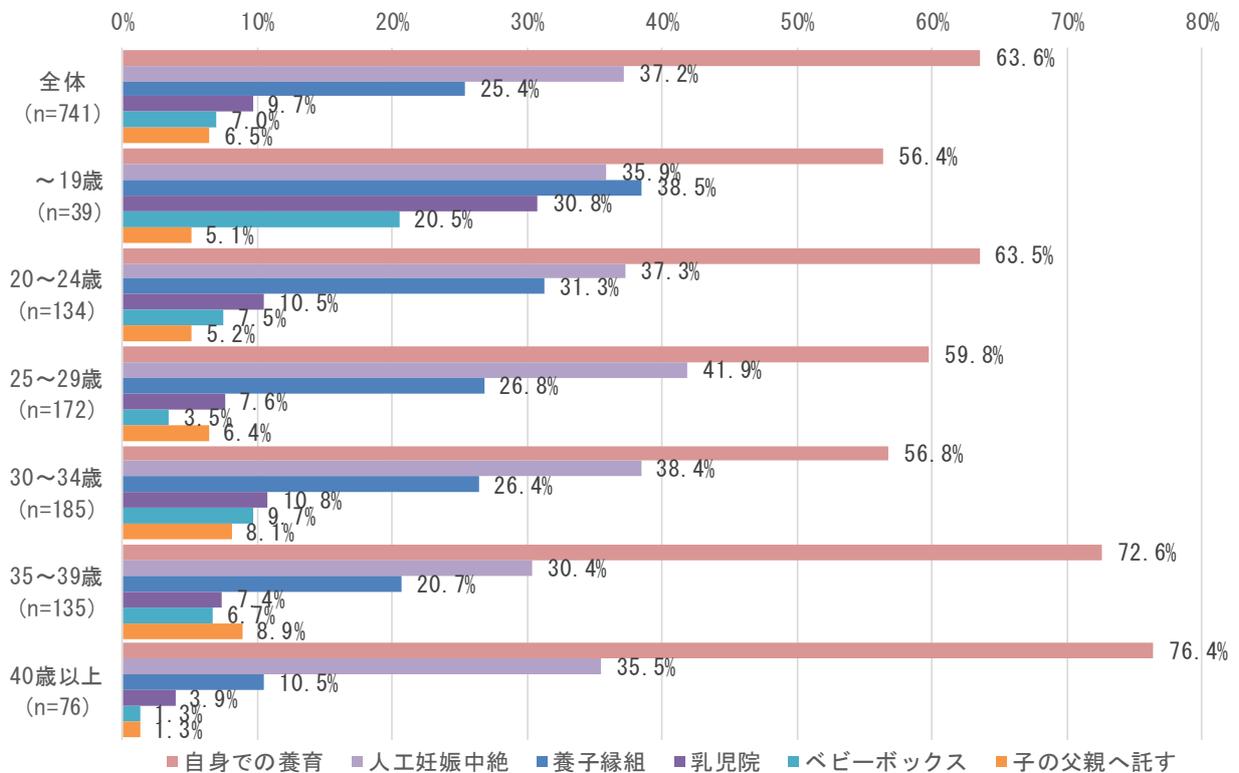
¹⁸ 「未婚母の友人など」とは、友人のうち自らも未婚母である者を指す。「未婚母団体関係者」とは、主に当事者団体の職員等を指す。「その他」には、職場の同僚または上司、子どもの父親、病院関係者、隣人等が含まれる。

図表 V-5 未婚母の年齢別 妊娠・出産支援の情報のために接触した機関



注：女性政策研究院（2018）『妊娠期と出産後の未婚母支援政策』にもとづき事務局作成

図表 V-6 未婚母の年齢別 妊娠中に考えたこと（養育態度）（複数回答）



注：女性政策研究院（2018）『妊娠期と出産後の未婚母支援政策』にもとづき事務局作成

(3) 民間の取組み

① ベビー・ボックスの設置・運営

i. 設置の動向

韓国におけるベビー・ボックスは、ソウル市内の教会（サラン共同体教会）併設の障害児グループホームの建物外壁に付設する形で、2009年12月に初めて設置された。当初は子どもが託されてから、職員が建物外に出て託した者を探して相談を勧めるシステムだったが、ベビー・ボックスに託される子どもが急増して施設内のスペースが不足してきたため、2014年8月にグループホームの一部に拡大し、2015年11月には全面的にベビー・ボックス専用の建物として改築された。1階部分（通称「ベビー・ルーム」）に保育スペースと相談スペースが確保され、2階部分に妊婦が一時居住できるスペースが設けられている。常勤職員も配置されるようになり、ベビー・ボックスを利用しようとする女性が希望すれば、以前より落ち着いて相談対応ができる環境となっている。

また、2014年5月にはソウル市近郊の軍浦市にあるセガナアン教会に2箇所目のベビー・ボックスが設置されたほか、2019年1月時点では釜山市にも設置の動きがあるということだった¹⁹。

図表 V-7 現在のサラン共同体教会のベビー・ボックス外観



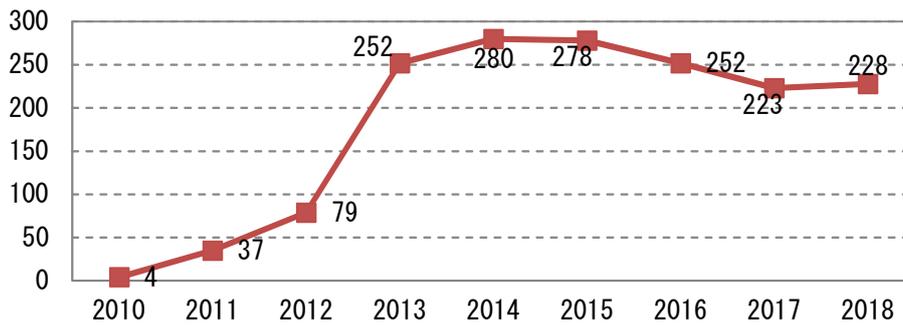
（資料）保健福祉部（2017）『児童遺棄予防・保護のための法及び制度改善研究』

ii. 相談件数

ベビー・ボックスへの相談件数は、2010年は4件のみだったが、2011年に37件、2012年に79件と増加した後、2013年からは200件を超える件数にまで急増し、直近5年間は250件前後で推移している。

¹⁹ NGO 国際子ども人権センターへのインタビュー（2019年1月3日実施）より

図表 V-8 韓国社会全体におけるベビー・ボックスへの相談件数



(資料)姜委員提供

急増の背景には、2012年の改正養子縁組特例法の施行によって、養子縁組手続において生みの親による出生登録が義務化されたことが挙げられる。韓国で長年にわたって合法だと誤認され行われてきた養親が出生届を提出する慣行が、十分な事前広報と国民的理解のないまま法改正によって禁じられたことで、危機的状況にある女性の一部がベビー・ボックスに子どもを託すことを選択したとされる²⁰。また、これと関連して、メディアがベビー・ボックスを取り上げる際、生命や身体の危険を減じる点だけに着目して連日のように報道したため、ベビー・ボックスに子どもを託すことが合法的なものとして誤認されたことも、利用件数の増加要因だったと考えられている²¹。

iii. ベビー・ボックス運営経験者及び利用経験者の意見²²

ここでは、未婚母がベビー・ボックスに至る経路やそこでの経験について、女性政策研究院が実施したベビー・ボックス運営経験者2人と利用経験者3人のインタビューを取り上げる。

ベビー・ボックス運営経験者からは、ベビー・ボックスを訪れる未婚母の特徴として、出産後に養子縁組の手続をしたり養育を準備したりする余力のない女性が多く、若年層（特に10代の未婚母）は特に心理的にも出産・養育の準備ができていないことが指摘されている。「女性たちがまだ出血している状態である場合もありますし、産んですぐに駆け付ける場合もあります」とのコメントにみられるように、周囲から適切な支援を受けられないまま最後の手段としてベビー・ボックスを訪れていることがうかがえる。

図表 V-9 ベビー・ボックスに託された子どもの人数と保護者の年齢（2017年1月～7月）

(単位：人)

子どもの人数	相談に応じた保護者	保護者の年齢				
		10代	20代	30代	40代以上	その他
116(100.0%)	108(93.3%)	16(13.8%)	55(47.5%)	28(24.1%)	10(8.6%)	7(6.0%)

注：女性政策研究院（2018）『妊娠期と出産後の未婚母支援政策』にもとづき事務局作成

²⁰ 保健福祉部（2017）『児童遺棄予防・保護のための法及び制度改善研究』

²¹ NGO 国際子ども人権センターへのインタビュー（2019年1月3日実施）より

²² 女性政策研究院（2018）『妊娠期と出産後の未婚母支援政策』

上記のように、昨今では「相談に応じた保護者」が9割以上を占めており、ベビー・ボックスでは、まずは相談を通じて自身での養育を勧めることが徹底されている（ベビー・ボックス運営経験者からは「過去の経験からすると、15%は相談を通して家庭に戻ります」とする）。出生届の提出を求めた上で、半年間程度はベビー・ボックスで子どもを一時保護できること、無償で母子での居住も可能であることなど、サービスもあわせて提示する。一時保護となった子どものうち保護者が引き取りに来ることもあれば、引き取りに来ずに養子縁組となることもあるし、出生届が出されていない場合は警察に通告し遺棄児となることもある。

インタビューに応じているベビー・ボックス利用経験者は3人とも自身で養育しており、ベビー・ボックスに至った経緯は様々だった（出産を決意したが、家族の強い反対で家を出ざるを得なかった／家族の反対で家を出て、産後はベビー・ボックス職員として一時的に勤務した／経済的に困窮しており一人で自宅分娩し、産後3日間だけ滞在した）。他の共通点として、未婚母子施設には年齢や就業中であることを理由に利用が認められない経験をしており、家族関係の断絶もしくは出産への反対を受けている中で行政支援を受けられない極限の状況で、ベビー・ボックスが無条件に受け入れてくれる場所だと予め認識していたとのことだった。ある母親は、「生まれた後、自分でへその緒を切って子どもを拭き、ベビー・ボックスに連絡しました。2人のボランティアの方が来てへその緒をもう一度切ってくれて、その後ベビー・ボックスに行くことになりました」と述べていた。

iv. ベビー・ボックスの是非をめぐる議論²³

ベビー・ボックスの適法性について、韓国政府は合法とは言えないものの、やむを得ない事情があるものとして立場を明確にしていない。ただし、韓国では刑法で遺棄罪が定められており、第271条1項において3年以下の懲役または500万ウォン以下の罰金刑に処するとされている。また、児童の遺棄に関しては児童福祉法の中でより重い処罰が定められており、第17条第6号及び第71条1項2号において保護義務者が自分の保護・監督をする児童を遺棄した場合には5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金とされている。実際ベビー・ボックスに子どもを遺棄した両親が児童福祉法違反（児童虐待・遺棄）の罪で起訴され、刑事処分を受けたケースもある。

現状では、遺棄にあたるかどうかの司法上の判断が明確になっていないことに加え、ベビー・ボックス擁護派と廃止派がそれぞれ主張を展開しており、合意形成の道筋が立っていない段階である。保健福祉部の調査では両論を整理しており、まず、擁護派は主に以下の4点を論拠として主張を展開している。

- ・子どもの生きる権利の保障のために必要であり、別の対策がない中での廃止は子どもの福祉を損ねる恐れがある
 - ・女性の自己決定権の観点で、予期しない妊娠／計画していない妊娠をした女性にとって（人工妊娠中絶の基準に該当しない場合）養育を放棄する権利を保障する手段である
 - ・（特に未婚の）妊娠を他者に知られたくない女性にとってのプライバシーを守ることができる
 - ・ベビー・ボックスに子どもを託す行為は、子どもの生命や身体に危険を及ぼすわけでもなく、子どもに対し故意に危険を及ぼそうとしているわけでもないため、刑法の遺棄には当たらない
- 他方、廃止派は大小含めて以下の9点を根拠にベビー・ボックス廃止を唱えている。

²³ 保健福祉部（2017）『児童遺棄予防・保護のための法及び制度改善研究』

- ・子どもにとってのアイデンティティ形成に核心的な要素である、出自を知る権利を侵害し、子どもの最善の利益が保障されない
- ・現行法では母子関係が出産と同時に成立するため、生みの親は法的に禁じられている親権（養育権や相続権を含む）放棄となり、また撤回機会が保障されておらず親子関係の永久的断絶となる
- ・生みの親が子どもと家族関係を結ぶことによる、子ども自身の人格権や幸福追求権が損なわれる
- ・医療機関での出産に関連した生みの親の匿名性が確保されておらず、健康に出産する権利や自己決定権が保障されない
- ・ベビー・ボックスでは生みの親に自身での養育や養子縁組等に関する情報が適切に得られるとは限らず、手軽に子どもを遺棄することにつながりかねない
- ・匿名性を保障するという性質上、ベビー・ボックスの利用者が予期しない妊娠／計画していない妊娠をした女性とは限らず、動機も分からない
- ・刑法や児童福祉法で遺棄が禁じられているにも関わらず、むしろ遺棄を幫助していることは、家族関係登録法における出生届の提出義務に背く行為である
- ・児童福祉法で施設基準や人員基準について定めがないにも関わらず、同法で定める社会福祉業務（相談支援、一時保護、養子縁組あっせん等）を行っている
- ・子どもは施設入所以外の選択肢、つまり養子縁組や里親委託・グループホーム入所など、本来優先すべき行き先に行けるような環境が整っていない

v. 国家人権委員会の関わり

2013年にベビー・ボックスが不法施設のまま撤去されずに活動していることは、子どもの人権侵害にあたるのではないかの訴えがあった。これに対して国家人権委員会では、児童福祉法で禁止されている行為はしておらず、また建築法上の不法施設でもなく、行政もベビー・ボックスの遺棄児発見申告に基づいて保護をしていると考えられるため、ただちに違法だとは認められないと判断している。ただし、国家人権委員会がこれまでにベビー・ボックスに関して合法か違法かの公式見解を示したことはなく、むしろ、国内で重要度を増している問題に対してこれまで政府が特段の政策を実行していないとして国連に報告している²⁴。

また、出生登録がなされなければ子どもは医療や教育に関する行政サービスが受けられないことから、国家人権委員会ではこれをネグレクト及び虐待とみなしている。子どもの福祉に反すると判断された場合には児童福祉法上の遺棄として処罰対象になる（医療や教育が提供されていれば虐待には当たらず、家族関係登録法上の罰金規定に該当する）。

上記に関連して、自治体の長及び検事は職権で出生届を提出する権利があることから、2017年には国家人権委員会から政府への勧告として、医療機関が自治体に対し出産後ただちに出生の事実を報告するよう求めており、現在は法務部と最高裁判所が調査研究をしている段階である。医療機関からは、出生届は保護者の義務であり医療機関の義務ではないと公式声明で反発もあったが、法務部が全国45箇所の医療機関と裁判所のオンラインシステムを接続し、出産した保護者自身が医療機関内で裁判所のウェブサイトから出生届を提出できるようにする取組を開始したところである。

²⁴ 国家人権委員会子ども青少年部へのインタビュー（2019年1月4日実施）より

② 未婚母子施設

ここでは、韓国の未婚母子支援サービスを民間主導で開発・実践してきた代表事例である、社会福祉法人愛欄院（以下、「愛欄院」と略記）の事例を取り上げる。

i. 設立以来の経緯

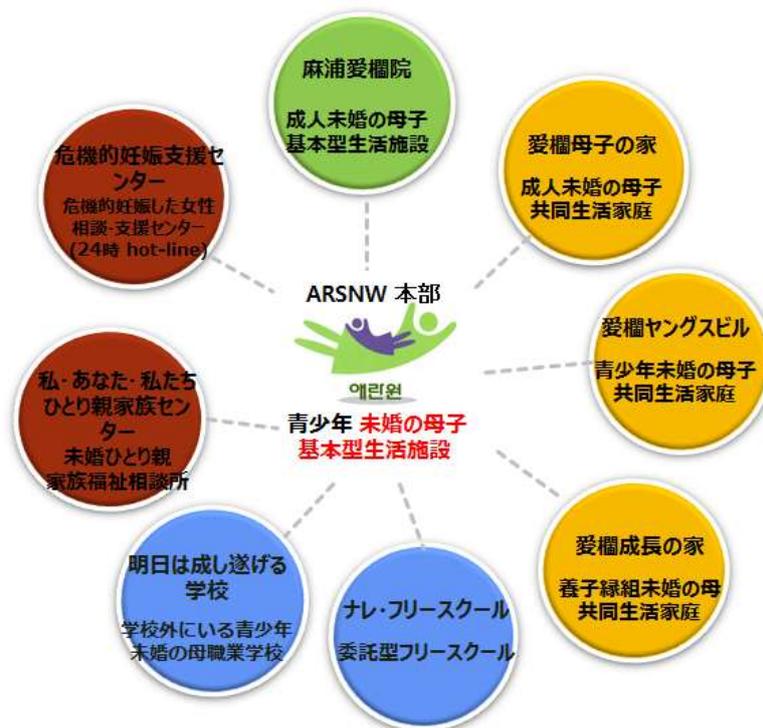
愛欄院は1960年、淪落防止法に基づく婦人保護事業を実施する主体としてアメリカ長老教会の宣教師により設置された。未婚母の支援に関する各種事業は、1973年に最大3か月間・20人までを保護できる入所型施設に転換したことが契機であり、1975年には未婚母だけでなく子どもも一緒に保護できるよう機能が拡張された施設（希望の家）となった。希望の家は最大3か月間・母子それぞれ5人ずつが入所可能であり、未婚母の養育態度がまだ定まっていない場合、未婚父の意思確認が必要な場合、育てる意思はあるが調整が必要な場合に、母子と一緒に居住しながら保護を受けられる施設であった。

その後、1980年代に施設が対象者の特性に合わせて分化し、未婚母支援を本格化させるようになった中、愛欄院でも対象別に複数の施設を運営するようになった。現在では、入所可能な4種類の未婚母（子）施設を有するほか、特に若年層の教育保障・自立支援のためのフリースクール及び職業訓練施設、ひとり親への相談支援を行う相談所及びホットラインを整備しており、ワンストップで幅広い対象層からの相談を受けて、ネットワーク化した資源をニーズに応じて提供している。

愛欄院では支援のステップを大きく3段階に分けて捉えている。

- ・ 危機的妊娠への対応・安全な出産（約1年間）：妊娠（人工妊娠中絶を含む）、出産
- ・ 家族の保持・強化、心理治療、自立準備（2～4年間）：養育、学業、職業訓練・就業
- ・ 地域社会への定着（1～2年）：自立

図表 V-10 愛欄院が提供しているワンストップ型ネットワーク



（資料）姜委員提供（愛欄ひとり親家族ネットワーク（www.aeranwon.org）掲載の図の和訳）

ii. 危機的妊娠へのフォーカス²⁵

前述のステップの第一段階でも示されるように、愛欄院では支援サービスを未婚母に限らず、すべての危機的妊娠をした女性を対象としている。愛欄院では、危機的妊娠を「自力または制度内で解決ができず、生計・住居・健康などにおいて極度の危険な状況におかれている」ことと定義しており、未婚母だけでなく、ホームレスの場合、知的・精神・身体障害をもつ妊産婦の場合、事実婚の場合、既婚だが家庭内虐待や婚外妊娠である場合、外国人妊産婦の場合など、多様な属性・状況の女性が含まれる。

愛欄院では、危機的妊娠に焦点化していることについて、ひとり親や未婚母への政策的支援は整いつつあるが、妊娠により危機的な状況に陥っているのに制度の狭間にある女性にはいまだに支援が提供されず、養育態度としてどのような選択（自身での養育、養子縁組、ベビー・ボックス／等）をするにせよ、地域社会としての母性保護がなされていないことが課題だと指摘している。母性保護とは母体や乳児も含む概念で、妊娠により心理的・社会的に困窮することを母性の危機だと捉える視点である。愛欄院ではこのような考えのもと、各種事業を通じて女性が子どもを育むことを地域社会がいかに守り支えるかに重きを置いている。

²⁵ 社会福祉法人愛欄院へのインタビュー（2019年1月3日実施）より

3. 妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度

(1) 母子保健一般の施策

① 支援の特徴

韓国では、妊娠を他者に知られたくない女性に対する行政サービスのうち、主要なものはひとり親支援の一部として実施されている。法的根拠はひとり親家族支援法であり、保護施設が中核となって各種サービスが提供される。

図表 V-11 ひとり親家族支援法における保護施設

類型	施設数／定員数	対象	入所期間（延長）	サービス内容
基本生活型	21 箇所 ／544 人	妊娠女性及び産後（6 か月未満）の保護を要する女性	1 年 （+6 か月）	妊娠、出産に関する医療サービス、宿泊・食事の無償提供
共同生活型 （母子）	39 箇所 ／330 世帯	出産後 3 歳未満の乳幼児を養育する未婚母子	2 年 （+1 年）	住居、就職支援、養育及び自立支援
共同生活型 （未婚母）	2 箇所 ／15 人	出産後子どもを養育しない未婚母	2 年 （+6 か月）	住居、就職支援、自立支援

（資料）女性家族部（2018）『2018 ひとり親家族支援事業案内』をもとに事務局作成

なお、未婚母の出産における匿名性・プライバシーについては、2012 年の養子縁組特例法改正により、養子縁組が完了した時点で母親の家族関係登録簿から子どもの名前が削除できることとされた。また、2016 年の家族関係登録法改正の際、家族関係証明書が＜一般証明書と全部証明書＞の 2 種類であったものを＜一般証明書と詳細証明書＞の 2 種類へと変更したことに伴い、申請により家族関係登録簿への記載情報及び詳細証明書への記載事項が遮断できる形で保障されることとなった。

② 妊娠期の行政サービス

韓国では、すべての妊産婦に「国民幸福カード」と呼ばれる医療費支援用のバウチャーカードが配布されており、妊娠・出産に伴う診療費のうち 50 万ウォンまで（多胎児のケースは 70 万ウォンまで、18 歳以下の若年妊産婦は 120 万ウォンまで）が賄われる。妊産婦はカード受領後、指定医療機関で分娩予定日翌日から 60 日間までの期間が使用対象とされる。国民幸福カードの支給手続は、医療機関による妊娠確認書の発行により、妊娠が確認できた健康保険加入者および被扶養者がオンライン上で申請することができる点に特徴があり、妊産婦のプライバシーが守られやすい。

なお、未婚母子施設に入所した場合は医療給付対象者となり、費用は全額公的負担となる。

(2) 妊産婦支援拡大および秘密出産に関する特別法案

① 概要

妊産婦支援拡大および秘密出産に関する特別法案（以下、「秘密出産特別法案」と略記）は、2018 年に 10 人の国会議員により上程された議員立法である。全 4 章・13 条及び附則からなり、保健福祉委員会で 2018 年 8 月に検討されたが、検討過程で多くの課題が指摘され、現在は本会議での審議には至っておらず保留となっている。

なお、国会での検討過程で、国家予算編成局が秘密出産特別法案の対象を年間 200 人とした場合の追加財政所要額を推計している²⁶。それによれば、法案制定により追加的に生じる費用は（相談機関や保護施設は既存機関で対応する前提で）医療機関での出産費用部分のみとされ、5 年間で 38 億 8,600 万ウォン（年平均 7 億 7,700 万ウォン）と試算されている。

② 法案の内容

秘密出産特別法案では、第 1 条で目的、第 2 条で用語の定義を述べたあと、主要な内容として以下の 18 点が示されている。なお、ここでの「緊急乳幼児保護所」はベビー・ボックスが想定されたものである。

○国と地方自治体の責任（法案第 3 条）

国と地方自治体に、危機的状況にある妊婦を支援する責任及び秘密出産のために必要な制度を設ける義務を負わせ、さらに秘密出産を支援するための相談機関を設置・運営させる。

○相談機関の設置・運営（法案第 4 条）

相談機関は国または地方自治体が直接運営でき、国または地方自治体以外の者が相談機関を設置・運営するには保健福祉部長官の許可を受けることとする。

○相談員の義務等（法案第 5 条）

秘密出産支援業務を遂行する相談業務に従事する者と従事した者には秘密保持義務を課し、相談対象者の身元保護のために非識別化措置を取るようにする。

○相談時の情報提供（法案第 6 条 1 項）

秘密出産を希望する妊婦に、秘密出産のプロセスと法的位置付け、妊産婦の産前・産後保護施設、児童および妊産婦の権利とその意味、養子縁組手続、秘密出産以後の児童に対する親権を回復するための要件、秘密出産支援制度等について情報を提供する。

○相談窓口の設置（法案第 6 条 2 項）

妊娠を負い目を感じて隠そうとしたり、児童を養育できないと予想したりして葛藤・困難に陥った妊婦がいつでも利用できるように、電話などの相談窓口を設置・運営しなければならない。

○生みの親が養育を希望する場合の支援（法案第 6 条 3 項）

生みの親が直接乳幼児の養育を望む場合には、生みの親に対する認知請求及び養育費の請求に対する法律支援制度と、ひとり親世帯に対する各種支援制度に関する情報提供を行う。

○生みの親が養子縁組を希望する場合の支援（法案第 6 条 4 項）

秘密出産を希望する妊婦が乳幼児の養子縁組を希望する場合、養子縁組の長所と養子縁組手続などに関する情報を提供し、国内外の養子縁組機関を紹介するなど専門的な相談を受けられるようにする。

○緊急乳幼児保護所（案第 8 条 1 項及び 6 項）

乳幼児の生命を保護するため、秘密出産の他にも緊急乳幼児保護所の運営に関する根拠を置き、相談機関は緊急乳幼児保護所を運営するために保健福祉部長官の承認を受けるようにし、預託された乳幼児に対して医療的検査と診断を経て養子縁組手続などを開始するようにする。

○緊急乳幼児保護所での相談支援（法案第 8 条 4 項）

²⁶ 国家予算編成局（2018）『妊婦への支援拡大と秘密出産に関する特別法案 費用推計書』

緊急幼児保護所では、乳幼児を託す前に詳細な相談を提供することで、生みの母が乳幼児の養育を諦めるかどうかを熟慮させるとともに、生みの親に対して乳幼児の知る権利と福祉のために、生みの親と乳幼児に関する身元と病歴など必要な情報を残しておくよう働きかける。

○遺棄罪の例外規定（法案第8条8項）

緊急乳幼児保護所に乳幼児を託す行為については、刑法上の遺棄罪とみなさない例外を設ける。

○秘密出産支援（法案第9条）

相談機関に秘密出産の意思を明らかにするか、緊急な出産で医療機関により秘密出産であることが相談機関に通知された妊婦に対しては、秘密出産前後に妊婦の身元の匿名性を保障し、秘密出産以降は乳幼児を保護し、出生届、後見及び養子縁組手続が開始されるようにし、秘密出産による費用は国と地方自治体が負担する。

○出生証書（法案第9条2項および第11条4項）

相談機関は秘密出産で出産する新生児の出生証書を作成しなければならず、新生児の出産直後、家庭裁判所に出生証書を提出させる。

○記載する情報（法案第9条2項及び3項）

出生証書には生みの親の姓名と住所、児童の名前、出生日及び出生場所、相談機関の名称及び担当者名などを記載するようにし、厳封した後、封筒の表面に児童の出生証書の記載事項、生みの母の仮名の名前、児童の出生場所、出生日、相談機関の住所などを記載するようにする。

○秘密出産以降の出生報告（法案第10条）

相談機関は乳幼児出生後に出生証書を作成し、生みの母の仮名で出生届出をする。

○後見の開始（法案第11条1項）

秘密出産をする生みの親の親権は停止され、即座に後見が開始される。

○養子縁組までの期間中の保護（法案第11条2項）

秘密出産以降、乳幼児は養子縁組特例法第9条2号に規定された施設で医学的な世話を受けながら、養子縁組が進む間保護される。

○親権回復（法案第11条3項）

家庭裁判所により養子縁組許可請求引用審判が確定されるまでは、生みの母親が親権の回復を請求できるようにする。

○養子縁組手続の確定（法案第11条6項及び7項）

秘密出産された子どもの養子縁組が確定するまでの間に、生みの親から養子縁組の同意の取消しに関する申請があった場合は、養子縁組の手続が中止される。ただし、この場合において、生みの親は子どもに対する認知手続を経なければならない。児童の養子縁組が確定した後は、養子縁組特例法第16条によらず、養子縁組を取り消すことはできない。

③ 国会での主要な論点²⁷

国会の常任委員会である保健福祉委員会では、2018年8月に秘密出産特別法案を検討し、その結果を公表している。ここでは、同報告のうち主要な論点を挙げている。

²⁷ 保健福祉委員会（2018）『妊婦への支援拡大と秘密出産に関する特別法案検討報告』

○法律制定の必要性について

同報告では立法の必要性について「秘密出産や緊急乳幼児保護所に乳幼児の託す行為を、刑法上の遺棄罪とせず制度化する場合には、養育放棄または乳幼児遺棄をむしろ助長しかねない懸念などもあるため、制度導入の是非及び具体的な内容等に関して、総合的に考慮した上で立法政策的に決定する必要がある」としている。検討では諸外国の事例も参照されており、ベビー・ボックスの運営形態が様々であることに言及している。

○相談機関の設置・運営（法案第4条）について

法案第4条では、国または地方自治体が秘密出産を支援するために相談機関を設置・運営することを義務付け、国または地方自治体以外の者が相談機関を設置・運営する際には保健福祉部長官の許可を受けるとしているが、相談機関は秘密出産過程を進める中心的な主体であり、出産及び出生申告、養子縁組手続などにも関与するため公的な性格が必要となる。そのため、相談機関は国または地方自治体が設置・運営するのが適切だとしている。

○相談支援（法案第6条）について

秘密出産を望む妊婦に対する相談の内容、方法、提供情報等について定める法案第6条について、報告書では、仮名で行う出生申告を厳封して記録する一方、緊急乳幼児保護所では匿名で子どもを託すため、母子関係が事実上断絶される恐れを指摘する。また、妊産婦が養子縁組を希望する場合は専門的な相談が必要となるが、法案では産後の熟慮期間が定められていないため、産後に改めて相談支援が必要だと指摘している。

○保護施設の設置及び支援（法案第7条）について

法案第7条で定める、秘密出産を望む妊産婦の産前・産後の保護施設について、設置は相談支援を行う主体に制限するかが論点提起されたことに加え、保健福祉部や企画財政部からは新規設置より既存施設（未婚母やひとり親支援を行う機関）の活用を検討することも提起されている。

○緊急乳幼児保護所の運営等（法案第8条）について

法案では生後30日以内の乳幼児に限定して匿名で緊急乳幼児保護所に託せるようにし、刑法上の例外規定として遺棄罪と見なさないようにしている。現行法では遺棄罪に当たりかねないため例外規定の意義は認めつつも、これが制度化されると子どもの出自を知る権利が制限されたり、乳幼児遺棄が助長されたりする懸念も考慮し、慎重な議論が必要だとしている。また、法院行政処から遺棄罪の免責範囲を明確化、及び秘密出産であることを確定する時期や期限の明確化が挙げられている。

○秘密出産の支援（法案第9条）について

医療機関や相談機関による秘密出産の支援を定めた法案第9条に関しては、秘密出産の要件を定めず養育放棄のための制度として乱用されるおそれを指摘している。要件の検討においては、未成年者や婚姻中の妊婦にも認めるか等の論点が示されているほか、秘密出産の意思を表明した後に意思を変更する場合の支援方法を明らかにする必要がある。

○秘密出産以降の後見開始や養子縁組支援（法案第11条）について

児童福祉法の観点からは、秘密出産後の養子縁組手続は法案内で定められているが、そうでない場合は様々な保護措置が考えうるため、保健福祉部からは児童保護体系の中で児童利益最優先原則に合致する保護措置が必要だと考えられるとの意見が示されている。また、養子縁組特例法との関連では、児童相談所長が後見人となるタイミングや出生後1週間の熟慮期間の有無など、2種類の法律の内容が異なる規定がある点で、関係性を明確化するよう指摘している。加えて、国連「児童の権利に関す

る条約」で児童の出自を知る権利が保障されており、養子縁組情報及び生みの親を知る権利は基本権と位置付けられることから、法案内に明記するよう言及している。

(3) 法・制度に対する評価

① 民間支援団体

前述のように法案に対しては賛否両論があるが、特に子どもの出自を知る権利を必ずしも保障できないことについて、海外養子当事者団体の活動とも重なる部分があることから、民間支援団体は法案に対して反対運動を展開している。

NGO 国際子ども人権センターが 2018 年 7 月に公表した「子どもの出生登録実態調査」では、情報公開請求により 62 自治体に出生登録の段階で遺棄児とされた子どもがどのような経路で登録されていたかを把握している。この実態調査によれば、3 年半の間に 1,086 人の遺棄児の登録があり、このうち 88.6%（確認できた数字で、実際にはそれ以上とみられる）がベビー・ボックスを経由した遺棄児だった。また、出生登録を行う関係者が手続き方法について十分な認識がなかったことも明らかにされている。これらの調査結果から、同センターでは子どもの出自を知る権利を保障するため、出生登録の手続や重要性について、両親・行政職員・施設職員・警察などに知ってもらう必要性を訴えている。同センターは海外養子当事者団体も含む 40 の市民運動団体と連名で提言書を作成しており、(未婚母に限らず) 危機的妊娠をした女性が子どもを産む時点でフォーカスを当てた社会的・経済的な行政支援の必要性を訴えている。

② 行政機関

保健福祉部²⁸では、秘密出産制度の導入、緊急乳幼児保護所の合法化などに関しては社会的に賛否の見解が対立している（生命権の保護や女性の自己決定権の尊重と、遺棄手段としての悪用や子どもの知る権利の侵害／等）ことを挙げ、まずは社会的な合意形成が必要だとしている。加えて、法案における緊急乳幼児保護所と既存の児童一時保護施設等との位置づけの明確化や、子どもの権利保障に必要な情報の体系的な保有・保管に関する法的根拠の確保なども追加的に検討が必要だとしている。

国家人権委員会²⁹では、韓国政府の調査結果を参照するだけでなく、独自に当事者や医療機関にインタビューを実施しており、そこで話を聞いた中では、未婚であっても自ら育てる意思を持った人が手厚い支援を受けられることがまずは重要だと認識している。そのため、自ら養育する際の行政支援に不足感があるとしながらも、全体として政府はその方向に進んでいると評価しており、ベビー・ボックスについても子どもの出自を知る権利が確保されるかを注視している。出生届に関しては、法務部が実施中の医療機関による届出の是非に関する調査結果が出た段階でさらに検討するとしている。

女性政策研究院³⁰は、各種調査研究の企画・実施に加えて、危機的妊娠をした女性がベビー・ボックスを選択する理由は社会的差別や心理的問題で不利に置かれるといった背景について、偏見をなくす政府キャンペーン等を通じて国民の理解醸成を図る立場でもある。予算的限界がありながらも、少子化に対し既婚か未婚かによらず差別なく育てられるための支援にフォーカスが当てられているこ

²⁸ 保健福祉委員会（2018）『妊婦への支援拡大と秘密出産に関する特別法案検討報告』

²⁹ 国家人権委員会子ども青少年部へのインタビュー（2019年1月4日実施）より

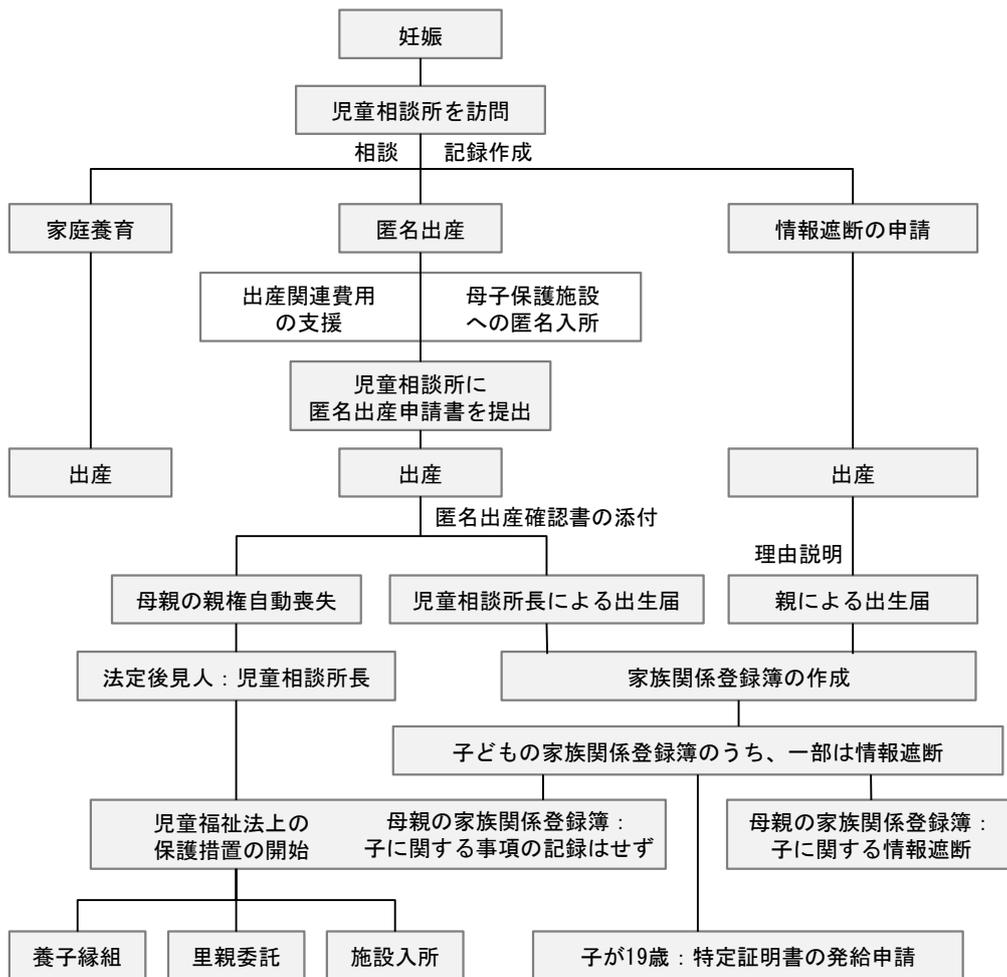
³⁰ 女性政策研究院へのインタビュー（2019年1月4日実施）より

と、妊娠・出産から養育までの一連の流れが国家的な課題として責任を（女性だけでなく）社会で共有する流れが明瞭になってきていることを評価している。

③ 学識者

秘密出産法の是非については学会内でも賛否が分かれている状況だが、保健福祉部「児童遺棄予防および保護のための法制度改善研究」では、学識者へのアンケート調査をもとに児童遺棄予防システムを時間順序に従って図式化し、秘密出産を組み込む場合のシステムを提言している。

図表 V-12 児童遺棄予防システム（試案）



（資料）保健福祉部（2017）『児童遺棄予防・保護のための法及び制度改善研究』p.152 を和訳

④ 直近の動向

韓国では児童虐待による虐待死の件数が2011年13件、2012年10件、2013年22件、2014年17件、2015年19件であったものが、2016年50件、2017年46件と目立って増加している³¹。このような背景及び児童虐待への社会的問題意識の高まりを受けて、2019年1月に児童福祉法の改正が決定さ

³¹ 姜委員提供資料より

れた。この改正では、中央養子縁組院を母体として新たに「児童権利保障院」が創設される予定であり、政府はより包括的な児童福祉政策を講じる方向で検討を進めるとしている。

なお、医療機関による出生届出制と秘密出産制度は「長期的課題」と位置付けられ、政府としても継続的に検討する姿勢を示している。

第VI章 ドイツ

1. 概要

ベビー・ボックスなど匿名で子どもを委託する諸制度が欧州各国で注目される中、2014年、ドイツ政府は国家の責任を明確にした公的制度として内密出産制度を設けるに至った。審議から約10年間も費やされた同法成立に至る過程においては、匿名による子どもの委託システムに対する是非を巡った議論がなされ、2014年に内密出産法が誕生した。

ドイツでは1990年代後半から、捨て子の保護救済や緊急下にある女性の救済措置として、ベビー・ボックスの他、匿名出産や匿名の引渡し(手渡し)等の形態が存在し、その違法性が指摘されつつも、匿名での出産が現実的な需要に基づいて行われてきた¹⁾。しかしながら、匿名による子どもの委託は、子どもがアイデンティティ形成のために自己の出自を知る権利を侵害するとして批判も強く、また、出産前後にかけての母子の医療的・心理的ケアを重視する見方も芽生え、これらを解消するための新しい取組として、内密出産法制度が2014年から導入されるに至った。

同制度が施行されてからも、ベビー・ボックスのほか、匿名出産や匿名の引渡し等の形態は依然存続し、社会全体では様々な匿名による子どもの委託形態が提供されている状況にある。その中でも、唯一公的制度として法制化されているのが内密出産制度であり、本章ではドイツにおける内密出産制度の法制化に至る背景や議論の変遷、また、民間で提供されてきた匿名による子どもの委託形態について、整理する。

なお、内密出産制度において、女性の身元情報は、公式の身分登録(子どもの出生登録)には表示されないものの、出自証明書には記録され、連邦の行政機関において厳封のうえ保管される。出自証明書は、16年間は開示されることがないが、その後は原則的に、子どもが閲覧できるようになる。同制度については、このように女性の匿名性が完全かつ永久に保障されるものではないこと踏まえ、「匿名出産制度」ではなく「内密出産制度」と表現されることが多い。

2. 妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度を取り巻く状況

(1) 法・制度の歴史的背景

① 18・19世紀における子どもの捨て子

15世紀ごろから、欧州のカトリック地域においては捨て子場が急速に広まる中、ドイツでは1709年、子どもの遺棄を予防するために、ハンブルク地方の孤児院でDrehladeと呼ばれる乳児を置いて託す回転台が設置された²⁾。この回転台には、設置後1年で約200人以上の乳児が預けられ、利用の多さからわずか5年後の1714年には撤廃されることとなる。

しかしながら、18世紀の欧州は、「子殺しの世紀」(柏木、2008)とも言われるほど、多くの母親が子どもを手放し、遺棄や嬰兒殺しの件数は急増し続けることとなる。このような中、1780年、ドイツ連邦政府の参事官が「子殺しを止める最良の手段は何か?」と提起した「マンハイム質疑(Mannheimer

¹⁾ 床谷文雄(2018)「ドイツにおける内密出産制度導入の意義と課題(1)」『阪大法学』68(1), 1-21.

²⁾ 柏木恭典(2008)「「赤ちゃんポスト」とコミュニティ：欧州におけるBabyklappeの地平とその実際」『人文科学』(13),141-177.

Frage)」は当時有名になるが、このような質疑を出すに至るほど、ドイツにおいても嬰兒殺しや乳児遺棄が社会全体で広がり、捨て子の保護や救済、また、遺棄した母親に対する責任の在り方について議論が繰り広げられるようになる。

② ベビー・ボックスと匿名出産の登場

このように欧州において捨て子とその保護の在り方が長年課題とされてきた中、ドイツでは 1999 年を一つの契機に、匿名での出産や匿名による子どもの委託形態が取り上げられるようになっていく。

ドイツでは、予期しない／計画しない妊娠によって苦しみ、また自身の妊娠について誰にも告げられず、かつ中絶も出来ないまま出産前後期に至る³など、緊急で特殊な支援を要する女性のことを、「緊急下の女性 (Frauen in Not)」と呼ぶ (柏木、2013)。これらの危機的な状況下にある妊婦とその子どものための支援として、ドイツでは 1990 年代後半から大きく二つの匿名での母子支援の形態が登場する。

一つは、2000 年 4 月、民間の教育・保育団体によりドイツのハンブルクに設置された Babyklappe (ベビー・クラッペ) であり、ドイツで初めてのベビー・ボックスとされる。これを設置した「SterniPark」⁴という地域公益団体は、幼稚園や保育施設を運営する地域団体であったが、1999 年に、ベビー・ボックスや匿名出産、また匿名相談を含む「捨て子プロジェクト (Projekt FindelBaby)」という緊急下の女性の救済に力を置いたプロジェクトを企画し、一躍メディアで取り上げられることとなる。当時ドイツでは、新生児の遺棄事件が特に社会問題化しており、ベビー・ボックスの「発祥」⁵とも言われる同プロジェクトは、メディアの関心も高く注目されることとなる。1990 年代後半のドイツ国内の子どもの遺棄の状況について、SterniPark は「赤ちゃんは密かにトイレや地下室等で産み落とされて、さらに時にはその後ゴミ箱に捨てられている」と述べている⁶。さらに、「(子どもを遺棄する) 母親のほとんどが厳しい葛藤状態を隠している」と言及し、ドイツでは従前から妊娠葛藤相談という公的制度があるものの、子どもの遺棄をする女性はこのような公的制度にアクセスできていない実情を訴えている⁷。

また、同時期に登場したドイツにおける匿名での母子支援の形態としては、匿名での出産が挙げられる。1999 年、バイエルン州のキリスト教系団体である「カトリック女性の社会福祉サービス」⁸が、新生児救済のための社会福祉サービスとして、匿名での出産と新生児受入のプロジェクト (通称「モーゼ・プロジェクト」) を開始することとなる。同プロジェクトは、自分の子どもを遺棄しようとする母親のために、匿名での出産を導入し、また生まれた新生児についても匿名で譲渡するというものであるが、ベビー・ボックスのように子どもの委託施設を設置するのではなく、特定の場所を指定し

³ ドイツでは、妊婦が中絶の 3 日前までに妊娠葛藤相談所の助言を受けている場合は、妊娠 14 週 (最終月経の初日を起算日とする場合) まで中絶が可能である。なお、妊婦の生命に対する危険又は身体・精神上的の重い障害の危険を避けるために必要な場合や、強姦による妊娠の場合は、妊娠葛藤相談を経ずに中絶が可能である。

⁴ 社会法典に基づき承認された幼稚園や保育施設を運営する団体で、現在は有限会社となっている。

⁵ 柏木恭典 (2008) 「「赤ちゃんポスト」とコミュニティ：欧州における Babyklappe の地平とその実態」『人文科学』(13),141-177.

⁶ SterniPark が作成した広報用パンフレットの記載文

⁷ 柏木恭典 (2012) 「赤ちゃんポストと教育学：SterniPark はなぜ Babyklappe を設置したのか」『教育学研究紀要』(3), 83-96.

⁸ 英語名称は Catholic Women's Welfare Service

乳児を受け取る形態をとっていた⁹。これは、母親が自分の名前を秘匿したまま出産するという匿名出産の考え方を生み出したものであるが、同団体ではさらに、匿名のカウンセリングや匿名の支援などの支援形態を打ち出しており¹⁰、困窮下にある女性に対する匿名による支援という形態を重視していくようになる。

③ 内密出産制度の誕生—法制化に至る合意形成プロセス

このように、「緊急下の女性 (Frauen in Not)」の女性を救済し、生まれた子どもの生命を保護する非常手段として、ベビー・ボックスが全国の病院で設けられるとともに、匿名出産も多くの医療機関等で実施され、匿名による子どもの委託の仕組みが国内に広がることとなる。一方、これらの諸制度が提供されているからこそ新生児の遺棄や委託の利用の需要を喚起・誘発しているのではないかという誘発論や、「子どもの出自を知る権利やアイデンティティを損なう」とする基本的人権からの批判も生まれ、これらを利害対立や批判を解消する新たな出産制度として、2014年に内密出産制度が導入されることとなる。(4)にて詳述)

(2) 法制度に位置づけのない取組

前述したとおり、匿名による子どもの委託の諸制度として、法制度に位置づけのない取組としては大きく、ベビー・ボックス・匿名出産・匿名の引渡し(手渡し)、の3形態が存続しているとされる。内密出産の制度化以降もこれらの匿名の委託形態は禁止されておらず、実質的にはこれらの諸制度も存続し利用されている。

ドイツ青少年研究所の「ドイツにおける匿名出産とベビー・ボックス」報告書(2011)¹¹によると、匿名による子どもの委託の取組を提供するドイツ全土の施設数としては、ベビー・ボックスが72~90か所、匿名出産を提供する施設が77~104か所、匿名での引渡しを行う施設は22~26か所と推計されている¹²。匿名による子どもの委託の諸制度の中でも、匿名出産制度とベビー・ボックスについては、提供施設がほぼ近い規模で設置されていることがうかがえる。

他方、同研究所の調査報告書(2011)では実利用数の調査も行っており¹³、匿名で委託された計973人の子どものうち、67%(652人)が匿名出産制度に委託され、28.5%(278人)はベビー・ボックスに預けられている。また、残りの4.4%(43名)は匿名での引渡しにより委託されていた¹⁴。正確な実利用数の把握は困難であるとされている¹⁵が、利用の傾向として、民間による匿名の子どもの委託

⁹ Catholic Women's Welfare Service. "moses-projekt" <http://www.moses-projekt.de/> (2018年11月26日)

¹⁰ Catholic Women's Welfare Service. "moses-projekt" <http://www.moses-projekt.de/> (2018年11月26日)

¹¹ Deutsches Jugendinstitut e. V. (2011). *Anonyme Geburt und Babyklappen in Deutschland*.

¹² ドイツ青年研究所はインターネット調査と青少年局への調査を行い、匿名による子どもの委託の取組を提供する施設数の推計を出している。

¹³ 匿名による子どもの委託を提供する施設において、匿名で出産された子ども、あるいは、ベビー・ボックスに預けられた子ども、匿名で引き渡された子どもの数を調査し、利用総数の把握を行ったものの。

¹⁴ 2010年5月31時点での数値である。

¹⁵ 多くの施設ではデータの収集やケースの記録が十分になされていない他、調査にデータを提供することを拒む施設もあった。

の諸制度の中でも、約3分の2の子どもが匿名出産制度に委託され、約3分の1がベビー・ボックスに預けられていることが分かる。

また、同研究所の調査報告書（2011）によると、ベビー・ボックスに預けられた子どもの21.6%、匿名出産制度で生まれた子どもの23%については、委託後の子どもの情報（実親が匿名性を放棄し身元を提示したか、養子に出されたか、子どもが養親家庭に斡旋されたか等）を施設側で十分把握しておらず、民間の提供施設において、子どもの委託後に関する情報が欠けていることが指摘されている。

① ベビー・ボックス

前述したように Babyklappe¹⁶（ベビー・クラッペ）とは、緊急下の女性と新生児の救済のため、匿名で新生児を委託することを可能としたドイツにおけるベビー・ボックスであり、地域公益団体 SterniPark が2000年4月に幼稚園の片隅に設置したポストがドイツで初めてのベビー・ボックスとされている。

なお、これは現代において再び用いられるようになった最初のベビー・ボックスとされており、以後、ドイツでは、子どもの遺棄防止を目的にベビー・ボックスが設置されるようになり、2016年時点で、全国に93カ所¹⁷のベビー・ボックスが設置されることとなる。主な設置場所としては、病院（公立病院、プロテスタント系病院、カトリック系病院等）が多いとされるが¹⁸、一部は修道院や教会関係の施設、また福祉団体、児童保育所や教会などにもベビー・ボックスの施設があるとされている¹⁹。前述したドイツ青少年研究所の報告書（2011）によると、ベビー・ボックスを提供する施設は、2010年時点で全国72～90カ所とされる。

ベビー・ボックスでは、通常、施設の外壁に扉が付けられ、中に暖められたベッドが置かれており、それぞれ設置主体や場所によって差異があるものの、概ね以下のとおりである。

- ・ベビー・ボックスに新生児が置かれる
- ・施設のブザーが鳴り、施設職員に保護される²⁰
- ・病院にて診察を受ける
- ・里親家庭に委託され、8週間養育される
- ・親が名乗り出ない場合、実子として養子縁組される

ベビー・ボックス内に置かれた利用者向けの手紙やパンフレット等を通じて、正規の母子支援制度や育児支援制度の利用や再考を促す機会はあるものの、後述する匿名出産や匿名での引渡し（手渡し）とは、当該妊婦と提供施設側で直接的な接触や信頼関係がない²¹点で大きく異なる。

¹⁶ Klappe とはハンブルク地方の方言で「窓（window）」を意味する。

¹⁷ 国際シンポジウム『ドイツの内密主産制度に学ぶ—新しい母子救済支援の可能性を探る—』（2018年8月22日）におけるドイツ家族連邦省担当課長の報告より

¹⁸ Kuhn, Sonja. (2005). *Babyklappen und anonyme Geburt*. Maro Verlag. S.301.

¹⁹ BMFSFJ. (2017). *Evaluation zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt ergriffen wurden*. 7.2, 99-111. また、SterniPark のウェブサイトにも、ドイツ全体でのベビー・ボックスの取り組み一覧が提示されている。

²⁰ 新生児が置かれたことが設置者側に直ちに分かる仕組みとなり、新生児の保護や医療的対応が即応的にとれる仕組みとなっている。

²¹ BMFSFJ. (2017). *Evaluation zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt ergriffen wurden*.

なお、匿名による子どもの委託の諸制度の中でも、ベビー・ボックスは目に見える設備が必要とされることから、匿名出産や匿名での引渡しの形態と比較すると認知されやすい²²。2005年のKuhnの調査²³によると、ベビー・ボックスの提供施設が広報として用いた場所として、学校(全体の約22%)、病院(19%)、青少年施設(17%)、その他には薬局(11%)やディスコ(7%)が挙げられている。

ベビー・ボックスについては、ドイツ刑法170条の扶養義務違反罪および171条保護義務違反罪の疑いを指摘する見解もあり、ドイツ倫理委員会が違法性について意見具申しているが、法的にはグレーゾーンとして黙認されている。なお、ベビー・ボックスに委託された子どもの出生届としては、通常の棄児と同様に、行政官庁が命名し、出生登録することとされている。

② 匿名出産

匿名出産とは、出産時の医療的補助により、危機的な状況に置かれた名前を知られたくない母親に安全な出産の機会を提供するものである。出産した子どもの母親は、匿名で身元を明らかにせず出産し、そのまま出産した施設に託すことができる。同形態は、匿名を希望する妊婦に対し、安全な医療的補助の下で分娩させ、安全な出産の機会を提供することが第一義であるとされる。

自宅での出産は母子ともに危険であることから、ドイツの病院や医療施設が「匿名でいいから医療施設で出産を」といった呼びかけや、インターネット等での積極的なPRを行う場合もあれば、身元の秘匿を望む女性がいる場合にのみ例外的に匿名出産を許容する医療機関もあり²⁴、匿名出産を提供する施設側の認識には大きな幅が見られる。

なお、匿名出産を提供する施設や医療機関数は、2010年時点で全国77～104か所(ドイツ青少年研究所、2011)と推計されている。全国72～90か所(ドイツ青少年研究所、2011)と推計されているベビー・ボックスを上回る規模の施設で匿名出産が提供されていることがうかがえる。

匿名出産は、当該妊婦と提供する施設側の担当者との間で直接的な接触がある点で、前述したベビー・ボックスと異なる。また、出産に対して医療的な手当を提供できるのは匿名出産制度のみであり、出産後に初めて接触するベビー・ボックスや後述する匿名の引渡しと異なり、出産前の段階から当該妊婦と接触をすることが可能である。そのため、出産前の段階で当該妊婦と信頼関係を築き、子どもと共に生きる選択や正規の母子支援施設に繋げる支援を提供する施設もある。

一部の地域では、匿名出産が可能な施設で出産後、母子入所施設(マザーチャイルドハウス)で8週間生活し、その間に自分で育てていくか、養子に出すかを定める女性も一部いるとされている。2009年の段階では、匿名出産をした284名中、匿名性を放棄した母親は265名の93.3%であり、匿名出産で出生した子どもの内訳を見ると、産み親のもとで育てられた子どもは52.1%であった²⁵。限定的な

7.2, 99-111.

²² BMFSFJ. (2017). *Evaluation zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt ergriffen wurden.* 7.2, 99-111.

²³ Kuhn, Sonja. (2005). *Babyklappen und anonyme Geburt.* Maro Verlag. S. 301.

²⁴ BMFSFJ. (2017). *Evaluation zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt ergriffen wurden.* 7.2, 99-111.

²⁵ 高橋由紀子(2009)「捨て子の赤ちゃんプロジェクトの援助を利用した女性たち」、『帝京法学』26(1), 88-106.

データであるものの、匿名出産後、匿名で母子が一緒に入所・生活できる母子入所施設で過ごす中で、匿名相談やカウンセリングを受け、子どもと生きる道を選ぶ女性もいるとされる。

例えば、モニカ・ヘッセ (Monika Hesse) が 1990 年代に創設した「ベルリンの子どもの家ひまわり」(2010 年以降の現在の名称は「デボラの家」) では、出産前後の妊婦や母子がいつでも駆け込むことが出来る家を設け、支援を必要とする女性や子どもに対し、匿名のまま 8 週間住まいを提供している²⁶。この 8 週間の受け入れの期間に、母親は自分が子を引き取るのか、養子縁組に出すのか、どこかの養子縁組機関に委託するのかなどについての決断を行うこととなるが、このように、公的機関に行くこと自体が困難な女性たちを家に受け入れることで、出産後の母親としての決断に寄り添う支援を提供している民間団体もある。

なお、匿名出産については、医師が子どもの生みの母親を知らず、知らないこととして虚偽の出生届をする点について違法性が指摘されており、現在においても法的にはグレーゾーンとして黙認されている。

③ 匿名の引渡し (手渡し)

出産後に、教会や児童養護施設、役場など、匿名での子どもの受入施設に直接手渡しする形態であり、ドイツではベビー・ボックス以前より、匿名による子どもの委託形態の 1 つとして存在していたとされる。この形態では、通常、受入施設側と、受渡しの時間や場所を事前に約束した上で、直接子どもを引き渡す方法が取られることが多く、多くの場合、施設の建物内で引渡し・手渡しが行われる。

前述したベビー・ボックスと決定的に異なる点としては、妊婦本人と提供する施設の担当者との間に直接的な接触がある点である。そのため、正規の支援制度に導く機会が極めて少ないベビー・ボックスと異なり、妊婦本人との間で信頼関係を築き、妊娠相談所や正規の母子支援制度に繋げることも可能ではあるが、十分な資質・能力を備わった担当者が必ずしも配置されているわけではない。

この制度を提供している施設は、ドイツ青少年研究所 (2011) の調査結果によると、2010 年時点で全国約 22~26 か所とされる。

このように、民間による匿名の子どもの委託制度には大きく 3 つの形態 (ベビー・ボックス、匿名出産、匿名の引渡し) に区分されるが、匿名出産と匿名の引渡しの両方を設けている施設²⁷の他、ベビー・ボックスと匿名出産の両方を提供している施設もある。施設ごとに、理念や取組の質にも差異がある他、方法や設備形態にも多様性が見られる。2015 年、ドイツ連邦家族省²⁸による委託評価調査報告書²⁹において、全国の青少年局と病院への調査をもとに 134 の機関から回答を得たところ、ベビー・ボックスを提供する施設は 63 か所、匿名出産については 114 か所、匿名の引渡しについては 27 か所とされ³⁰、複数の形態を提供する施設が一定数存在することがうかがえる。

²⁶ 柏木恭典 (2015) 「シスター・モニカと緊急下の母子への匿名支援 - 入所型支援から通所型支援へ」『千葉経済大学短期大学部研究紀要』第 11 号, 11-24.

²⁷ 聖エリザベート・聖バーバラ病院 (ハレ) や sternipark (ハンブルク) など。

²⁸ 正式名称は、連邦家族・高齢者・女性・青少年省 (Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend : BMFSFJ)。本章では、「ドイツ連邦家族省」とする。

²⁹ BMFSFJ. (2017). *Evaluation zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt ergriffen wurden.* 7.2, 99-111.

³⁰ 調査時点で提供していなくても、2005 年~2015 年の間に実施した場合や運営した場合も含む。

他方、これらは法的根拠がない取組であることから、提供施設に関する公的かつ信頼性のある情報がないほか、これらの民間機関の多くが積極的に匿名による委託の取組に関する広報や発信を行っていないことから、提供施設の正確な実態は確認できず、推計として把握するにとどまっている。

(3) 法制度導入に至る議論の変遷

1999 年を機にドイツで広がりを見せた匿名による子どもの委託の取組は、2000 年代においても現実的な需要に基づいて行われることとなるが、同時期、メディアや政治の世界で議論のテーマとして頻繁に取り上げられるようになっていく。

これらの取組に対する肯定的な声としては、多くの新生児の命が救済されたと評価するものであり、例えば、ベビー・ボックスを設置している SterniPark は、2000 年から 2012 年までの 12 年間で 270 名の新生児の生命が救われたと報告している³¹。このように、匿名による委託を提供する運営者やメディアは、新生児の生命の保護や遺棄・嬰兒殺のリスクを根拠に、匿名での子どもの委託の取組の正当性を強調した³²。

他方、否定的な意見としては、予期しない／計画しない妊娠に対して逃げ道を提供しうるとして、安易な養育放棄につながりかねないという誘発論からの批判が根強く主張されることとなる。また、匿名での子どもの委託は、子どもがアイデンティティ形成のために自己の出自（血縁上の親）を知る権利を侵害するとし、権利侵害の観点からの批判も強く挙げられた。さらに、ベビー・ボックスは違法性がある取組行為であるという批判、すなわち、ドイツ刑法 170 条の扶養義務違反罪や 171 条の保護義務違反罪にあたる可能性があるという指摘や出生の届出義務を履行していない点で法令違反があるという批判³³もある。また、匿名出産については、医師が子どもの生みの母親を知りながら、知らないこととして虚偽の出生届出をする点について違法性が指摘されている。

このように、様々な意見対立がありながらも、議論は主にメディアによって道徳的観点が強調される形³⁴で行われてきた中、2000 年～2010 年にはより学術的かつ専門的な検証が実施されていくこととなる。意見の対立を解消するため、2000 年代後半、匿名による子どもの委託に関する専門的・学術的な検証作業が実施され、この検証結果がドイツ政府の政策決定に大きな影響を与えることとなる。

検証作業の 1 点目として、ドイツ倫理審議会³⁵が 2009 年に出した意見書『匿名による子どもの委託の問題－意見（原文）』が挙げられる。同意見書は、2000 年代に公表された匿名の子ども委託の諸制度に関する様々な研究成果を踏まえ、以下の見解・勧告を表明した。

³¹ 床谷文雄（2018）「ドイツにおける内密出産制度導入の意義と課題(1)」『阪大法学』68(1), 18 脚注(6)。

³² Ulrike Busch, Claudia Krell, Anne-Kathrin Will. (2017) *Eltern (vorerst) unbekannt: anonyme und vertrauliche Geburt in Deutschland*, Beltz Juventa, 7-14

³³ 身分登録法 18 条 1 項では、法定の届け出義務者が出生から 1 週間以内に出生の届け出をすべきものとされている。

³⁴ Ulrike Busch, Claudia Krell, Anne-Kathrin Will. (2017) *Eltern (vorerst) unbekannt: anonyme und vertrauliche Geburt in Deutschland*, Beltz Juventa, 7-14

³⁵ ドイツにおいて、連邦議会及び連邦政府に対して生命倫理に関する政策助言を担う機関。

- ・既存の匿名による子どもの委託の諸形態は、ドイツの基本法が保障する「子どもの出自を知る権利」を侵害する他、民法や身分登録法などの法規定にも違反することから、これらの仕組みの廃止すること³⁶
- ・合法的な母子支援と相談制度を強化すること
- ・上述の支援制度について、公共交通機関やその他の公共の場、また、インターネット等により周知を図ること
- ・名前を秘匿しての出産（仮名での出産）及び出産後の一定の期間、当該女性の身元を秘匿することを可能とする内密の委託制度を新たに設けること

また、ドイツ倫理審議会による意見書と同時期、これまで十分に捉えられていなかった匿名による子どもの委託の実態や取組のデータを体系的に把握する検証が行われた。ドイツ青少年研究所による全国調査³⁷が 2009 年～2011 年に実施され、調査結果に基づく報告書『ドイツにおける匿名出産とベビー・ボックス (Anonyme Geburt und Babyklappen in Deutschland)』(2011) では、以下のとおり、ドイツ倫理審議会により表明された見解と近い意見が示された。

- ・既存の諸形態は現行のドイツ法と矛盾していることから、子どもの委託に関わる関係者³⁸に法的不安定性が生じる。
- ・匿名で預かった子どもの記録方法や青少年局への届出、また相談の質に関する基準が定められていないため、各施設や運営主体で提供内容に差異がある。

さらに、同調査内で関連研究として実施された「嬰兒殺に関する鑑定意見」では、ベビー・ボックスや匿名出産の利用者は、計画的に行動でき、予期しない／計画しない妊娠と向き合い行動の選択肢を自ら決定できる者であるとし、嬰兒殺を犯す者と匿名による子どもの委託を行う者は異なるという分析結果を示している。

それゆえ、ドイツ青少年研究所による報告書としては、ベビー・ボックスや匿名出産の取組は、嬰兒殺や新生児遺棄の防止につながることはない結論づけると共に、危機的な状況に置かれている女性への十分な支援にならないことから、匿名による子どもの委託の代わりになり得る支援として、既存の合法的な支援制度の拡充や強化、関係諸機関との連携の必要性を提起している。具体的には、24 時間対応の無料相談やインターネット等を通じた情報提供により広く周知を図り、既存の支援・相談を利用しやすいものとするのが提案された。

上述したような検証作業や意見勧告を踏まえ、連邦政府内で立法の検討が進められることとなり、2013 年 8 月、「妊婦支援の拡大と内密出産の規律のための法律」(以下、「内密出産法」とする。)が施行されることとなる。

³⁶ ただし、最終手段として、匿名での子どもの委託の諸取り組みを存続させることも認める意見を付している。

³⁷ ドイツ家族連邦省の委託に基づき、匿名による子どもの委託に取り組む諸施設や青少年局へのアンケート調査の他、施設スタッフや当該施設を利用した女性へのインタビュー調査を実施。取り組みの件数や利用状況、利用者の情報など、利用実態の把握を行ったもの。

³⁸ 匿名による子どもの委託の諸取り組みを提供する施設や機関、事業所の他、青少年局やこれらの諸取り組みを利用する女性等

3. 妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度

前述したとおり、ドイツでは、ベビー・ボックスの他、匿名出産や匿名の引渡し（手渡し）等の形態が依然存続し、社会全体の仕組みとしては、様々な匿名による子どもの委託形態が提供されている。

しかし、前述したとおり、ベビー・ボックスや匿名出産は違法性が指摘され、法的にはグレーゾーンとされてとされており、またその現状は満足のものではないことから、匿名による子どもの委託の諸形態に代わり、胎児を保護し、出産時の母子に医療処置を保障する法的安定性のある選択肢が必要であることから、内密出産制度が公的制度として法制化された。本節では、内密出産法に基づく内密出産制度について、概要を整理する。

(1) 内密出産制度

① 概要

1999年からはじまった匿名による子どもの委託の諸形態（ベビー・ボックス、匿名出産、匿名での子どもの引渡し）をめぐる議論を背景として、2014年5月に内密出産法が施行された。同法では、困難な状況にいることから妊娠していることを隠す女性に対し、正規の支援制度への道を開くこと及び子どもの出自を知る権利を保障することを目的に、妊娠葛藤相談法やその他関連法を改正した。

同法に基づき施行された内密出産制度は、苦境に置かれている妊婦の支援と妊娠相談の強化・拡充を図ることと、子どもの出自を知る権利及び妊娠と出産を隠さざるを得ない状況に置かれている妊婦双方の利益を両立させることを目的としている。これは、匿名を希望する女性に対する新たな選択肢を公的制度として設け、妊娠と出産のことを周囲に対して守秘し困難な状況にある妊婦に対し、必要な医療的手当を与え、出産後に子どもを養子に出すことを可能とするものであった。

内密出産制度では、既存の妊娠相談システムを活用し、困難な状況にある妊婦のための妊娠相談の体制強化と妊娠相談システムの社会的な周知の促進が掲げられ、妊娠相談を通じた面談型の支援を前提としている点が特徴とされる。すなわち、相談援助による予防的支援や支援制度に繋げることに重きを置き、高い相談援助の質や関係機関との強固なネットワーク化を通じ、匿名による子どもの委託の減少が目指されている。

なお、2017年にドイツ連邦家族省から連邦議会に出された報告書³⁹では、内密出産制度の特徴として以下の5点を言及している。

³⁹ BMFSFJ. (2017). *Bericht der Bundesregierung zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt ergriffen wurden* (Drucksache 18/13100) .

①敷居の低さ：

- ・ 妊娠相談が公的機関によって行われない仕組みとすることで⁴⁰、相談の敷居を低くしている。
- ・ 内密出産に関する相談に際し、形式的要件（女性の危機的状況の審査など）は課されず、匿名で利用することが可能である。
- ・ ホットライン（無料電話相談番号）の設置とインターネットの活用を図ることで、危機的状況や葛藤下にあるが妊娠相談所のサービスを知らない女性、また、妊娠相談所に直接出向きたくない女性や事情により出向けない女性を支援制度に繋げるためのアクセスルートを創出している。

②アクセスのし易さ：

- ・ ホットライン（無料電話相談番号）は、危機的状況下にある女性に対する一次相談のため、24時間いつでも連絡が取れる体制としている。
- ・ ホットラインで対応する支援専門員は、ドイツ語だけでなく、多言語で相談を提供している。

③国内全域での内密出産制度利用の促進：

- ・ 内密出産法の施行により、妊娠相談所と助産施設、養子縁組あっせん機関や青少年局、家庭裁判所等の関係諸機関との連携が強化され、ドイツ国内全域で内密出産制度が利用できる体制がとられている。

④永続的な仕組み：

- ・ 法律制定により、プロジェクトや施策の期間に左右されない永続的な支援が導入され、自治体における妊婦支援サービスや妊婦支援所の機能にも内密出産制度が組み込まれている。

⑤信頼性：

- ・ 相談援助の質の他、記録・文書化の義務、報告義務、個人情報保護について、明確にガイドラインに定められ、危機的状況下にある妊婦への専門的かつ信頼の高い支援を保障している。

② 法的枠組み

内密出産制度を可能とする内密出産法（2013年8月公布、2014年5月1日施行。妊娠葛藤相談法・民法・身分登録法・国籍法等の6つの関係法律および住居届出法施行令を改正）は、従前の匿名による子どもの委託の諸制度に代わり、法的安定性が確保された仕組みとして、内密出産制度を規定するものであった。同制度は具体的には、困難な状況にいる妊婦に対し、妊娠と出産について周囲に秘匿としながら、必要な医療的手当てを与え、出産後に子どもを養子に出す仕組みである。

また、同法は、ドイツ全土で包括的な相談支援を提供することを規定しているほか、匿名を希望する女性への相談基準や、こうした女性へのアウトリーチや広報啓発のため、連邦政府全体で周知を推進することを要請している。さらに、実親に対しては16年間の匿名性を、16歳に達した子どもに対しては出自を知る権利を保障している。

内密出産法に基づき、妊娠葛藤相談法・民法・身分登録法・国籍法等の6つの関係法律および住居届出法施行令が改正された。改正の大部分は妊娠葛藤相談法の改正であるが、BMFSFJ（2017）及び床谷（2018）によると、それぞれ主な内容は以下のとおりである。

⁴⁰ 一部公的機関により運営されている妊娠相談所もある。

1) 妊娠葛藤相談法⁴¹

- ・ 内密出産制度が危機的状況下にある妊婦が利用しやすい制度として社会的な周知を図るための広報活動が規定された。(妊娠葛藤相談法第1条)
- ・ 葛藤状態にあり匿名を希望する妊婦に対する支援の中核として、結論を限定しない支援を行うことが規定され、助言には子どもとの生活を可能とする方法等も含まれることとされる。(妊娠葛藤相談法第2条)
- ・ 内密出産制度の詳細な手続に関する項目が、妊娠葛藤相談法第25条～第34条に新たに規定された。

2) 民法

- ・ 内密出産した子どもに対し、出産後も匿名性を維持することを望む母親については、親としての配慮権(日本法の親権)が出産直後に停止するとする改正が行われた(民法1674条aの追加)。また、内密出産した親は永続的に行方不明者として取り扱われるとされ、養子縁組に対する親の同意は不要とする改正がなされた。(民法1747条4項改正)

3) 身分登録法

- ・ 出生届については、原則、出生から1週間以内に法定の届出義務者が行うべきものと規定されている(身分登録法18条1項)が、内密出産された子どもについては、母親が仮名のままで出生登録ができる(身分登録法18条2項)とし、女性が身元を秘匿にしたまま内密出産ができることを保障している。
- ・ また、法定の届出義務者については、親権者である父母の一方または病院等の施設長等とされ、内密出産の場合は、子どもの身分登録(出生登録、出生証明)に母親の仮名は記載されない。(身分登録法21条2項a)

4) 家事事件及び非訟事件手続法

- ・ 管轄の身分登録所(戸籍役場)は、内密出産の子どもの出生届があった旨を家庭裁判所に通知する義務がある(家事事件及び非訟事件手続法168条a第1項)。

5) 国籍法

- ・ 内密出産で生まれた子どもがドイツ国籍を取得できるようにするため、一部改正がなされた。

6) 住居届出法

- ・ 助産を行うか、または、出産に立ち会った情報提供義務を負う者または機関は、母親の正式な氏名の代わりに、母親の仮名と母親が提案した子どもの名を身分登録所に通知できるとする改正がなされた。

7) 住居届出法施行令

- ・ 内密出産された子どもについては、管轄の身分登録所を通じ、個人データが家庭裁判所及び「家族と市民社会問題のための連邦局(BAFzA)」⁴²に伝達できるとする改正がなされた。
- ・ 養子縁組手続きの完了に伴い子どもの名前が変更される場合、管轄の身分登録所を通じ、家庭裁判所及び「家族と市民社会問題のための連邦局(BAFzA)」に通知される仕組みとなっている。

⁴¹ 正式名称は「妊娠の葛藤状態の回避及び克服のための法律」

⁴² 連邦家族・高齢者・女性・青少年省(ドイツ連邦家族省)の下にある連邦行政機関。

上述したこれら関連法の改正により、内密出産によって出生した子どもの親子法上の地位が保障されるとともに、内密出産された子どもが将来、母親の身元情報の開示手続きを行えるよう、母親の身元に関する記録の集積を保障する措置がとられている。また、内密出産した母親の居所は不明と見なすことで、養子縁組に対する母親の同意を不要とし、内密出産された子どもを保護する仕組みが保障されている。

③ 法制度の内容

i. 主な対象者

ドイツ連邦家族省は、内密出産法が適用される対象者の定義や範囲として、「妊娠や母親でいることを他者に知られたくない葛藤下にある妊婦と母親」と示している⁴³。また、匿名での妊娠相談の対象としては「妊娠出産・家族のことで苦悩している全ての人」とし、男性、家族、知人・友人に対しても匿名の相談援助を提供している⁴⁴。さらに、ドイツ連邦家族省では、青少年・障害を有する女性・難民を特別なターゲットグループとし、これらの社会的マイノリティにも内密出産制度の周知やアウトリーチを今後推進することを謳っている⁴⁵。

なお、危機的な状況下にある妊婦の主な特性として、ドイツ連邦家族省では以下のとおり例示し、これらの要素より、過度に絶望・孤独・孤立を感じている女性を「危機的な状況下にある妊婦」と示している⁴⁶。

- ・親密である家族にも秘匿する
- ・妊娠していることを抑圧する
- ・子どもの父が暴力的・暴力行為によってできた妊娠である
- ・養子縁組に出すことは選択肢にない
- ・子どもと共に生きることを全く想像できない

これらの危機的な状況にある妊婦の中でも、特に「他者に知られたくないが子どもに対しては秘密にすることを望まない」女性や「16年間の間は匿名が担保されるという時間的猶予があるのであれば受け入れられる（16年後であれば知られてもいい）」女性が内密出産制度の主な利用層として想定されている⁴⁷。

また、ドイツ連邦家族省による連邦議会への報告書（2017）では、内密出産に関する相談を求める女性は、複合的な問題に直面していることが多いとし、「妊娠を否定または秘匿する特定かつ特異な理由は基本的に存在しない」と述べている。むしろ存在するのは、交錯した動機と複合的問題である

⁴³ BMFSFJ. (2014). Die vertrauliche Geburt.

⁴⁴ BMFSFJ. "Anonymous counseling" <https://www.geburt-vertraulich.de/en/anonymous-advice/> (2018年11月26日)

⁴⁵ 国際シンポジウム『ドイツの内密主産制度に学ぶ—新しい母子救済支援の可能性を探る—』(2018年8月22日)におけるドイツ家族連邦省担当課長の報告より

⁴⁶ 国際シンポジウム『ドイツの内密主産制度に学ぶ—新しい母子救済支援の可能性を探る—』(2018年8月22日)におけるドイツ家族連邦省担当課長の報告より

⁴⁷ ドイツ家族連邦省担当課長へのインタビュー (2018年8月22日) より

とし、具体的には以下を例示している⁴⁸。

- ・ 暴力または暴力に対する恐れに伴う複合的な人間関係に起因する問題
- ・ 家族によるプレッシャーまたは正規の養子縁組を行った場合に烙印を押されることを恐れる気持ちを伴う社会環境
- ・ 複合的問題から生じる状況、または、依存症やその他の疾患症状ないし、様々な制約に起因する精神的・肉体的に過大な負荷のかかる状況

なお、知られたくない「他者」の範囲について、ドイツ青少年研究所（2011年）によると、「生まれ育った家族、周囲の人々、諸官庁、雇用者等といったさまざまな関係者に対する匿名であることへの希望は、明らかに強い」一方、「子どもに関しては線引きして隠しておきたいという希望はそれほど強くなかった。（中略）子どもに対しては、自分の責任や義務をより明確に認識しているようである。」と示している。同調査報告書では、職場や行政から「欠勤（理由）や親権に関して質問されることと（そこから生じる）問題を避けるために、母親はより複雑ではなさそうに見える道を選んでいく」ものの、子どもに対しては「例外」であると述べている。

また、ドイツ連邦家族省による委託評価調査報告書（2017年）においても、「内密出産を決断した女性が、自身の妊娠を隠しておきたいのは、特定の人や一つの機関に対してだけでなく、複数の人や機関に対してである」とし、知られたくない相手として最も多く挙げたのは家族（73.9%）であり、その後に周囲の知人（62.2%）、友人（51.6%）、生物学上の父（46.6%）、雇用者（34.2%）、青少年局（日本の児童相談所）（27%）、配偶者・パートナー（26.6%）と続いている⁴⁹。

ii. 法制度の基本構造

子どもの出自を知る権利及び妊娠と出産を隠せざるを得ない状況に置かれている妊婦双方の利益を両立するための基本的構造としては、以下のとおりである。

<ドイツにおける内密出産制度の基本構造>

- 1) 妊娠相談所における妊娠相談
- 2) 名前を秘匿しての出産（仮名での出産）
- 3) 内密出産された子どもの出生届
- 4) 内密出産された子どもの保護と養子縁組の手続
- 5) 内密出産した女性へのアフターケア
- 6) 子どもの出自を知る権利と母親の秘密保持との調整

内密出産制度の基盤となるのが妊娠相談であるが、妊娠葛藤相談法に基づく既存の妊娠相談所による妊娠相談（妊娠相談所では、危機的な状況にある妊婦に対する相談支援の他、男性や家族に対する

⁴⁸ BMFSFJ. (2017). *Bericht der Bundesregierung zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt ergriffen wurden* (Drucksache 18/13100), 5-3-6,21.

⁴⁹ ドイツ連邦家族省（2017）『「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基づいて実施した全ての取り組みと支援の効果に関する評価調査』, 45-50 図 13

相談支援、また、妊娠していない女性に対する家族計画や避妊に関する相談など、幅広い相談支援を提供している)の仕組みを活用し、内密出産を希望する女性への相談支援を行う機能を拡大したものである。

相談を通じ、内密での出産を選択することとなった場合、病院・助産院での分娩は仮名で進められ、出産後に出生児の出生登録手続きと保護・養育の委託がなされる。その上で、子どもの出自を知る権利と母親の秘密保持を調整する手続きが進められる。以下、上記の各段階について詳述する。

1) 妊娠相談所における妊娠相談

全国に約1,600か所あるとされる妊娠相談所は、自治体等が設置した公的な機関の他、福祉団体やキリスト教系団体等、民間運営主体による相談所もあり、州からの公的助成がある(妊娠葛藤相談法第3条・4条)。

妊娠葛藤相談法では、人工妊娠中絶の前に専門家との相談義務を法的に課しているが、2014年に成立した内密出産制度では、この妊娠中絶の仕組みの一環として導入された相談制度を拡充・活用した妊娠相談を設けている。厳密には、一定の資格を有する専門相談員の配置などの基準を満たせば、内密出産の妊娠相談所として認可される(妊娠葛藤相談法第28条)ため、内密出産制度の入り口として行われる妊娠相談は、妊娠葛藤相談による相談とは区別されている⁵⁰。

妊娠相談所における妊娠相談は、2段階の相談体制となっており、第1段階は一般的妊娠相談であり主に避妊や家族計画など一般的な妊娠の相談支援・助言を提供するものである。その上で、内密出産を希望する場合は第2段階の相談に進むこととなり、名前を秘匿しての出産(仮名での出産)を希望する妊婦に対し、内密出産に向けた手続きや情報(内密出産制度全体の手続き、子どもの出自を知る権利と成長上でのその意義、父の権利、養子縁組の手続、内密出産後の匿名性を放棄して子どもに対して行使しうる権利、子どもが記録を閲覧する手続および家庭裁判所での調整等についての情報)の提供がなされる。

内密出産を進める場合、妊娠相談所は内密出産を望む妊婦の存在を病院等に周知を行う。

なお、人工妊娠中絶に際しては妊娠葛藤相談法において妊娠相談所での相談を義務付けているものの、妊娠を他者に知られたくない女性に対しての周知やアウトリーチが課題とされる。そのため、妊娠相談の機会の周知や広報について、妊娠葛藤相談法1条では、ウェブサイト上での情報提供⁵¹や啓蒙キャンペーンの他、小冊子やパンフレット、ポスター、インターネット広報、車内広告やステッカー等による広報が規定され、法的にその周知の徹底が要請されている。その他、いつでも相談することができるよう24時間体制の無料相談体制(全国共通の電話番号によるホットライン)や、多言語での相談対応についても同条で規定されている。

同ホットラインは、妊娠していることを周囲の人々に明らかにできず、名前を秘匿することによって様々な支援の可能性について相談を必要とする女性だけでなく、葛藤状態にあり心理社会的カウンセリングを必要としているが、匿名性を(明白には)望んでいない妊娠中の女性もターゲットに含まれ、こうした妊婦を支援する人々も、ホットラインを使い、電話の他、チャットやメールで

⁵⁰ 妊娠葛藤相談法2条では、避妊や家族計画など一般的な妊娠に関わる相談、そして、同5条で人工妊娠中絶の手続き上の要件としての妊娠葛藤相談を設けているが、厳格に区分すると、内密出産制度の入り口として行われる妊娠相談は、これらの相談からは区別されており、妊娠葛藤相談の資格を有する相談所に限定されるわけではなく、一定の要件を満たす機関も認可している。

⁵¹ ウェブサイト上での情報提供のメインとなるサイトは、www.geburt-vertraulich.de である。

相談することができる。最近では、手話による動画説明で、妊娠相談の仕組みや内密出産制度の説明動画をオンライン上で公開している⁵²。

全国に約 1,600 か所あるとされる妊娠相談所では、妊娠相談の基本姿勢として、「即応的対応」・「無料」・「入念な対応」・「結論を事前に決めない（自己決定の重視）」・「内密性の担保」の 5 つの理念を掲げている⁵³。特に、相談の際にあらかじめ結論を決めておかないということについては、妊娠相談の基本とされており、妊娠葛藤相談法 5 条にも定められている。

また、ホットラインでの妊娠相談・また妊娠相談所でのカウンセラーとともに、秘匿の徹底がなされている⁵⁴他、親戚、雇用主、行政や自治体当局、健康保険会社など、あらゆる関係者に対しても、相談者である女性の個人情報を完全に秘匿する形態を採っている⁵⁵。具体的には、妊娠相談所での相談（2 段階の相談体制）に際し、妊婦は支援員に対し、本名、生年月日、住所などの特定情報を開示することになるが、これらの情報は出自証明書に記載された後、厳封され厳重に保管される。

2) 匿名での出産

内密出産法ではドイツ全土において名前を秘匿しての出産（仮名での出産）を提供することを謳っており、基本的には国内の全ての婦人科や病院、また、助産師のもとで、名前を秘匿しての出産（仮名での出産）は可能とされる⁵⁶。妊娠相談所は青少年局（日本の児童相談所）に対して、内密出産を希望する妊婦の仮名、出産予定日・病院等を通知し、同相談所は養子縁組あっせん機関と連携して、出産時の付き添いを行う。

病院・助産院での分娩は仮名で進められ、氏名などを秘匿にした状態で安全な出産・医療補助を受けられる。母親は病院でのやりとりにおいても全て仮名で行うことが認められ、出産にかかる分娩費用は国（連邦政府）が全額負担することとなっている。

3) 内密出産された子どもの出生届

出生の届出は原則として出生から 1 週間以内に行うこととされ、出産後、名前を秘匿して出産（仮名で出産）した病院等から妊娠相談所に対して、出産した日時等の事実が通知されることとなる。内密出産の場合は仮名で出生登録することができるため、妊娠相談所は妊婦の仮名や子どもの名前を定め、出自証明書に、母親の氏名、生年月日、住所を記載し厳封する。なお、出産した母親の特定情報（本名や住所）は出自証明書に記録として残されるが、公式の身分登録（子どもの出生登録）などには母親の情報は開示されない。

その上で、同相談所が出自証明を発行し、「家族と市民社会問題のための連邦局（BAFzA）」に出自証明書を送付する。

⁵² BMFSFJ. "Anonymous counseling" <https://www.geburt-vertraulich.de/en/anonymous-advice/> (2018 年 11 月 26 日)

⁵³ BMFSFJ. "Anonymous counseling" <https://www.geburt-vertraulich.de/en/anonymous-advice/> (2018 年 11 月 26 日)

⁵⁴ BMFSFJ. "Anonymous counseling" <https://www.geburt-vertraulich.de/en/anonymous-advice/> (2018 年 11 月 26 日)

⁵⁵ BMFSFJ. "Anonymous counseling" <https://www.geburt-vertraulich.de/en/anonymous-advice/> (2018 年 11 月 26 日)

⁵⁶ BMFSFJ. "Anonymous counseling" <https://www.geburt-vertraulich.de/en/anonymous-advice/>, (2018 年 11 月 26 日)

4) 内密出産された子どもの保護と養子縁組の手続き

出産前、妊娠相談所から青少年局（日本の児童相談所）に対して、内密出産を希望する妊婦の仮名、出産予定日・病院等について通知がなされる。妊娠相談所が分娩時に同行・付き添いを行うと共に、出生した子どもについては、青少年局による官庁後見・保護が行われる⁵⁷。

匿名を望む場合、母親の配慮権（日本法でいう親権）は停止され、実親子関係は終了することとなる。そのため、青少年局や養子縁組あっせん機関では、内密出産した実親の同意は不要のまま、養子縁組の手続が開始されることとなる⁵⁸。

5) 内密出産した女性へのアフターケア

内密出産を選ぶ女性はもともと不安定な状況に強く陥っていることから、出産後についても、妊娠相談所が様々なアフターケアを提供している。産後うつ等の可能性がないかフォローアップを行う他、出産後の医療的ケアの受診も含め、心理支援や相談援助を提供している⁵⁹。

6) 子の出自を知る権利と母親の秘密保持との調整

内密出産制度では、妊娠葛藤相談法 31 条に規定されるとおり、16 歳以上の子どもに対する情報開示を認めており、16 歳になった子どもは母親の身元に関する書類（厳封・保管された出自証明書）を閲覧できることとなっている。

このように、子どもが 16 歳に達するまでの間は、母親の匿名性が完全に保たれるほか、子どもが 16 歳に達した後についても、母親は身元情報の開示を拒否することが制度上可能である。具体的には、子どもが出自証明書を閲覧することを望まない母親は、子どもが 15 歳になった時点で、妊娠相談所に対して反対の意思を表示することができる。また、妊娠相談所は母親に対し、子の閲覧権（裁判所に訴えることができること）などについて助言を行うこととされている。

ただし、閲覧を拒否できるかの最終的な判断は、家庭裁判所に委ねられる。家庭裁判所が秘密を守ることに伴う母親の利益（閲覧によって母親の身体・生命・健康・人格の事由・その他保護に値する利益を害するおそれ）と子の利益（子の出自を知る権利）を衡量して、閲覧の可否を判断する。

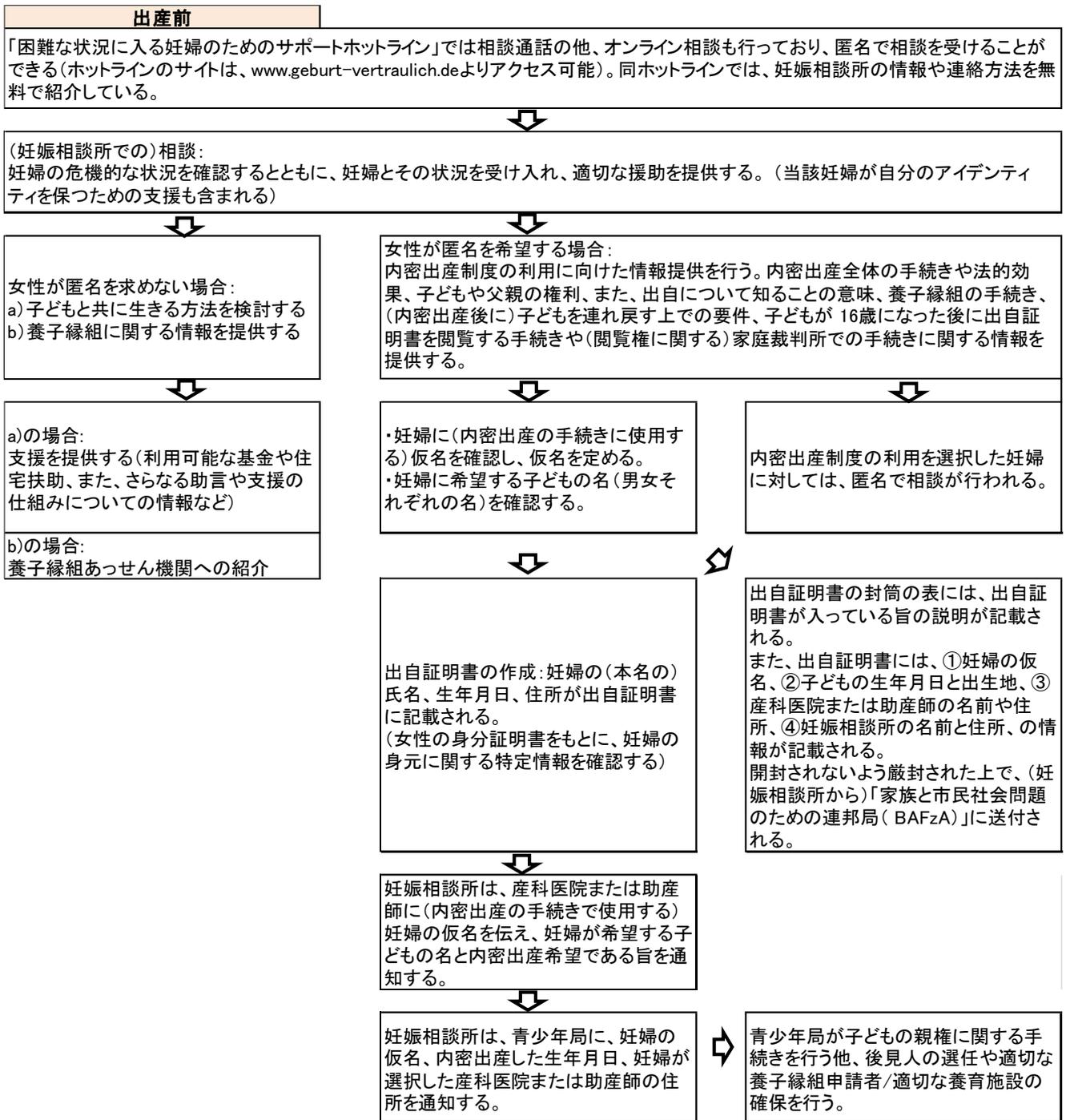
詳細の手続きステップとしては以下のとおりである。

⁵⁷ 内密出生子については、家庭裁判所が後見人を選定するが、通常、出生した地域を管轄する青少年局による後見（官庁後見）が行われることとなる。

⁵⁸ 養子縁組の手続きでは、原則として養子となる子どもの親の同意が要件になっているが、民法の改正により、内密出産の母親は長期行方不明者として取り扱われ、身分登録上もこの母親は不明と扱われることから、母親の同意は不要とされている。

⁵⁹ ドイツ家族連邦省担当課長へのインタビュー（2018 年 8 月 22 日）より

図表 VI-1 内密出産制度における出産前のステップ



(資料) BMFSFJ. “Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend“ <https://www.bmfsfj.de/blob/127320/08e694d6400c2af99b92adffd9e9cc30/flussdiagramm-vert-rauliche-geburt-en-data.pdf> (2018年11月26日)を仮訳

図表 VI-2 内密出産制度における出産後のステップ



(資料) BMFSFJ. “Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend“ <https://www.bmfsfj.de/blob/127320/08e694d6400c2af99b92adffd9e9cc30/flussdiagramm-vert-rauliche-geburt-en-data.pdf> (2018年11月26日)を仮訳

iii. 制度の運営

1) 運営体制（監督省庁・実施機関・各機関の役割等）

内密出産制度の主管官庁は、ドイツ連邦家族省であり、関連する行政機関としては、出自証明書を保管する「家族と市民社会問題のための連邦局（BAFzA）」や官庁後見を行う青少年局（Jugendamt）、管轄する身分登録所、家庭裁判所等が挙げられる。

また、匿名性を確保する手続や安全な出産環境の提供に際しては、産科医院や助産施設との連携が不可欠とされる他、内密出産で生まれた子どもは、多くの場合、養子縁組の対象となることから、養子縁組あっせん機関は妊娠相談所から連絡を受けて緊密な連携をとることが期待されている。

このように、内密出産制度では、多数の関係諸機関の連携が前提とされ、あらゆる段階において関係諸機関との協力関係やネットワークが鍵となるが、妊娠相談所がこれらの諸機関への橋渡しや連携調整の機能を担っている。

なお、前述したとおり、全国に約 1,600 か所あるとされる妊娠相談所は自治体等が設置した公的な機関も一部あるが、大部分は、福祉団体やキリスト教系団体等の民間運営主体による相談所となっている。多くの妊娠相談所が民間により運営されている理由について、妊娠相談所を運営するリプロダクティブヘルス分野の NGO「proFamilia」ハイケ・ピンネ氏は、「国の公的機関（青少年局）では子どもの保護や福祉を第一義とするため、妊娠に葛藤がある又は危機的な状況に置かれる女性にとっては敷居が高い」と述べている⁶⁰。

2) 予算・財源

危機的な状況にある妊婦と生まれてくる子どもにとって安全な出産を制度的に保障するため、連邦政府が内密出産に要する医療費の他、産前・産後ケアの費用を負担することとなっている。連邦政府の予算によって支出する理由として、ドイツ連邦家族省による連邦議会への報告書（2017）は「通常の医療費のような疾病保険団体による負担の場合、内密出産する妊婦の匿名の希望と両立しないため」と言及し、妊婦健診や分娩費用を含む⁶¹出産前後の費用は連邦政府による公的負担⁶²となっている。

2014年5月の内密出産法の施行以来、2016年12月までの連邦政府の負担額（支出額）は、約77万8,000€（2016年末時点のレートで、日本円で約1億300万円）⁶³であり、これらの支出の90%以上が病院での医療費となっている⁶⁴。

なお、危機的状況にある妊婦に対する補助として、胎児及び母親の保護のための連邦基金「Mutter und Kind – Schutz des ungeborenen Lebens」が設けられ、妊娠の継続に向けた支援金という形態

⁶⁰ 国際シンポジウム『ドイツの内密主産制度に学ぶ—新しい母子救済支援の可能性を探る—』（2018年8月22日）における pro familia ハイケ・ピンネ氏の報告より

⁶¹ BMFSFJ. "Anonymous counseling" <https://www.geburt-vertraulich.de/en/anonymous-advice/> (2018年11月26日)

⁶² なお、出産前後の医療に伴い発生した費用については、疾病保険の報酬に応じて費用負担がなされることとなっている。

⁶³ 内密出産制度を利用したものの、事後に匿名を解除する場合は、国は負担した費用について疾病保険に償還を請求することができることとなっている。

⁶⁴ BMFSFJ. (2017). *Bericht der Bundesregierung zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt ergriffen wurden* (Drucksache 18/13100) .

で支援する基金が存在する⁶⁵。2014年に実施された同基金の評価報告書⁶⁶は、妊娠相談に加え、経済的支援を組み合わせることで、妊婦が妊娠の継続を選択するうえでの予防的な効果が強化されたと評している。(2)にて詳述)

(2) 母子保健一般の施策

ドイツでは、妊娠期から周産期にかけての支援として、児童手当や出産一時給付金の支給など経済的支援等があるが、これらの公的支援の情報については、ドイツ連邦家族省が運営する公式ポータルサイト (<https://familienportal.de/>) に包括的に掲載されている他、全国にある妊娠相談所においてもこれらの諸制度の紹介が行われている。

妊娠相談所で提供される相談支援の内容は以下のとおり多岐にわたり、各種手当や申請書作成の支援のほか、中絶や死産等により子どもを喪失した女性への支援も提供している⁶⁷。

- ・ 妊娠と出産全般の相談
- ・ 出生前診断の前後での相談
- ・ 乳児/幼児の子育てと生活にかかる相談
- ・ 障害のある妊婦への助言
- ・ 妊娠中の母親と父に対する社会的・経済的な早期の支援
- ・ 各種手当や給付等の申請や申請書提出の支援
- ・ 家族計画、パートナーシップ、セクシュアリティ、避妊についての相談
- ・ 子作りと不妊治療に関する助言
- ・ 養子縁組や内密出産についての相談
- ・ 妊娠中絶に関する相談
- ・ 妊娠中絶または死産等による子どもの喪失後の寄り添い

経済的支援制度の中でも、危機的状況にある妊婦に対する支援として、1984年に設立された胎児及び母親の保護のための連邦基金「Mutter und Kind – Schutz des ungeborenen Lebens」がある。同基金は、妊娠の継続に向け経済面で支援する基金⁶⁸であり、経済的困窮が支給要件となっているが、申請者には移民やシングルマザーの他、経済的な苦境で妊娠の継続や子どもの命の選択に葛藤している女性が多く含まれているとされる。同基金は、2011年時点で13万2,359人の妊婦に給付をしており、妊婦の約5人に1人が基金の資金を受給したとされるが、給付に際しては、妊娠相談所を介しての申請が前提となる。

胎児及び母親の保護のための連邦基金「Mutter und Kind – Schutz des ungeborenen Lebens」の評価報告書⁶⁹は、同基金の効果として、経済的支援と妊娠相談の相互作用が高く確認でき、経済的な苦

⁶⁵ その他、関連する基金として、虐待防止支援を目的とした「Fruehe Hilfen」基金がある。

⁶⁶ ISG. (2013). *Evaluation Bundesstiftung "Mutter und Kind – Schutz des ungeborenen Lebens" als Türöffnerin in das Netz früher Hilfen für Schwangere in Notlagen.*

⁶⁷ BMFSFJ. "familienportal"

<https://familienportal.de/familienportal/lebenslagen/schwangerschaft-geburt/checkliste-zeit-nach-geburt> (2019年2月14日)

⁶⁸ 連邦政府から毎年9,200万€が同基金に出資されている。

⁶⁹ ISG. (2013). *Evaluation Bundesstiftung "Mutter und Kind – Schutz des ungeborenen Lebens" als Türöffnerin in das Netz früher Hilfen für Schwangere in Notlagen.*

境で妊娠の継続や子どもの命の選択に葛藤している女性の危機的状況の発生の予防に貢献していると評している。同報告書では、妊娠相談所における相談支援と、適時⁷⁰かつ具体的な給付を通じ、妊娠相談所に対する信頼を高めただけでなく、経済的給付の見通しが妊婦の心の負担軽減につながることから、より深刻な悩みや懸案事項にも向き合うようになる女性が多いとしている。経済的支援から間接的に生まれる効果として、妊婦のプレッシャーの軽減とストレス緩和が挙げられるが、この安心感によって、妊婦は他に抱える問題を考える余裕が生まれ、さらなる相談・支援サービスに対しても前向きになるという結果が示された⁷¹。

また、十分な教育を受けていない妊婦や、数々の問題状況に直面する妊婦など、通常、妊娠相談所に訪れたり相談を求めたりしたことのない女性グループについても、妊娠相談所に来所させることを可能とした点で、経済的支援が相談への扉を開く重要な機会となっていると評している。

経済的な環境が安定することで、妊婦自身に自尊心が生まれ、将来的に両親としての役割を果たす上で大きな重要性を持つだけでなく、妊娠という状況によって生じ得る不安を、妊娠相談所の相談員との対話で軽減することができる。経済的苦境は、妊娠相談への最初の入口として選択されるが、実際に相談支援を受けることで、申請者はより幅広い相談を示すようになり、他機関との連携やその他の支援サービスへの橋渡しにも繋げられる。

このように、同基金は、妊娠を他者に知られたくない女性を対象とする事業ではなく妊婦全般に対し経済的な支援を提供するものであるが、内密出産制度を利用せず、子どもと共に生きる道を選ぶ女性を増やすために必要な経済的な支援を提供する上で、重要な役割を果たしているとされる。

(3) 法・制度に対する評価

① 内密出産制度の利用状況及び実績

i. 利用状況

内密出産制度の導入・施行から 3 年後に制度の実施状況を調査することが定められており、2017 年、連邦政府の委託によって実施された評価報告書（*Evaluation zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt ergriffen wurden*）が公表された。

同調査は、妊娠相談や内密出産の利用件数および利用者属性、また、従来の匿名による子どもの委託の諸形態（ベビー・ボックス等）への影響や制度の認知度に関し調査を行ったものであり、2 年半の制度の運用状況を踏まえ、効果検証を行ったものである。

同調査で明らかとなった法律施行から 2016 年 9 月の時点までにおける内密出産の利用実績及びドイツ連邦家族省の報告による 2018 年 7 月時点までの利用実績⁷²は、以下のとおりであった。

⁷⁰ 他の給付と異なり、短期間で給付される。

⁷¹ 同基金による経済的給付と給付に伴う相談支援を通じ、申請者は妊娠相談所という支援形態に対する信頼を強め、相談員との信頼関係を構築する。面談を実施した申請者の多数が、もし問題が起きたら再び妊娠相談所を訪れたいと答えている。（資料：ISG. (2013). *Evaluation Bundesstiftung "Mutter und Kind – Schutz des ungeborenen Lebens" als Türöffnerin in das Netz früher Hilfen für Schwangere in Notlagen.*）

⁷² 国際シンポジウム『ドイツの内密主産制度に学ぶ—新しい母子救済支援の可能性を探る—』（2018 年 8 月 22 日）におけるドイツ家族連邦省担当課長の報告より

- ・ 内密出産制度の利用件数：238件（2014年5月～2016年9月）
467件（2014年5月～2018年7月）

2014年5月から2018年7月時点におけるドイツ全域における内密出産数は467件であり、平均すると月間約9人⁷³が内密出産により出生していることとなる。

なお、2014年5月～2016年9月の間の相談件数と利用件数については、以下のとおりであった⁷⁴。

・ ホットラインで受理した電話・チャットによる相談件数	65,000件
・ ホットラインで受理した妊娠相談件数	11,989件
・ 妊娠相談所における内密出産に関する相談件数	1,277件
・ 内密出産制度の利用件数	238件

ホットライン（無料電話相談番号）で受理した電話・チャットによる妊娠相談としては6万5,000件以上あり、そのうち約1万2,000件に対し妊娠相談支援を提供している。このうち、1,277件に対しては妊娠相談所において内密出産に関する相談に至っており、さらにこの中の238件⁷⁵が実際に内密出産制度を利用するに至っている⁷⁶。上記の数字を用いて推計すると、ホットラインで受理した相談のうち、約11%が妊娠相談所における妊娠相談に至っており、また、妊娠相談所での内密出産の妊娠相談の結果、名前を明らかにして出産する事例が4割程度あり、内密出産の利用に至ったのは19.5%となっている。

ii. 実績

内密出産法の施行に伴い、連邦政府は、相談基準の導入による相談の質の確保と共に、大々的な広報活動・啓発キャンペーンを展開し、妊娠相談・内密出産制度の社会的認知と利用の促進を図ってきた。主な取組内容としては、以下のとおりである。

1) 内密出産制度を利用する女性に対する相談基準の導入：

妊娠相談所が危機的状況下に置かれた女性に対し専門家として寄り添えるよう、ドイツ連邦家族省は「内密出産の相談専門スタッフの資格認定のための指針」を策定した⁷⁷。また、特設されたプロジェクト審議会の専門的評価に基づき、研修カリキュラムと相談基準も開発された。さらに、内密出産に向けた妊娠相談の実務の現場における解釈の齟齬を減らすため、法令問答集を用い、関係する諸機関全てにドイツ連邦家族省が最新の情報を提供している⁷⁸。

2) ホットライン（無料電話相談番号）の設置とインターネットの活用

2014年5月の内密出産法の施行に伴い、常設の支援サービスとしてホットライン（無料相談電話番号：全国共通の統一番号（0800-40-40-020））が導入され、ドイツ連邦家族省によって運営されて

⁷³ 467人÷4年2ヵ月（50ヶ月）＝9.34人

⁷⁴ ドイツ連邦家族省（2017）『「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基づいて実施した全ての取り組みと支援の効果に関する評価調査』, 36-42

⁷⁵ 「家族とのための連邦局（BAFzA）」によって受理された出自証明書の件数

⁷⁶ ただし、238件のうち11件は後に匿名性を放棄している。

⁷⁷ BMFSFJ. (2015). *Handreichung zur Qualifizierung von Beratungsfachkräften der Schwangerschafts(konflikt)beratung zur Umsetzung der vertraulichen Geburt.*

⁷⁸ BMFSFJ.(2015). *Fragen und Antworten zum Gesetz zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt.*

いる。ホットラインは昼夜問わず専門スタッフが配置され、24 時間体制の相談を実現している。通話は無料であり、相談は希望すれば匿名で行われ、相談希望者の電話番号は相談員に表示されない⁷⁹。多言語対応の範囲が拡大され、現在、ホットラインは 18 言語で提供されている（2019 年 1 月時点）。多言語での 24 時間相談体制を提供するため、一定の研修を受けた通訳者が昼夜を問わず 1 分以内に翻訳に対応している⁸⁰他、最近では、手話通訳者によるバリアフリーの多言語サービスも提供⁸¹されている。

また、2014 年 10 月以降は、ホットラインへのアクセスが、インターネットによって拡張された。ドイツ連邦家族省が運営するウェブサイト「[www. geburt-vertraulich.de](http://www.geburt-vertraulich.de)」では、妊婦支援に関する制度やサービスなどの情報が掲載され、内密出産制度の概要も説明されている。郵便番号を入力することで、最寄りの妊娠相談所に関する情報も得ることが可能となっている他、最近では妊娠相談や内密出産制度に関する手話の動画説明も同ウェブサイトに掲載されている。

このように、ホットラインは、広範な多言語サービスによって、様々な文化的出自をもつ女性を支援制度に導くことを可能とした他、他の情報提供サービスや相談所と異なり、昼夜を問わず 24 時間いつでも連絡がつく仕組みとなっている。

3) 様々なターゲットグループ向けの広報活動や啓発キャンペーン

- ・ 内密出産当事者になり得る女性に対する広告の開発⁸²：

危機的な状況におかれている妊婦に確実かつ適切に周知するため、2 種類の啓発キャンペーン広告が開発された⁸³。1 つ目の広告は「妊娠しているけど、誰もそのことを知っちゃだめ」というタイトルで、明白に匿名を希望する女性をターゲットとした広告となっている。2 つ目の広告では、「妊娠して大混乱」というタイトルが付けられ、匿名を明示的に希望してはいないが心理社会的カウンセリングを必要としている妊婦をカウンセリングに導くことを目的としている。2015 年以降、これらの広告を用いた啓発キャンペーンが実施され、匿名を明確に希望する女性だけでなく、妊娠相談やカウンセリングを潜在的に必要としている女性への呼びかけを強化している。

- ・ 広告キャンペーンや様々な広報活動：

内密出産法の施行以降、ポスターやスポット広告、ステッカー及びちらし等の広告媒体を用い、国内全域で広報キャンペーンが実施された。広報先としては、公共交通の空間（長距離旅行輸送や公共近距離旅客輸送の交通機関、駅やドライブイン、トラムの車内等）に加え、女性にとって安心な空間とされる女性用トイレや産婦人科医の待合室等もキャンペーンの場所として選ばれた。

⁷⁹ BMFSFJ. (2017). *Bericht der Bundesregierung zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt ergriffen wurden* (Drucksache 18/13100)

⁸⁰ BMFSFJ. (2017). *Bericht der Bundesregierung zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt ergriffen wurden* (Drucksache 18/13100)

⁸¹ BMFSFJ. "Hilfetelefon Schwangere in Not - anonym und sicher"

<http://www.bafza.de/aufgaben/hilfetelefon-schwangere-in-not.html> (2019 年 1 月 17 日)

⁸² BMFSFJ. (2017). *Bericht der Bundesregierung zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt ergriffen wurden* (Drucksache 18/13100)

⁸³ 全ての関係諸機関に内密出産法と制度についての理解を促し、現場での認知促進につなげるため、ドイツ連邦家族省は、これらのステッカーやポスター等の広告素材を関係諸機関に配布・共有した。

啓発キャンペーンに合わせ、様々な啓発行事が実施されたほか、公衆向けの連邦政府の刊行物が発刊された⁸⁴。例えば、2016年、ドイツ連邦家族省が関係諸機関に配布した雑誌「視点の変化 養子縁組」(Blickwechsel Adoption)⁸⁵では、子どもを養子に出した女性のライフヒストリーの他、養子や養親の意見をインタビュー方式で紹介している。養子に出すことが親として責任ある行為であることを示すと共に、養子縁組によって子どもと実親に生じ得た利点について示唆することで、子どもを出産後に養子に出す親への理解と偏見の除去を狙いとしている。

② 内密出産制度の評価

ドイツ連邦家族省による委託評価調査報告書(2017年)は、上述したような内密出産制度の周知活動が成果を上げ、妊娠相談・内密出産制度、特に妊娠相談所を通じた相談へのアクセスは広く認知されていると評している。全国に1,600か所以上の妊娠相談所が置かれ、支援の量及び質としても、継続性や信頼性を重視した取組がなされていると評し、関係機関の連携・ネットワークも進んでいると肯定的な評価を示している。これは連邦政府のみの見解ではなく、同評価調査(2017年)で実施されたアンケート調査によると、妊娠相談所の他、産科医院や助産師、青少年局などの関係諸機関の概ね50%~60%以上が(内密出産制度は)「きわめて肯定的」もしくは「どちらかというとな肯定的」と回答していることから、関係諸機関において内密出産制度が肯定的に受け止められていることがうかがえる。

ドイツ連邦家族省による委託評価調査報告書(2017年)及び連邦議会への報告書(2017)では、以下3点の観点で、内密出産制度の総評がなされており、以下詳述する。

なお、内密出産制度の創設の検討過程において、ドイツ青少年研究所の報告書(2011)では、匿名による子どもの委託の諸制度が嬰兒殺しの防止につながることはない結論づけている中、同評価調査における内密出産制度の評価においては、内密出産制度が匿名による子どもの委託の諸制度に与えた影響に触れている一方、内密出産制度が子どもの遺棄や嬰兒殺に与えた影響については触れていない。

i. 支援制度への橋渡し

2014年5月から2016年9月までの間、1,277人の女性が、妊娠相談所において内密出産の匿名相談を受けているが、これら1,277名のうち、内密出産の利用に至った女性は249名であり、わずか19.5%であった。

内密出産の相談をした女性には、深刻な事情に苦悩し、暴力を受けた経験または暴力に対する恐れを持つ女性も多くいたが、妊娠相談を通じ、子どもと一緒に生活や正規の養子縁組を決断した女性が41%もいた。

ドイツ連邦家族省による委託評価調査報告書(2017年)で実施されたアンケート調査によると、妊娠相談所における相談事例のうち6割は、相談プロセスの中で女性の具体的な問題を解決し、子どもと一緒に生活する上での育児支援制度や養子縁組支援制度を紹介できたと回答している。また、内密

⁸⁴ 例えば連邦健康啓発センター(BZgA)は、2015年4月から2017年3月まで、女性の健康増進のための医療協会(ÄGGF)【Ärztliche Gesellschaft zur Gesundheitsförderung der Frau】のプロジェクト「予定外の妊娠——この後どうなる？」を推進している。同プロジェクトでは、予期しない/計画しない妊娠をした若者の啓発のための学校行事が1,000件ほど実施された。

⁸⁵ BMFSFJ.(2016). Blickwechsel Adoption.

出産を最終的に選んだ女性の半数以上が、出産後も妊娠相談所と連絡を取っており、内密出産後に子どもの返還を望む女性に対して妊娠相談所が継続的に助言を提供していた事例も多くあった。これらの女性の多くは、匿名性を放棄して子どもを取り戻し、子どもと共に生きることを選択している。

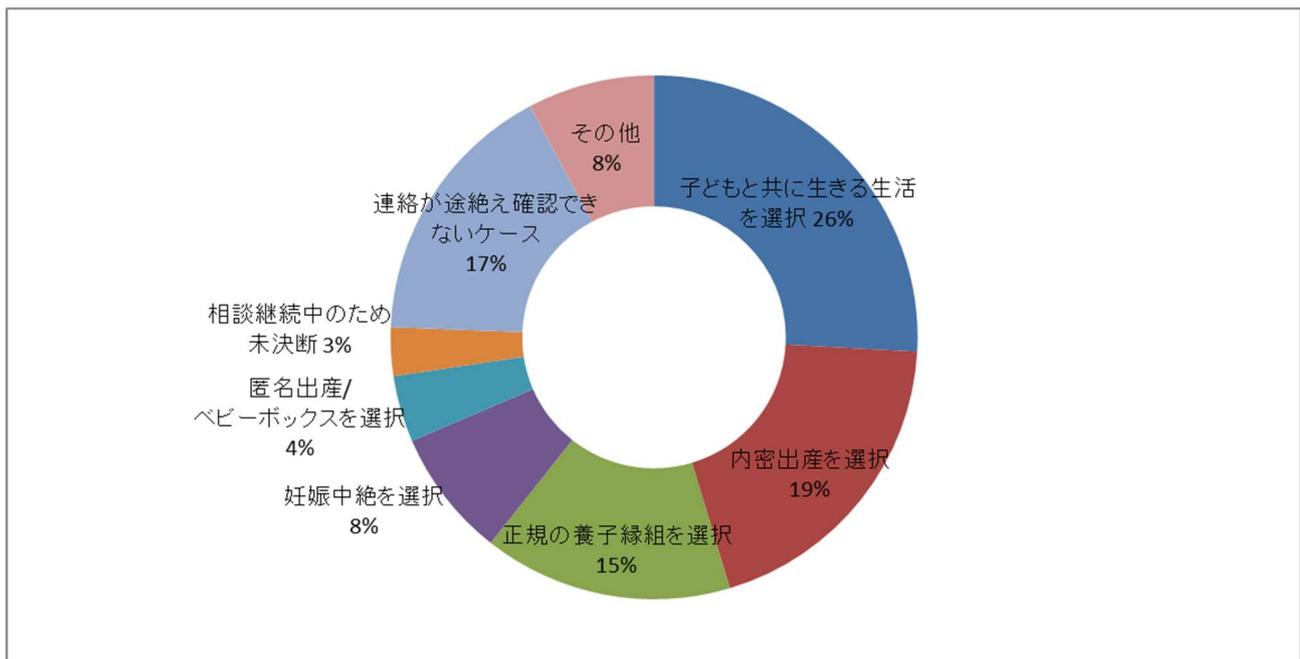
このように、様々な選択肢や支援制度への橋渡しを可能とした点で、妊娠相談と組み合わせた内密出産制度の有効性が確認できると評している。

ii. 匿名による子どもの委託の諸制度の利用数の減少

妊娠相談所で内密出産の妊娠相談に至った 1,277 人の女性が選んだ最終選択肢については、以下のとおり、内密出産の妊娠相談をした女性のうち、約 19% が実際に内密出産制度を利用しており、それ以外は、26% が子どもと共に生きる生活を選択、15% が正規養子縁組を選択、8% が妊娠中絶を選択し、4% が匿名出産もしくはベビー・ボックスに委託という結果になっている。

子どもと共に生きることを選択（26%）及び正規の養子縁組を選択した割合（15%）は、内密出産を選択した割合（15%）した割合の約 2 倍であり、匿名出産やベビー・ボックスの利用を選んだ女性はわずか 4% であった。

図表 VI-3 妊娠相談の結果についての推計値



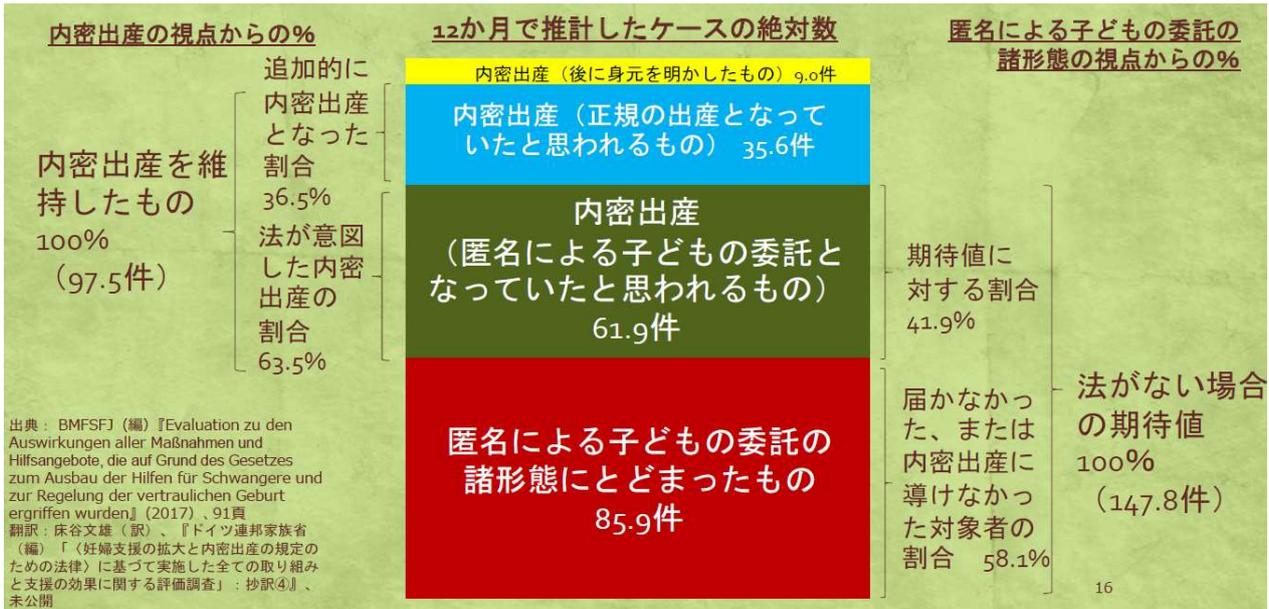
（資料）ドイツ連邦家族省（2017）『「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基づいて実施した全ての取り組みと支援の効果に関する評価調査』 p. 41

これらの結果を踏まえつつ、ドイツ連邦家族省による委託評価調査報告書（2017年）は、内密出産制度の導入が匿名による子どもの委託の諸制度の利用件数の減少に一定の効果を上げているとしている。その上で、同制度の導入が匿名による子どもの委託の諸取組にもたらした影響についての傾向分析と量的効果の推測を行い、以下の記述及び図のとおり、一定の推定値を出している⁸⁶。

⁸⁶ BMFSFJ. (2017). *Evaluation zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt ergriffen wurden.* 7.1, 91-93.

- ①内密出産制度の導入により、通常の出産から、内密出産に移行したと推定されるケース
(35.6 件：内密出産になったケースの推計値 97.5 件のうち、36.5%)
- ②匿名出産の形態から、内密出産に移行したと推定されるケース
(61.9 件：内密出産になったケースの推計値 97.5 件のうち、63.5%)
- ③内密出産制度の導入以降も、匿名による子どもの委託形態にとどまると推定されたケース
(85.9 件)

図表 VI-4 内密出産法による量的効果の推定



(資料) トビアス・バウアー (2018)「ドイツの内密出産制度に学ぶ：新しい母子救済支援の可能性を探る」p. 228 (国際シンポジウム『ドイツの内密主産制度に学ぶー新しい母子救済支援の可能性を探るー』(2018年8月22日)資料)

この推定値によると、件数としては③のケースが最も多いが、①よりも②の件数が多く、①と②を合計した内密出産の利用推定件数は、③の従来の諸形態の利用推定件数よりも多くなっている。また、内密出産制度がなければ、匿名による子どもの委託が行われたであろう総件数 (②+③) のうち、内密出産に移行したケース (②) の割合、すなわち、匿名による子どもの委託に代わる選択肢として内密出産が利用された割合は 41.9%とされる。

通常の出産になっていたと思われるものを内密出産に誘導したとして批判的に評する見方もあり得るが、従来の匿名による子どもの委託形態が利用されていたであろうものを内密出産に引き寄せ、匿名による子どもの委託の利用が減少したことは、医療的手当を受けない出産件数の減少、すなわち、母子の健康と命のリスクが減少したことを意味する。

これらの推定値を踏まえ、同委託評価調査は、内密出産制度の導入により、これまで実践されていた匿名による子どもの委託に代わる効果的な選択肢が創出されたと評している。また、床谷 (2018) は、「従来の匿名出産となるところを内密出産に引き寄せ、本制度の狙いであった母子の安全な出産と子どもの出自を知る権利の保障の観点からは評価される」と述べている。

iii. 匿名による子どもの委託の諸制度の扱い

他方、匿名による子どもの委託の諸制度が依然利用されている状況は、内密出産制度が導入されてもなお、これらの制度の利用に一定のニーズがあることを示している。16年後であっても身元を明かされるリスクを冒すことができない女性や絶対的な匿名性を希望する女性には、匿名出産制度は受け入れられず、匿名出産やベビー・ボックス、匿名での引渡しなど、匿名による子どもの委託の諸制度が選択されている。

それゆえ、内密出産制度について肯定的な評価がなされる一方、同制度を受け入れられない、または諸事情により利用できない⁸⁷女性に対する支援として、ドイツ家族連邦省は匿名による子どもの委託の諸形態（ベビー・ボックス等）を存続させていく意向を示している⁸⁸。

③ 連邦政府による今後の方針・課題等

ドイツ連邦家族省では、上述した評価報告書の結果等を踏まえつつ、内密出産制度の今後の課題として、①関係諸機関のネットワーク強化、②養子縁組に対する社会的理解と認知の向上、③特別なターゲット層への周知の強化、④出自証明書の閲覧手続きの簡素化、の4点を挙げている⁸⁹。

②については、自身の子どもを手放し養子に出す親に対するスティグマや偏見が依然残っていることから、養子縁組を前提とした内密出産を利用する女性が汚名を着せられることのないよう、国民の理解の促進を促す適切な措置の検討がなされている。また、③の特別なターゲット層としては、障害を持つ女性、難民、若い女性が具体的に例示されており、十分にアウトリーチできていないこれらのグループ層に対しては、SNS（Youtube やインスタグラム等）を活用したプロモーションの他、手話や多言語での情報提供、さらに、大企業などと連携しウェブサイトでの広告掲載など、様々なツールを用いて、妊娠相談所の存在及び内密出産制度の周知を強化していく方針を打ち出している。

また、ドイツ連邦家族省による連邦議会への報告書（2017）では、自身の葛藤を解決するために16年間という追加の時間が与えられた母親（匿名を希望した女性）が、16年以内に自身の葛藤をどの程度解決できるかは未解決の問題であると指摘している。加えて、子どもは16年後に初めて母親の身元を知り、場合によっては連絡を取ることができることとなるが、内密出産で生まれた子どもが実際にどれほど自身の出自証明書を閲覧し、実母に連絡を取ろうとするのかが明らかになるのは、早くとも2030年以降（2014年に生まれた者が16歳に達する年）であると述べている。そのため、身元の開示に際しどのようなハードルが存在し、どのような追加支援が必要とされるかは今後の重要な課題であり、内密出産で生まれた子どもの出自証明書の閲覧と実母へのコンタクトや交流をいかに支援するかという点は、今後手続を明確にする必要があると指摘している⁹⁰。

⁸⁷ 身分証明書を有していない場合など

⁸⁸ ドイツ連邦家族省（2017）『「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基づいて実施した全ての取り組みと支援の効果に関する評価調査』抄訳1, 12.

⁸⁹ 国際シンポジウム『ドイツの内密主産制度に学ぶ—新しい母子救済支援の可能性を探る—』（2018年8月22日）におけるドイツ家族連邦省担当課長の報告より

⁹⁰ BMFSFJ. (2017). *Bericht der Bundesregierung zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt ergriffen wurden* (Drucksache 18/13100)

④ 世論などの反応

有識者による批判的な考察や論点は、Ulrike Busch, Claudia Krell, Anne-Kathrin Will による「Eltern (vorerst) unbekannt: anonyme und vertrauliche Geburt in Deutschland」(2017) に様々な論著がまとめられている。同文献の編集者は、連邦家族省の委託評価調査にも携わる一方、同調査の結果を批判的に検討・分析し、批判点を提示したものである。同文献では、その前段において「(18世紀以降、匿名による子どもの委託がなされてきた時代背景と異なり) 今日では、婚外出産は子どもや母親に烙印を押すようなものではなく、社会における彼らの参加機会を狭めることも基本的にはもはやあり得ない。」と述べ、現代においても内密出産制度及び匿名による委託の取組を提供する必要性に疑義を提起している。

同文献では、以下の4つの観点で批判的な見解を示しており、主な主張は以下のとおりである⁹¹。

1) 出自を知る権利の侵害

- ・ 命を救済するために子どもから出自に関する知識を奪ってよいのか。また、内密出産で生まれた子どもについては、少なくとも16歳になるまで、もしくは閲覧に対する母親の異議申立てが認められた場合は、16歳以降も出自を知る権利を侵害してよいのか。
- ・ 匿名による子どもの委託の諸制度のみならず内密出産制度も、親に匿名を許すとともに、子どもから出自に関する知識を奪うため、現行法⁹²の規律に矛盾している。例えば、養子法では、養子が自身のライフヒストリーを知ることができるよう、養子縁組のケース記録は60年間の保存が義務付けられている。内密出産制度においても同様に、子どもの出自を知る権利を保障する上で、実親の氏名は出生証明書に記入されるべきである。

2) 需要の創出

- ・ 匿名による子どもの委託は、委託する施設や手段が存在する限り頻繁に行われてきた長い歴史があるが、枠組や条件は異なるにせよ、今日の状況にも当てはまる。
- ・ 内密出産は、(従来の)匿名による子ども委託の取組の数値に基づいて推定された想定利用数の3倍以上の利用が確認されている。また、内密出産に加え、匿名による委託の取組も存続し利用され続けているが、正確な利用数は確認できない。
- ・ 他方、嬰兒殺や子どもの遺棄の件数については状況が大きく変化しておらず、匿名性や仮名性を保障する制度を設けたところで、子どもの遺棄や嬰兒殺をする女性には手が届かないという結論が導かれる。

3) 親の扶養義務や責任

- ・ ドイツでは、親は自身の子どもに対して扶養の責任を負う(民法1601条)とされ、実子に対しては両親のいずれも配慮権(親権)と扶養義務を有する。
- ・ 内密出産制度は連邦全域で提供される公的制度となり、所定の手続において匿名で子どもを養子に出すことは、正当かつ当然の権利とさえ見える。ただ、子どもを養子に出すことに対する社会的認知が依然低い現状を鑑みれば、内密出産を含む匿名による子どもの委託の諸制度は安

⁹¹ Ulrike Busch, Claudia Krell, Anne-Kathrin Will. (2017) . *Eltern (vorerst) unbekannt: anonyme und vertrauliche Geburt in Deutschland*, Beltz Juventa, 7-14.

⁹² その他、人工授精で生まれた子どもが後に自分の血縁関係を知ることができるように、精子提供者のデータについては30年間保存することが法律で定められている。

易に黙認するものではない。

4) 基準の曖昧さ

- 子どもを手放したい者は誰でも匿名による委託の取組、または、内密出産制度を利用できるが、匿名または仮名で子どもを委託することを正当化する「危機的な状況」とは何かが明確化されておらず審査も十分にされていない。
- 妊娠相談を通じ、正規の養子縁組を行う場合、または、匿名出産や匿名による子どもの引渡しとなる場合もあるが、内密出産に関する相談支援が最終的にどれほどの頻度で代替的選択に至るのかは把握できない。
- また、黙認されている匿名による委託の取組の利用データが存在しないため、これらの取組の利用が増えているのか、正確に確認できない。内密出産が頻繁に利用された場合、または、利用されないがきめ細やかな相談援助が行われた場合、内密出産制度は「成功」と評されるのか。

他方、同文献での指摘以外は、内密出産制度や匿名による子どもの委託に関する諸制度についての調査や文献等は多く確認できない。しかし、ベビー・ボックス等に預けられた子どもが今後徐々に成人として増えることとなり、内密出産制度を含めた匿名による委託の取組についての議論が再燃してくる可能性がある。

第 VII 章 フランス

1. 概要

フランスの法律では、女性が自分の身分を明かさずに公立または民間の病院で出産することが認められている。また、匿名出産で生まれた子どもについては、父母の名前の記載がない出生証明書を作成することもできる（以下、このような匿名での出産・出生登録を「匿名出産」という。）。この場合、生物学上の母親とも父親とも親子関係が確立されず、一旦、国家等の被後見子となったうえで、養子縁組の対象となる。養子縁組成立後、女性の方から子どもに接触することはできなくなるが、子どもがのちに出自を知りたいと望んだときのために、あらかじめ出自に関する情報（生物学上の父母に関する情報、生まれた時の状況等）を残しておくことができる。

このようにフランスにおいては、妊娠を他者に知られたくない女性が自分の匿名性を保ちながら、子どもの出産・出生登録をすることが法的に可能となっている。この仕組みにより、違法な人工妊娠中絶や孤立出産、子どもの違法な遺棄等を防ぎ、母子の生命と安全を確保することができると考えられてきた。その一方で近年は、国内外における子どもの出自を知る権利に関する議論の高まりを受けて、子どもの権利保障を目的として女性の匿名性保護の程度を調整するよう、制度が修正されてきた部分もある。

また、フランスでは女性一般を対象として、誰にでもアクセス可能な周産期医療制度、出産後に女性が子どもについて適切な選択をするための相談制度、女性が自ら子どもを養育することに決めた場合の支援制度等が存在している。こうした制度のあり方も、妊娠を他者に知られたくない女性の選択に影響を与えていると思われる。

本章では、以上の一連の制度を「匿名出産制度」と呼称する。ここでは、匿名出産制度が形成された歴史的経緯、匿名出産制度の概要、同制度と関連するその他支援制度、制度の実施体制・利用状況、政府の認識、最新の世論について説明する。また、参考として、重要な法律・判例概要等も掲載する。

本章で報告する内容は、文献調査の結果に加え、現地でのインタビュー調査の結果も含んでいる。インタビュー先としては、国の機関である個人的ルーツへのアクセスに関する国家諮問委員会（CNAOP）およびパドカレ県（Pas-de-Calais）の児童社会扶助機関（ASE）を選んだ。

	CNAOP	パドカレ県 ASE
機関の基本情報	父母の身元情報が秘匿されている子どもについて、その出自に関する情報公開を所管する機関。各県において、匿名出産を希望する女性の受入態勢も展開。	フランスの北端に位置し、ベルギーと国境を接する。人口は 150 万人弱、面積は 6,671 km ² 。歴史的には、石炭や繊維など、斜陽産業の問題を抱えてきた。2016 年の匿名出産の件数は 20 件で、出産件数 10 万人あたり 117.2 件（フランスの平均は 82.4 件）。国家後見子の人数は 237 人で、未成年人口 10 万人あたり 53.9 人と国内トップ（フランスの平均は 17.8 人）。
調査実施日	2019 年 3 月 11 日	2019 年 3 月 5 日
回答者	事務局長	ASE 内の出自アクセスに関するミッションのチーフ（同県における CNAOP との連絡役も務めている）

2. 妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度をとりまく状況

(1) 法・制度の歴史的背景

フランスの匿名出産制度が保障するものとしては、①人工妊娠中絶・嬰兒殺等の防止といった生命の尊重、②出産・養育環境の整備、③女性の身体への自由や自己決定権の尊重、④子どもの出自を知る権利の尊重といったものが挙げられる。なぜこれらの側面が重視されることになったのかを理解するためには、制度が形成された歴史的背景を紐解く必要がある。

フランスでは19世紀以前、回転籠というベビー・ボックス型システムが存在していた。しかしこれは20世紀初めに廃止され、かわりに医療機関における匿名出産制度が拡充されていく。20世紀において、匿名出産制度は避妊・人工妊娠中絶への政策と関連しながら、匿名性保護の強化が進められた。しかし1990年代以降、子どもの出自を知る権利が重要視されるようになると、女性の匿名性保護の側面は修正を迫られていった。

以下では、フランスで匿名出産制度が形成された歴史的経緯を、下図の①～④の四つの時間軸に分けて、時系列で整理する。

図表 VII-1 匿名出産制度が形成された歴史的背景

	①	②	③	④
匿名出産制度の背景にある考え方	生命の尊重(人工妊娠中絶・嬰兒殺等の防止)			
	出産の尊重(出産・養育環境の整備)		女性の身体への自由や自己決定権の尊重	
国内外の大きな出来事	1789-1799 フランス革命	1914-1918 第一次世界大戦	1940-1944 ドイツ占領(ヴァイン政権)	1990 児童の権利条約に批准
周産期医療	1810 中絶が刑法上の犯罪に	1920 避妊宣伝・墮胎取締法	1941 匿名かつ無償での周産期医療を法律で規定	1975 ヴェイユ法(人工妊娠中絶合法化) 2017 周産期医療の第三者支払いシステム開始 ※第3節で解説
女性の匿名性保護	1793 匿名出産が公的に認められる	1811 全県に回転籠を設置	1904 回転籠を廃止	1993 民法に匿名出産を規定 2003 フランスの匿名出産制度は欧州人権条約に違反しないとするECHR判決
子どもの権利				2002 CNAOP創設

注：2(1)で整理した内容をもとに事務局で作成

① 古くからの伝統（～19世紀）

フランスにおいては、人工妊娠中絶や嬰兒殺の防止を目的として、妊娠を他者に知られたくない女性のための法制度・取組が古くから存在していた。さらに19世紀後半以降、戦争や衛生観念の変化を背景に、人口減対策の一環として出産を尊重する風潮が高まると、医療従事者等のエリート層を中心に、子どもの手放しを防ぐ施策の必要性が強調されるようになった¹。

古くは16世紀、フランスの孤児院・修道院には回転籠（tours）が設置されていたといわれる²。回転籠とは、建物の外壁に設置された箱に子どもを入れると、箱が回転して孤児院・修道院の中に子どもを運び入れる設備である。1780年ごろには250もの回転籠が設置されていたといわれ³、さらに1811年、皇帝ナポレオン1世は回転籠の設置を全県の養育院に義務付けたという。

また、医療機関において匿名で子どもを出産する制度も古くから存在しており、17世紀前半には、制度の原型が創設されたといわれる⁴。1792年、出生登録制度が成立し、翌年には1793年6月23日デクレ⁵により、匿名出産が公的に認められることとなった。1844年には、産科医・助産師に対し、匿名での出産を希望した女性の名前を秘匿することが義務付けられ⁶、出産する女性の匿名性保護が徹底されていった。

このように、17世紀から19世紀前半にかけては、孤児院・修道院での回転籠と医療機関での匿名出産制度が併存している状況であった。しかし、回転籠については、親の責任を容易に免れさせ、公に責任を転嫁するものという批判があったこと⁷、また、危機的状況で妊娠・出産する女性のケアができていなかったこと⁸などから、匿名出産制度が普及するにつれ徐々に廃止されていった。1860年に最後の回転籠が閉鎖されたのち、1904年6月27日法により回転籠は正式に廃止され、その代わりとして、産院に常設遺棄事務所が設置されるようになった。

常設遺棄事務所の職員は、子どもの遺棄を希望する女性に対し、遺棄しない場合に受けられる財政援助についての説明を行うことが義務づけられており、また、女性は子どもを遺棄したとしても、子どもの最善の利益に反しないこと等の条件を満たせば、後で子どもの返還を求めることも可能であった⁹。なお、現在の匿名出産制度においても、匿名出産制度の利用を希望する女性は、自ら養育する場合に受けられる支援について必ず説明を受ける仕組みとなっているほか、一定期間内であれば子ども

¹ Lefaucheur, N. (2004). The French “tradition” of anonymous birth: the lines of argument, *International Journal of Law, Policy and the Family*, 18(3), 319-342.

² 西希代子 (2001) 「母子関係成立に関する一考察：フランスにおける匿名出産を手がかりとして」『本郷法政紀要』10, 397-431.

³ Wiesner-Berg, S. (2009). *Anonyme Kindesabgabe in Deutschland und der Schweiz*, Nomos: 435.

⁴ 柿本佳美 (2017) 「フランスにおける身体への自由としての人工妊娠中絶と社会的公正」『アジア・ジェンダー文化学研究』(1), 51-60.

⁵ デクレ (décret) とは、大統領または首相による、一般的または個別的効力を有する執行行為であり、「政令」とも訳される。

⁶ Lefaucheur, N. (2004). The French “tradition” of anonymous birth: the lines of argument, *International Journal of Law, Policy and the Family*, 18(3), 319-342.

⁷ 床谷文雄 (2003) 「匿名出産と Babyklappen：生への権利と出自を知る権利」『阪大法学』53 (3-4), 173-197.

⁸ 柿本佳美 (2008) 「子どもへの権利」は「子どもの権利」に優越するか：フランスにおける「自分のルーツを知る権利」『医療・生命と倫理・社会』7, 86-98.

⁹ Lefaucheur, N. (2004). The French “tradition” of anonymous birth: the lines of argument, *International Journal of Law, Policy and the Family*, 18(3), 319-342.

の返還を求めることも可能であるため、常設遺棄事務所における匿名出産の運用は、現在の匿名出産制度の仕組みに通じるところがあったといえよう。

② 避妊・人工妊娠中絶の取締りと匿名出産制度の整備（20世紀前半）

フランスの匿名出産制度の歴史は、避妊・人工妊娠中絶の歴史とも密接に関連している。

フランスでは従前より、キリスト教的価値観から人工妊娠中絶をよしとしない風土があったが、1810年刑法により、人工妊娠中絶は刑法上の犯罪となった。さらに20世紀前半になると、人口政策的な理由からも、人工妊娠中絶の取締りは一層厳しくなった。フランスでは、19世紀後半から出生率の低下が問題視されていたのだが、第一次世界大戦（1914年～1918年）により生産年齢人口が激減したことを受けて、ますます出生数の向上が課題として認識されるようになった。

そして政府は1920年、「避妊宣伝・墮胎取締法（Loi du 31 juillet 1920 réprimant la procreation à l'avortement et à la propagande anticonceptionnelle）」を制定した¹⁰。この法律は人口を増加させることが主眼であり、人工妊娠中絶を勧めるような広告、墮胎薬・器具の提供、避妊に関する情報や製品の販売などが禁止されていた¹¹。さらに1942年、人工妊娠中絶は国家に対する反逆罪とされた。

このように避妊・人工妊娠中絶の取締りを行う一方、政府は匿名で出産される子どもの保護にも力を入れた。1922年に医学アカデミーが未婚の妊婦・育児中の母を無償で受け入れる施設「母の家（maisons maternelles）」を推進し始めたことを受けて、政府は1939年、家族法改正において人工妊娠中絶を厳罰化するとともに、「母の家」を全県に設置することを義務化した。また、ヴィシー政権下で制定された1941年9月2日法第1条では、全ての女性は公的医療施設において、分娩前後の期間、身元を明らかにすることなしに、無料で医療を受けられることを正式に認めた。これは、戦時下で思わぬ妊娠にさらされた女性のための救済手段として設けられたものであり、現在の匿名出産制度の始まりであった¹²。

③ 避妊・人工妊娠中絶の合法化と匿名出産（1950年代～1970年代）

1950年代になると、避妊・人工妊娠中絶合法化の流れが起こり、このことが匿名出産制度の利用減少の一因となった。

1955年、産婦人科医のマリー＝アンドレ・ラグルーア・ウェイユ・アレ（Marie-Andrée Lagroua Weill-Hallé）が、道徳・政治学アカデミーにおいて、避妊を禁止する避妊宣伝・墮胎取締法の廃止を訴えた¹³。また、1956年、プロテスタントの改革教会派のメンバーを中心に「幸福なる母性（la Maternité heureuse）」という団体が結成され、産児調整の合法化を目指し活動を行った¹⁴。

¹⁰ 柿本佳美（2017）「フランスにおける身体への自由としての人工妊娠中絶と社会的公正」『アジア・ジェンダー文化研究』1, 51-60.

¹¹ 相澤伸依（2014）「フランス社会における避妊：1955年から1960年」『東京経済大学人文自然科学論集』135, 157-164.

¹² 柿本佳美（2008）「子どもへの権利」は「子どもの権利」に優越するか：フランスにおける「自分のルーツを知る権利」『医療・生命と倫理・社会』7, 86-98.

¹³ 相澤伸依（2014）「フランス社会における避妊：1955年から1960年」『東京経済大学人文自然科学論集』135, 157-164.

¹⁴ 柿本佳美（2017）「フランスにおける身体への自由としての人工妊娠中絶と社会的公正」『アジア・ジェンダー文化研究』1, 51-60.

これらの動きがメディアの注目を集めると、フランス国内では産児調整に関する議論が盛んになったが、この過程で、避妊宣伝・墮胎取締法が非合法で不衛生な避妊・人工妊娠中絶を誘発していることが知られるようになり、女性の身体への自由や生殖における自己決定権が強調されるようになる¹⁵。そして1975年にヴェイユ法（人工妊娠中絶に関する1975年1月17日付法律第75-17号）が成立し、人工妊娠中絶が合法化されると、匿名で出産される子どもの数は大幅に減少していった。1960年代には年間2,000人であったのが、1970年代から2000年代初めにかけては、年間600～700人にまで減少した¹⁶。

同じころ、匿名出産制度に関しても、その仕組みの整備が進められていった。1953年11月29日のデクレで匿名出産の保護に関する詳細規定が設けられると、同規定は1959年、家族社会扶助法典（Code de la famille et de l'aide sociale）¹⁷に組み込まれた。さらに、1974年1月14日のデクレで、匿名出産を希望する女性については、身元を証明する書類が不要であることや、あらゆる調査を禁止することが定められた。

また、匿名で出産された後に養親家庭に入った子どもについて、生物学上の親と養親との間の事後トラブルを防ぐ観点から、1966年に養子縁組について法改正があった。これにより、養親による子どもの引取りから3か月を経過すると、生物学上の親がその子どもを引き取ることはできなくなった。

このように、周産期医療へのアクセサビリティの向上とともに、匿名で生まれる子どもの数が減少していく中で、匿名出産制度については、女性の匿名性と養親の権利の保護が強化されていった。

④ 女性の権利と子どもの権利の調整（1980年代～現在）

i. 1993年法律による母の匿名性保護の強化

1989年、国連総会において「児童の権利に関する条約」が採択され、フランスも1990年8月に批准した。これを受けて、国内の家族法を同条約に適合させる観点から、1993年法が立法された。1993年法律の内容は多岐にわたるが、その一つとして民法（Code civil）に匿名出産が規定されることとなった。

1993年法律の全体の立法趣旨は、当時の社会実態や児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、母子関係・父子関係の定立を容易にすることであった。しかし、母子関係定立に関しては、特に、匿名出産を訴訟不受理事由とするか否か（匿名出産で生まれた子どもについて、母子関係捜索の訴え、すなわち母親に対する強制認知ができないこととするか否か）をめぐって、議会内で議論が対立した。

西（2001）によれば、匿名出産を訴訟不受理事由とすべきという見解の根拠には、まず、嬰兒殺の防止、児童虐待・育児放棄の予防といった伝統的な理由があった。しかし、匿名出産と嬰兒殺等の因果関係は実証されていないこと、婚外子に対する社会の見方は変化していることから、伝統的な理由付けには批判もあった。すると、このような批判に対しては、新しい理由付けによる反論も行われた。反論の有力な根拠の一つとして援用されたのが、児童精神科医のキャサリン・ボネ（Catherine Bonnet）による、匿名出産を希望する女性に関する心理学研究である。ボネは、1990年に出版した書籍“Geste

¹⁵ 柿本佳美（2017）「フランスにおける身体への自由としての人工妊娠中絶と社会的公正」『アジア・ジェンダー文化研究』1, 51-60.

¹⁶ Observatoire National de la Protection de l'Enfance (ONPE). (2016). *Enfants en (risque de) danger, enfants protégés : quelles données chiffrées ?*, p.93

¹⁷ 1956年制定。2000年に現行の「社会活動及び家族法典」に改められた。

d'amour, l'accouchement sous X”（「愛のジェスチャー、Xの子」）において、子ども時代に虐待を受けた女性は、そのトラウマから自分自身も子どもを虐待してしまいかねないことを恐れ、子どもが養親などの他者によって愛情を与えられるよう、愛情行為として匿名出産を選択するのだと主張している。このほか、女性の自己決定権、人工生殖におけるドナーの匿名性とのバランスも、匿名出産を訴訟不受理事由とすべき根拠とされた。

一方、反対派は、匿名出産を訴訟不受理事由とする場合、児童の権利に関する条約が保障する子どもの出自を知る権利が保障されないとして、反対した。また反対派は、性別による差別についての指摘もしている。すなわち、父親に対する強制認知は可能であり、父親はその意思にかかわらず父子関係を定立されるのに対し、母親はその意思により母子関係の定立を回避できるとすれば、これは性別による差別であるとして問題視した¹⁸。

しかし、約1年の審議の末、母子関係の搜索は匿名出産の場合を除いて認められる旨、民法に明記されることとなった（旧第341条第1項）。言い換えれば、匿名出産の場合は、母子関係の搜索が認められず、子どもは母親に対する強制認知ができないこととなった。

その後、父親が父子関係の搜索を免れないこととの不均衡について、欧州人権裁判所から性別による差別との批判を受ける恐れがあったため、2009年オルドナンスにより、匿名出産の場合でも母子関係の搜索の訴えを認めることとなった。しかし実際には、匿名出産の場合、母子関係搜索の訴えによって母子関係が確立されるのは困難だと思われる¹⁹。

ii. 出自を知る権利を求める動き

1984年、常設遺棄事務所が廃止された。それ以降2002年法の成立までの間、匿名出産で生まれた子どもについては、母親が自ら情報を残すこともできたが、これを規定する明確な法制度は存在していなかった。現場の助産師らによる可能な範囲での情報収集等も行われたものの、この時代に匿名出産で生まれた子どもについては、出自に関する情報が乏しいケースが多かった。こうした状況が、フランスにおける自己の出自へのアクセスを求める運動につながったものと思われる。

1978年、行政の保有する個人情報へのアクセスが法律上認められたことを契機とし、国家後見子の出自を知る権利に関する組織（Droit des pupilles de l'Etat à leurs origines : DEPO）が結成された。また、1995年、出自を知る権利のための行動連絡組織（Coordination des Actions pour le Droit a la connaissance des Origines: CADCO）が結成され、匿名出産制度に反対する公開集会を定期的に実施するなどのキャンペーンを行った。

こうした動きを受け、1996年法により、母親は、非識別情報を残すことができること、また匿名出産後に身元の秘密を解除できることの2つが、法的に明文化された。

さらに2002年1月22日、養子及び国家後見子の出自へのアクセスに関する法律（通称ロワイヤル法 : loi Royal）が成立し、個人的ルーツへのアクセスに関する国家諮問委員会（Conseil National pour l'Accès aux Origines Personnelles: CNAOP）が創設された。これにより、匿名出産で出生した子どもはCNAOPを通じて、自己の出生した状況に関する情報の開示を求めることができるようになった。

¹⁸ 西希代子（2001）「母子関係成立に関する一考察：フランスにおける匿名出産を手がかりとして」『本郷法政紀要』10, 397-431.

¹⁹ 田中通裕（2013）「＜研究ノート＞注釈・フランス家族法（10）」『法と政治』64(2), 486-469.

ただし、情報開示には母親の同意が必要であるなど、母親の意思が尊重される仕組みとなっている（詳細は第3節(1)を参照）²⁰。

匿名出産で生まれた子どもの出自を知る権利については、条約との適合性が争われたこともある。1998年3月12日、フランスの匿名出産で生まれた女性が欧州人権裁判所（ECHR）に申立てを行ったが、2003年の大法廷判決において、匿名出産を認めるフランス法は欧州人権条約第8条に違反しないとの判断がなされた（*Odievre v France* (42326/98)）²¹。なお、大法廷での裁判官意見は10対7に分かれていたことから、条約違反であるとする見解も多かったと言える。

また、児童の権利に関する条約との関係でも問題になることがあり、2009年²²及び2016年²³には、国連子どもの権利委員会から、フランスの匿名出産制度が同条約第7条を遵守できていないとして勧告を受けた²⁴。このように、近年は、匿名での出産を希望する女性と子どもの出自を知る権利とをいかに調整するかが課題となっている。

(2) 主要なステークホルダー

(1)で説明したとおり、現在の匿名出産制度は直接的には、1993年の民法改正により始まったものである。また、子どもの権利との調整については、2002年のロワイヤル法が重要である。ここでは、二つの法が制定された当時のステークホルダーについてまとめる。

Freeman と Margaria（2012）によれば、1990年代以降のフランスにおける匿名出産制度の支持層には主に、母子の生命の保護を重んじるグループ、女性の権利を擁護するフェミニスト・グループ、生物学上の親子関係や出自の重視に否定的な立場をとる新社会学派グループなどがあつた²⁵。特にフェミニスト・グループについては、女性には母親という役割を拒否または逃避する権利があるという考え方のもと、匿名出産を人工妊娠中絶の権利の延長として位置付けることもあり、このような層が比較的大きな影響力を有する点は、フランスの特徴の一つと思われる。

2002年のロワイヤル法では、匿名出産制度が維持されるとともに、子どもに身元情報を残すかどうか、また子どもから出自情報へのアクセス請求があつた場合に身元の秘密解除をするかどうかについて、母親の意思が尊重されることとなった。これらの点をめぐり、同法の制定過程においては、次のようなステークホルダーがそれぞれ賛成・反対の立場を示していた。

賛成派は、「家族計画推進運動（*Mouvement français pour le Planning Familial*）」、「連帯する女性（*Femmes Solidaires*）」など、女性の権利擁護団体を中心としていた。他方、反対派には、匿名出産で生まれた子どもの団体である「出自を知る権利のための行動連絡組織（*CADCO*）」、国家被後見子の団体、養親と成人した養子の団体「子どもと養親家庭（*Enfance et Famille d'Adoption* : EFA）」

²⁰ なお、同法成立以前は、母親のみならず、父親も身元の秘匿を求めることができた（CNAOP 事務局長へのインタビュー（2019年3月11日実施）より）

²¹ 詳細は(4)①を参照

²² 国連児童の権利に関する条約。“*Concluding Observations of the Committee on the Rights of the Child : France*”, パラ 43, U.N. doc. CRC/C/FRA/CO/4 (June 22, 2009)

²³ 国連児童の権利に関する条約。“*Concluding Observations of the Committee on the Rights of the Child : France*”, パラ 33, U.N. doc. CRC/C/FRA/CO/5 (February 23, 2016)

²⁴ 詳細は(4)②を参照

²⁵ Freeman, M., & Margaria, A. (2012). Who and what is a mother? *Maternity, responsibility and liberty. Theoretical Inquiries in Law*, 13(1), 153-178.

などがあった。特に CADCO は、同法により強く反対する立場であった²⁶。

(3) フランス民法における母子関係

フランスが母親を匿名とする出生登録を認めている背景の一つとして、そもそもフランス民法において、母子関係の認定に認知主義がとられていることが挙げられる。

日本やドイツ、イギリスにおいては、原則として分娩の事実により母子関係を認定される（分娩主義）のに対し、フランスは分娩主義をとっていない。フランスの母子関係確立については、「身分占有」の考え方がとられており、母子関係が存在していることを示す十分な事実があり、家族や隣人、行政機関から親子と認められている（身分証明書・旅券の交付など）ことをもって、母子関係が認められる（民法第 311 の 1 条）。また、身分占有が認められない場合には、母親が子どもを認知することにより、母子関係が確立される（同第 316 条第 1 項）。

なお、子どもの出生証書に母親として表示されている者が母親とされるが（同第 311 条の 25）、母の身元を明らかにしない出生登録も可能である。このように、フランス民法が「認知主義」をとっていたことが、実質的に母性の秘密（*secret de la maternite*）を守る権利につながり、匿名出産の法制度化を容易にしたと考えられる²⁷。

(4) 匿名出産をめぐる判例、国連勧告等

フランスの匿名出産をめぐるのは、特に子どもの出自を知る権利との関連で、国内外における議論の対象となってきた。ここでは、匿名出産制度に関連する条約や国際裁判所判例、フランス国内の国家倫理委員会意見書について紹介する。

① 欧州人権条約第 8 条・第 14 条

フランスは欧州人権条約の加盟国であり同条約は法的拘束力を有する。

i. 出自を知る権利の根拠

1989 年の欧州人権裁判所判決（*Gaskin v the United Kingdom*, ECHR.(10454/83)[1989]）では、欧州人権条約第 8 条を根拠とし、個人は、自らの私生活及び家庭生活に関する情報へのアクセスを求める利益（自己開示請求権）を有するものとされた。

ii. 匿名出産制度の条約第 8 条への適合性

1998 年、匿名出産によりフランスで生まれた女性が、実父母に関する情報へのアクセスを保障しないフランスの匿名出産制度は欧州人権条約第 8 条及び第 14 条に違反するとして、欧州人権裁判所に申立てを行った。2003 年、同裁判所は同 2 条について、自己の出自に関する情報へのアクセスを求める利益の根拠であると解しながらも、匿名出産制度自体は同 2 条に違反しないと判示した（*Odievre v France* (42326/98)[2003]）。

²⁶ CNAOP 事務局長へのインタビュー（2019 年 3 月 11 日実施）より

²⁷ 床谷文雄（2003）「匿名出産と Babyklappen：生への権利と出自を知る権利」『阪大法学』53（3-4），173-197.

<参考1> Odievre v France (42326/98)[2003]と Godelli v Italy (33783/09)[2013]

欧州人権裁判所は、フランスの匿名出産制度については、関係者（母親や子ども）の利益調整を十分行っていることから、欧州人権条約に違反しないと判示したのに対し、イタリアの匿名出産制度については、関係者の利益較量をできておらず、同条約に違反すると判示した。

Odievre v France (42326/98)[2003] ²⁸	Godelli v Italy (33783/09)[2013]
<p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申立人 (Pascale Odievre) は、1965年3月23日にフランスで匿名出産により生まれた女性であった。彼女は国家後見子とされた後、1969年1月10日に完全養子となった。 ・1990年12月、彼女は児童福祉当局に対し自己の実親に関する情報を求めたが、実親を特定できない情報（遺棄された時の実父母の生活状況や身体的特徴など）しか得ることができなかった。 ・1998年1月27日、申立人はパリ大審裁判所に対し、自己の出生に関連するあらゆる書類の提供を求める申立てを行った。しかし裁判所は、情報開示を当局に命じる命令を得る請求については、行政裁判所に対して行うべきであるし、また、このような命令は1993年1月8日法に違反するとして、同申立てを却下した。 ・そこで申立人は1998年3月12日、欧州人権裁判所に対し、フランス法が欧州人権条約違反であるとして申立てを行った。 	<p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申立人 (Anita Godelli) は、1943年3月28日、イタリアのトリエステにおいて、匿名出産により生まれた。出生記録には、母親が名前を明かすことに同意しなかった旨が記録されていた。申立人は孤児院を経て、1949年10月10日に Godelli 家の養子となった。 ・2006年、申立人はトリエステ登録所に対し、自己の出自に関する情報の開示を要求したところ、登録所は、母親の名前のない出生証明書を開示した。 ・2007年3月19日、申立人はトリエステ市裁判所に出生証明書の訂正を求めたが、市裁判所は、申立人が25歳を超えていることから、このような請求は家庭裁判所に対して行うべきであるとして却下した。 ・2007年6月5日、申立人はトリエステ家庭裁判所に対し申立てを行ったが、2008年6月11日、家庭裁判所は、申立人の母親が出産当時、身元の開示に同意していなかったことを理由に、申立人は情報へのアクセスができないと判示した。 ・申立人は控訴院に控訴したが、2008年12月23日、申立ては棄却された。 ・申立人は2009年6月16日、欧州人権裁判所に対し、イタリア法が欧州人権条約違反であるとして、申立てを行った。
<p>【法廷意見（多数意見）】</p> <p>※裁判官の見解は10対7に分かれた。</p> <p>●条約第8条の解釈</p>	<p>【法廷意見（多数意見）】</p> <p>※裁判官の見解は6対1に分かれた。</p> <p>●条約第8条の解釈</p>

²⁸ なお、Odievre v France については、床谷文雄（2003）「匿名出産と Babyklappen：生への権利と出自を知る権利」『阪大法学』53（3-4），173-197. にも詳説がある。

- ・子どもが出自を知る権利は、欧州人権条約第8条の保障する「私生活の尊重」の一部である。
- ・「私生活の尊重」を実現するための具体的な手段は条約加盟国の裁量に任されるが、裁量の範囲は、対象となる権利利益の性質によって異なる。アイデンティティに関する権利(出自を知る権利を含む)の場合は、私生活の概念の中核をなすものであるから、対立する利益との較量を厳格に行う必要がある。

●利益較量について

- ・フランスの2002年1月22日法は、匿名出産制度の利用を希望する女性に対し、生活補助制度等の説明を通じて子どもの引取りを促すことや、子どもを手放す場合であっても、なるべく子どもの出自に関する情報を残すよう促すことを奨励している。またフランスは、子どもがのちに出自に関する情報を知るための仲介機関として、国家機関であるCNAOPを創設した。CNAOPは母親の同意がなければ情報を開示できないのであるが、それでもなお、子どもに対し、出自に関する情報へのアクセスの可能性を与えている。
- ・フランス法が女性の匿名性を確保しているのは、女性が適切な医療環境で出産すること及び母子の健康を確保するためであり、これは重大な利益である。

●結論

- ・この問題の複雑性にかんがみると、フランス法による関係者の利益調整は、加盟国の裁量の範囲を超えるものではない。
- ・フランス法は、母子の健康の保護や、人工妊娠中絶、特に違法な人工妊娠中絶を防ぎ、適切な手続を踏まない子どもの遺棄を防ぐことを目的としており、人権条約が保

- ・子どもが出自を知る権利は、欧州人権条約第8条の保障する「私生活の尊重」の一部である。
- ・「私生活の尊重」を実現するための具体的な手段は条約加盟国の裁量に任されるが、裁量の範囲は、対象となる権利利益の性質によって異なる。アイデンティティに関する権利(出自を知る権利を含む)の場合は、私生活の概念の中核をなすものであるから、対立する利益との較量を厳格に行う必要がある。

●利益較量について

- ・Odievre v France (42326/98)と異なり、本事案では、申立人は生物学上の家族に関する情報へのアクセスを認められていない。申立人の出自に関する情報の請求は、対立利益との較量が行われることも、補償の見込みもないまま、完全かつ永久に拒否されたことになる。
- ・フランスでは、2002年1月22日法により、匿名出産で生まれた子どもについて、のちに出自に関する情報にアクセスすることや、母親の身元情報の開示を請求することなどが可能な仕組みが確保されている。一方イタリアでは、2008年に出自へのアクセスに関する法律案が議会に提出されたものの、現時点では成立していない。

●結論

- ・イタリア法は、対立する権利・利益間の比較考量をしようとしておらず、このような国内法は、加盟国に認められるべき裁量の範囲を超えている。

障するより高い価値である生命を尊重する権利 (Right to respect for life) を追求している。	
--	--

iii. その他 (子どもの返還申立てが可能な期間について)

フランスの匿名出産制度では、女性は子どもについて、父母の名前を記載しなかった出生登録から2か月以内であれば、返還の申立てができることとされている。2007年の欧州人権裁判所判決では、2か月というのは女性が自己の選択を顧みるのに十分な期間であり、既に養親家庭に託置された子どもについては、養親家庭での安定的な関係を継続することが子どもにとっての利益であるから、生物学上の母親による制限期間経過後の返還申立ては認められない旨示された (Kearns v France (35991/04)[2008])。

<参考2> Kearns v France(35991/04)[2008]

【経緯】

- ・申立人 Karen Kearns は、1966年にアイルランドで生まれたアイルランド在住の女性であり、2002年2月18日フランスにおいて、当時婚姻関係にあった男性とは別の男性との子どもを出産した。彼女は匿名での出産を希望し、同月19日、子どもをフランスの国家被後見人とすること、また、養子縁組させることについて同意した。
- ・匿名による子どもの出生登録をする際、ソーシャル・サービスの担当者から申立人に対し、子どもを当局に引渡後2か月を経過すると返還請求ができなくなることを含め、出生登録の条件や法的効果について、英語による説明が行われた。2002年5月7日、子どもは養親家庭に託置された。
- ・それから2か月が経過後、子どもの生物学上の父親が、アイルランド国内の裁判所に対し子どもの認知の訴えを提起した。これを受けて、申立人は2002年7月25日及び26日、子どもを出産した病院及び国のソーシャル・サービスに赴き、子どもの返還請求を行った。しかし、既に返還請求のできる期間を経過していたため、請求は却下された。
- ・申立人は、自らが2002年2月19日に行った同意について、家族からの圧力によるものであったこと、また、匿名による子どもの出生登録がもたらす効果について十分に理解していなかったことを理由に、無効であるとして、リール大審裁判所に対して訴訟を提起した。
- ・2002年10月31日、大審裁判所は当該申立てを棄却した。
- ・2003年9月22日、ドゥエー控訴院は、申立人がアイルランド国籍でありフランス語を話さないことから、フランス法における匿名による子どもの出生登録の効果について理解できる状況になかったとして、原審を破棄自判した。
- ・2004年4月6日、破棄院はこの控訴院の判決を無効として破棄した。
- ・2004年6月17日、養親と子どもの完全養子縁組の判決があった。
- ・申立人は2004年10月6日、子どもの返還を求められる期間を2か月に制限するフランス法は欧州人権条約違反であり、また、匿名による子どもの出生登録がもたらす効果について十分な説明を受けなかったとして、欧州人権裁判所に訴訟を提起した。

【法廷意見（多数意見）】

- ・養子縁組への同意の撤回が認められる期間の設定などについては、加盟国に裁量が認められているのであり、各国内における公共の利益と個人の利益とのバランスを考慮して定められるべきである。
- ・生物学上の母親の利益、子どもの利益、養親家庭の利益、公共の利益を較量すれば、最も優先されるべきは子どもの最善の利益である。最新の児童福祉の研究成果によれば、子どもにとっての利益とは、新しい家庭内での安定した感情関係を早期に確立することである。
- ・本事案については、彼女が当時 36 歳と年齢的に成熟していたことなどから、2 か月という期間は自己の選択を考え直すのに十分な時間であったと考えられる。
- ・以上の状況を勘案すると、子の返還について 2 か月間という期間を設定しているフランス法は、関係者の利益間の適切なバランスをとったものである。

② 児童の権利に関する条約第 7 条

国連児童の権利に関する条約については、条文上明確な規定はないものの、国連子どもの権利委員会の見解によれば、第 7 条が出自を知る権利の根拠として解釈されている²⁹。

フランスは、1990 年 8 月に同条約に批准した。1993 年 3 月、破毀院は、同条約が国内法として直接適用されることはない旨判示したが³⁰、同条約は(1)で述べたように、匿名出産をめぐるフランス国内法の改正過程に大きな影響を与えてきた。また、フランスは 2009 年及び 2016 年、同条約委員会から、匿名出産制度について、同条約第 7 条を遵守できていないとして勧告を受けている。同勧告は法的拘束力を持つものではないが、勧告を受けた条約加盟国は、その内容を十分に検討のうえ、適切に対処することが求められる。

<参考 3> 児童の権利に関する条約委員会勧告（抜粋）（事務局翻訳）

■ 児童の権利に関する条約 第 4 回政府報告審査結果（CRC/C/FRA/CO/4 22 June 2009）

44 委員会は、条約第 7 条に正式に記されているとおり、また、非差別（第 2 条）と子どもの最善の利益（第 3 条）の原則に基づき、子どもが生物学上の親及び兄弟を知る権利を完全に実施するためのあらゆる適切な措置をとるよう、フランスに対する前回勧告を繰り返す。委員会はまた、フランス当局に対し、新たな調査を適時に受けることを保証するよう勧告する。

■ 児童の権利に関する条約 第 5 回政府報告審査結果（CRC/C/FRA/CO/5 23 February 2016）

33 委員会は、子どもが生物学上の親及び兄弟を知る権利を完全に実施するためのあらゆる適切な措置をとるよう、フランスに対する前回勧告を繰り返すとともに、フランスに対し、子どもが可能な限り、また適時に自分の親を知ることができるよう、親に関する全ての情報が登録・記録されるために必要な措置を採るよう強く要請する（CRC/C/FRA/CO/4 及び訂正版

²⁹ Fortin, J. (2011) . Children' s Right to Know Their Origins - Too Far, Too Fast?. *Child and Family Law Quarterly*, 21(3), 336-355.

³⁰ 西希代子（2001）「母子関係成立に関する一考察：フランスにおける匿名出産を手がかりとして」『本郷法政紀要』10, 397-431.

44 段落を参照)。また委員会は、フランス当局に対し、生物学上の母が自己の身分情報を開示するに当たっての同意要件についても、廃止を検討するよう、また、親たちが匿名出産を選択する根本的な原因に対処する努力を増やすよう勧告する。

③ 国内判決

フランスの憲法評議会は、ロワイヤル法について、「母子の健康の保護という憲法の定める原則を尊重している」として、合憲判決を出した（2012 年提訴）。その他の事案でも、同法の違法性を指摘する判決はない³¹。

④ その他（拘束力のないもの）

2005 年の国家倫理諮問委員会（CCNE）による意見書第 90 号「ルーツ情報へのアクセスと親子関係の匿名性及び秘匿」³²（p.23）は、匿名出産制度の利用に関し、「将来母親となる女性に対し、妊娠中及び出産後によりよい心理的支援を行うことを通じて、匿名出産の利用を抑えることが望ましい。」と述べている。

また、出自を知る権利に関して、同意見書（p.26）は、匿名出産や生殖補助医療で生まれた子どもについて、次のように述べている。

「親子関係、性、生殖を切り離すことができるようになったことにより、子どもの利益が揺らいでいることは確かである。「親のプロジェクト」が優先され、「親のプロジェクト」にのみ都合がよいように子どもの立場が収奪されてしまっているように思われる。（中略）重要なことは、子どもを、またあるいは大人になったその子どもを、自分の出自を探し求める企ての中に一人放置しないことであり、意識的で、積極的に問題に関わろうとする豊かな人間関係の中にその子どもを組み込むことである。」

³¹ CNAOP 事務局長へのインタビュー（2019 年 3 月 11 日実施）より

³² Comité Consultatif National d’Ethique. <https://www.ccne-ethique.fr/sites/default/files/publications/avis090.pdf>（2019 年 2 月 20 日）

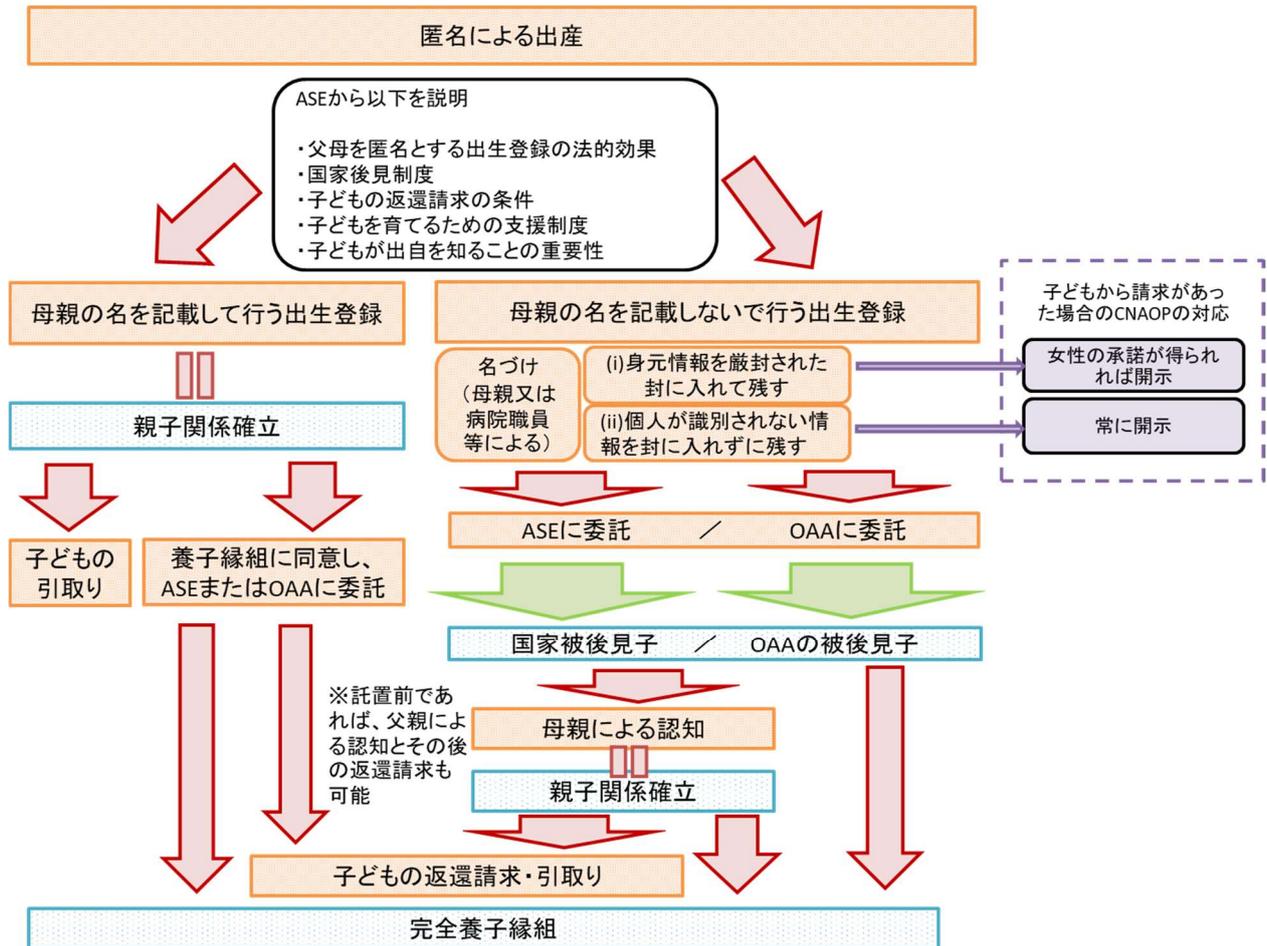
3. 妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度（内容）

この節では、現在のフランスにおける妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度について整理する。これまで説明してきたように、フランスには、女性が匿名性を保ちながら子どもの出産・出生登録することができる仕組みとして、匿名出産制度がある。また、フランスでは女性一般を対象として、周産期医療や子育て支援等、充実した女性支援制度が存在している。後者の制度の在り方も、妊娠を他者に知られたくない女性が出産・養育について選択をするうえで、重要な影響を与えているものと思われる。以下では、それぞれの制度について説明する。

(1) 匿名出産制度

匿名出産制度の全体像は下の図表のように整理される。ここでは、①匿名での出産と出生登録、②親子関係の確立と養子縁組、③子どもの出自を知る権利の保障に分けて説明する。

図表 VII-2 匿名出産制度の概要



(注) オレンジ色の四角は女性の選択、水色の四角は家族法上の状態。また、紫色の四角は将来子どもから出自情報へのアクセス請求があった場合のCNAOPの対応

① 匿名での出産と出生登録

匿名出産制度は、民法（Code civil）と、社会活動及び家族法典（Code de l'action sociale et des familles : CASF）を根拠としている。

女性は、公立又は民間の疾病保険を扱う医療機関³³において、匿名かつ無償で出産をすることができる。さらに、女性は出産後、子どもの出生証明書において自分の名前を明らかにしないことができる（民法第 326 条、CASF L.222-6 条）。

匿名で子どもの出生登録を行う女性は、子どもに最大 3 つまで名を与えることができ、3 つ目の名がファミリー・ネームと見なされる。女性が子どもに名を与えることを希望しない場合、病院の職員または市民登録職員が名づけを行う³⁴。

② 親子関係の確立と養子縁組

ここでは、匿名出産制度により出生した子どもについて、どのように身分関係が確立されるのか、また、どのような手続により養子縁組が行われるのかを説明する。

i. 委託

父母の名前を記載しないで出生登録をされた子どもは、生物学上の母親とも父親とも親子関係が確立されず、県の児童社会扶助機関（Service d' Aide Sociale a l' Enfance: ASE）又は県と外務省に認可された民間の養子縁組斡旋機関（Organisme Autorisé pour l' Adoption: OAA）³⁵に委託されることとなる。ASE と OAA のどちらを選択するかは女性の希望次第であるが、実際には、99%のケースで ASE への委託が選択されている³⁶。

ASE に委託された子どもは、国家被後見子となる。国家被後見子とは、国家の養育を受ける子どものことであり、身寄りのない孤児、親が親権を剥奪された子ども、親による放棄が認定された子ども、親が国家後見子として養子に出すことを希望する子ども、匿名出産で出生した子どもが含まれる（CASF L. 224-4 条）。国家被後見子については、国から指名された県知事³⁷が、国の代表として後見を行い、被後見子の家族会を指名する³⁸。家族会は、被後見子が養子縁組を行う際に、養親の選択・同意を行うことになっている。他方、OAA に委託された子どもは、OAA の代表者が後見人となり、家族会も OAA が組織する³⁹。

³³ 法律上の規定であり、原則とされている。しかし実際には、それ以外の医療機関であっても、認められている。（パドカレ県 ASE へのインタビュー（2019 年 3 月 5 日実施）より）

³⁴ Villeneuve-Gokalp, C., & Jacobs, A. (2011). Women who Give Birth “Secretly” in France, 2007-2009. *Population*, 66(1), 131-168.

³⁵ OAA に委託される子どもはその所在地で出生した子どもとは限らない。県内に OAA がない場合などは、県外の OAA への委託が検討される場合もある。（パドカレ県 ASE へのインタビュー（2019 年 3 月 5 日実施）より）

³⁶ CNAOP 事務局長へのインタビュー（2019 年 3 月 11 日実施）より

³⁷ 原語は préfet で、「地方長官」とも訳される。国から派遣される官僚であり、地方選挙で選出された日本の県知事とは異なる。

³⁸ ただし、県知事の職務は実際には、連帯・保省内の総局である社会統合局（Direction générale de la cohésion sociale (DGCS)）において執行している。

³⁹ 栗林佳代（2015）「フランスの養子縁組制度：養子法の概要と現地調査による実務の実態」『佐賀大学経済論集』47(6), 1-53.

ii. 子どもの返還

女性が後で考えを変え、委託した子どもの返還を希望する場合は、国家後見子として宣言が行われた日から2か月以内であれば、返還の申立てが可能である（CASF L.224-6条）。この2か月間は、縁組のための託置が行われることはない（民法第351条第2項）。しかし、2か月を経過すると、女性は子どもの取戻しや認知ができなくなるだけでなく、子どもについて知る権利も失われてしまう。なお、女性に子どもが返還された場合、当該母子に対しては、返還から3年間、県から医療、心理、教育、社会面での追跡支援を受けることになる（CASF L.224-6条）。

iii. 母子関係の確立

匿名で出産した女性であっても、出産から2か月以内に、子どもの出生証明書に自分の名前を記載することにより、親子関係を確立（*filiation*）することができる（民法第311の25条）。親子関係を確立した場合、女性は出生した子どもを自ら養育することもできるし、養子縁組に同意したうえで、ASE又はOAAに子どもを委託することもできる。また、養子縁組への同意から2か月以内であれば、子どもの返還を申し立てることもできる⁴⁰（民法第348の3条第2項前段、第361条）。

iv. 父子関係の確立

子どもの生物学上の父親は、女性が子どもを懐胎中から子どもが養親家庭に託置されるまでの間に、子どもを認知することができる。託置前に認知が成立すれば、父親は子どもの返還を申し立てることもできる。しかし実際には、匿名で出産された子どもについて、生物学上の父を特定することは難しいと思われる。

③ 子どもの「出自を知る権利」の保障

第2節で触れたとおり、フランスの匿名出産制度においては、子どもの出自を知る権利の保障も重視されている。ここでは、子どもの出自を知る権利に焦点を当てる。

2002年施行のロワイヤル法により、匿名出産制度を利用する女性に対し、できるかぎり身元の分かる情報を残すよう促し、子どもが成人後にCNAOPという国の機関を通じて、当該情報にアクセスできる仕組みが作られた。

i. CNAOPについて⁴¹

CNAOPは、父母の身元情報について秘匿されている子ども⁴²について、その出自に関する情報公開を所管する機関である。CNAOPは法人としての組織を持たないが、事務局はDGCS内に置かれている。実務上は独立して業務を行っているが、調整・監督機能を持つ独立行政機関（AAI）ではない。

CNAOPは子どもからアクセスの請求を受けると、以下の<ステップ1>および<ステップ2>を経て、母親の身元を特定し、子どもへの情報開示の是非を確認する。情報へのアクセス請求があつてからの平均処理期間は、約1年である。

<ステップ1>

⁴⁰ ただし、2か月经過後であっても、養子縁組のための託置をされていない場合には、なお子の返還を申し立てることができる（民法第348の3条第3項前段、第361条）。

⁴¹ ここに記載する情報は、CNAOP事務局長へのインタビュー（2019年3月11日）に基づくものである。

⁴² 具体的には、匿名出産で(母親の身元秘匿下で)出生した人、あるいは、養子に出すためにASEないしはOAAに子どもを委託した際に、親が身元の秘匿を求めた人である。

CNAOP は、個人情報と行政記録へのアクセスに関する例外的な権限を与えられており⁴³、県、産院⁴⁴、INSEE（フランス国立統計経済研究所）、年金公庫、疾病保険、税務署、有権者名簿、市町村等の有するあらゆる記録⁴⁵にアクセスが可能である。そのため、母親の氏名と生年月日が判明していれば、この権限を行使することにより、約3分の2のケースで、母親の居場所が特定できる。

<ステップ2>

母親の居場所を特定すると、アクセス請求者である子どもの意向を改めて確認したうえで、母親にコンタクトを取り、身元の秘密を解除するかどうかを確認する。このとき、あくまで母親の現状、私生活を尊重したやり方でコンタクトを取る。コンタクトを受けた母親のうち、半数は秘密の解除を拒否するが、半数は解除に同意する。

ii. 女性が匿名出産時に行う手続等

各県の ASE は CASF L.222-6 条に基づき、匿名での出産を希望する女性に対し、父母の名前を記載しないで出生登録することにより生じる法的効果と、子どもが出自を知ることの重要性について説明を行わなければならない。また、それでもなお親子関係を確立することを希望しない女性に対し、ASE は次の案内をしなければならない。

女性は、自分の身元情報を封に入れて厳封したもの、および自分の身元情報以外の子どもの出生に係る情報（厳封しない）を、県議会議長に指名された県の職員（CNAOP との連絡役の職員）に渡すことができる。これは義務ではなく、女性は、何も情報を残さずに立ち去ることも可能である。

これらの情報については、CNAOP との連絡係に指名された県職員等が、女性と一緒に記載するか、女性の同意を得た内容について記載する。この手続に当たっては、身分証明書の提示が求められることもなければ、身元を調査されることも一切ない（CASF L.222-6 条第4段落）。なお、女性の発言どおりの内容が記載され、虚偽や誤りを含む情報であっても、そのまま記載されることになる⁴⁶。母親には、記載の写し一式が手渡される。

ASE では、身元記載のための様式と、これを入れるための厳封される封書（Pli fermé）、が用意されている。また、2 か月以内に子どもの返還を求めめるための請求レターの様式も、必ず母親に手渡される仕組みとなっている。母親によっては、子どもの誕生日に毎年手紙を送ってくるケースもあり、こうした手紙等も、母親が子どもに残した他の情報とまとめて保管される。

⁴³ CNAOP の設置根拠法（ロワイヤル法）は特別法である。個人情報や行政記録については、一般法によれば CNIL（情報処理と自由に関する国家委員会）または CADA（行政文書のアクセスに関する委員会）を通じてアクセスすることになっているが、CNAOP は親の身元が秘匿されている場合における出自情報へのアクセスについて、例外的な権限を与えられている。

⁴⁴ 医療機関における記録保管の期限は通常 20 年間（未成年が患者の場合は 28 年間）であるが、匿名出産についての記録は永久保存が義務付けられている。

⁴⁵ 大審裁判所の決定によって完全養子縁組が確定すると、最初の出生証明書は無効となり、養父母の名前を記載した新しい出生証明書が作成される。この場合、無効となった出生証明書は閲覧できなくなるが、保管はされている。CNAOP はこの無効となった出生証明書にもアクセスできる権限を持つ。

⁴⁶ 栗林佳代（2015）「フランスの養子縁組制度：養子法の概要と現地調査による実務の実態」『佐賀大学経済論集』47(6), 1-53.

図表 VII-3 身元を記載する様式（上）と封書（下）（パドカレ県の例）

CONSEIL DEPARTEMENTAL DU PAS DE CALAIS
DIRECTION ENFANCE ET FAMILLE
SDAABAO

Fiche 6

Je soussignée,

Nom : Prénom :

Née le : à :

Déclare remettre au Service de l'Aide Sociale à l'Enfance du Pas de Calais en vue de son admission comme pupille de l'Etat

Nom : Prénom:

Né(e) le à

Je demande la préservation du secret de mon identité

Je ne demande pas la préservation du secret de mon identité

Fait à le

Signature :

¹ rayer la mention inutile

Date de dernière mise à jour : 27/01/2016

CONSEIL NATIONAL POUR L'ACCES AUX ORIGINES PERSONNELLES
Secrétariat Général
14 avenue Duquesne
75350 PARIS SP 07

CONFIDENTIEL **Pli fermé**

DEMANDE EXPRESSE DE SECRET SUR LES ORIGINES DE

PRENOMS (3) de l'enfant :

Donnés par :

Sexe de l'enfant : Date de naissance :

Heure : Lieu de naissance :

iii. 女性が子どもに残した情報の保管と開示

(ii)において女性が子どもに残した書類は、「子どもの身上書類一式」(le dossier de l'enfant) と呼ばれ、県議会の責任下で保管される。厳封された情報については、子どもからのアクセス請求があった場合、CNAOP が封書を開封して母親に連絡を取り、開示を承諾するか否かを確認のうえ、母親が承諾した場合のみ、子どもに開示される。厳封されていない情報については、子どもからのアクセス請求があれば、CNAOP を介して開示される。

なお、子どもがこうした出自に関する情報へのアクセスにより、自分の生物学上の母が誰であるかを知ったとしても、そのことによって女性と子どもの間に親子関係が確立されることはない。

(2) 母子保健一般の施策

ここでは、女性一般を対象とした周産期医療・子育て支援等の制度も含め、妊娠を他者に知られたくない女性が利用できる制度について説明する。

フランスでは、周産期医療へのアクセサビリティが高く、全ての妊婦が医療機関において、無償で検診・入院・出産あるいは人工妊娠中絶を行うことができる。また、子どもを自ら養育する場合の充実した財政支援制度も用意されている。したがって、経済的に困難な状況にある女性であっても、安全な人工妊娠中絶・出産の選択や、子どもを自ら養育するという選択が容易になる場合がある。

さらに、匿名出産制度の利用を希望する女性に対しては、自ら子どもを養育するための支援制度等について、各県の ASE から事前に説明を受けることとなっている。

図表 VII-4 女性が利用可能な支援制度

制度	対象	制度内容	条件
周産期医療	全ての女性	以下の費用が免除される ①妊娠5か月までの義務的医療費(妊婦定期健診、血液検査・エコー検査等)の全額 ②妊娠6か月から産後12日以内の全ての医療費(妊娠出産と関係のないものも含む) ③人工妊娠中絶費用	①②については、妊娠3か月以内に、連帯・保健省の社会保障局に対し妊娠を申告 ※身元の守秘を希望する女性の場合、各医療施設が所在する県が費用負担
子どもを養育するための財政支援	全ての子どもを養育する家庭	・第一子から受給できる手当 ・第二子から受給できる手当 ・第三者に子どもを託児した場合の費用の一部負担 ・親が仕事を軽減して子どもの面倒を見る場合に所得減を補う手当等 ・家族支援手当	所得や扶養される子どもの数、託児先等により受給の可否や金額の制限がある
母親・子ども受け入れ施設	支援を必要とする女性とその子ども	最長3年間まで居住できる。入居する女性は、職業訓練を受け、求職活動を行う機会も与えられている	妊婦及び3歳未満の子どもを持つ単身の母親で、物質的・心理的支援を必要とする者
匿名出産に関する情報提供	匿名出産を希望する女性	県ASEから以下の情報提供を受ける ・匿名出産の制度内容及び法的効果 ・子どもに身元情報を残すことの重要性と手続 ・子どもを養育する場合の財政支援制度 ・国家後見子制度 ・養子縁組の同意取消の期限と条件	匿名出産を希望する女性

① 周産期の医療費の免除

匿名出産を希望する女性に限らず、全ての女性について、周産期の医療費は無償である。また、匿名かつ無償で周産期の医療を受けることも可能である。

i. 女性一般を対象とした制度

フランスでは、全ての女性が、疾病保険を扱う公立又は私立の医療施設にて、ほぼ無償で周産期医療を受けることができる。フランス国籍を有する者だけではなく、フランスに住む外国人も対象である。

周産期の女性が無償となるのは、①妊娠5月までの義務的医療費（妊婦定期健診、血液検査・エコー検査等）の全額、②妊娠6月⁴⁷から産後12日以内の全ての医療費（妊娠出産と関係のないものも含む）である。また、新生児の入院費用も、出生後30日まで無償である。

これらの無償となる医療費について、従前は、本人が一旦病院で支払いを行い、後日全額償還を受けるという手順を踏むこととなっていた。2017年1月から「第三者支払システム」が開始され、母子保健制度に基づく全ての医療費について、疾病保険（Assurance Maladie）⁴⁸が医療機関に対し直接支払いを行うこととなった⁴⁹。すなわち女性は、一時的にすらも一切の支払いをすることなく、周産期医療を受けることができる。

また、人工妊娠中絶についても、匿名かつ無償で行うことができる。費用については、以前から全額償還される仕組みになっていたが、2016年のヴェイユ法改正により、疾病保険から医療機関に対し直接支払われることとなった。なお、1992年に人工妊娠中絶を行わせないよう圧力をかけることが禁止され、2017年には人工妊娠中絶をさせないことを目的とするインターネットでの情報提供が禁止されるなど、近年は国として、人工妊娠中絶に否定的な風潮をなくそうとしていることがうかがえる。

なお、フランスにおいて人工妊娠中絶は、「自由意志による中絶」は妊娠14週⁵⁰まで、「医学的理由による妊娠中絶」は期間を問わず、合法的に行うことができる。「医学的理由による妊娠中絶」は、「女性の健康に重大な損失を与える」または「診断の際に生まれてくる子どもに治癒不可能な特定疾患の可能性がある」と認められた場合のみ、可能となっている。

ii. 匿名を希望する女性を対象とした制度

医療機関において無償で健診・入院・出産を行うためには、原則として妊娠3か月以内に、連帯・保健省（Ministère des Affaires sociales et de la Santé）の社会保障局（de la sécurité sociale : DSS）に対し妊娠の申告が行われなければならない。この際、身元を証明する書類の提出も求められる。その後、女性は病院で健康保険証を提示することで、無償での受診や入院・出産が可能となる。

しかし、DSSへの妊娠申告を行っておらず、身元の守秘を希望する女性の場合、疾病保険から医療機関への医療費支払いという方法をとることができない。このような場合には、各医療施設が所在す

⁴⁷ 妊娠週数について、日本においては最終月経の初日を起算日とするが、フランスにおいては受精日を起算日とするため、フランスの方が約2週間妊娠週数を多く数えられることになる。

⁴⁸ フランスの社会保険制度は、assurance maladie（疾病保険）、assurance vieillesse（老齢年金）、家族手当等に分かれており、疾病保険は医療費をカバーしている。

⁴⁹ CLEISS. “The French Social Security System I - Health, maternity, paternity, disability, and death” https://www.cleiss.fr/docs/regimes/regime_france/an_1.html（2018年12月7日）

⁵⁰最終月経の初日を起算日とする場合の週数

る県が、その ASE を通じて健診・入院・出産費用を負担することとなる（CASF L222-6 条）⁵¹。

② 子どもを育てるための財政支援（※身元を守秘しない親が対象）

フランスでは、全ての家庭は子どもを育てるにあたり、家族手当公庫から次の財政支援を受けることができる。

- 第一子から受給できる手当（所得制限あり。養子を迎えた場合の手当でもある）
- 第二子から受給できる手当（子どもが 20 歳になるまで。所得・扶養する子どもの数により額が決まる）
- 第三者に子どもを託児した場合の費用の一部負担（保育ママ宅に預けた場合、自宅で第三者に預けた場合、小規模保育園に預けた場合）
- 親が仕事を軽減して子どもの面倒を見る場合に所得減を補う手当、子どもの重大な病気や事故・障害のために親が在宅して面倒を見る場合の手当
- 家族支援手当（単親で子どもを育てる場合。託置された子どもを育てる場合には、カップルでも受給可能）

上記の手当の支給対象は、もちろん、女性（母親）に限らない。また、上記手当は、子どもが生まれたあとに、子どもを養育していることを前提として、記名式で支給されるものである。すなわち、身元の守秘を希望する女性が、匿名で手当を受給しながら子どもを養育することはできない。

③ 支援が必要な女性を保護する施設

各県は、「母親・子ども受け入れ施設（Etablissement d'accueil mère-enfant）」の設置を義務づけられている（CASF L.221-2 条）。この施設の対象者は、妊婦及び三歳未満の子どもを持つ単身の母親で、物質的・心理的支援を必要とする者である。県議会が直接運営する場合と、非営利団体に運営を委任する場合がある。

施設に居住できる期間は 6 か月だが、更新が可能であり、最長 3 年間まで居住できる。入居者は、職業訓練を受け、求職活動を行う機会も与えられている。滞在は無償ではなく、入居者は、自分の収入（多くの場合、一人で子どもを育てる親に支払われる家族公庫からの手当で賄われる）に応じていくらかの負担金を支払う⁵²。

④ 匿名出産を希望する女性のための窓口

各県の児童社会扶助機関（ASE）は CASF に基づき、匿名出産を希望する女性への事前情報の提供を行っている。県議会議長は、ASE 内に CNAOP との連絡役 2 名を指名することになっており、基本的にはこれら 2 名の担当者が、匿名出産を希望する女性に対し、以下の情報を提供しなければならない（社会扶助・家族法典 L. 222-6 条、L. 224-5 条）。

⁵¹ 出産前の健診については、パドカレ県の場合、ASE の中にある PMI が、PMI と契約を結んだ産院において、匿名出産を希望する女性が診察を受ける際の費用を負担している。（パドカレ県 ASE へのインタビュー（2019 年 3 月 5 日実施）より）

⁵² Action-Sociale. “Le Registre Français du Social et Médico-Social”

<https://annuaire.action-sociale.org/etablisements/protection-de-l-enfance/etablissement-d-accueil-mere-enfant-166.html>, (2019 年 2 月 23 日)

- 匿名で出産することの法的な結果
- あらゆる人にとって自分の出自と歴史を知ることが重要であること
- 自分の非個人識別情報を残すことができること（例：自分の健康状態、子どもの父親の健康状態、子どもの出自、出生の経緯、子ども ASE に託すことになった理由）
- 自分の身元に関する情報（個人情報）を、いつの時点でも、厳封された封書に入れて残すことができ、また、いつの時点でも、身元の秘密を解除することが可能であること（封書に入れなくても残すことができる）
- 本人による身元の秘密の解除がなかった場合、その身元は、L. 147-6 条の規定に従ってのみ通知されうること
- 子どもを養育するため国、地方自治体、社会保障機関が行っている資金面での支援
- 国家後見子制度について
- 実父母が子どもの引き取りを行うための期限と条件、国家後見子となるための手続
- 養子縁組への同意を取り消すための期限と条件

なお、ASE は、将来子どもが生物学上の母親に関する情報へのアクセスを求めた場合、CNAOP との間の連絡調整について中心的役割を担う。

<参考4>民法（抜粋）⁵³

第 311 の 1 条

（2005 年 7 月 4 日のオールドナンス第 759 号）身分占有は、ある者とその者が属するとされる家族との間の親子関係及び血族関係を示す事実の十分な集合によって確立される。

第 311 の 25 条

（2005 年 7 月 4 日のオールドナンス第 759 号）親子関係は、母に関しては、子の出生証書における母の表示によって確立される。

第 316 条

（2005 年 7 月 4 日のオールドナンス第 759 号）①親子関係が本節第 1 款に定められる条件のもとに確立されないときには、親子関係は、出生の前又は後になされる、父子関係又は母子関係の認知によって確立されうる。

②～④ （略）

第 325 条

（2005 年 7 月 4 日のオールドナンス第 759 号、2009 年 1 月 16 日の法律第 61 号）①証書及び身分占有がない場合には、母子関係の捜索が認められる。

⁵³ 以下の文献における翻訳を引用した。

田中通裕（2013）「<研究ノート>注釈・フランス家族法（10）」『法と政治』64(2). 486-469.

田中通裕（2013）「<研究ノート>注釈・フランス家族法（11）」『法と政治』64(3). 401-422.

田中通裕（2014）「<研究ノート>注釈・フランス家族法（12）」『法と政治』64(4). 279-298.

田中通裕（2014）「<研究ノート>注釈・フランス家族法（12）」『法と政治』65(2). 261-288.

②訴えは、子に制限される。子は、その母と主張されるものが出産した者であることを証明する義務を負う。

※2005年7月4日のオールドナンス第759号（2009年改正：下線部を削除）

（民法第325条第1項は）証書及び身分占有がない場合には、母子関係の捜索が第326条の適用の留保のもとに認められる。（下線は事務局にて付記）

第326条

（1993年1月8日の法律第22号）出産に際して、母は、その入院及び身元の秘密が守られることを請求することができる。

第348条の3

①（略）

②養子縁組への同意は、（1996年7月5日の法律第604号）《2か月》の間に撤回されうる。（後段略）

③同意が（1996年7月5日の法律第604号）《2か月》の期間の満了時に撤回されなかった場合でも、親は、子が養子縁組のために託置されなかったことを条件として、子の返還をなお請求することができる。（後段略）

第351条

①（略）

②子の親子関係が確立されていないときには、子の引取りから起算して（1996年7月5日の法律第604号）《2か月》の期間内は、縁組のための託置は行われえない。

③（略）

<参考5>社会活動及び家族法典（CASF）（抜粋）（事務局翻訳）

L222-6条

出産に際し、自身の入院及び身元について医療機関に対し守秘するよう求める全ての女性は、その求めがもたらす法的な結果及び全ての人にとって自己の出自と歴史を知ることは重要であることについて説明を受け、自身が同意する限りにおいて、自身及び子どもの父親の健康状態並びに子どもの出自及び出生の経緯を残すよう、さらに、自身の身元についてはこれを厳封された封書に入れて残すよう促される。身元の秘密についてはいつでもこれを解除できること、また、解除を望まない場合には、本法典L.147-6条の適用以外でこれが通知されることはない旨説明を受ける。またいつでも、自身の身元を厳封された封書に入れて残すことができ、出生時に残した情報を補完することができることについても説明を受ける。封書の外側には、子どもに与えられた名前、場合によってはその名前が母親が与えたものであること、並びに、子どもの性別、出生の場所と日時が記載される。これらの手続は、当該医療機関の長の責任の下で、本法典L.223-7条の定める人物が行うが、これが不可能な場合には、医療機関の長の責任の下に行う。

公立又は民間の疾病保険を扱う医療機関への入院に際して、自身の身元の守秘を求めた女性の入院及び出産費用は、当該医療機関が所在する県の ASE が負担する。

本条第 1 段落に記載された女性は、本人の求めを受けて、あるいは本人の同意のうえで、ASE による心理的及び社会的な支援を受ける。

本条第 1 段落及び第 2 段落の適用に際して、身分証明書が求められることは一切なく、いなか
る調査も行われることはない。

女性が、身元の守秘を求めない場合でも、子どもを養子縁組に出すために託す場合、疾病保
険の診療を行う公立又は民間の医療機関での入院及び出産費用は、同じく、医療機関が所在す
る県の ASE により負担される。

L224-6 条

本法典 L. 224-5 条の定める調書⁵⁴が作成された日をもって、子どもは暫定的に国家後見子と宣言される。この宣言の日から後見が開始される。

しかしながら、暫定的に国家後見子として宣言が行われた日から 2 か月以内であれば、子どもは、担当部署に子どもを預けた父親又は母親に、いかなる手続も必要なく、即時、返還されることができる。担当部署に子どもを預けた父親又は母親ではないほうの親については、本法典 L. 224-4 条第 3 項に則り、宣言が行われた日から 6 か月間、返還が可能である。

上記の期限が過ぎた後、国家後見子の返還を受け入れるか拒否するかは決定は、民法典第 352 条の規定を留保条件として、家族評議会⁵⁵の同意の下に、後見人⁵⁶がこれを行う。拒否の決定があった場合、返還を求める者は大審院裁判所に提訴することができる。

国家後見子が親に返還される場合、県議会議長は、その親及び子どもに対して、返還から 3 年間にわたる医療、心理、教育、社会面での追跡支援を提供する。子どもの身体的、心理的成長及び情緒面での安定に必要な親子関係の構築を保障することが目的である。

⁵⁴ 子どもが ASE に預けられたときに作成される調書。

⁵⁵ プレフェ(地方長官:各県に駐在する、国の代表の行政官)と並んで、国家後見子の後見機能を果たす機関。県議会議員 2 名、国家後見子互助団体の代表 1 名、養親の団体を含む家族団体の代表 2 名、在宅保育ママ(自宅で他人の子どもを預かることができる資格)団体の代表 1 名、有識者 2 名の計 8 名から構成される。

⁵⁶ プレフェ(地方長官)が後見人を務める。

<参考6> 養子及び国家後見子の出自へのアクセスに関する法律（ロイヤル法）（概要）（事務局作成）

この法律により、社会活動及び家族法典（CASF）に、CNAOP（個人の出自へのアクセスのための国家評議会）の設置等に関し、以下の内容の条文が追加された。

- 社会問題担当相の所轄下に設置される国家評議会が、県及び海外自治体と連携して、個人の出自へのアクセスを容易にする任を負う。（L. 147-1 条）
- 評議会は、司法裁判官 1 名、行政裁判官 1 名、関連各省の代表、全国の県議会の代表 1 名、女性の権利擁護団体の代表 3 名、養父母団体の代表 1 名、国家後見子団体の代表 1 名、出自を知る権利の擁護団体の代表 1 名、医療部門、医療補助部門、又は社会部門での職業上の経験と能力を通じて評議会内での任務の遂行に特に適格であるされる人物 2 名から構成される。（L. 147-1 条）
- 評議会は、以下を受領する。（L. 147-2 条）
 - ✓ 子ども本人等からの、子どもの出自に関する情報へのアクセス請求
 - ✓ 実母または実父による、自分の身元の秘密を解除することを許可する宣言
 - ✓ 実父又は実母による実父母の尊属、卑属、特権的傍系親族が行った身元の宣言
 - ✓ 子どもが実父母を探しているかどうかを調べる請求
- 評議会は、受領した請求及び宣言のすべての写しを県議会議長に通知する。（L. 147-4 条）
- 評議会は、受領した請求に答えるため、匿名出産をした女性、子どもの生物学上の父親等の身元に関する情報を収集する。また、医療機関、県の関連部署及び OAA は、評議会からの求めがあった場合、これらの情報を提供する。（L. 147-2 条）
- 出自情報へのアクセスは、その人物の身分登録及び親子関係に影響を及ぼさない。誰に対しても、その利益になるような、あるいはその損失になるような権利や義務を生じさせない。（L. 147-7 条）
- 匿名出産を希望する女性は、できる限り子どもに対し出自に関する情報を残すことが望ましい旨説明を受ける。また、女性の入院・出産費用は県が負担する（L. 222-6 条）。
- 各県の県議会の議長は、県議会の部署内に少なくとも 2 名を、CNAOP との連絡役として指名する。連絡役の 2 名は、次のような役割を担う。
 - ✓ 女性への心理的・社会的支援をできる限り早く実施されるようにすること
 - ✓ 出生に際して女性が子どもに残した、自己の身元に関する情報の記載された封書（L. 222-6 条）を受領すること
 - ✓ 実父母の健康状態、子どもの出自に関する情報等を収集すること
 - ✓ 子どもに対する心理的支援が実施されるようにすること
- 出生に際して女性が子どもに残した、自己の身元に関する情報の記載された封書（L. 222-6 条）及び秘密を解除した女性等の身元は、県議会議長の責任の下に保管され、CNAOP からの請求があった場合に、これらは CNAOP に伝達される。

4. 妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度（実施体制、政府認識、その他）

第3節では、匿名出産制度や女性への各種支援制度の内容を説明したが、本節では、(1)制度の実施体制、(2)利用状況、(3)制度に関する政府の認識、(4)制度をめぐる最新の動向と世論について紹介する。

(1) 匿名出産制度及び母子保健一般の施策の実施体制

第三節の(1)(2)で説明した匿名出産制度と女性への各種支援制度については、複数の行政機関が関わって運営されている。ここでは、各機関の役割と連携の仕組みについて解説する。

① 全体像

フランスにおいては、特に 1980 年以降の地方分権化推進により、国の所管業務の多くが州、県、市町村といった地方自治体に移管された。現在、社会扶助業務は県の所管となっており、社会扶助業務の大きな柱の一つが、子ども向け支援である。

具体的には、県議会議長の権限下にある児童社会扶助機関（ASE）と母子保護機関（Service de protection maternelle et infantile: PMI）が、養子縁組や経済的困難にある家庭への支援などの業務を担っている。また、県によっては、PMI とは別に家族計画・教育センター（Centre de Plannification et d'Education Familiale : CPEF）を設けていることもある。

各県の取組を総括するのは、国の連帯・保健省社会結束総局（Direction Gnérale de Cohésion Sociale: DGCS）である。DGCS の中には、CNAOP の事務局が置かれている。CNAOP は、匿名出産で生まれた子どもによる出自情報へのアクセス請求の処理を行うとともに、全国各県における匿名出産時の受入態勢も展開している。

② 児童社会扶助機関（ASE）

i. 国家後見と養子縁組

ASE は、「困難な状況に直面する未成年とその家族に対して物質的、教育的、心理的支援を行う」ことを任務としている（CASF L.221-1 条）。その具体的な任務の一つが、国家後見子を引き受け、養子縁組の手続を行うことである。既述のとおり、国家後見子には、匿名出産で出生し ASE に委託された子どもが含まれる。このような子どもは、まず暫定的に国家後見子となり、のちに養護施設や里親に仮に預けられる。

なお、ASE は養子縁組に関する業務一般を所管しており、養子縁組に必要な認可の発行を審査する委員会にも、ASE 職員が参加している。

ii. 匿名出産を希望する女性への情報提供

前節で述べたとおり、ASE は匿名出産を希望する女性への事前情報の提供と、CNAOP との間の連絡を行っている。

iii. 虐待防止

ASE は、虐待により危険な状況にある、又は危険な状況に陥る可能性のある未成年を保護することも主な任務としている。

また、虐待からの子どもの保護の強化を主眼として制定された 2007 年法では、「予防」に新たな重点を置いており、妊娠期から思春期に至るまで継続的なチェック（妊婦との面談や 15 才までの子ど

もの定期的な健康チェック)を行うことにより、虐待につながる要因をチェックすることを定めている。この継続チェックについては、PMI 及び学校での検診が主としてこれを担っている。

③ 母子保護機関 (PMI)

PMI は、母子の死亡率引下げを目的として、公衆衛生法典 (Code de la santé publique) に基づき設置された機関であり、主に母子保健関係の業務を所管している。PMI は医療関係者により構成され、その長は医師が務めることとなっている。県によって、PMI が ASE の内部に設置されている場合と、並列して設置されている場合がある。

PMI は、妊婦及び六歳以下の子どもを持つ親を対象として、妊婦と子どもの診察、避妊薬の無料支給、人工妊娠中絶・育児の相談・指導等を行っており、家族計画や児童虐待防止に大きな役割を果たしているほか、他の福祉的サービスとの連携も期待されている。なお、妊婦にとって、PMI の利用は義務ではない。

④ 家族計画・教育センター (CPEF)

CPEF は PMI の所管業務の一部、特に未成年向けのカウンセリング、避妊教育、人工妊娠中絶の相談・実施、性病診断・治療、暴力被害の検知を引き受けており、その枠で PMI の予算を充当されている。運営主体は、市町村、病院、非営利団体など様々なケースがある⁵⁷。

未成年は親の同意を必要とすることなく匿名かつ無料で相談や診療を受けられるため、CPEF は未成年の利用が非常に多い。妊娠診断を実施し、陽性の場合は以後の対応の相談も行う。

⑤ 連帯・保健省社会結束総局 (DGCS)

社会扶助業務を実施しているのは県であるが、その総括を行っているのは、国の機関の DGCS である。DGCS は「社会結束を促進し、人々の自立を支援すべく、連帯、社会的発展、平等促進の公共政策を策定し、舵取りを行い、評価する」こととされており、担当する政策のテーマの一つが「家族政策と子ども・弱い立場にある人の保護」である。

⑥ 個人的ルーツへのアクセスに関する国家諮問委員会 (CNAOP) ⁵⁸

既に述べたとおり、CNAOP は DGCS 内に事務局を有する組織だが、実務上は独立して業務を行っている。子どもの出自情報へのアクセス申請を処理するだけでなく、各県において、匿名出産を希望する女性の受け入れ態勢も展開している。

構成員は、事務局長のほか職員 7 名である。うち 4 名が「特別任務担当 (chargé de mission)」として、実際に母親探しにあたる (全国 100 県のうち 25 県ずつ担当)。他の 3 名は、申請書類の選別等を行う。

各県において匿名出産時の受け入れ態勢を整備するのは、県議会議長により指名された CNAOP の連絡役 (correspondant) である。連絡役は PMI、ASE の職員の中から指名され、助産婦、看護婦、心理療法士、ソーシャルワーカーなどが多い。各県 2 名が原則であるが、産院や出産件数の多い県では 3 人以上おり、全国で合計約 300 人いる。CNAOP が扱う年間 600-700 件の出自情報アクセス申請

⁵⁷ 県議会議長の認可を受け、県議会と契約を締結する必要がある。

⁵⁸ ここに記載する内容は、CNAOP 事務局長へのインタビュー (2019 年 3 月 11 日実施) に基づく。

案件のうち約 100 件は、事務局の担当者ではなく、各県の連絡役（correspondant）に作業が委託される。

CNAOP は連絡役を集めて年 2 回のトレーニングも行う。また、病院との会合開催や、ガイドブックの作成等も行っている。

⑦ 民間の養子縁組斡旋機関（OAA）

既に述べたとおり、匿名出産をした女性は、子どもの出生登録において自分の名前を秘匿することを希望する場合、子どもを ASE に委託するか、OAA に委託するかのいずれかを選択できる。OAA は、県と外務省の認可を受けている必要がある。

⑧ 各組織の連携体制

ASE、PMI、OAA 等の連携体制は県によって異なるが、ここでは、パドカレ県 ASE へのインタビュー（2019 年 3 月 5 日実施）に基づき、パドカレ県の事例を紹介する。

【パドカレ県の例】

<実施体制>

- パドカレ県では、PMI は ASE を実施する部署 (Direction Enfance et Famille) の内部に設置されている。CPEF は、民間の NPO が運営するもの、病院内に設置されているもの、PMI が直接運営するものなどがある。
- PMI に所属する職員が匿名出産関連のミッションのチーフを務めている。同職員と、もう一名の法務専門家が同県における CNAOP との連絡役 2 名に指名されている。同職員のミッションは ASE 内の横断的ミッションとして展開されている。
- 県全域を迅速にカバーするため、CNAOP との連絡役 2 名を補佐する者として、県内地域別に連絡役 9 名 (助産婦、ソーシャルワーカー) を選んでいる。なお、このようなチーム体制で県内全域をカバーしているため、ASE が郡や市町村レベルで出張所を展開しているということはない。(筆者注：なお、フランスの県は日本の県に比べ規模が小さい。フランスの人口は日本の約半分だが、県数は 100 ある。)
- CNAOP との連絡役 2 名が、匿名出産について関係者 (特に、妊娠段階で女性に接する医師、助産婦ら) に情報を提供し、協力のネットワークを形成する任を負う。問題を抱えると見られる妊婦をできるかぎり早く察知し、妊娠段階から相談にのり、情報を提供して必要がある。また、人工妊娠中絶には遅すぎる段階で人工妊娠中絶にやってきた女性をケアすることも重要である。そのため、医療従事者を含むパートナーと共に、匿名出産の問題について CNAOP の連絡役やソーシャル分野の人間と連携する仕組みを作ることが寛容である。

<具体的な取組>

- 上記連絡役 2 名が、周産期医療また産院の関係者らと定期的に会合を組織したり、匿名出産希望の女性に直面した場合の、実践的ガイドを作成したりしている。また、CPEF や産院へのポスターでの広報、助産婦養成学校、ソーシャルワーカー養成学校での講義を行っている。
- 迅速な対応を実現するため、専用の電話線を開設し、土日祝日も含めて日中は必ず誰かが対応し、2 時間以内に現場に行くことを約束している。

<その他民間組織との関係>

- ASE と OAA との関係については、相互に比較的独立しており、ASE から OAA への補助金支給等
は行っていない。
- フランスでは行政と宗教の分離が明確に行われていることが多い。匿名出産制度の運用につい
て、キリスト教（筆者注：フランスでは主にカトリック）等の宗教関連団体の直接的な関わり
は見られない。

(2) 匿名出産制度の利用状況

ここでは、国の統計データから、匿名出産制度の利用状況について概観する。

近年の匿名出産の件数は、決して減少傾向にはなく、国家後見子の大部分が匿名出産で生まれた子どもである。ただし、県により件数（出生人口当たりの割合）にかなりの差があり、各県の経済・社会的要因や、女性への支援体制のあり方が影響を与えている可能性がある。また、女性が匿名出産後に意思を変え、子どもと親子関係を確立したり、引き取ったりするケースも少なくない。

① 匿名出産の件数

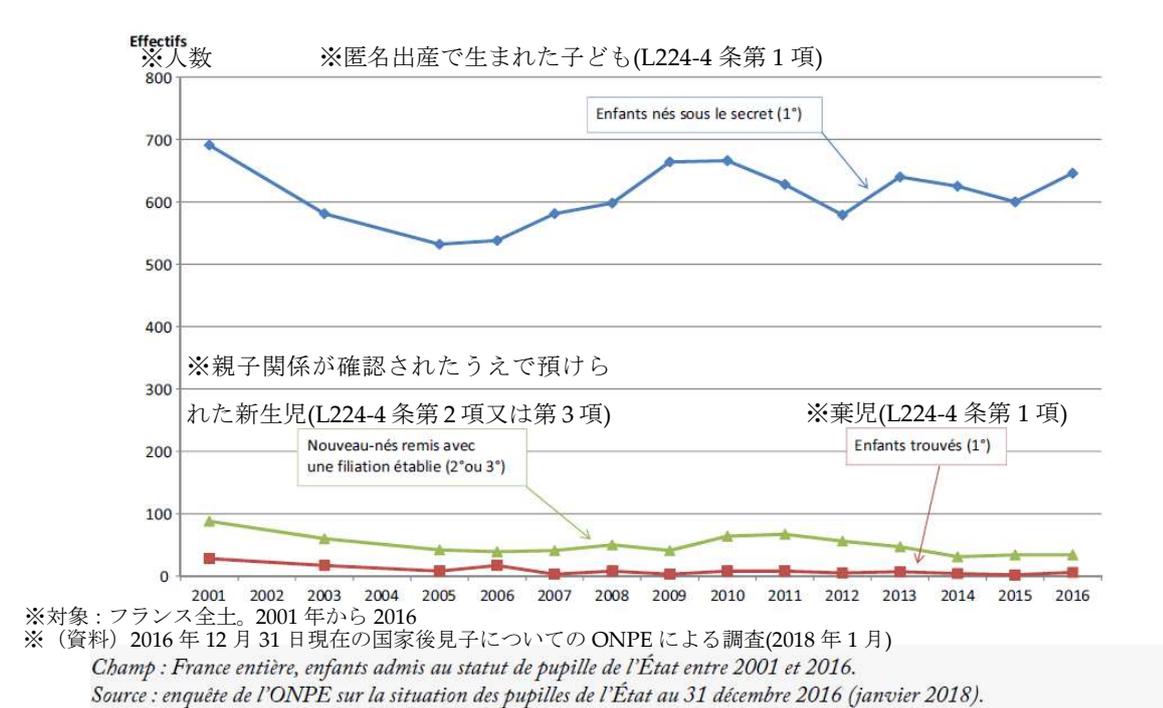
子どもの保護についての全国観測機関（Observatoire national de la protection de l'enfance : ONPE）の報告⁵⁹によると、2016年の匿名出産の件数は、646件（死産を除く出生10万件あたり82.7件の割合）であった。図V-3から分かるとおり、匿名出産の件数は減少と増加を繰り返してきたものの、2016年には2001年と同水準に戻っている。また、匿名出産以外の経緯で国家後見子となった子どもの割合は、匿名出産のケースに比べるとかなり少ない。

フランス国内でも地域によりばらつきがあり、出生数全体に対する匿名出産による出生数の割合が最も多かったのはカンタル（Cantal）県で、10万件の出生あたり375件であった。その一方で、匿名出産により生まれた子どもが0（ゼロ）人の県も合計8県存在した。

匿名出産により生まれた子ども646件のうち、108件（15%）は生物学上の両親のもとに返還され、34件は生物学上の両親と親子関係を確立し養子縁組を行った。このように、女性が匿名出産後に意思を変えるケースも少なくない。

⁵⁹ ONPE. (2018) . *La Situation des Pupilles de l'Etat: Enquete au 31 decembre 2016.*

図表 VII-5 国家後見子となった子どもの数の推移(2001-2016年) (※印は弊社で追記した和訳)



(資料) ONPE. (2018). *La Situation des Pupilles de l'Etat: Enquete au 31 decembre 2016*, p.30, Figure 11.

② 匿名出産する女性の特徴

匿名出産制度を利用する女性の属性については、CNAOP-INEDが2007-2009年に行った調査により、把握することができる。一般的に、匿名出産する女性は非常に若く、学生や雇用状態にない者が多いイメージを持たれがちだが、同調査の結果からは、制度を利用する女性像が一様ではないことが伺える。また、現地調査の結果から、地域によっては、比較的高い年齢の女性が多く利用していることが分かった。

i. 国の調査結果⁶⁰

匿名出産制度を利用した女性の平均年齢は26歳であり、フランス一般の出産平均年齢よりも低かった。また、10代の割合は10%強であった(一般の出産女性における割合の2倍)。しかし、若年層以外の年齢層の割合も多く、3分の1は30歳を超えており、16%は35歳以上(一般の出産女性における割合と同水準)であったという。

家族環境について、7割以上の女性はパートナーと同居しておらず、子どもの生物学上の父親と同居しているものは15%に過ぎなかった。

匿名出産した女性のうち、初産の割合は49%であった。残りの約半数の女性うち、4割は以前に子どもを1人出産しており、6割は子どもを2人以上出産していた。

雇用状況について、不安定な雇用やパートタイムも含めると、雇用されている割合は33%であった。また、全体の27%は学生であり、10%は無職であった。

ii. パドカレ県の例

ここでは、パドカレ県ASEへのインタビュー(2019年3月5日実施)に基づき、同県の事例を紹介

⁶⁰ Villeneuve-Gokalp, C., & Jacobs, A. (2011). Women who Give Birth "Secretly" in France, 2007-2009. *Population*, 66(1), pp.142-143, p.148

介する。

- ・匿名出産をする女性の平均年齢は、40 歳くらいである。
- ・欧州で匿名出産が制度化されているのはフランス、イタリア、ルクセンブルクのみであるため、ベルギー、オランダ、北欧から制度を利用しに来る女性もいる(なお、パドカレ県はベルギーとの国境地帯に位置する。)。同地方は、今は完全な斜陽産業となった炭鉱の労働者として、ポーランド、アルジェリア、チュニジアなどから多数の移民が定着した地域である。
- ・匿名出産の利用が多い背景には、近年の失業・貧困等様々な側面での生活上の困難が背景にある。

③ 匿名出産後の女性の選択

①に記載したとおり、出産直後の時点では子どもを手放す意思を持っていた女性について、時間の経過とともに意思を変化させるケースは少なくない。以下で引用するデータは、Villeneuve-Gokalp と Jacobs (2011)⁶¹を参照したものである。

CNAOP-INED が 2007-2009 年に行った調査によれば、一旦は ASE や OAA に子どもを委託した女性のうち、14%は 2 か月以内に子の返還請求を行っていたことが分かった。

具体的にみると、匿名で出産後、出生登録の母親の欄に自分の名前を記載して親子関係を確立した女性については、その 100%が、出産時点では自ら養育する意思を持っておらず、養子縁組への同意をしていたという。しかし、うち 34%は後になって意思を変え、子どもを引き取った。

また、出産直後には親子関係を確立しなかったが、後になってから意思を変え子どもを認知した女性について、84%は認知後に子どもを引き取っていた。

このように、妊娠・出産・育児について複雑な思いを抱える女性の場合、子どもへの養育態度について出産後すぐに決断することは難しく、気持ちの揺らぎや意思の変化は珍しくないことが分かる。

④ 匿名出産で生まれた子どもがアクセスできる情報

匿名出産した女性(出産後に認知した場合を除く)の子どもに対する身元秘匿には、3 段階がある。すなわち、(i)身元情報を厳封された封書に入れて残す、(ii)封書に入れず情報を残す、(iii)身元情報を全く残さない、の三つである。

DGCS の 2017 年の報告書⁶²によると、2016 年に匿名での出産を希望した女性のうち、子どもと親子関係を確立しなかったものは 8 割であるが、そのうち、何ら情報を残さなかった女性が半数、自分の身元に関する情報を「子どもの身上書類一式」または厳封された封筒に入れて残した女性が半数であった。つまり、父母の名前を記載せず出生登録される子どもの約半数は、生物学上の母に関する身元情報を、何らかの形で残されたことになる。

⁶¹ Villeneuve-Gokalp, C., & Jacobs, A. (2011). Women who Give Birth “Secretly” in France, 2007-2009. *Population*, 66(1), p.155

⁶² DGCS. (2017). *Etude portant sur l'évaluation de différents aspects de la loi n°2002-93 du 22 janvier 2002 relative à l'accès aux origines des personnes adoptées et pupilles de l'Etat.*

図表 VII-6 匿名での出産を希望した女性の最終的な選択 (2014-2016)

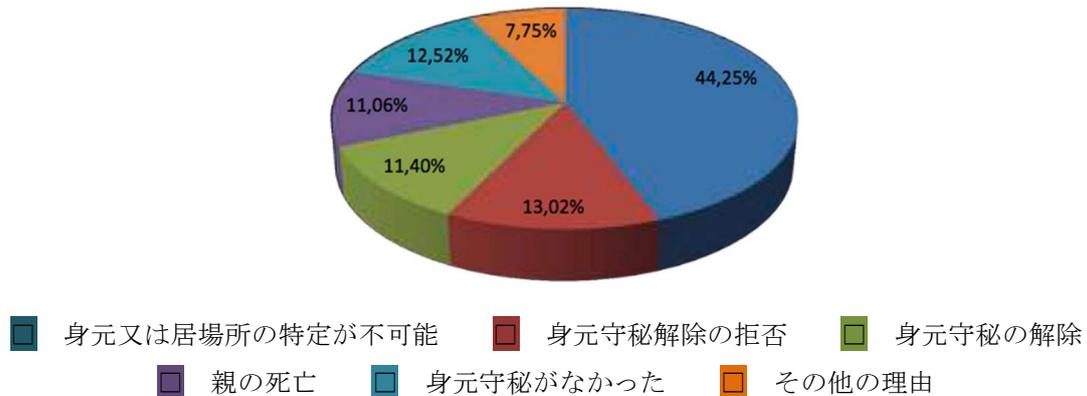
	2014年		2015年		2016年	
	71県		73県		77県	
匿名での出産を希望した女性の総数	371		382		457	
封をした封筒を残さなかった女性の数	163	44%	163	43%	191	42%
封をした封筒を残した女性の数	113	30%	117	31%	128	28%
子どもの身上書類に個人識別情報を残し、子どもをASEまたはOAAIに委託した女性の数	47	13%	38	10%	47	10%
子どもを認知し養子縁組に同意した女性の数	2	1%	3	1%	5	1%
子どもを認知し引き取った(返還された)女性の数	46	12%	61	16%	86	19%

(資料) DGCS. (2017). *Etude portant sur l'évaluation de différents aspects de la loi n°2002-93 du 22 janvier 2002 relative à l'accès aux origines des personnes adoptées et pupilles de l'Etat*, p.49 を和訳

しかしながら、実際に子どもが母親の身元情報を開示されるケースはさらに少ない。CNAOP の 2017 年報告⁶³によれば、2012 年 9 月 12 日から 2017 年 12 月 31 日の間に処理終了となった 8,492 件について、44%は母親の身元又は居場所の特定が不可能だったケース、13%は CNAOP が母親に接触したところ、身元守秘解除が拒否されたケースである (図表 V-5)。

なお、CNAOP の任務は、親の身元情報が秘匿されているケースにおける、子どもの出自情報へのアクセス支援であるが、その次の段階として、母子の面会をセッティングする場合もある。子どもは出自情報を得たとしても面会を希望するとは限らないし、逆に母親も、身元の開示に同意したとしても、子どもとの面会に応じるとは限らない。

図表 VII-7 2012-2017 年の処理終了請求における終了の理由



(資料) CNAOP. (2018). *Rapport d'activité 2017*, p.31 を和訳

(3) 匿名出産制度に関する政府の認識

第 2 節から分かるように、フランスにおいて匿名出産の役割や目的は、その時代によって少しずつ変化してきた。ここでは、現在のフランス政府の匿名出産制度に対する認識について、三つの資料をもとに紹介する。

⁶³ CNAOP. (2018). *Rapport d'activité 2017*, http://www.cnaop.gouv.fr/IMG/pdf/rapport_d_activite_2017-compressé.pdf (2019 年 2 月 23 日)

① 匿名出産に関する作業ワーキング・グループによる調査報告書

1999年、雇用連帯省（Ministère de l'Emploi et de la Solidarité）において、匿名出産のワーキング・グループが組織され、過去5年間にどのような女性が匿名での出産を希望したかに関する調査を実施した。その調査報告書において、匿名出産に至る要因には次のものがあると分析されている⁶⁴。

- 経済的に自立していないこと、思春期・青年期にまつわる問題、大人の世界へ入ることにあたっての困難
- 移民に関する法令や社会への統合過程での制約にまつわる地位の不安定さ
- 単親家庭における孤立と物質的困難

同報告書は、ロワイヤル法の審議を行っていた2001-2002年の議会で度々援用されたことから、近年のフランスにおける匿名出産に関する法制度の形成過程に一定の影響を与えたと思われる。

② Odievre v France 裁判

2003年のOdievre v France裁判において、フランス政府は、匿名出産制度の目的は嬰兒殺や嬰兒遺棄、人工妊娠中絶、誰にも知られない妊娠・出産の予防であって、同制度は、子どもを養育するのに必要な資源を持たず苦しんでいる女性を支援するものであると主張した⁶⁵。

③ CNAOP 事務局長へのインタビュー結果

2019年3月11日に実施したCNAOP事務局長へのインタビュー結果によれば、現在の匿名出産制度について、政府の認識は次のとおりである。

- 現行の匿名出産制度は2002年のロワイヤル法に基づくバランスの上に成り立っている。ロワイヤル法の目的はとりもなおさず「出産時の母子の健康」⁶⁶であり、子どもについては特に出産後24時間以内の嬰兒殺の予防である。
- 同法の原則およびCNAOPの活動の基本倫理は、「相互の合意に基づく秘匿性の解除」である。母親の身元情報の請求を受けて母親にコンタクトをとる場合も、あくまでその私生活を尊重し、CNAOPによる接触が他に漏れないよう細心の配慮をしている。
- しかし、政府は、匿名出産の権利を利用するよう奨励しているわけではない。
- また、秘匿された身元情報以外の情報は、情報を保管している県レベルですでにアクセスが可能であり。逆にいうと、秘匿の対象となっているのは身元情報のみである。
- 大きな課題は、匿名出産の件数が非常に少ない中でも、各県において恒常的な対応態

⁶⁴ Accouchement « sous X » et secret des origines Groupe de travail sur l' accouchement « sous X » » (匿名出産と出自の秘密), "Rapport du groupe de travail du Service des droits des femmes du ministère de l'emploi et de la solidarité" (雇用連帯省の女性の権利担当部の作業グループによる報告). Fériel Kachoukh, 1999. この文書自体は原文が入手できなかったが、ロワイヤル法の議会審議の過程で、下院から提出された2001年5月23日付け報告 (Assemblée Nationale. "Enregistré à la Présidence de l'Assemblée nationale le 23 mai 2001. RAPPORT INFORMATION" <http://www.assemblee-nationale.fr/rap-info/i3087.asp> (2019年2月23日)) に一部引用されていたため、ここではそれを参照した。

⁶⁵ Odievre v France (42326/98)[2003]

⁶⁶ なお、2002年以前は、子どもがまだ養子になっていなければ、子どもが一歳になるまで、母親は自分の身元を秘匿するよう求めることができた。しかし、「出産時の母子の健康」という観点から、2002年法により、身元の秘匿を求めることができるのは出産時に限定されることとなった。

勢を維持することである。匿名出産をする女性の場合、妊娠中の検診等を経ず、出産直前で産院に赴くケースがほとんどである。こうした突発事態に迅速かつ効果的に対応できる態勢、すなわち速やかに産院に駆け付け、母親との間で必要な手続を進められる態勢を維持することが重要である。

(4) 最新の動向と世論

最後に、匿名出産制度をめぐる最新の動向と世論について、まとめる。

匿名出産制度そのものについては、女性のプライバシー保護や母子の生命保護といった観点から、その存在意義は一般的に支持されている。他方で、同制度と子どもの権利とのバランスの取り方については、引き続き議論が継続しており、特に 2011 年以降、「匿名性」と「守秘性」を切り分けようとする考え方がみられる。

① 2011 年の議員立案法案

2011 年 12 月、匿名出産における匿名性の撤廃を求める議員立案の法案が下院に提出された。

この同法案では、匿名出産された子どもが未成年の間は、母親の身元の守秘が保障されるが、子どもの成人後は、母親の合意の有無にかかわらず、子どもが母親の身元情報にアクセスすることが可能とされていた。つまり、母親にとっての「匿名性」と「守秘性」とを区別し、匿名出産制度の「守秘性」は維持しつつ、「匿名性」を廃止しようとしたのである。しかし、この法案は採択されなかった。

法案を提出した、国民運動連合（UMP。当時与党）のブリジット・バレージュ（Brigitte Barèges）議員は、児童の権利に関する条約第 7 条を論拠の起点としつつ、欧州諸国の多くが出自を知る権利と匿名性の解除を認めている中で、フランスのロワイヤル法は時代の趨勢に反するとの認識を述べていた。

② 2014 年の 2 つの報告書

出産の「匿名性」と「守秘性」、また子どもの「出自を知る権利」をめぐる考察や見解の対立は、2014 年に発表された 2 つの政府報告書にも反映されていた。

2014 年 4 月、匿名出産や非配偶者間人工授精（AID）における配偶子提供者の「匿名性」に関し、2 つの政府報告書が相次いで提出された。当時、政府は家族法の改正を計画しており、その準備の一環として発表された報告書の一部が、当該 2 つの報告書である。なお、家族法改正は、最終的には見送られた。

i. 報告書「親子関係、出自、親であること」

社会学者のイレヌ・テリー氏を長とする作業グループが作成した報告書であり、養子縁組の様々なケースへの対応を含めた法改正を提案した。

この報告書は、2011 年法案と同様、匿名出産制度を維持しつつも、母親に対し出産時に身元情報を残すことを義務付け、成人に達した子どもから請求があった場合は、身元情報へのアクセスを認めるよう求めている。

ii. 報告書「子どもの保護と養子縁組」

この報告書は、ボルドー法学部教授のアデリーヌ・グットノワール氏が率いる作業グループが作成したものである。

この報告書では、テリー報告書と異なり、匿名出産の子どもに対する母親の身元の開示に関して「母親の同意を必要とする」という現行法の規定を支持していた⁶⁷。しかし、母親が出産時に身元情報を封書に入れて残すことについて、現行法の「促す」から「義務づける」に修正することを提案していた⁶⁸。

③ 匿名出産に関する最近の主な判決

過去 20 年の間、同性間結婚や AID など、匿名出産以外にも、子どもにとっての出自情報へのアクセスの問題を提起する新しい形のケースが増えてきた。そうした背景もあってか、匿名出産に関する報道は比較的少ないが、2011 年と 2014 年に匿名出産に関連する国内裁判所判決が出た際は、大手新聞でも大きく報じられた。

i. アンジェ控訴院判決（2011）-祖父母による引き取り⁶⁹

2009 年 6 月に匿名出産で出生した子どもについて、その祖父母の訴えにより、子どもの国家後見子としての決定が取り消され、祖父母が子どもを引き取ることが認められたものである。

この判決は、「匿名出産の終焉か」という角度から注目を浴びたケースだったが、実際には、匿名出産を選択した母親自身が妊娠・出産の事実を家族らに隠しておらず、周囲に対する秘密が当初より存在しないという特殊ケースであった。子どもの母親は、判決当時から、自分の両親が子どもを引き取ることに強く反対した。しかし、控訴院検事局は、「守秘性が事実上存在しなかった特殊なケースであることから匿名出産制度自体を危うくする判決ではない」、「子どもの将来的な安定を考慮すべきである」との観点から上告を断念した。

控訴院判決は、祖父母が血縁関係のみでなく「愛情の絆」を持っていることは疑いえないとしたうえで、1989 年 11 月 20 日に国連総会で採択された児童の権利条約第 7-1 条（氏名を有し、両親を知り、両親によって育てられる権利）をフランスの国内法に反映させた CASF L.112-4 条、また、子どもが両親から引き離される場合には、ASE に先立ち、家族のいずれか又は信頼の置ける第三者に預けることを求める民法典第 375-3 条を祖父母による引き取りの根拠とした。

ii. 2014 年のレンヌ控訴院判決（2014）-父親による引き取り⁷⁰

匿名出産で生まれ、養親に引き渡された子どもの実父が、子どもの返還を求めた裁判である。

子どもの父親は、妊娠中の母親と同居しており、子どもの認知書類も用意していたが、母親が突然

⁶⁷ 同報告書では、「子殺しや捨て子といった問題をなくすという公衆衛生上の優先課題から譲れない規定である」。また、成人した子どもに必ず身元を開示するとすれば「母親の意向や私生活を無視して子どもが母親に会いに押しかける危険も生じる」と指摘されている。

⁶⁸ 2002 年以降の CNAOP の活動報告の統計値が論拠とされた。その一つは、匿名出産を選択した母親のうち三分の一が自分の身元情報を残していないこと、もう一つは、身元情報を残し子どもによる請求を受けた母親の場合、その三割は匿名の解除に同意したことであった。つまり、出産時の身元情報収集が徹底すれば、出自情報へのアクセス率が高まることが期待されたとしていた。

⁶⁹ Direction des Affaires Juridiques. “Cour d'appel d'Angers, 26 janvier 2011, n°10-01339

(Accouchement sous X - intérêt de l'enfant - grand parent) “

<http://affairesjuridiques.aphp.fr/textes/cour-dappel-dangers-26-janvier-2011-n10-01339-accouchement-sous-x-interet-de-lenfant-grand-parent/>（2019 年 2 月 23 日）

⁷⁰ Société. “Enfant né sous X : la justice refuse de le restituer à son père biologique”

https://www.lemonde.fr/societe/article/2014/11/24/jugement-cornelien-pour-un-enfant-ne-sous-x_4528205_3224.html（2019 年 2 月 23 日）

音信不通となり、匿名出産した事実を知らずにいた。一方、県議会は匿名出産後2か月の法定暫定期間を経て正式な養子縁組手続を決め、子どもは養親に引き取られた。ところがその直後、父親が認知届を出していることが県議会に通知され、父親はその3か月後に子どもの返還の申立てを行った。

この事件は極端なケースではあったが、母親の独断による匿名出産で無視されたままとすることの多い父親の権利の問題が、改めて注目された。

第 VIII 章 まとめ

本調査研究では、妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外先進国での法制度・取組について、アメリカ・イギリス・韓国・ドイツ・フランスの5か国に焦点を当て、情報整理を行った。ここでは、各国の法制度・取組について、再確認する。

1. 各国における法制度・取組のまとめ

(1) アメリカ

○ 背景

アメリカでは、人工妊娠中絶に対して保守的な政治・文化があり、州法で人工妊娠中絶に厳しい条件が設けられていたり、人工妊娠中絶を規制すべきとの社会的な風潮を背景とした政治的な議論が度々あったりと、実質的にアクセスが難しい状況が見られる。このような背景もあって、1990年代には乳児の遺棄事件が数多く発生し、世間からも注目を集めた。

2000年代初頭に各州で制定された乳児避難所法は、こうした遺棄事件を防止することに強い関心が置かれていた。この法律は、出生前の子どもの生命の保護を図るという点では、人工妊娠中絶を禁止する政治・文化と整合的である。

○ 法制度・取組

<法に基づく施策>

乳児避難所法は、女性が出産した子どもを匿名で引き渡すことについて、一定の条件（州によって異なるが、例えば生後72時間以内に、病院など法が指定する避難所に引き渡すこと等）を満たす場合に、刑事的責任を免除する仕組みである。

本報告書で取り上げたカリフォルニア州の場合、子どもの出生証明書において、母親たる女性の身分事項は伏せられる。事前に承認された里親家庭への養子縁組が行われる。なお、女性は「安全な引渡し場所」への引渡しから14日以内であれば、子どもの返還を求めることが可能である。

<法制度に位置づけのない取組>

1990年代末、乳児避難所法が制定されるまでの間、民間において、匿名で子どもを引き渡す仕組みに関する事業や運動が展開されることがあった。

最近の動きとしては、2015年に乳児避難所法が制定されたインディアナ州を中心に、「セーフヘイブン・ベビーボックス」(Safe Haven Baby Boxes) (2014年設立) という非営利団体がベビー・ボックスの設置を進めている。これに対しては批判的な見方もあり、インディアナ州保健省は2015年に、ベビー・ボックスの利用は必ずしも安全でなく、乳児の遺棄や死亡を減少させることにはならないとして、ベビー・ボックスを利用する代わりに乳児避難所法の周知に取り組むべき、と報告している。

<母子保健一般の施策>

例えばカリフォルニア州では、一般の保健未加入で低所得者の妊娠中の女性向け健康保険プログラムが用意されている。

○ 子どもの権利について

乳児避難所法では、避難所に預けられる子どもの出自を知る権利について保障する規定は特に設け

られていない。なお、現在、アメリカは児童の権利に関する条約を批准していない。

○ 最近の動き等

遺棄される子どもの生命と身体の安全を守るという目的については、利用者が匿名で制度利用状況の十分なモニタリングが行われていないこともあり、懐疑的な見解が示されることが多い。また、人工妊娠中絶を阻止する政治的文化的な影響に関する指摘や、子どものケアの問題、医療従事者の間での制度理解について、不十分との指摘がある。

(2) イギリス

○ 背景

イギリスでは、女性の身体・精神の安全上の理由や経済的な理由がある場合、妊娠 24 週目までは人工妊娠中絶が認められている。また、母親の生活や健康が深刻に脅かされている場合又は胎児異常の重大なリスクがある場合は、人工妊娠中絶できる期間に制限はない。

イギリスでは、毎年発生している乳幼児の遺棄事件については、秘匿された妊娠（CP）・否定された妊娠（DP）をしている女性をめぐる諸問題を防止するという観点から、CP および DP への対処方針が地方自治体レベルで示されてきた。

○ 法制度・取組

<法に基づく施策>

CP および DP への対処方針については、各地域の地方児童保護委員会（LSCB）や各病院において、ガイドラインが設けられている。国家レベルの統一ガイドラインはないものの、全国的に概ね統一された内容となっている。

同ガイドラインに従い、CP の女性に対しては、妊婦管理のほか、児童が要保護であるかの確認、助産師によるサービス、精神科によるチェック、子どもの死に関するレビュー等が行われる。

他方、保健社会福祉省からの回答によれば、生後 2 年未満の子どもを遺棄する行為は刑法上の犯罪に該当するため、ベビー・ボックスの設置は法的に難しいとのことであった。

<法制度に位置づけのない取組>

民間において、一部でベビー・ボックスの設置を主張する運動や未婚母子支援団体による活動がみられたが、設置等は行われていない。

<母子保健一般の施策>

妊婦および産後の女性一般について、国による社会保障として、無料の処方箋発行、無料のミルク等食料品の給付が行われている。また、低所得者層の子育て支援のための税額控除や、通院のための交通費支援等もある。

○ 子どもの権利について

CP および DP への対処に関しては、緊急の医療処置を必要としている母親側に焦点が当てられており、子どもの権利の問題については比較的議論が少ない。子どもの出自を知る権利よりも、母親である女性の権利を擁護する傾向にある。

○ 最近の動き等

ベビー・ボックスの導入や CP/DP への対処に関する世論の特徴的な見解は確認ができなかった。

(3) 韓国

○ 背景

韓国では歴史的に、未婚女性が子どもを出産した場合、自分で育てるよりも養子として他者に託されることが多かった。また、以前は養子縁組の対象となる子どもについて、養親の実子として出生届が出されることも多く、このような慣習もまた、妊娠を他者に知られたくない女性が、子どもを事実上匿名で養子縁組に出すことを可能にしていた。

しかし、2011年の養子縁組特例法改正により出生登録が厳格化され、女性が匿名で子どもを手放すことは難しくなった。韓国には2009年からキリスト教会がベビー・ボックスを設置していたが、この利用数は2011年法改正を境に急増した。

なお、韓国において人工妊娠中絶は、近親間・性被害による妊娠等の場合にのみ認められており、このことも、女性が養子縁組やベビー・ボックスの利用を希望する背景の一つと思われる。

○ 法制度・取組

<法に基づく施策>

現在、女性が匿名で出産・出生登録することを認める法制度は存在しない。2018年に「秘密出産特別法案」が国会提出され、保健福祉委員会で議論されたが、検討過程で多くの課題が指摘され、現在は保留となっている。この法案は、民間におけるベビー・ボックス合法化運動の流れを受けたものであり、妊婦が身元を守秘して出産すること等を認めるものとされている。

韓国政府は2019年度内に児童福祉法を改正し、中央養子縁組院から児童権利保障院へと組織基盤を強化して政策パッケージの実行を担わせる方針を示している。出生登録への医療機関の協力や秘密出産制度は長期的課題と位置づけられ、関係機関で調査研究が行われている。

<法制度に位置づけのない取組>

2009年からベビー・ボックスがソウル市内の教会に設置され、現在まで国内2箇所で開催されている。

また、深刻な少子化を背景として、ひとり親や未婚母への公的支援や社会的包摂の必要性が認識されつつある中、一部の社会福祉法人において、危機的状況にある妊婦に対し、相談・出産・養育・就業等の包括的支援事業が展開されている。

<母子保健一般の施策>

妊産婦にオンライン申請可能な医療費支援用バウチャー「国民幸福カード」を配布し、妊娠・出産関連の診療費のうち50万ウォンまでを支給している。

○ 最近の動き等

ベビー・ボックスについては、女性の匿名性保護の側面を評価する意見がある一方で、子どもの出自を知る権利が十分に保障されていないとの批判も強い。また、一度子どもを託すと子どもを取り戻すことができず、親子関係の永久的断絶となることや、安易な子どもの手放しにつながるおそれなども指摘されている。

(4) ドイツ

○ 背景

古くは18世紀、多発する子どもの遺棄や嬰兒殺への対策として、孤児院でベビー・ボックスの原型が設置された。

2000年代には、危機的な状況下にある妊婦（「緊急下の女性」）の救済や、生まれた子どもの生命の保護を目的として、ドイツの各地に、民間団体によりベビー・ボックス（ベビー・クラッペ）が設置された。また、匿名出産・匿名の引渡しという民間の取組も行われるようになった。しかし、これらの取組に対しては、安易な養育放棄を誘発するおそれや、子どもの出自を知る権利が保障されないおそれなどが指摘されていた。さらに、ドイツ青少年研究所の報告書（2011）では、これらの取組は嬰兒殺しや新生児遺棄の防止につながることはない結論づけられた。

そうした中で、2014年、ドイツ政府は上記三つの民間の取組への批判点を解消する公的な仕組みとして、内密出産法を制定した。

○ 法制度・取組

<法に基づく施策>

内密出産法においては、①妊娠相談所における妊娠相談、②匿名での出産、③内密出産の子どもの出生の届出、④内密出生児の保護と養子縁組の手續、⑤内密出産した女性へのアフターケア、⑥子どもの出自を知る権利と母の秘密保持との調整について規定されている。

内密出産を希望する女性に対しては、まず避妊や家族計画等についての一般妊娠相談が行われ、そのうえで内密出産を希望する場合にのみ、第二段階の相談に進む。第二段階では、内密出産制度の手續のほか、子どもの出自を知る権利や養子縁組の手續等について、説明が行われる。

内密出産を希望する女性は①を経て、国内の病院または助産師のもと、匿名で出産できる。子どもの身分登録上の母は不明として扱われる。出自証明書には、女性の身元に関する情報が記載され、表紙に仮名が記載された形で厳封して保管される。

内密出産後の女性に対しては、心理・医療面でのアフターケアが行われる。

子どもは十六歳になると、女性の身元に関する書類を閲覧できる。女性がこれを拒否する場合、家庭裁判所が女性の利益と子どもの利益を比較考量し、閲覧の可否を判断する。

<法制度に位置づけのない取組>

ベビー・クラッペ、匿名出産、匿名の引渡しについては、内密出産法の施行後も禁止されておらず、存続し、かつ、利用され続けている。

<母子保健一般の施策>

危機的状況にある妊婦への経済的支援等があり、これらは全国の妊娠相談所により紹介されている。

○ 最近の動き等

2017年のドイツ政府による評価報告書によれば、妊娠相談システムの拡充により、内密出産制度が定着するとともに、他の匿名での子どもの委託形態の利用件数を減らすことにも寄与したと評されている。一方、同報告書において、嬰兒殺しや新生児遺棄については触れられていない。

(5) フランス

○ 背景

フランスでは、19世紀以前から、遺棄や嬰兒殺の防止を目的として、医療機関での匿名出産が制度として存在したといわれる。1975年まで人工妊娠中絶が認められていなかったことも、子どもの手放しを認める仕組みが形成された背景の一つであると思われる。20世紀になると、人口減対策の観点から出産・養育環境の整備がすすめられ、出産における匿名性保護の仕組みも拡充された。しかし1990年代以降、欧州を中心に子どもの出自を知る権利が重要視されるようになると、人工妊娠中絶が合法

化され、匿名で出産される子どもの数が大幅に減少していく中で、フランスの匿名出産制度においても、女性の匿名性保護の側面は子どもの権利との調整を受けることとなった。

○ 法制度・取組

<法に基づく施策>

フランスでは、多くの医療機関において、匿名かつ無償で出産をすることができる。さらに、女性は出産後、子どもの出生証明書において自分の名前を明らかにしないことができる。

匿名出産を希望する女性に対しては、各県の担当部署から、事前情報の提供が行われる。具体的には、匿名で出産することの法的結果、国家後見子の制度、養子縁組の手続き、子どもの出自を知る権利の重要性、子どもに自分に関する情報等を残せること等である。そのうえでなお匿名を希望した場合に、子どもについては母親を匿名とする出生登録が行われることとなる。なお、女性は2か月以内であれば、子どもの返還を求めることもできる。

母親を匿名として出生登録された子どもは、CNAOP という国の機関を通じて、母親が残した情報へのアクセスを求めることができる。情報には、母親が自分の身元情報を封に入れて厳封したものと、母親が自分の身元情報以外の子どもの出生に係る情報（厳封しない）の二種類がある。前者は母親の承諾がなければ開示されないが、後者は子どもの請求があれば開示される。なお、これらの情報を残すことは女性にとって義務ではない。また、情報は女性の発言どおりに記載され、虚偽や誤りを含む情報であっても、そのまま記載される。そのため、将来子どもが情報へのアクセスを請求しても、正確な情報が残されていないために、CNAOP が女性に接触できないこともある。

<法制度に位置づけのない取組>

民間において、ベビー・ボックスの設置等も行われていない。

<その他女性を支援する仕組み>

女性一般を対象として、周産期医療・子育て支援等の制度が用意されている。また、妊婦検診・入院・出産や人工妊娠中絶は無償かつ匿名で行える。匿名出産を希望する女性は、こうした支援制度についても事前に説明を受け、経済的に困難な状況にある女性であっても、安全な出産・人工妊娠中絶の選択や、子どもを自ら養育するという選択が容易になる場合がある。

○ 最近の動き等

2003年、欧州人権裁判所は、フランスの匿名出産制度について、子どもの出自を知る権利を保障する欧州人権条約に違反しないと判示した。しかし、児童の権利に関する条約委員会の勧告等にあるように、子どもの出自を知る権利を十分遵守できていないという批判も存在する。

2. 総括

以上のように、対象5か国のどの国においても、妊娠を他者に知られたくない女性による子どもの手放しは、大きな社会問題の一つと見なされてきた。

しかし、この問題への対応策については、国によって切り口が異なっている。アメリカでは、「遺棄・嬰兒殺の防止」や「胎児の生命の保護」という観点が特に重視されているが、ドイツやフランスでは、「危機的状況下の女性の救済」という観点も重視されている。イギリスでは、遺棄や嬰兒殺の防止そのものに着目するよりも、「危機的状況下の女性の救済」や「女性の養育態度に関するリスクの解消」に焦点が当てられている。他方、韓国における取組や最近の動向を見ると、「未婚女性の救済」という課題が背景にあるように思われる。

このような切り口の違いは、各国において子どもの手放しが社会問題化した経緯や、元々の歴史・文化的背景に起因する。キリスト教の影響が大きなアメリカや韓国では、人工妊娠中絶に対して比較的保守的であり、妊娠を他者に知られたくない女性にとっては、人工妊娠中絶を選択しにくい状況にあると思われる。また、韓国においては、儒教的価値観の伝統もあり、未婚の女性が子どもを育てるという選択肢が、社会的にあまり受容されてこなかった部分もある。他方、ドイツやフランスでは、古くから子どもの手放しを可能とする取組が存在していたことや、時代が下るにつれ、女性の自己決定権や出産前後の医療的・心理的ケアの重要性が認識されるようになったことが、現在の制度に大きな影響を与えている。加えてドイツでは、匿名による子どもの委託の諸制度は嬰兒殺や新生児遺棄の防止につながることはない結論づけるとともに、匿名による子どもの委託の代わりになり得る支援として、既存の合法的な支援制度の拡充や強化、関係諸機関との連携の必要性を提起したドイツ青少年研究所の報告書（2011）も影響を与えている。

上記のような様々な違いは、各国の法制度・取組における女性の匿名性の保護のあり方について、差異をもたらしている。アメリカの乳児避難所法は、避難所に子どもを引き渡す女性について、高い匿名性が確保されている。しかしその分、引き渡そうとする女性への事前カウンセリングや、子どもが成長後に母親について知る手段については、保障が不十分との批判もある。この点、ドイツの内密出産制度では、女性への事前・事後のカウンセリングおよび子どもが出自を知る権利も重視されており、女性の本名を含む身元情報が記録されるなど、女性の匿名性保護は一定程度の制約を受けている。フランスの匿名出産では、事前のカウンセリングや子どもが出自を知る権利を保障する仕組みがあるが、女性が公的証書上の身分情報を提示する義務がなく、また、子どもが厳封された情報にアクセスするには女性の同意が必要であるなど、ドイツに比べると女性の匿名性保護の程度が強い。他方、韓国では、匿名での子どもの手放しを認める法制度を導入すべきとの意見がありつつも、どのような法制度が女性の権利を本当の意味で保護することにつながるのか、どのように子どもが出自を知る権利との調整をすべきかといった観点から、未だ国内議論が続いている。イギリスでは、既述のとおり妊娠を他者に知られたくない女性が抱えるリスク全般に対処が試みられているが、匿名による子どもの手放しを認めるべきという議論は比較的少ないように思われる。

最後に、各国における取組には、法に基づくものだけでなく、民間の取組も大きな役割を果たしている場合がある。特に韓国においては、匿名での子どもの手放しを認める公的な仕組みが未だ成立していない状況にあって、教会のベビー・ボックスや、社会福祉法人による出産・養育・就業等の包括的支援事業が、多くの妊娠を他者に知られたくない女性に利用されている。また、ドイツにおいては、公的制度とは別に、民間のベビー・ボックス、匿名出産、匿名の引渡しといった取組が存在している。

本調査研究では、海外先進国の妊娠を他者に知られたくない女性に対する法制度・取組についてより深く理解するため、法制度・取組の歴史的・文化的背景、目的、関連の国内・国際法、公的取組と民間の取組との関係など、様々な観点から情報を整理した。そして、各国の法・制度における女性の匿名性保護のあり方や、子どもの利益等との調整について、説明した。この研究成果については、日本における議論の参考として、広く活用されたい。

以上

参考資料

本調査研究では、第2回調査研究委員会でそれぞれの構成委員に「調査対象国に関する知見の共有」としてプレゼンテーションを依頼した。ここでは、そのうち委員から資料掲載のご承諾をいただいた韓国とドイツについて、当日の発表資料を掲載している。

1. 韓国の状況（姜委員ご提供資料）

妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法・制度に関する調査研究
2018.10.11

韓国の状況について

埼玉県立大学 社会福祉子ども学科 准教授
全国妊娠SOSネットワーク理事
姜恩和（カンウナ）

目次

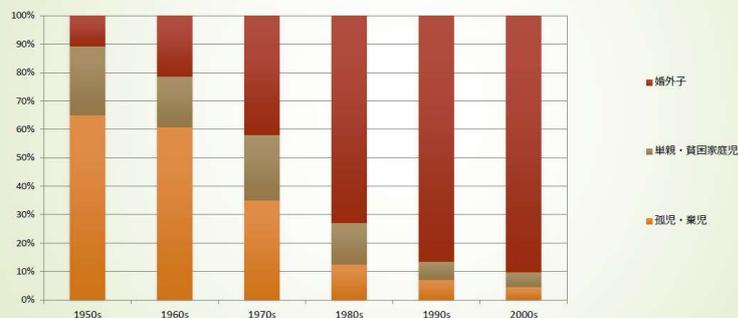
- I. 予期せぬ妊娠をした女性支援
- II. 支援の実際：社会福祉法人愛欄院
- III. ベビーボックスと法制定の動き
- IV. 終わりに

I. 予期せぬ妊娠をした女性支援

I. 予期せぬ妊娠をした女性支援の展開 1. 変遷過程



I. 予期せぬ妊娠をした女性支援の展開 2. 養子縁組特例法養子(海外+国内)の属性



I. 予期せぬ妊娠をした女性支援の展開

3. 妊婦健診費用

- 妊娠確定診断を病院で受け、国民幸福カードというバウチャーはネットで申請可能
- 未婚母子施設に入所した場合は、医療給付対象者となり、費用は公的負担となる

I. 予期せぬ妊娠をした女性支援の展開

4. 未婚母子施設の推移



出典：保健福祉部、女性家族部 各年統計資料

I. 予期せぬ妊娠をした女性支援の展開

5. 未婚ひとり親家族福祉～施設保護

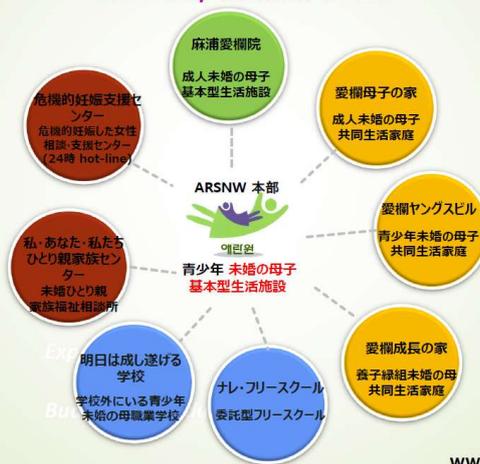
類型/施設数	対象	入所期間(延長)	サービス
基本生活型 /21か所(544名)	妊娠女性および産後(6か月未満)の保護を有する女性	1年(6か月)	妊娠、出産に関する医療サービス、宿食無料提供
共同生活型 /39か所(330世帯)	出産後3歳未満の乳児を養育する未婚母子	2年(1年)	住居、就職支援、養育及び自立支援
共同生活型 /2か所(15名)	出産後子どもを養育しない未婚母	2年(6か月)	住居、就職支援、自立支援

出典：女性家族部(2018)『2018 ひとり親家族支援事業案内』、pp.203

Ⅱ. 支援の実際～社会福祉法人愛欄院

愛欄ひとり親家族ネットワーク(aeran single parent family network)

危機的妊娠をした未婚の母子、父子の出産、教育、自立、養育、支援のための
one-stop network サービス



www.aeranwon.org

危機的妊娠から自立までの ONE STOP SERVICE



姜英實(2018)「愛欄院紹介資料」

Ⅱ. 支援の実際～社会福祉法人愛欄院

- 未婚に限らず、すべての危機的な妊娠をした女性支援への拡大
 - 子どもと一緒に施設への入所が必要な場合
 - ホームレス、知的・精神・身体障害をもつ妊産婦
 - 既婚(DV, 婚外妊娠), 事実婚, 外国人妊産婦
- 2018年1月：ひとり親家族支援法改訂～
 - 未婚以外の人でも未婚ひとり親家族福祉施設を利用できるように
 - 子どもを養育しない人への支援の根拠が示される

Ⅱ. 支援の実際

- With Mom ひとり親家庭支援センター(NPO)：青少年未婚母支援を専門とする。
主要都市の総合病院、産婦人科病院と業務提携し、妊婦検診および分娩費支援、企業と連携し自立支援、学校運営
- Love the World(非営利団体)：とくに30代以降の危機的な妊娠をした女性支援を行う。産婦人科、関係機関との連携。住民登録抹消状態の解消により、公的支援サービスへつながるようにする隙間支援

Ⅲ. ベビーボックスと法制定の動き

Ⅲ. ベビーボックスと法制定の動き

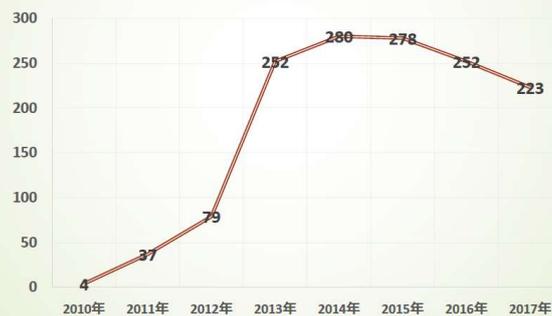
1. 問題の焦点：2012年養子縁組特例法改正

項目	改正前	改正後
法律名称	養子縁組の促進および手続きに関する法	養子縁組特例法
養子縁組の成立	届出制 <ul style="list-style-type: none"> ・養親による出生届 ・実母のプライバシー保護 	許可制(11条・18条・19条) <ul style="list-style-type: none"> ・実親による出生届 ・実母のプライバシー保護問題浮上

Ⅲ. ベビーボックスと法制定の動き

1. 問題の焦点：ベビーボックスの子どもの増加

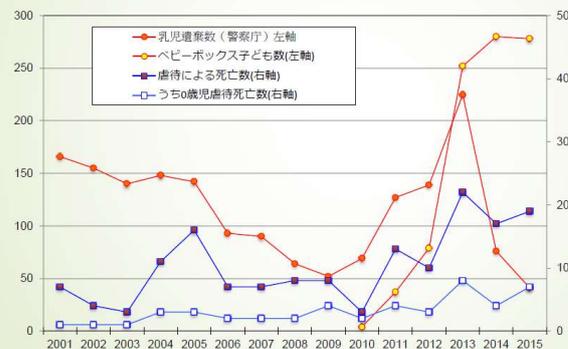
・年度別の預け入れられた子どもの人数



※2014年7月にソウル近郊に2か所目のベビーボックスが設置された。2014年以降のデータは2か所を合わせたものである。

Ⅲ. ベビーボックスと法制定の動き

2. 0歳児の虐待死と遺棄、ベビーボックスの状況



Ⅲ. ベビーボックスと法制定の動き

3. 民法と戸籍法

- 第778条(戸主)
 - 一家の系統を継承した者、分家した者あるいはその他の事由により一家を創立あるいは復興した者
- 第781条(子の入籍、姓と本)
 - 1項 子は父の姓と本にしたがい、父家に入籍する。
 - 2項 父を知らない場合、子は母の姓と本にしたがい、母家に入籍する。
 - 3項 父母を知らない子は法院(裁判所)の許可を得て姓と本を創設し、一家を創立する。しかし姓と本を創設した後父あるいは母を知った際には、父または母の姓と本にしたがう。
- 782条(婚外子の入籍)
 - 1項 家族が婚外子を出生した場合は、その家に入籍することができる。
 - 2項 婚外子が父家に入籍できない場合は母家に入籍ことができ、母家に入籍できない場合は一家を創立する。
- 戸籍法第51条2項
 - 婚外子の場合は母親が出生届を出さなければならない。

Ⅲ. ベビーボックスと法制定の動き

4. 民法改正(2005年)と家族関係登録法(2007年制定)

- 民法第779条(家族の範囲)
 - 1項 下記のものは家族とする
 - 1号 配偶者、直系血族および兄弟姉妹
 - 2号 直系血族の配偶者、配偶者の直系血族および配偶者の兄弟姉妹
- 781条(子の姓と本)
 - 子は父の姓と本にしたがう。ただし、父母が婚姻届出を提出する際に母の姓と本貫に従うことに合意した場合は、母の本貫と姓に従う
- 家族関係登録法第51条2項
 - 婚外子の場合は母親が出生届を出さなければならない

Ⅲ. ベビーボックスと法制定の動き

5. プライバシー保護

- 家族関係登録法の改正(2016.5.19)
 - 家族関係証明書に2種類ある：一部証明書と全部証明書⇒一般証明書と詳細証明書へ
- 2012年特例法
 - 養子縁組が完了した時点で、母親の家族関係登録簿から子どもの名前が削除される

Ⅲ. ベビーボックスと法制定の動き

6. 「妊産婦支援拡大および秘密出産に関する特別法案」

- 提案者：ベビーボックス運営者、ソンサン生命倫理研究所等
- 2017年9月28日（木）呉シンファン国会議員室主催により公聴会開催（パネリスト：法務部、保健福祉部、女性家族部、韓国未婚母ネットワーク、ベビーボックス）
- 呉シンファンほか10人の議員より2018年2月に発議される

Ⅲ. ベビーボックスと法制定の動き

6. 「妊産婦支援拡大および秘密出産に関する特別法案」

- 主要内容
 - 相談機関の設置・運営
 - SOS相談電話設置
 - 緊急乳幼児保護所の運営
 - 秘密出産に関する支援
 - 秘密出産後は後見開始および養子縁組の支援
 - 血統証書の作成および中央養子縁組院にて保管
 - 中央養子縁組院長による出生届
 - 実母の身元の秘密保障および例外的公開
 - 子どもが16歳になってから実母の同意が得られた場合、実母の身元確認可能
 - 子どもの健康・疾病上の理由により実母の情報が必要な場合は、家庭裁判所の決定により必要な範囲内で情報公開できる

Ⅳ. 終わりに

未婚の母への支援を超えて

- 民間機関の実践、女性家族部の誕生、当事者運動
- 妊婦支援の柱は「未婚ひとり親家族福祉施設(基本生活型)」
 - 短期間の入所保護→養育と自立支援へ
 - 養子縁組特例法の改正とベビーボックス問題の浮上
 - 未婚の母のみならず、妊娠を他者に知られたくない女性への注目
- 「妊産婦の支援拡大と秘密出産に関する特別法案」をめぐる議論

未婚の母への支援を超えて

- 匿名で相談できる体制作りから出産前後までのさめ細かな支援の体制を整えつつ、他人に知られたくない場合のプライバシー保護を図るための、制度的な装置を築いていく
- その際に、注意すべき点：
- ベビーボックスの運用や、秘密出産特例法案に関しては全体的な社会の受け止め方は肯定的
 - 予期せぬ妊娠をした女性は非常に弱い立場にいる、他人に知られたくないというニーズは高いという社会的認識
 - このような現状の容認は、未婚や予期せぬ妊娠をした女性への偏見をそのまま放置することにつながらないか。海外養子縁組のときと同じ轍を踏むとの批判

主要参考資料

- 姜恩和(2014)「2012年養子縁組特例法にみる韓国の養子制度の現状と課題—未婚母とその子どもの処遇を中心に—」『社会福祉学』55(1) 63-75
- 姜英實(2018)「愛欄院紹介資料」
- 金サンヨン(2013)「ベビーボックスと匿名の出産—家族関係登録法の改正と関連して—」『法学研究』第54巻第4号、315-341
- 主の愛共同体教会の資料

※本発表は、JSPS科学研究費補助金基盤研究C「0歳児の遺棄・虐待を防ぐ実母支援体制の構築—日本と韓国の比較研究」(課題番号15K03929)の成果の一部をまとめたものである。

2. ドイツの状況（バウアー委員ご提供資料）

ドイツの「妊娠を他者に知られたくない女性」に関する法・制度

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法・制度に関する調査研究」
第2回検討委員会（2018年10月11日）

熊本大学 大学院人文社会科学研究所 トビアス・バウアー

目次

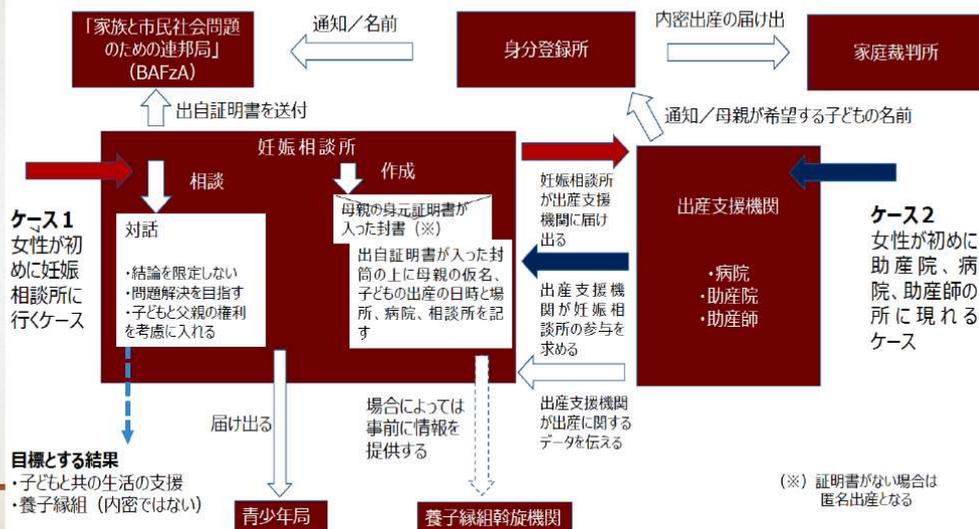
1. 内密出産制度の概要・手続
2. 女性と子の情報を把握する機関と把握内容
3. ドイツの内密出産制度を理解するために不可欠な主要文献
4. 予期せぬ妊娠をした女性が妊娠を知られたくない主な「他者」
5. 内密出産制度に関するドイツ国内の世論
6. 内密出産制度等の利用状況

内密出産制度の概要

- 1999年からはじまった匿名による子どもの委託の諸形態（赤ちゃんポスト、匿名出産、匿名での子どもの引渡し）をめぐる議論を背景として、2014年5月に「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」が施行
- 妊娠葛藤法、またその他の関係する法律・規則（国籍法、届出法の枠組に関する法律、身分登録法、身分登録規則、家事事件・非訟事件手続法、民法）を改正
- 立法趣旨は、困難な状況にいることから、妊娠していることを隠す女性に正規の支援制度への道を開くことにある（+ それを通して、子どもの出自を知る権利を保障する）
- 仕組み：
 - 妊娠相談の拡充：「困難な状況にいる妊婦」というホットラインの設置
 - 相談制度の周知：ホームページ（www.geburt-vertraulich.de）を通じてインターネットにおける情報提供、広範囲の啓発キャンペーンを通じて相談の利用を促進
 - 内密出産制度の導入

内密出産の手続
[http://hdl.handle.net/2298/38843]

図1 妊娠葛藤法 (SchKG)に従った内密出産の手続きのパターン



女性と子の情報を把握する機関と把握内容

Beratung & Geburt
VERTRAULICH

Herkunftsnachweis
nach § 26 Absatz 2 SchKG

Vorname
Familienname
Geburtsdatum
Anschrift

女性と子の情報を把握する機関と把握内容

Dieser Umschlag enthält einen **Herkunftsnachweis** nach § 26 Absatz 2 SchKG.
Achtung: Dieser Umschlag darf nur von dem Kind nach Vollendung des 16. Lebensjahres eingesehen werden.

Beratung & Geburt
VERTRAULICH

Von der Schwangerschaftsberatungsstelle auszufüllen:

Pseudonym der Frau

Geburtsdatum des Kindes

Geburtsort des Kindes

Name und Anschrift der Geburtsklinik oder der Hebamme

Name und Anschrift der Beratungsstelle

Vom Bundesamt für Familie und zivilgesellschaftliche Aufgaben auszufüllen:

Name des Kindes

Name des Kindes nach Änderung des Namens

Mutter hat dem Einsichtsrecht entgegenstehende Belange geltend gemacht

Name und Anschrift des Verfahrensständchatters

ドイツの内密出産制度を理解するために不可欠な主要文献

1. ドイツ倫理審議会『匿名による子どもの委託の問題 — 見解』(2009年)
2. ドイツ青少年研究所『ドイツにおける匿名出産と赤ちゃんポスト』(2011年)
3. 連邦政府の法案 — 「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法案」(2013年)
4. ドイツ連邦家族省『「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基づいて実施した全ての取り組みと支援の効果に関する評価調査』(2017年)
5. 「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基づいて実施した全ての取り組みと支援の効果に関する連邦政府の報告(2017年)
6. ブッシュ、クレル、ウィル(編)『親が(当面)分からない—ドイツにおける匿名・内密出産』(2017年)

ドイツ倫理審議会

『匿名による子どもの委託の問題 — 見解』(2009年)



- 赤ちゃんポスト、匿名出産に関する法的状況の分析(当時までの法学的文献のまとめ)
- 当時までの(失敗した)立法の試みのまとめ
- 赤ちゃんポスト問題の倫理的な分析
- 赤ちゃんポストと匿名出産の廃止、および、「一時的な匿名届を伴う内密による子どもの委託」の立法化を求める勧告(多数意見)



ドイツ倫理審議会 『匿名による子どもの委託の問題 — 見解』(2009年)



- 原文：
<https://www.ethikrat.org/fileadmin/Publikationen/Stellungnahmen/deutsch/stellungnahme-das-problem-der-anonymen-kindesabgabe.pdf>
- 英語訳：
https://www.ethikrat.org/fileadmin/Publikationen/Stellungnahmen/englisch/DER_Stn_AnonKind_Engl_online_Auf12.pdf
- 仏語訳：
https://www.ethikrat.org/fileadmin/Publikationen/Stellungnahmen/franzoesisch/DER_Stn_AnonKind_Frz_online_Auf12.pdf
- 日本語訳（倫理的評価、勧告、補足意見、少数意見）：
<http://hdl.handle.net/2298/24629>

ドイツ青少年研究所 『ドイツにおける匿名出産と赤ちゃんポスト』(2011年)



- ドイツ連邦家族省による委託研究事業
- 匿名による子どもの委託の諸形態に関する調査（利用状況、諸形態のそれぞれの手順、預け入れ後の子どもの状況等）
- 結論：法整備によって法的な安定性を保証する必要性、正規の支援制度をさらに周知する必要性、ホットラインの設置の必要性、女性の匿名希望に関するデータの提示（部分的な匿名性）

ドイツ青少年研究所 『ドイツにおける匿名出産と赤ちゃんポスト』(2011年)



- 原文：
https://www.dji.de/fileadmin/user_upload/Projekt_Babyklappen/Berichte/Abschlussbericht_Anonyme_Geburt_und_Babyklappen.pdf
- 日本語訳（要約、結論）：
<http://hdl.handle.net/2298/30341>

連邦政府の法案 — 「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法案」 (2013年)



- ドイツ青少年研究所の調査結果に基づく
- 現状に関する問題意識（医療的手当での確保、ドイツ全土にわたる支援の必要性、諸支援の周知、法的安定性等）
- 妊娠を隠す女性を支援すること、また、関係諸機関が安心して行動できるように法整備を行うことは、国の責任という認識

連邦政府の法案 — 「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法案」 (2013年)



- 原文：
<https://dipbt.bundestag.de/dip21/brd/2013/0214-13.pdf>
- 日本語訳（問題と目的、解決策、立法理由）：
<http://hdl.handle.net/2298/30341>

ドイツ連邦家族省『「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基づいて実施した全ての取り組みと支援の効果に関する評価調査』（2017年）



- 調査内容：
 - 内密出産制度と相談システムの利用件数および利用者に関する調査
 - 関係諸機関に関する調査
 - 従来の匿名による子どもの委託の諸形態（赤ちゃんポスト等）への影響に関する調査
 - 支援の認知度に関する調査
- 結論：
 - 拡充した相談システムおよび内密出産制度を無事導入・定着できた
 - 赤ちゃんポスト（と孤立出産）、匿名出産の利用件数を減らすことに成功した
 - 匿名による子どもの委託の諸形態（赤ちゃんポスト等）の継続的な存在意義を認める

ドイツ連邦家族省『「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基づいて実施した全ての取り組みと支援の効果に関する評価調査』（2017年）



- 原文：
<https://www.bmfsfj.de/blob/117408/478c56ffffc1645cdbf850bf7157ac72/evaluation-hilfsangebote-vertrauliche-geburt-data.pdf>
- 日本語訳：
 - 抄訳①（目次、まとめ、総評）：<http://hdl.handle.net/2298/38464>
 - 抄訳②（内密出産の手順、相談と子どもの委託の諸制度の利用状況）：<http://hdl.handle.net/2298/38843>
 - 抄訳③（関係諸機関の立場と期待、相談を受けた女性がおかれている問題状況と相談の手順）：<http://hdl.handle.net/2298/40181>
 - 抄訳④（法律の経緯・要点、匿名による子どもの委託の諸形態および嬰兒殺しに関するデータ、匿名による子どもの委託の諸制度に関する質的結果、課題のある分野）：準備中

「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基づいて実施した全ての取り組みと支援の効果に関する連邦政府の報告（2017年）



- 『評価調査報告書』の抜粋版（全34ページ）
- 原文：
<https://www.bmfsfj.de/blob/117448/74c7e8b3ef0960d03b66ade5f0958df6/bericht-vertrauliche-geburt-2017-data.pdf>

ブッシュ、クレル、ウィル（編）『親が（当面）分からない—ドイツにおける匿名・内密出産』（2017年）



- 評価調査報告書の公開にあわせて、匿名や内密の諸取り組みについての様々な学問の研究水準を広く紹介する目的
- 匿名による子どもの委託の諸形態についての（廃止の）決断を求める
- 内密出産制度の課題も指摘
- 原文：Ulrike Busch, Claudia Krell, Anne-Kathrin Will（編）『Eltern (vorerst) unbekannt: anonyme und vertrauliche Geburt in Deutschland』Beltz（2017年）

予期せぬ妊娠をした女性が妊娠を知られたくない主な「他者」

- ドイツ青少年研究所の調査研究（2011年）：女性が匿名を望む対象には、対象が誰によって差異がある。
- 内密出産法の評価調査（2017年）：内密出産を決断した女性が、自身の妊娠を隠しておきたいのは、特定の人や一つの機関に対してだけでなく、複数の人や機関に対してである。

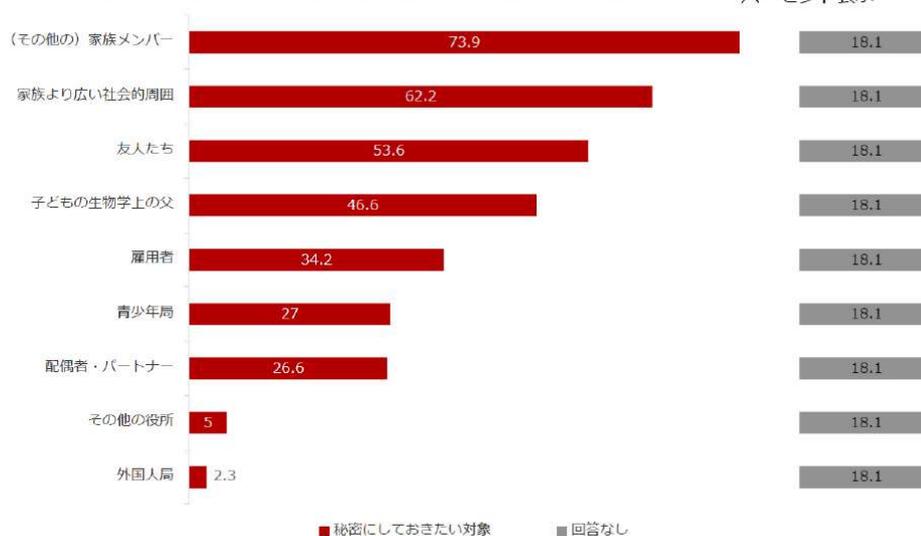
ドイツ青少年研究所の調査研究（2011年）より

生まれ育った家族、周囲の人々、諸官庁、雇用者等といったさまざまな関係者に対する、[すべての当該女性の] 匿名であることへの希望は、明らかに強かった。妊娠を伴う母子を守る制度上の規制（例えば、職場における妊産婦の保護の規制）は、匿名により子供を委託する動機がある場合には、妨害となる。欠勤[理由]や親権に関して質問されることと[そこから生じる]問題を避けるために、母親はより複雑ではなさそうに見える道を選んでいる。その際、子供自身は例外となる。[匿名による子供の委託の諸取り組みの]提供施設のスタッフによれば、当該女性において、子供に関しては線引きして隠しておきたいという希望はそれほど強くなかったのである。つまり、一部の母親の考え方はアンビバレントなものである：制度上の規制が自分の決断を妨害することは望まない一方で、子供に対しては、自分の責任や義務をより明確に認識しているようである。[女性の]制度的規制に対する考え方を鑑みると、母であることに伴う義務の意識が、取り組みを利用することを決断する上で重要な役割を果たしていることが明らかになる。[<http://hdl.handle.net/2298/30341>]

より
内密出産法の評価調査（2017年）
[<http://hdl.handle.net/2298/40181>]

図13 子ども・出産のことを知られたくない相手と諸機関

パーセント表示



出典：事例再現 (n=222)

内密出産制度に関するドイツ国内世論

- ドイツ連邦家族省は評価〔調査〕報告書をもって内密出産制度の導入を成功と見なしているが、当面ベビー・クラブ等に関する現在の対応の見直しには言及していない。ベビー・クラブ等を提供している団体の多くは、密出産制度を肯定的に評価しているものの、(絶対的な)匿名保持を希望している女性のニーズを理由にベビー・クラブ等を存続させている。一方で、本法律の有用性を契機として、2009年(平成21年)にドイツ倫理審議会が勧告したベビー・クラブの廃止を求めている団体もある(例: pro familia福祉支援団体等)。また、関連分野の専門家の一部もベビー・クラブ等の存続に対して異議を申し立ており、内密出産制度が定着したこと及び新たな研究成果等を受けてベビー・クラブ等の再考を求めている。〔熊本市要保護児童対策地域協議会「このとりのゆりかご」専門部会『「このとりのゆりかご」第4期検証報告書』(2017年9月)、9ページ〕
- ブッシュ、クレル、ウィル(編)『親が(当面)分からないードイツにおける匿名・内密出産』(2017年)→内密出産制度の課題も指摘

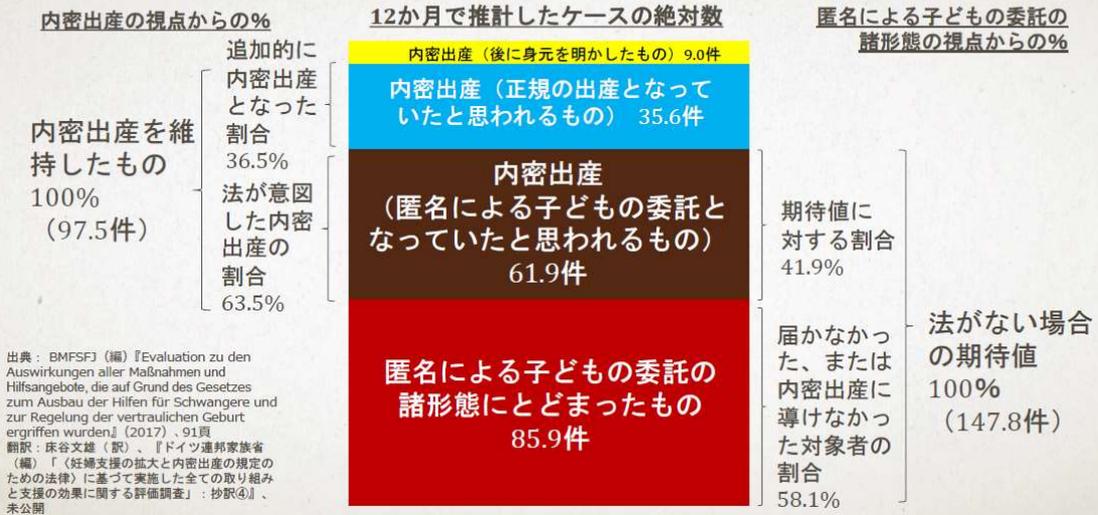
ドイツの内密出産制度における「需要喚起」

- 立法時当初の見積りの3倍の利用件数
- 内密出産制度によって従来の制度(赤ちゃんポスト、匿名出産、匿名で引き渡せる制度)の利用が減ったが、全体として(少なくとも一時的に)出自を知る権利が侵害されている子どもの数が増加

内密出産制度の利用件数

	1年間の内密出産の総件数	内密出産後に身元を明かした件数	内密性を維持した内密出産の件数	データの出典
2013年3月時点の想定(内密出産法の草案付随の立法理由)	50	20	30	Bundesrat (編)『Entwurf eines Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt』、BR-Drs. 214/13 (2013)、15頁
2017年7月時点の推計(内密出産法に関する評価調査)	106,5	9	97,5	BMFSFJ (編)『Evaluation zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt ergriffen wurden』(2017)、91頁

内密出産法の量的効果の推測（2017年 評価調査報告書による）



内密出産制度等の利用状況

- ホットラインの利用件数（相談件数）：11,989件（2014年5月～2016年9月）
- 内密出産に関する相談件数（妊娠相談所）：1,277件（2014年5月～2016年9月）
- 内密出産：238件（2014年5月～2016年9月）、467件（2014年5月～2018年7月）

図7 ホットラインの利用状況

絶対度数 出典：ホットラインの経過データ（2016年10月31日現在）

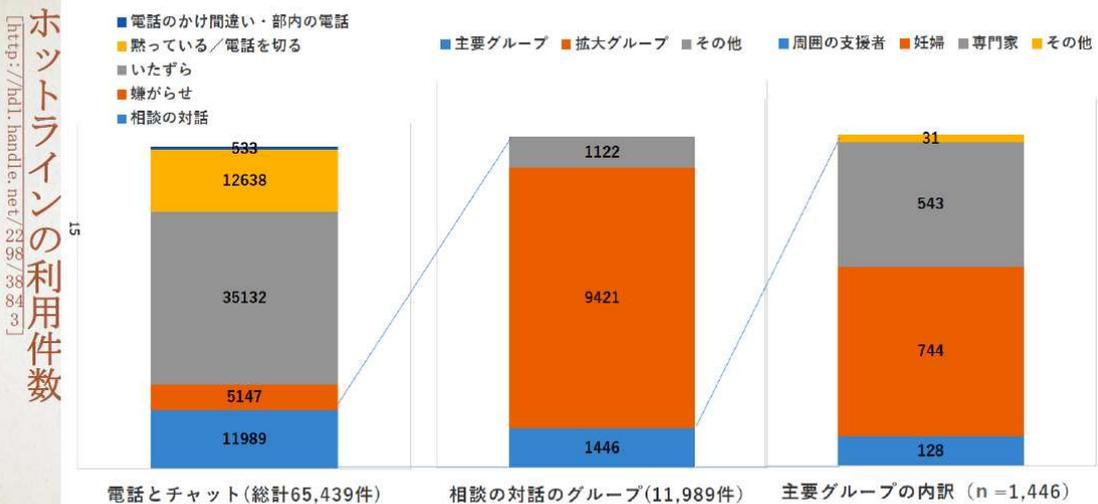
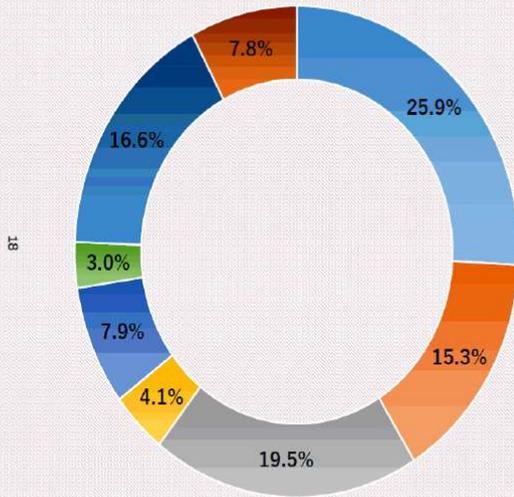


図10 2016年9月までの推計1,277件の相談の結果



- 子どもと共に生きることに決めた
- 正規の養子縁組に決めた
- 内密出産に決めた
- 匿名出産または赤ちゃんポストに決めた
- 妊娠中絶に決めた
- 相談継続中のため、まだ決めていない
- 女性とのコンタクトが中断したため、決断について把握していない（＝内密出産ではない）
- 回答なし

出典：相談所のアンケート調査
推計：2015年（n=761）と2016年（n=766）

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
(妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法・制度に関する調査研究)
報告書

平成31年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部
東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー
電話：03-6733-1024
